

平成 26 年度

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

平成 26 年 2 月 27 日 開 会

平成 26 年 3 月 4 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成26年度予算特別委員会会議録目次

【平成26年2月27日（木）】

1日目

正副委員長互選	3
議案説明（議案第20号から第37号まで）	5
資料要求	
高橋卓也 委員	31
阿部かほる 委員	32
菊地進 委員	32

【平成26年2月28日（金）】

2日目

質疑

〔一般会計〕

鎌田礼二 委員	37
小野幸男 委員	50
西村勝男 委員	62
小野絹子 委員	72
志子田吉晃 委員	84
菊地進 委員	96

【平成26年3月3日（月）】

3日目

質疑

〔一般会計〕

田中徳寿 委員	111
浅野敏江 委員	124
曾我ミヨ 委員	136
阿部かほる 委員	147
高橋卓也 委員	159

志賀勝利委員	169
香取嗣雄委員	182

【平成26年3月4日（火）】 4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

鎌田礼二委員	195
高橋卓也委員	204
西村勝男委員	213
小野幸男委員	218
嶺岸淳一委員	227
田中徳寿委員	230
浅野敏江委員	239
阿部かほる委員	248
小野絹子委員	255
志子田吉晃委員	264
菊地進委員	273
志賀勝利委員	281

採決	290
----	-----

平成26年2月27日（木曜日）

平成26年度予算特別委員会

（第1日目）

平成26年度予算特別委員会第1日目

平成26年2月27日(木曜日)午前10時開会

出席委員(17名)

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員(なし)

(全会計・一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君

市民総務部長 財政課長	荒井敏明君	市民総務部長 税務課長	小林正人君
健康福祉部長 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部長 保険年金課長	並木新司君
産業環境部長 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部長 浦戸振興課長	木村雅之君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長 兼医事課長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	水道部 総務課長	村上昭弘君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
庶務係長	佐藤志津子君		

午前10時00分 開会

○佐藤議長 おはようございます。

ただいまから平成26年度予算特別委員会を開会いたします。

本日は、正副委員長の互選と予算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である伊藤栄一委員をお願いいたします。臨時委員長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

○伊藤臨時委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、年長のゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。委員長が選出されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。

○伊藤臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員には浅野敏江委員、阿部かほる委員、菊地進委員、伊勢由典委員、以上の方々に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時36分 再開

○伊藤臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より選考の結果をご報告をお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部委員 ただいま、平成26年度予算特別委員会正副委員長の選考をいたしました。

委員長には伊勢由典委員、副委員長には鎌田礼二委員が選出されました。

以上でございます。

○伊藤臨時委員長 ただいま阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には伊勢由典君、副委員長には鎌田礼二君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、伊勢由典君に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○伊勢委員長 平成26年度の予算委員会の委員長を仰せつかりました伊勢由典でございます。

今年度の予算は、復興実感の年ということで予算組みが提案されております。そういった点で当初予算、平成26年度しっかり委員長として、この委任を受けて予算委員会をしっかり進めていきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○伊藤臨時委員長 次に、鎌田礼二君に副委員長のご就任の挨拶をお願いいたします。

○鎌田副委員長 復興実感予算、しっかりと実現できますよう委員長をサポートし、進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。以上です。

○伊藤臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。ありがとうございました。

○伊勢委員長 これより平成26年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第20号ないし第37号の18件であります。

それでは、まず平成26年度予算特別委員会の日程を決め、これに従って議事を進めてまいります。日程については2月27日、28日、3月3日及び3月4日の4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は2月27日、28日、3月3日及び3月4日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りします。まず、最初に市当局から説明を求め、次にさきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従いまして審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。なお、説明はポイントをつかんで要領よく簡潔にお願いをいたします。並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長　それでは、私から議案第22号塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の内容について説明いたします。資料番号2の平成26年第1回塩竈市議会定例会議案の7ページ、あわせて資料番号13第1回市議会定例会議案資料その2の3ページ、4ページをお開き願います。

説明の都合上、資料番号13の4ページにより改正の概要をご説明いたします。

子ども医療費の助成につきましては、1の概要につきましては、現在医療機関での窓口負担分を県の補助事業及び市の単独事業とあわせて、ゼロ歳から外来につきましては小学校3年生まで、入院につきましては中学校3年生までを無料としております。改正案では、子供の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、平成26年4月からこの助成対象を拡大するものでございます。

2の助成対象につきましては、外来について現行の9歳に達する日の属する年度の末日、すなわち小学3年生までを、改正後は12歳に達する日の属する年度の末日、すなわち小学6年生まで拡大するものであります。入院につきましては、従来どおり中学3年生までで変更はございません。

3の受給者数につきましては、平成26年4月時点での対象者の受給者数は4,038人となり、うち拡大分となる小学4年生から6年生の受給対象者数は972人となります。今後のスケジュールといたしましては、本定例会でお認めいただけましたなら、速やかに拡大対象者への通知、支給者証の発送を行ってまいりたいと考えております。

議案資料13の3ページには、塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の新旧対照表を記載しております。また、資料番号2の7ページには、塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正条例の案をお示ししておりますので、後ほどご参照ください。

議案第22号の説明につきましては、以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○伊勢委員長　荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長　それでは、議案第23号消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。説明の都合上、まず資料No.13をご用意いただきたいと思っております。資料No.13の10ページをお開きいただきたいと思っております。

まず1の概要でございますが、本条例は「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」、こういった法律の改正によりまして下段の表にございますように、平成26年4月1日より現行税率5%から8%に引き上げることとなりますので、使用料等の額を改正するための各条例をまとめました整備条例としてございます。

2の改定額でございますが、水道料金のようないわゆる外税方式につきましては1.08、あるいは100分の108に改正するもので、事務室使用料のように消費税を含めた料金を設定している内税方式につきましては、現行料金を一度100に割り戻した上で、8%分を加えた料金に改定するというふうな内容となっております。

3の改定の範囲の考え方でございますが、本市の場合震災以降3年を迎えようとしてございまして、市民生活の落ち着き、あるいは地元経済の回復基調の兆しが見られてきてございますが、いまだにさまざまな負担を強いられているという現状にございます。このような本市の特殊事情から、できるだけ負担軽減に配慮することを基本方針としております。

下段の①の公営企業会計につきましては、これは納税義務を有してございまして、本市では6会計となっておりますが、近年中に料金体系の見直しが見込まれております交通事業、あるいは魚市場事業につきましては改定は行わず、残る漁業集落排水事業、下水道事業、水道事業及び市立病院事業の使用料等につきまして改定しようとするものであります。②の一般会計につきましては、消費税の納税額が発生しないことと市民負担の軽減、こういったものを図るために改定を行わないこととしてございますが、指定管理者が管理しておりますマリゲートあるいは体育館につきましては、これは指定管理者のほうに納税義務が発生してございますので、料金の改定を行おうとするものであります。

なお、市民が直接ご負担いただきます体育館の使用料、こちらにつきましては入場料徴収をするもの、あるいは営利を目的とする場合に限り改定を行いまして、個人利用などの料金につきましては据置きというふうにしてございます。今後につきましては、使用料のほか手数料につきましても実費費用の試算とあわせて市民負担を検証するなど、消費税10%が予定してございます平成27年の改定に向けまして、整理をしてまいるというふうな予定でございます。

次の11ページをお開きいただきます。

これは、本議案での改定に伴います消費税率引き上げ相当額を試算した表でございます。上の表が一般会計の2条例、2段目が公営企業4条例の影響額、3段目は参考といたしまして今

回改定を見送りました2条例についての使用であります。右側の太枠に影響額及びモデルケースを掲載してございますので、こちらをご参照いただければというふうに思います。

恐れ入りますが、この資料の5ページにお戻りいただきたいと思っております。

今回の整備条例の新旧対照表というふうになっております。一番上の漁業集落排水事業条例とその下段の下水道条例、これにつきましては外税というふうになっておりますので、算出された使用料に100分の108を乗じる内容に改正するものであります。下段の塩釜港旅客ターミナル条例の改正では、次の6ページにありますように各施設の時間あるいは月当たりの料金に、消費税額を含めましていわゆる内税で表記している料金、これを改正するものであります。下段の水道事業給水条例と、次の8ページのほうの市立病院使用料及び手数料条例の改正につきましては、これは下水道条例と同様に外税で表記してございますので、その税率を改正するものであります。

同じ8ページの下段のスポーツ施設条例の改正につきましては、塩釜港旅客ターミナル条例の改正と同様に内税というふうになっておりますので、こちらは消費税額を含めた額を改正するものであります。ごらんとおり一部の改正にとどめております。今回改正される部分は、8ページでは第1競技場の利用のうち、上段が入場料を徴収しない場合でも営利を目的とする料金、下段の部分は入場料を徴収するものを改正するというふうな内容でございます。したがって、個人の利用あるいはアマチュアスポーツの利用につきましては、現行料金としております。

9ページをお開きいただきます。9ページにつきましては、第2競技場の料金改正というふうになっておりますので、これは第1競技場と同様の改正というふうにしてございます。なお、温水プールにつきましては、体育館のような営利を目的とするそういった利用はございませんので、現行料金というふうになっております。

なお、これらの適用時期につきましては、水道料金等につきましては6月に徴収いたします5月分の使用料から適用、施設の利用料金に関しまして4月以降の利用許可から適用するなどの経過措置を設けてございます。

続きまして、議案第24号平成26年度塩竈市一般会計予算から議案第34号塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算について、その概要をご説明申し上げます。説明の都合上、同じ資料の今度は12ページをお開きいただきます。

12ページは、この表は一般会計及び特別会計当初予算の総括表というふうになっております。

平成26年度の一般会計当初予算額は362億4,000万円で、前年度比10億6,000万円、3.0%の増というふうになっております。災害公営住宅整備を初めといたします災害復興事業の本格実施や、長期総合計画実現のための事業予算の計上によりまして、当初予算といたしましては過去最大の予算規模というふうになっております。

次に特別会計でございますが、1会計が加わりました10の特別会計の予算総額は236億4,670万円で、前年度比49億5,040万円の減、17.3%の減というふうになっております。主な内容につきましては、国民健康保険事業特別会計では、被災者支援として窓口での自己負担減免によります保険給付費の増などによりまして3億300万円の増。それから下水道事業特別会計では、一定の進捗が図られました災害復旧事業費の減によりまして57億3,180万円の減。漁業集落特別会計では、災害復旧事業費の計上によりまして2,070万円の増。公共用地先行取得事業特別会計では、平成25年度におきまして地方債の借りかえがありましたが、平成26年度におけます借りかえがないことに伴います3億300万円の減。介護保険事業特別会計では、次期計画策定経費の計上や介護給付費の増などによりまして6,220万円の増。藤倉地区の災害復興事業の本格実施に伴いまして、当初予算といたしましては新規となります藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計、こちらが5億9,500万円というふうになっております。

以上、一般会計・特別会計を合わせました総額は、下段にありますように598億8,670万円で、前年度比38億9,040万円の減、6.1%の減というふうになっております。

次の13ページから16ページにつきましては、後ほど説明書にてご説明申し上げます。

それでは、次の17ページ、18ページをお開きいただきます。こちらは一般会計の歳出を性質別に分類し、前年度と比較してございます。主な特徴点を申し上げます。

まず費目1の人件費、こちらは震災復興事業に係ります人員確保のための他自治体からの中長期派遣職員の増員などによりまして、前年度比9,764万3,000円の増となっております。

費目2の物件費は、こちらは災害廃棄物処理事業の減などによりまして、19億3,564万7,000円の減というふうになっております。

費目4の扶助費は、これは子ども医療費の助成のさらなる拡大措置、こちらを実施いたしますが、生活保護費の減などによりまして前年度比2億8,487万5,000円の減となっております。

費目6の普通建設事務費、こちらは平成25年度の国の補正予算の前倒しなどによりまして、前年度比4億6,949万5,000円の減というふうになっております。

費目7の災害復旧費は、道路橋梁災害復旧費の増に伴いまして、前年度比で1億1,801万

5,000円の増というふうになっております。

費目11の貸付金、こちらは災害援護貸付金の減に伴いまして、前年度比で3億662万1,000円の減というふうになっております。

費目12の繰出金は、復興交付金事業の増に伴います下水道事業に対する繰出金の増のほか、それから藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計の新設によりまして、22億3,959万4,000円の増というふうになっております。

19ページ、20ページをお開き願います。こちらは、平成26年度一般会計の投資的経費の内訳一覧表でございます。20ページの合計の下の内訳にありますように、普通建設事業費でこれは16億1,994万6,000円、復興交付金事業で57億899万4,000円、災害復旧事業費では9億8,195万円、合計83億1,089万円と、前年度に引き続きまして大規模な予算というふうになっております。

では、続きまして一般会計の内容につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料No.の9をご用意いただきます。

1ページをお開きいただきます。1ページの第1条、こちらでは歳入歳出予算の総額を362億4,000万円と定めるものです。第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。第4条一時借入金でございますが、災害復旧事業費や災害関連事業の計上など大規模な予算というふうになってございますので、こちらは平成25年度に引き続き50億円と設定してございます。第5条は人件費の各項間の流用についての規定でございます。

次の2ページから5ページにつきましては、これは後ほど説明書のほうでご説明申し上げます。

次の6ページをお開きいただきます。第2表、これは債務負担行為は中小企業振興資金損失補償など、例年と同様の内容というふうになってございますが、26年度の特徴な事項といたしましては下から2段目にあります災害公営住宅整備事業、こちらが清水沢地区、北浜地区として63億8,070万円を新たに設定するものでございまして、合計11件を計上するものであります。

7ページの第3表、こちらの主なものでは災害関連といたしまして、これは中段にございます災害公営住宅整備事業2億9,890万円、最下段にあります緊急防災・減災事業債、これにつきましては750万円としております。その他といたしまして下から4番目の臨時財政対策債、これは普通交付税の振りかわりの財源措置ということでございますが、平成26年度の地方財政計画から試算した額としております。下から2番目の借換債、これが規模が大きくて17億850

万円、こちらは平成16年度と21年度に借り入れました縁故債の償還残期間分を借りかえするものでございます。内容といたしましては、土地開発公社経営健全化事業、あるいは臨時財政対策債など、計11本を借りかえするものであります。

それでは、続きまして平成26年度の一般会計予算の説明書にてご説明申し上げます。資料No.10をご用意いただきます。

資料No.10の3ページ、4ページをお開きいただきます。特に説明のほうは、前年度と比較しまして金額の増減の大きい項目、こちらの特徴点についてご説明申し上げます。

まず1款、歳入のほうの1款の市税、こちらは55億4,689万7,000円を計上いたしまして、前年比2億1,330万8,000円の増としております。

1項1目個人の市民税、こちらにつきましては課税対象者の増、あるいは所得の回復などによりまして、前年度から5,390万円の増というふうになっております。2目の法人市民税につきましても回復基調にございまして、前年度から4,250万5,000円の増というふうになっております。

2項固定資産税につきましては、新築家屋件数の増によりまして1億1,301万8,000円の増を見込んでおります。

5ページ、6ページをお開き願います。

5項都市計画税、こちらは固定資産と同様に、前年度比1,504万7,000円の増を見込んでございます。

2款地方譲与税から、次の7ページ、8ページ、こちらの9款地方特例交付金までは、こちらは国の地方財政計画の内容、あるいは県の通知額に基づきまして試算した数字というふうになっておりまして、特に6款、こちらの地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げに伴いまして1億6,630万円の増というふうにしております。なお税率引き上げ分につきましては、これは国からの使途の明確化についての通知、こちらに基づきまして説明欄のほうに引き上げ分として1億1,970万円とその充当事業を示してございます。

恐れ入りますが、9ページ、10ページをお開きいただきます。

10款地方交付税、こちらが90億1,066万6,000円と前年度比3億5,836万3,000円の増を見込んでおります。普通交付税につきましては、こちらは交付税総額の減、こちらを勘案いたしまして前年度比1億6,500万円の減の51億8,300万円と見込んでおります。特別交付税のほうは5億円で、前年度と同額というふうにしてございますが、震災復興特別交付税33億2,766万6,000円

につきましては、こちらは震災復興事業の予算の本格化計上によりまして、5億2,336万6,000円の増というふうに見込んでございます。

下段にあります13款使用料・手数料であります、使用料は前年度比で552万9,000円の増というふうになっております。

次の11ページ、12ページをお開き願います。

こちらは5目土木使用料3節の公営住宅使用料のうち、新たに伊保石地区におけます災害公営住宅使用料、こちらを計上したことに伴いまして、収入増を見込んだものであります。

13ページ、14ページをお開きいただきます。

第14款国庫支出金43億1,447万2,000円で、前年度比18億4,910万5,000円の大きな減というふうになっております。こちらにつきましては、次の15ページ、16ページの2項3目衛生費国庫補助金19億3,434万円の大幅な減によるものでありまして、先ほどもご説明いたしました災害廃棄物処理事業の終了に伴う減というふうになっております。また、増になりましたものといましては、その上の2目1節社会福祉費補助金に新たに臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付事業、これらの計上のほか、6目の災害復旧費のほうでは道路橋梁災害復旧費が増というふうになっております。

続きまして、17ページ、18ページをごらんいただきます。

こちら、第15款県支出金は16億2,636万円で、こちらは前年度比604万9,000円の減というふうになっております。こちらにつきましては、21ページと22ページをお開きいただきたいと思っております。4目労働費県補助金のほうでは、これは重点分野雇用創造事業、こちらの事業費の増の一方で、下段にございます3項県の委託金、こちらの減によりまして結果として全体的に微減というふうになったものであります。

続きまして、25ページ、26ページをお開きいただきます。

第18款繰入金、こちらは102億8,433万4,000円で、こちらは前年度比21億6,889万9,000円の増というふうになっております。まず、4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金、これは平成24年度国の補正予算で交付されました元気臨時交付金、こちらを活用するために積み立てておりました1億6,998万2,000円を繰り入れするものであります。7目のふるさとしおがま復興基金繰入金では、新たに割増商品券事業、追加指定避難所への防災備品整備事業のほか、当初予算といたしましては新規となります津波被災住宅再建支援事業の計上によりまして、5億2,298万円の増というふうになりましたほか、8目東日本大震災復興交付金基金繰入金、こちらの15

億5,142万2,000円の増は、復興事業の本格実施に伴う増というふうなものでありまして、平成26年度事業分21事業と、それから復興事業を実施いたします特別会計繰出金に充当するため、その繰入金が大幅な増というふうになっております。

続きまして、31ページ、32ページをお開きいただきます。

第21款市債は31億5,100万円で、前年度比で2,290万円の増というふうになっております。まず減になったものとしたしましては、1目1節の退職手当債で2億円の減、次の33ページ、34ページをごらんいただきます。こちらの4目臨時財政対策債では1億800万円の減、それから5目の災害援護貸付金では3億600万円の減、こういった減の一方で過去に借り入れました地方債の低利への借りかえで8億3,680万円の増によりまして、結果として微増というふうになったものであります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります、39ページ、40ページをお開きいただきます。

2款総務費は24億6,311万5,000円で、前年比1億6,484万5,000円の増というふうになっております。1目一般管理費では、災害復旧事業の本格実施に伴いまして、その人員を確保するため災害派遣職員の増員に伴い、1億9,119万9,000円の増というふうになっております。

続きまして、43ページ、44ページをお開きいただきます。

下段にございます6目財産管理費、こちらでは前年比3,034万3,000円減となっておりますが、これは平成25年度で実施いたしました本庁舎の太陽光発電設備等導入事業の終了に伴うものであります。45ページ、46ページの15節の工事請負費に新たに壱番館スロープ設置工事等を計上してございます。次の7目企画費では、前年度比で6,019万8,000円の増というふうになっております。こちらはOSのサポート期間終了に伴いますシステム更新による増分のほかに、浦戸地区の振興を図るため新たな事業といたしまして浦戸地区土地利用計画策定促進事業や、浦戸地区集落再生促進施設整備事業、これらを計上したことに伴います増というふうになっております。

続きまして、63ページ、64ページをお開きいただきます。

3款民生費は78億3,875万8,000円で、前年度比2億3,246万7,000円の増というふうになっております。1項社会福祉費、こちらでは8億1,667万4,000円の増となっております。これは、1目社会福祉総務費で7億8,489万7,000円の増、これが主な要因でございまして、事業内訳欄の下段のほうに津波被災住宅再建支援事業4億4,100万円や、消費税率引き上げに伴います生

活支援としての臨時福祉給付金事業 2億7,205万4,000円、子育て世帯臨時特例給付事業5,970万7,000円の新たな計上によるものであります。

続きまして、75ページ、76ページをお開きいただきます。

2項児童福祉費、こちらは23億9,585万6,000円で、前年比9,192万7,000円の減というふうになっています。1目児童福祉総務費の事業内訳欄の4番目にございますように、子ども医療費助成事業費では通院分を現行の小学校3年生から小学校6年生まで拡大し、保護者の利用負担軽減による子育て支援を図ろうというものでございます。2目の児童措置費、こちらは14億8,909万円で、前年度比で7,721万5,000円の減というふうになっておりますけれども、児童数の減少に伴います市立保育園の運営事業のほか、次のページの児童手当、あるいは児童扶養手当の事業費の減に伴うものであります。

続きまして、81ページ、82ページをお開きいただきます。

5目子育て支援費の事業内訳欄をごらんいただきます。5段目の子育て支援センター運営事業、こちらの168万5,000円では「こころん」の毎週土曜日の開所経費を計上しております。最下段にあります地域少子化対策強化交付金事業、こちらは子育てのライフステージの中で親子の愛着関係が深められますよう、サポート事業を行うものであります。

次の83、84ページをごらんいただきます。

3項2目生活扶助費、こちらのほうは11億6,500万1,000円で、前年度比1億8,524万円の減というふうになっております。東日本大震災義援金の支給等によります保護世帯の減によるものであります。

次のページをお開きいただきます。

4項災害救助費は5,934万4,000円で、前年度比3億603万8,000円の減というふうになっておりますが、こちらは災害援護貸付金の減に伴うものであります。

次のページをごらんいただきます。

4款衛生費18億1,179万9,000円で、前年度比23億5,553万3,000円の減というふうになっております。1項1目の保健衛生総務費では2億965万7,000円で、引き続き被災者支援事業費771万8,000円を計上し、被災者への健康相談など震災後のケア充実を図るものであります。

93ページ、94ページのほうをお開きいただきます。

4目環境衛生費、こちらは前年度比で1,549万1,000円の増であります。事業内訳欄の下から3番目、こちらの放射能測定事業、これを引き続き計上いたしまして放射能に対する市民の

皆様の不安解消と、安全安心な食の確保に努めるものであります。

続きまして97ページ、98ページをお開きいただきます。

2項清掃費2目塵芥処理費、こちらは前年度比21億5,251万3,000円の大きな減となっておりますが、災害廃棄物処理事業の終了に伴う減であります。

少し飛びまして、105ページ、106ページをお開きいただきます。

第5款労働費です。予算額は4億4,450万1,000円で、こちらは前年度比2,655万5,000円の増というふうになっております。事業内訳の重点分野雇用創造事業のうち、こちらは震災等緊急雇用対応事業を拡大いたしまして、震災により離職された方々の雇用機会の拡大を図るものであります。

次のページをお開きいただきます。

今度は6款農林水産業費、こちらは26億8,191万6,000円で、前年度比11億9,595万6,000円の減というふうになっております。この内容につきましては、113ページ、114ページでご説明いたします。7目の復興交付金事業費、こちらが予算額としては11億8,300万円で、前年度比で8億402万8,000円の減というふうになっておりますが、事業内訳にもございますように引き続き浦戸地区の漁業集落防災機能強化事業や漁業施設機能強化事業を実施いたしまして、浦戸地区の安全対策と早期復興を図るものであります。

下段にあります8目の復興事業費10億2,300万円は、これは平成25年度に引き続きまして魚市場のB棟に係ります電気機械設備工事を計上いたしまして、B棟の早期完了を目指すということによります本市基幹産業の水産業の早期復興と活力再生を図るものであります。

次の115ページ、116ページをお開き願います。

今度は、7款商工費になります。予算額としては6億6,695万8,000円で、前年度比として9,376万8,000円の増というふうになっております。1項2目商工振興費では、前年度比9,764万9,000円の増というふうになっておりまして、こちらで割増商品券事業、あるいは使用期限を迎えようとしてございます仮設店舗の解体事業、こちらの災害対策支援事業の新たな計上に伴う増というふうになっております。また、引き続き中心市街地商業活性化事業費や企業誘致活動推進事業費を計上いたしまして、地元商店街の活力、こちらの回復と本市産業経済の再生を図るものであります。

次の117ページ、118ページをお開きいただきます。5目観光物産費、こちらは前年度比131万5,000円の増でありまして、観光交流推進事業を計上いたしまして震災後減少してございま

す入り込み客数のさらなる回復というものを指すものであります。

恐れ入りますが、121ページ、122ページをお開きいただきます。

8款土木費は125億5,775万8,000円、こちらは前年度比で30億42万6,000円の大幅な増というふうになっております。1項1目土木総務費は、これは事業内訳の下段にありますように25年度に引き続きまして宅地防災対策支援事業として、これは前年度を上回る8,000万円を計上いたしまして、被災者の住宅の安全確保を支援するというものであります。

127ページ、128ページをお開きいただきます。

2項道路橋梁費3目道路新設改良費、こちらは1億1,565万2,000円で、前年度比8,603万8,000円の増というふうにしております。こちらは歩行者や車両の安全確保のための市道整備事業を増額しております。また4目橋梁整備費は、市内橋梁の今後の整備に係ります測量費を計上しております。

次の129ページ、130ページをお開きいただきます。

中段にあります5項都市計画費、こちらは94億8,601万6,000円で、前年度比で33億2,289万3,000円の大幅増というふうになっております。こちらにつきましては、次の131、132ページをお開きいただきます。まずは3目公園費、こちらで4,474万6,000円の増というふうになっております。こちらは、劣化が懸念されますのり面整備費を新規計上いたしまして、歩行者あるいは通行車両の安全対策を講じるものであります。

次の133ページ、134ページをお開きいただきます。

4目下水道費の16億7,769万1,000円の増、こちらは復興交付金事業の本格実施に伴います一般会計からの繰出金の増というものであります。6目土地区画整理事業費14億7,720万円は、こちらは北浜地区復興土地区画整理事業及び当初予算といたしましては新規となります藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計の繰出金であります。

次のページをお開きいただきます。

7目復興交付金事業費9億9,733万7,000円、こちらの増は事業内訳にもありますように、港町地区復興道路整備事業を初めといたします復興交付金事業の本格実施による事業費の増、このほかに新たに八幡築港線に接続いたします市道整備費を計上したことに伴う増というふうになっております。

下段の6項住宅費、こちらは25億7,540万円で、前年度比では4億3,966万9,000円の減というふうになっておりますが、次のページをお開きいただきます。2目復興交付金事業費、こ

らの事業内訳欄にもありますように、災害公営住宅整備事業費といたしまして23億3,257万9,000を計上いたしまして、被災者への住環境を確保しようとするものであります。

次のページをお開きいただきます。

9款消防費、こちらは7億2,902万3,000円で、前年度比で4,260万5,000円の増というふうになっております。3目の防災費、こちらでは前年度比3,718万円の増というふうになっておりますが、新規事業といたしまして緊急時に自動で起動いたします防災ラジオ整備事業、このほか指定避難所の備蓄品整備事業、それから指定避難所の災害情報システム拡充事業の計上に伴う増というふうになっておりまして、今後の災害への対応強化を図るものであります。

次に、143ページ、144ページをお開きいただきます。

10款教育費、こちらは15億8,604万3,000円で、前年度比から1億2,118万3,000円の増としております。1項2目の事務局費では、前年度比3,247万7,000円の増で、こちらは事業内訳の下段にございますように、新たな事業といたしまして浦戸小中学校一貫教育事業、教育職員の派遣関係費、それから青山学院大学連携事業の計上のほか、学び支援コーディネーター等配置事業を増額するなど、教育環境の充実を図るものであります。

147ページ、148ページをお開きいただきます。

2項小学校費1目学校管理費は、前年度比で1,576万4,000円の増としております。こちらの事業内訳のうち、中段にございますLED設置事業を増額してございますほか、新たに再生可能エネルギー事業や給食施設環境改善事業、さらには給食室備品更新事業を新たに計上いたしまして、エネルギー教育とそれから学校給食の衛生管理の向上を図るものであります。これらの新規事業につきましては、中学校費におきましても同様に計上してございます。

では、続きまして155ページ、156ページをお開きいただきます。

4項社会教育費4億8,542万9,000円でございますが、こちらは次のページをお開きいただきますと、2目公民館費、こちらで前年度比4,681万2,000円の増となっているものでございます。これは、15節工事請負費で新たに公民館に太陽光発電設備設置工事費の計上による増であります。

続きまして、161ページ、162ページをお開きいただきます。下段のほうにございます6目市民交流センター費、こちらは前年度比で3,496万円の増としております。こちらにつきましては、次のページでご説明いたします。次のページの164ページのほうの下段のほうにあります工事請負費に、これは照明用の調光器盤整備事業費、こちらの計上による増というふうになっ

ております。

続きまして、167ページ、168ページをお開きいただきます。

8目の復興交付金事業1,000万円は、これは新規事業でございます埋蔵文化財発掘調査事業費であります。9目の美術館費569万4,000円は、現在整備を進めてございます美術館の開館を目指しまして、施設備品等の準備経費を計上したものでございます。

171ページ、172ページをお開きいただきます。

第11款災害復旧費であります。9億8,195万円、こちらは道路橋梁災害復旧事業費及び浦戸地区の漁港施設災害復旧事業費の内容というふうになっております。

次の173ページ、174ページをお開きいただきます。

第12款公債費41億4,558万5,000円、前年度比8億937万9,000円の増というふうになっておりますが、これは借換債11本、合計で17億850万円の計上によるものであります。これを差し引きました実質の公債費というものは、前年度比では2,742万1,000円の減となりまして、これは昨年度に引き続き公債費の軽減が図られたというふうな状況になっております。

なお、179ページ以降の給与費明細書、債務負担行為、地方債残高等の調書、こちらのほうは恐れ入りますがご参照いただきたいと思います。

一般会計予算の内容につきましては、以上でございます。

○伊勢委員長 ご苦労さまでした。

木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 それでは、議案第25号平成26年度塩竈市交通事業特別会計予算についてご説明させていただきます。資料No.10予算説明書の194、195ページをお開ください。

歳入歳出とも同額の2億3,220万円を計上しております。前年と比較いたしまして1,680万円の増額となっております。説明の都合上、歳出からご説明いたします。資料の198、199ページをお開き願います。

第1款事業費に2億2,050万円を計上しております。前年度と比較しまして1,680万円の増額となっております。まず、1款1項1目の総務管理費に1億7,956万8,000円を計上しております。前年度と比較しまして1,164万4,000円の増額となっております。主な増額の理由といたしましては、給料、職員手当、共済費の人件費で193万6,000円の増額、また交通事業会計経営健全化計画策定事業といたしまして1,029万6,000円の増額となっております。

続きまして、200、201ページをお開き願います。

1 款 1 項 2 目の運航費には、4,093万2,000円を計上しております。前年度と比較しまして515万6,000円の増額となっております。主な増額の理由といたしましては、船舶の燃料単価の値上がりと消費税率の改定により燃料費で202万1,000円、船舶未使用の定期検査に伴い修繕費で120万4,000円、交換部品購入のため備品購入で203万3,000円がそれぞれ増額となっております。

続きまして、202、203ページをお開き願います。

第2款公債費につきましては、船舶「うらと」の起債償還分といたしまして、前年度と同額の1,170万円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。196、197ページにお戻りいただきたいと思えます。

第1款事業収入には7,588万5,000円を計上しております。前年度と比較しまして115万7,000円の減額となっております。震災の影響により減少しております普通乗船料の減額を見込んだものでございます。

第2款国庫支出金といたしまして6,117万9,000円を計上しております。前年度より380万5,000円の増額となっております。これは、事業収入の減と歳出額の増加により損益差が広がったことに伴いまして、離島航路国庫補助金の増額を見込んだものでございます。

第3款繰入金には9,510万円を計上しております。前年度より1,415万2,000円増額となっております。これは、先ほどご説明いたしました事業収入の減額と、交通事業会計経営健全化計画策定事業を含む歳出額の増加が影響したものととなっております。

第4款諸収入には、広告料収入として前年度と同額の3万6,000円を計上しております。

交通事業特別会計予算につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第30号平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

同じく資料番号10の211ページ、212ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書の総括表によりましてご説明させていただきます。

まず、歳入歳出予算の合計額でございますが、それぞれ前年度と比べまして3億300万円増の72億210万円を計上してございます。

次に、主な内容でございますが、まず、歳出のほうからご説明させていただきます。212ペ

ージをごらんいただきたいと存じます。

第1款総務費につきましては、制度改正による電算システムの改修費用等によりまして、前年度より232万3,000円増になります4,555万5,000円を計上してございます。

第2款保険給付費につきましては、現時点での保険給付の見通しに加えまして東日本大震災で被災した被災者に対する医療費の窓口負担分の免除費用を計上し、前年度と比べまして2億5,736万6,000円増となります49億2,846万5,000円を計上してございます。

第3款後期高齢者支援金等につきましては、前年度から288万8,000円増といたしまして8億7,472万4,000円を計上してございます。

飛びまして、6款介護納付金につきましては、介護保険給費の伸びに伴う1人当たりの負担額の増はございますが、国保に加入していらっしゃる2号被保険者の数が減少しているということから、619万3,000円減となります3億6,777万7,000円を計上しております。

第7款共同事業拠出金につきましては、レセプト1件当たりの請求額が30万円を超えるものに係る給付を市町村の共同事業といたしまして実施しているものに対する拠出金でございますが、県内の対象医療費の動向によりまして前年度より3,953万1,000円増となります8億6,308万7,000円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。211ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款国民健康保険税につきましては、平成26年度の収納率を平成24年度実績と同等と見込んで計上しております。しかしながら、平成26年度より税率を平均で3.22%引き下げますことから、前年から8,070万4,000円減となります14億6,249万5,000円を計上しております。

第4款の国庫支出金につきましては、保険給付費の増に加えまして東日本大震災の影響から悪化した国保財政に対する国の新たな支援策や、震災被災者に対する医療費の窓口負担金の免除に対する補填などによりまして、前年度より1億9,644万2,000円増となります17億3,604万円を計上しております。

第5款療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の増加から医療給付費につきましても比例して増加すると見込んでおりますことから、前年度と比べまして1,546万6,000円増となります4億3,436万7,000円を計上しております。

第6款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の被保険者の加入割合によって交付されるものでございますが、震災の影響によりまして一時的に若年層の国保加入者が増加した

という特異な状況によりまして、今年度平成25年度は大きく減額されておりましたが、平成26年度につきましては1,799万1,000円増の16億9,414万9,000円を計上しております。

第7款県支出金につきましては、国と県の拠出割合の変更や医療給付費等の増加から、前年度より6,170万9,000円増となります3億3,925万2,000円を計上しております。

第8款共同事業交付金につきましては、歳出の第7款共同事業拠出金と対になるものでございます。医療費の動向を加味しまして、前年度から3,953万1,000円増の8億6,307万7,000円を計上しております。

第10款繰入金につきましては、国保税の軽減世帯の増加によります一般会計からの繰り入れや財政調整基金等の取り崩しの増加によりまして、前年と比べまして5,556万4,000円増となります6億6,940万1,000円を計上しているところでございます。

国民健康保険事業特別会計については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 それでは、続きまして議案第27号平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。同じ資料、資料番号10の252ページ、253ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入歳出の合計でございますが、前年度に比べまして3,010万円増の1億3,890万円を計上しているところでございます。

次に、歳出の内容につきましてご説明をさせていただきます。258ページ、259ページをお開きいただきたいと存じます。

第1款市場費といたしまして1億3,473万7,000円を計上してございます。内訳といたしましては1項市場管理費といたしまして、前年度と比べまして266万1,000円減の1億196万2,000円、次のページにお進みをいただきまして2項漁船対策費といたしまして、新規事業でございます遠洋底曳網事業誘致促進事業補助金125万円を含めまして、143万4,000円増の225万4,000円を計上してございます。また、3項市場建設費といたしまして、荷さばき所B棟関連の26年度分工事費など3,052万1,000円を計上しているところでございます。

次のページにお進みいただきまして、2款公債費といたしまして416万3,000円を計上しております。

次に、歳入の部をご説明させていただきます。254ページ、255ページにお戻りいただきたいと存じます。

1 款の使用料及び手数料につきましては、水揚の金額を103億円と想定いたしまして、魚市場使用料を計上するとともに、貸事務室等の使用料など7,071万4,000円を計上してございます。

2 款県支出金といたしましては94万2,000円、4 款繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金209万3,000円増の3,569万7,000円を計上してございます。

次のページにお進みいただきまして、5 款諸収入といたしまして324万6,000円、また6 款市債といたしまして荷さばき所整備の財源といたしまして魚市場施設整備事業債2,830万円を計上しているところでございます。

魚市場事業特別会計につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○伊勢委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 続きまして、議案第28号塩竈市下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。同じく資料No.10の271ページ、272ページをお開き願います。

歳入歳出予算同額といたしまして、89億920万円を計上させていただいてございます。前年度と比較いたしますと57億3,180万円の減額となっております。これにつきましては、災害復旧事業から復興事業へ移行するというようなことの内容でございます。

説明の都合上、歳出からご説明を申し上げます。277ページ、278ページをお開き願います。

総務費といたしまして5億1,608万円を計上させていただいてございます。前年度と比較いたしますと3,943万6,000円の減となっております。これにつきましては、仙塩流域下水道維持管理負担金及び消費税が前年度と比較いたしまして減少する見込みになったものでございます。

1 目一般管理費では、職員人件費といたしまして6,163万4,000円を計上し、また13節委託料といたしましてポンプ場等の施設管理業務委託、さらには市内全域を対象といたします管渠清掃等委託料など、1億3,061万1,000円を計上いたしてございます。

続きまして、279ページ、280ページのほうをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金として2億4,255万9,000円を計上いたしてございます。これは、汚水の最終処分場である仙塩浄化センターの流域下水道維持管理負担金2億4,157万7,000円が主な内容となっております。

続きまして、281ページ、282ページをお開き願います。

2 款1 項1 目公共下水道築造費ですが、汚水事業費1億2,320万円、雨水事業費1億8,755万

円、合わせまして3億1,075万円を計上いたしてございます。前年度と比較いたしますと、4億9,175万7,000円の減となっております。これは、牛生ポンプ場を25年度まで施行してございましたが、これら浸水対策下水道事業の減によるものでございます。

続きまして、283ページ、284ページをお開き願います。

3款1項公債費でございます。34億1,353万1,000円でございますが、前年度と比較いたしまして1億6,352万6,000円の増となっております。これは、元金償還額の増によるものでございます。

続きまして、285ページ、286ページをお開き願います。

4款災害復旧費でございます。これにつきましては2,000万円を計上させていただいております。

続きまして、287ページ、288ページをお開き願います。

5款復興事業費でございますが、46億558万円計上させていただいております。主なものといたしまして15節工事請負費、45億764万1,000円でございますが、ポンプ場等の本格的な整備に取り組む内容となっております。

なお、26年度下水道事業の具体的な工事箇所等につきましては、議案資料13の38ページないし39ページにお示しをさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、歳入についてご説明申し上げます。273ページ及び274ページのほうをお開き願います。

1款1項1目の下水道費負担金でございますが231万1,000円、これは受益者負担金となっております。

次に、2款1項1目の下水道使用料でございますが、12億2,017万7,000円を計上させていただいております。

3款1項1目の下水道事業費国庫補助金といたしまして1億1,835万円を計上いたしてございます。

次に、4款繰入金でございますが、275ページ、276ページのほうをお開き願います。1項1目一般会計繰入金につきましては、前年度より16億7,869万1,000円増となっております。この金額の内容でございますが、まず復興交付金事業にかかわります復興交付金33億8,573万円、また震災復興特別交付税11億7,435万円、合わせまして45億6,008万円も予算計上しております57億1,519万5,000円の中には含まれるという内容となっております。

次に、5款1項1目雑入でございますが、2,919万7,000円でございます。これは、公共下水道相互利用負担金といたしまして隣接市の多賀城市、利府町からの収入見込額等を計上させていただきます。

次に、6款市債18億2,390万円でございますが、これは説明欄に記載をさせていただきますとおり、各事業への財源充当及び資本費平準化債等の内容となっております。

さらに、295ページには債務負担行為調書、296ページのほうには年度末におけます地方債残高見込額をお示しをさせていただきますとおります。あわせてご参照いただければと思います。

下水道事業特別会計については以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 それでは、続きまして議案第29号平成26年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明させていただきます。同じく資料番号10の297、298ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入歳出の合計でございますが、前年度と比べまして2,070万円増の9,590万円を計上しているところでございます。

次に歳出の内容でございますが、303ページ、304ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費といたしまして、施設の維持管理費及び水洗化の普及費といたしまして580万8,000円を計上してございます。

次のページにお進みいただきまして、2款公債費といたしまして2,205万6,000円を計上しているところでございます。

次のページにお進みいただきまして、3款災害復旧費といたしまして、野々島・寒風沢の管路復旧等の工事費といたしまして、前年度と比べまして1,703万6,000円増の6,803万6,000円を計上しているところでございます。

次に歳入の部でございますが、299ページ、300ページにお戻りをいただきたいと存じます。

1款分担金及び負担金といたしまして52万8,000円、2款使用料及び手数料といたしまして223万円、3款繰入金といたしまして一般会計からの繰入金3,079万4,000円、5款国庫支出金といたしまして災害復旧費補助金で5,844万2,000円を計上してございます。

次のページお進みいただきまして、6款の市債といたしまして390万円を計上しているところでございます。

魚市場集落排水事業特別会計については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、議案第30号塩竈市公共用地先行取得事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。資料No.10の予算説明書、こちらの311ページ、312ページをお開きいただきます。

こちらの予算総額は640万円で、前年度比で3億300万円の減というふうになっております。これは、平成25年度におきましては借りかえがございましたけれども、26年度はその借りかえがございませんので、その分が減というふうになったものであります。

この312ページの歳出のほうをごらんいただきます。1款総務費、こちらは科目設定の計上というふうにしてございます。2款公債費では、旧土地開発公社用地の取得に係ります長期債元金、こちらは据置きのため科目設定というふうにしておりまして、利子といたしましては639万9,000円を計上してございます。

311ページの歳入をごらんいただきますとおわかりのとおり、これらの財源につきましては全て一般会計からの繰入金というふうになってございます。

公共用地先行取得事業特別会計の予算につきましては、以上でございます。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第31号介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。同じく資料No.10の320、321ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計予算では、2つの事業会計を設けてございますが、まず介護保険事業に関する歳入歳出予算事項別明細書でございます。この勘定は介護保険の保険料としての事業勘定であり、下段の数字になりますけれども歳入歳出合計それぞれ48億5,200万円を計上してございます。前年度と比較しますと6,120万円の増額であります。説明の都合上、歳出の主な部分からご説明させていただきます。恐れ入りますが、332ページ、333ページをお開き願います。

第2款介護給付費でございます。上段の数字でありますけれども46億6,473万6,000円、前年度と比較しまして5,151万1,000円の増額を見込んでおります。これは、65歳以上の高齢者数並びに介護認定者数の増加を見込んで計上しております。

続きまして、338、339ページをお開き願います。

第5款地域支援事業費でございます。上段の数字9,552万9,000円、前年度と比較しますと

478万9,000円の増額を見込んでおります。これは、介護支援ボランティア事業、総合相談事業の賃金、また消費税率の引き上げに伴う委託料の増額でございます。

次に、歳入の主なる部分につきましてご説明させていただきます。戻りまして322、323ページをお開き願います。

上段の第1款介護保険料でございます。9億6,835万6,000円、前年度と比較いたしまして3,951万6,000円の増額を見込んでおります。これは、65歳年齢到達者の増加によるものであります。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金でありますけれども、歳出、介護給費並びに地域支援事業の法的負担に基づく割合により計上しております。

次に、324、325ページをお開き願います。

中ほどの第7款繰入金でございます。7億3,238万3,000円、前年度と比較して604万8,000円の減額であります。7款1項1目一般会計繰入金では6億9,265万円であり、前年度に比べ1,539万2,000円の増額であります。これは、介護給付費・地域支援事業に係ります本市の負担割合でございます。また、2項1目の財政調整基金繰入金では3,973万3,000円と、前年度に比べまして2,144万円の減額であります。これは、歳入歳出の補填財源としての計上分であります。

続きまして、358、359ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定に関する歳入歳出予算事項別明細書でございます。この勘定は、市本直営の地域包括支援センターが実施しております要支援1、要支援2で認定された方に対する介護予防支援事業としてのケアプラン作成に係る事業勘定であります。歳入歳出合計それぞれ1,190万円を計上し、前年度と比較しますと100万円の増額であります。

以上、介護保険事業特別会計の予算の説明でございました。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、私から議案第36号平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。同じく、資料番号10の373、374ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

平成26年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ前年度と比べまして5,960万円増となります。7億2,110万円を計上してございます。

まず、歳入についてですが、375ページをごらんいただきたいと思います。主なところを申

申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合から示された数値をもとにいたしまして、前年度と比べ4,219万8,000円の増となります5億4,243万2,000円を計上しております。

第4款繰入金につきましては、保険料の軽減分に係ります保険基盤安定繰入金の増などによりまして、前年度と比べまして1,740万2,000円増となります1億7,756万円を計上しております。

次に歳出でございますが、379ページをお開きください。第1款総務費につきましては、広域連合への負担金の減額等によりまして305万9,000円減の2,825万7,000円を計上しております。

次のページ、381ページをごらんください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、こちらにつきましても広域連合から示されました数値をもとにしておりまして、前年度より6,265万9,000円増となります6億9,124万2,000円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○伊勢委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 次に、議案第33号北浜地区復興土地区画整理事業特別会計予算についてご説明をいたします。同じく資料No.10予算説明書の388ページ、389ページをお開き願います。

歳入歳出それぞれ8億8,200万円を計上させていただいております。前年度と比較しまして、300万円の減額となっております。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。392、393ページをお開き願います。

第1款事業費ですが、事業内訳欄のとおり北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業費としまして8億8,200万円を計上させていただいております。北浜地区の土地区画整理事業は、平成26年度当初に地区全体の仮換地指定を予定しており、一部建物移転等を行った上で26年度において造成や道路等、本格的な工事着手を予定しております。

次に、歳入についてご説明をいたします。恐れ入りますが、戻りまして390ページ、391ページをお開き願います。

第1款繰入金ですが、一般会計繰入金としまして8億8,200万円を計上いたしております。北浜地区の土地区画整理事業は、復興交付金事業として採択されております。このため、一般会計繰入金につきましては東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税で全額が措置されます。

次に、議案第34号藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算についてご説明をいたします。同じく、資料No.10予算説明書の396、397ページをお開き願います。

藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算につきましては、当初予算としては今年度が初めての計上となります。歳入歳出それぞれ5億9,500万円を計上させていただいております。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。400ページ、401ページをお開き願います。

第1款事業費ですが、藤倉2丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業費としまして3億7,400万円、区画整理関連の新浜町杉の下線道路事業費としまして2億2,100万円を計上させていただいております。藤倉地区の土地区画整理事業につきましては、現在換地設計等の作業を進めておりまして、26年度上半期での仮換地指定を予定しております。仮換地指定後は、建物移転等を進めながら宅地整地や道路等の工事を予定しております。

次に、歳入についてご説明をいたします。恐れ入りますが、戻りまして398ページ、399ページをお開き願います。

第1款繰入金ですが、一般会計繰入金としまして5億9,500万円を計上いたしております。藤倉地区の土地区画整理事業も、北浜地区と同様に財源につきましては復興交付金及び震災復興特別交付税で全額が措置されます。

復興土地区画整理事業の予算につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 続きまして、議案第35号平成26年度塩竈市立病院事業会計予算についてご説明いたします。資料番号11、ご用意いただきたいと思います。資料番号11のまず1ページをお開き願いたいと思います。ここでは、現在、当院で取り組んでおります改革プランの目標値をもとに、平成26年度の業務の予定量を記載しております。

第2条、(1)の病床数ですが、一般病床123床、療養病床38床、全体で161床とするものでございます。(2)の年間患者数ですが、入院患者数は5万7,196人、外来患者数は7万5,103人を予定しております。(3)の1日の平均患者数ですが、入院の診療日数は365日で、1日当たり患者数は156.7人、病床利用率97.3%を予定しております。外来診療日数は244日で、1日当たり患者数は307.8人を予定しております。(4)の主要な建設改良ですが、医療機械等購入費2億7,800万円を予定しております。主なものとして、医事会計システムの更新及び手術室の滅菌洗浄装置の整備を予定しております。

次の2ページをお開き願いたいと思います。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入は、第1款病院事業収益といたしまして31億750万9,000円を予定しております。第3項の特別利益は、改革プランで取り決めました今までの不良債務を計画的に解消するための特例債償還金などへの一般会計からの繰入金でございます。

支出は、第1款病院事業費用として29億287万6,000円を予定しております。この収支の差し引きといたしまして、2億463万3,000円の純利益を計上する黒字予算となるものでございます。

また、改革プランでの目標となる経常収支ですが、収入の第1款第1項医業収益と第2項の医業外収益を合わせました28億4,578万5,000円が経常収益となります。対する支出の第1款第1項医業費用と第2項の医業外費用を合わせました28億3,676万4,000円が経常費用となります。その差し引きであります経常損益では、902万1,000円の利益となりまして、経常収支で黒字化を達成する予算となっております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入は、第1款資本的収入といたしまして3億6,510万円を予定しております。第3項の企業債は、医事会計システムの更新及び手術室の滅菌洗浄装置の整備に充てるためのものでございます。支出は、第1款資本的支出といたしまして5億6,917万4,000円、第1項の建設改良費は医事会計システムの更新及び手術室の滅菌洗浄装置の整備、第2項の企業債償還金は特例債及び借換債の元金償還分でございます。この収支の差し引きといたしまして2億407万4,000円が不足いたしますが、条文の後段に付記書きしていますように、収益的収支における留保資金で補填することで収支の均衡を図る予算計上となっております。病院事業収支全体では、不良債務解消のための繰入金や減価償却費などを除きました病院独自の現金収支で、8,147万円の黒字となる予算となっております。

第5条の債務負担行為から3ページ11条の棚卸資産の購入限度額につきましては、記載のとおりでございます。

4ページ以降は、関係する資料を掲載しております。

会計基準の見直しに伴う変更部分の概要につきましては、ちょっとだけ時間取りましてご説明いたします。12ページ、13ページお聞き願いたいと思います。

ここは、26年度末の予定貸借対照表でございます。今まで資本の部に分類しておりました借入資本金・企業債のうち1年以降に償還する部分が固定負債、1年以内に償還する部分が流動負債に分類されることに今回からなっております。また、流動負債にはリース債務、引当金なども計上しておりまして、流動負債の計につきましては8億8,107万8,000円となっております。

しかし、その中から1年以内償還分の企業債につきましては不良債務の算出から除外されるといふことになっておりますので、(2)の企業債の合計2億423万7,000円を除外いたしますと、12ページの下の注記に記載しておりますけれども、それを除きますと流動負債の額は6億7,684万1,000円となります。流動資産の7億1,795万8,000円から差し引きますと4,111万7,000円のプラスとなりまして、不良債務は発生しないということになります。

この中から、ここから26年度中に実際には現金の動きがありません。流動負債の中の(3)他会計借入金、(4)のリース債務、(6)の引当金を除きますと、1億4,065万7,000円の留保資金が確保される、26年度は予算編成になっているということですので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

病院事業会計については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○伊勢委員長 村上水道総務課長。

○村上水道部総務課長 それでは私から、議案第36号平成26年度塩竈市水道事業会計予算についてご説明させていただきます。

今年度予算は、市立病院と同様に関係省令改正によります地方公営会計基準を適用した初めての予算編成ということになります。

資料No.12の1ページをお開き願ひます。

第2条は、平成26年度の経営目標とする業務の予定量を記載しております。内容としまして、給水戸数を2万6,032戸、年間総給水量を728万7,165立方メートル、1日平均給水量を1万9,965立方メートルとしております。また、主要な建設改良事業として、第6次配水管整備事業5,508万5,000円、老朽管更新事業1億7,451万円、新浜町・貞山通・港町などの沿岸部の災害復旧事業3億276万5,000円を予定しております。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款水道事業収益が前年度比4.3%、7,876万円増の19億662万7,000円を予定しております。第1項の営業収益として、水道料金、水道加入金などで16億4,686万6,000円、第2項の営業外収益として他会計補助金、受託工事収益、長期前受金戻入などで2億5,966万円を計上しております。

支出は、第1款水道事業費用が前年度比1.6%、2,717万1,000円増の16億9,480万1,000円を予定しており、この結果予定損益では当年度純利益2億1,157万5,000円を見込んでおります。

第4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款資本的収入は、5億

1,581万3,000円で、建設改良事業の財源として企業債、一般会計負担金、国庫補助金及び他会計補助金などを計上しております。

支出の第1款資本的支出は10億606万2,000円で、業務の予定量でご説明いたしました主要な建設改良事業の第6次配水管整備事業費、老朽管更新事業費、災害復旧事業費及び企業債償還金などを予定しております。

この結果、収支として不足する4億9,024万9,000円は、当年度損益勘定留保資金、減債積立金、消費税資本的収支調整額で補填する内容のものでございます。

次に、2ページをお開き願います。2ページは、第5条債務負担行為から第11条棚卸資産の購入限度額を定めるもので、記載のとおりとなっております。

3ページ以降は予算に関する説明となっておりますが、地方公営企業会計基準改定によりまして財務諸表などの内容が変更となっております。

14、15ページをお開き願います。こちらは平成25年度の予定貸借対照表で、旧会計基準で作成しております。これに対しまして、11、12ページの平成26年度の予定貸借対照表は新基準で作成しております。

12ページをお開き願いたいと思います。主な変更内容としまして、借入資本金制度の廃止により借入資本金とされていた企業債が負債に分類され、1年以内に返済期限が到来するものは流動負債に計上しております。また、引当金の義務化より貸倒引当金を流動資産に、賞与引当金及び法定複利費引当金を流動負債に計上してとります。

次に、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更により、資本剰余金とされていた補助金等が負債の繰延収益に分類され、長期前受金として計上した上で今年度の資産減価償却相当額を営業外収益の長期前受金戻入額として収益化しております。

6ページをお開き願います。作成が義務化されました予定キャッシュフロー計算書でございます。旧会計基準で作成しておりました資金計画にかわるものでございます。会計基準の改定によりまして、負債が増加し、資本が減少いたしましたけれども、現金収支には影響しておりません。それが、この予定キャッシュフロー計算書の資金増加額、資金期末残高にあらわれております。なお、会計基準の改定により予算編成の取り扱い方法などを、注記として23、24ページに掲載しておりますので、後ほどご参照願いたいと思います。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○伊勢委員長 以上で、各会計予算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたらご発言をお願いいたします。高橋卓也委員。

○高橋委員 日本共産党塩竈市議団から、予算特別委員会に35項目の資料を要求をいたします。

1、条例定数と配置数（平成25年度）、配置見込み（平成26年度）。2、職員の年齢構成（平成26年1月1日現在）。3、公立保育所、私立保育園の定員及び年齢別入所（園）状況、並びに年齢別入所（園）申込状況（平成25年2月1日現在、平成26年2月1日現在）。4、公立保育所職員の年齢構成（正職員、非常勤職員、臨時的任用職員）。5、学校給食調理職員の配置数（正職員、非常勤職員）と年齢構成（平成25年5月1日現在）。6、平成26年度小・中学校の修繕予定箇所と工事予定箇所。7、平成26年度市営住宅修繕予定箇所。8、平成25年度救急概要。9、平成25年度県内市町村国民健康保険料（税）率。10、平成25年度県内各市及び地区内3町の国保（医療分）税率による課税総所得金額別世帯平均課税額の比較。11、平成24年度における国保税滞納世帯の所得階層別分布。12、2市3町における過去5年間の国保の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況。13、国保の資格証明書発行状況（所得階層別）。14、国保税の過去5年間の滞納世帯数と滞納額。15、応急仮設住宅、借上賃貸住宅（みなし仮設住宅並びに公営住宅）、災害公営住宅の入居世帯数（平成24年から26年、各年とも2月現在）。16、技能労務職（学校用務員・清掃工場・公園）の職員配置数（平成26年1月1日現在）。17、退職手当債について。退職手当債制度の概要（発行の条件、限度額など）、負担金などの推移（平成21年度から平成26年度）。18、学校図書費について。市内各小中学校の学校図書蔵書数及び児童生徒1人当たりの学校図書蔵書数（平成21年度から平成25年度）、宮城県における児童生徒1人当たりの学校図書蔵書数（平成23年度分）、平成26年度における市内各小中学校別図書予算、購入予定冊数。19、要支援者・要介護者の級別推移（平成23年から26年、各年とも1月末現在）。20、市内特別養護老人ホームの入所待機者数（平成25年1月末現在と平成26年1月末現在）。21、平成26年度復旧事業予算の状況。22、塩竈市復興交付金事業計画（第1回から第7回）の採択状況。23、ハローワーク塩釜管内における雇用保険失業給付受給者数の推移（平成23年2月現在、平成24年2月現在、平成25年2月・12月現在）。24、ハローワーク塩釜管内における求人、求職、求人倍率調（平成23年2月現在、平成24年2月現在、平成25年2月並びに12月現在）。25、東日本大震災被災商工業者営業状況調査について（塩竈市分、平成23年から25年）、商工会議所加盟事業所、営業継続、復旧済、仮復旧中、中止・廃業、不明な

ど。26、塩竈市における住民基本台帳人口の推移（平成23年2月から平成26年1月・月別）。27、いじめの数といじめに関するアンケート調査（平成25年実施のもの）。28、海岸通及び本町における仮設施設（店舗）の入居状況。29、高齢者肺炎球菌ワクチン個人負担額及び助成金額（平成24年度実績）、高齢者インフルエンザ予防接種個人負担額及び助成金額（平成24年度実績）。30、災害公営住宅の敷金、家賃の減免状況（県内13市の状況）。31、仮設住宅から災害公営住宅及びその他の住宅に転居する被災者に対する独自の支援（県内13市の状況）。32、地方交付税（普通交付税・特別交付税・震災特別交付税・臨時財政対策債）の平成25年から26年度の金額と増減率。33、市内公共駐車場の設置場所、駐車台数及び稼働率（平成25年）。34、浦戸地区における月別人口（平成23年2月末現在から平成25年12月末現在）。35、浦戸地区における月別・年齢別（0歳から9歳など10歳刻み）の人口（平成23年2月末現在から平成25年12月末現在）。以上であります。

○伊勢委員長 そのほか、資料要求ありますか。じゃあ、阿部委員。

○阿部委員 それでは、自由民主の会から4点ほどお願いをいたします。

1番目に、職員（正職員・任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員）数の推移（平成23年度から26年度まで）。2番目に、起債残高の推移（平成23年度から平成29年度）。3番目に、起債償還額、これは元金・利子の推移（平成23年度から平成29年度）。4番目に、市税収入の推移（平成22年度から平成26年度まで）。どうぞよろしくお願ひいたします。

○伊勢委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 市民クラブからは、10項目にわたってお願いしたいと存じます。

まず1番目、平成24年、25年度における県内各市の生活保護率表をお願いしたいと思います。2番目、平成24年、25年度における生活保護扶助費別支給一覧表、受給者数及び年齢構成表をお願いしたいと思います。3番、平成24年、25年度における小中学校学年別の要保護、準要保護児童・生徒数一覧表。4番目に、平成25年、26年度における繰出金一覧表、基準内と基準外と分けたものをお願いしたいと思います。5番目、平成25年度、26年度において補助金、助成金の交付を受けた団体及び当該団体に交付した補助金・助成金の一覧表（一般会計分）。そして、補助金・助成金の交付を受けた団体の事務局を行政が引き受けている場合は、その部局を記載していただきたいと思います。6番目、平成23年、24年、25年度において追加工事を発注した入札工事に係る件名、金額、及び業者名。また、当初価格に対する落札率をお願いしたいと思います。7番目、国保と社会保険の共済等を含む加入率、県内比較でお願いします。塩竈

市と類似都市、県内平均との比較もお願いしたいと思います。8番目、臨時的任用職員、非常勤職員の人数と支給額、平成24年度から平成26年度でお願いします。9番、平成24年度、25年度における学校給食に係る費用と一般会計からの繰入額、及び給食費年額と1食当たりの単価、小学校と中学校に区分してください。最後になりますが、10番目、塩竈市の人口の推移、過去5年分。転入・転出した人数。2番目が、出生・死亡した人数。3番、世帯数。以上でございます。

○伊勢委員長 そのほか、ご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、ただいま資料要求がありました。が、当局において内容の確認をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 それでは、確認させていただきたいと思います。

まず、日本共産党塩竈市議団より35項目にわたる資料要求ございました。そのうち、第15番目の応急仮設住宅・借上賃貸住宅・災害公営住宅の入居数についてでございますが、これにつきましては各年度とも2月15日現在で提出させていただきたいと思います。なお、災害公営住宅につきましては、26年度分のみの提出ということで提出させていただきたいと思います。

また、30番目の災害公営住宅に係る減免状況等についての要求でございますが、県内13市とはございますが、災害公営住宅整備しております県内11市について提出させていただきたいと思います。

さらに、自由民主の会のほうから4項目。まず第1点目につきましては、職員数についてでございます。26年度分については予定数で提出させていただきたいと思います。また、4番目の市税収入の推移でございますが、25年度分については決算見込み、26年度につきましては予算の内容で提出させていただきたいと存じます。

次に、市民クラブ10項目でございます。まず、第2番目の生活保護・扶助に係る資料でございますが、年齢構成表につきましては24年度、25年度の7月1日現在で提出させていただきたいと思います。また、6番目の追加工事発注・入札件数の内容でございますが、当初金額・税込みで500万円以上の入札件数につきまして提出させていただきたいと思います。また、10番目の塩竈市の人口の推移（過去5年分）でございますが、平成21年・24年度分につきましては各年度末現在で、そして25年度分につきましては平成26年1月末現在で提出させていただきたいと存じます。

なお、これらの資料等につきましては、明日の当特別委員会の冒頭、それぞれお手元のほう

に配付させていただきたいと考えております。以上でございます。

○伊勢委員長 それでは、お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、2月28日午前10時より再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、2月28日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時27分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成26年2月27日

平成26年度予算特別委員会委員長 伊 勢 由 典

平成26年2月28日（金曜日）

平成26年度予算特別委員会

（第2日目）

平成26年度予算特別委員会第2日目

平成26年2月28日（金曜日）午前10時開議

出席委員（17名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 佐藤雄一君	健康福祉部長 神谷統君
産業環境部長 小山浩幸君	建設部長 鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監 伊藤喜和君	市民総務部次長 兼総務課長 佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長 星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 高橋敏也君
産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長 千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長 赤間忠良君
市民総務部 政策課長 阿部徳和君	市民総務部 財政課長 荒井敏明君

市民総務部 税務課長	小林正人君	健康福祉部 子育て支援課長	渡辺常幸君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	川村淳君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
産業環境部 観光交流課長	本多裕之君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君	建設部 都市計画課長	佐藤寛之君
建設部 定住促進課長	阿部光浩君	建設部 土木課長	川名信昭君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君	教育委員会教育部 教育総務課長補佐	伊東英二君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
庶務係長	佐藤志津子君		

午前10時00分 開議

○伊勢委員長 ただいまから平成26年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより、一般会計の審査に入ります。

当局に要求しておりました資料について、当局より報告をお願いいたします。

内形副市長。

○内形副市長 昨日の本予算特別委員会で、ご要求のございました資料につきましては、資料No.17といたしまして取りまとめ、お手元にご配付申し上げましたので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○伊勢委員長 では、これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言の一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 では、一般会計について質問をさせていただきます。

まず、資料8番の施政方針の中からちょっと、一般質問といいますか施政方針に対する質問をやっているわけですが、再度この中からお聞きをしたいというふうに思います。

平成26年度の予算、2ページによると「第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市災害復興計画を柱として」というふうに書いています。そして、「復興実感の年としてまいります」というふうに書いてあるわけですが、私もやはりこの震災からまもなく3年になりますし、ここでやはり実感してもらうような事業がなし得て、そして活気が出ればなというふうに私も思うわけです。

そんな中で、実感できる予算としてこのいろいろな事業が今回出されておりますが、その中でこの実感を思わせるといいますか、意識した事業はどれぐらいあるのか、例えばどれなのか、ちょっと挙げて説明をいただきたいというふうに思います。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、26年度一般会計予算当初予算が360億円という、非常に過去最大規模の大きな予算となっております。そのうち大きいものとして、復興関係予算としては157億円というのがございます。これはあくまでも復興関連という形で、災害復旧・

復興、それから例えばですが中長期派遣の皆様方の人件費でありますとか、そういった復興関連として157億円という非常に大きな予算になっていること、それは復興予算についても今回大きく計上させていただいているという内容であります。

そのほか、復興の実感の感じられる年ということになりますけれども、その復興予算の大規模な予算の計上のほか、ここにも2ページにもありますように、長期総合計画の実現のための予算というものも大きく計上させていただいております。特に26年度となりますと、これまでの復旧に変わって復興予算に切りかわり、その形が見えるというようなハード整備の予算を今回計上しているということが1点と。それから、やはり本市のように大きく津波被災を受けたというこういう沿岸部にあっては、人口の流出、そういったものが非常に懸念されるということがありますので、そういった定住促進のための予算というものも今回計上させていただいております。

さらには、来年度から消費税の関係で3%程度のアップが見込まれますので、そういった市民の負担軽減の予算というものを組み込みまして、市民の負担軽減それから住みよいまちづくりのための予算、そして大きくは復興実感のための大きな予算と、ハード整備分として予算を組んでいるというふうな、過去に例を見ないほどの大きな予算という形になってございます。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。やっぱり柱としては復興ですから、その中でもやはり災害復興の住宅関係ですか、これがまず入ってくるのかなという、これがメインになるのかなというふうに思います。

それで、今の中で出ましたが、やはりそのほかに長期総合計画からいくと、やっぱり定住人口の関係ですかね、ここになるかと思うんですが、この定住人口関係の増加策として今回力を入れているのはどこなのか。ないしは、新たにそれを意識した事業としてはどういった事業なのかを、ちょっと説明いただきたいと思います。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 平成26年度定住促進枠ということで、各部、各課から上がってまいりました各種事業予算のうち定住に貢献するだろうというふうな視点で予算査定、そういったことでまたほかの政策との兼ね合い等も含めて、特にこれは重要だろうということで枠配分をさせていただきましたものとしては、子ども医療費の助成の拡大分、それから子育て支援セン

ターの土曜日開所に係る事業、それから空き地対策事業についてもこれは安全環境面、良好な環境を保持するという意味では重要だということで見えております。それから、震災後に都市計画、まちづくりの方向性、まちの基盤が大分軌道修正が必要な部分ありますので都市マスタープランの策定事業、それから都市整備計画を策定いたします。これ、各種社会基盤等の補助事業等を有利に受けるための計画づくりであります都市再生整備計画の策定事業、それから割増商品券の事業、それから事業用遊休地調査事業、それから塩竈市景観策定事業ということで「住んでみたいまちを景観面からどのようにつくっていくか」ということで、そんな景観策定事業。合計いたしまして、1億3,400万円を定住促進枠ということで平成26年度は予算づけをいたしまして、推進してまいりたいというふう考えておる事業でございます。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

今いっぱい挙げていただきましたが、私が感じておる内容としては医療費の補助でしたっけ、それとあとは「こころん」の土曜日の開設とか、あと最後に景観のどうのこうのというのが、その程度かなという今の説明を聞いて私は感じ取ったわけですが。やはり、もっと踏み込んだ事業が必要じゃないのかなって私は思うんですよ。

3ページには、平成25年度は社会増減において若干の増加に転じているという、そういう項目があったんですね。「ああ何だ、若干ふえているって言って、本当にふえているのかや」という思いがあったわけですけれども、このきょうもらった資料17、これの38ページでしたっけ、これを見ると確かに社会増というところが平成25年度の8月・9月この辺ですか、この辺がちょこっとふえているかなという、この項目だけで「ええ、大げさじゃないの」って、ここには「若干」って書いていますけれどもね。これは全体的なこの表を見させていただければ、社会的な部分がふえたとしても、若干ふれている部分もあるが、自然増の部分、出生と死亡者数の比較、これも加味していくと全体的にもうコンスタントに減っていると思える数字ですよ、これを見ますとね。そんな中、1億何ぼと言いましたっけ、そういった予算を組んでということなんですが、それで私は「足りないんじゃないの。本気になってふやす気がないんじゃないの」という思いがあるわけですよ。

私はもう何年か前から言っているんですけども、例えば塩竈に新しい所帯を持って住み始めるような人たち、転入してくる人たち、5年間は市民税というんですか、何税っていうんですかね、そういったものを免除してあげたらどうかと。そして、新婚生活とか何やらのときや

はりお金もかかるし、そうすれば塩竈に住み始めれば、私もそうだったんですけれども、私は多賀城出身なわけなんですけれども、たまたま女房の関係で塩竈に住み始めてずっと多賀城に戻らなつつもりではいたわけなんですけれども、子供たちもやはり塩竈で育って学校も通えば、「もう塩竈から離れるのいやだよ」というそういう声がどんどん家族から上がって、結局は塩竈に住むという形になって、もちろん塩竈に土地も買って家も建ててというふうにはなっているわけなんですけれども。そういう布石をとる戦略が、私はもっと大切じゃないかと。1億何ぼって言いましたっけ、それは私は足りないと思うんですけれども、それで十分と考えるんでしょうか。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 施政方針ですので、私からお答えをさせていただきますが、今担当課長から申し上げましたのは、特に26年度の定住促進枠ということでご説明をさせていただいております。再三ご答弁を申し上げますとおり、定住のための施策というのは非常にすそ野が広い。例えば、今まで取り組んでまいりました健康増進のためのヒブワクチンでありますとか、がんの検査でありますとか、さまざまな取り組みというのをやっぱり息を長く続けていく。そのほかにも、本当に住みやすい環境づくりというのを、さまざまな施策体系で取り組ませていただいております。

今申し上げましたのは、26年度特にとということでお話しを申し上げますので、今委員のほうから1世帯当たり何十万円というようなお話もいただきましたが、そういった形がいいのか、あるいはそうじゃなくて施策としてこういった取り組みをとるものがあるのかどうか、そういったことを今後も引き続き模索をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。わかりました。

それで、先ほど財政課長から説明あったいろいろ事業、政策課のほうでしたっけ、ありましたけれども、これの事業の中で他市町村ではほぼやっていないだろうというような事業はあるんでしょうか。そこを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 子ども・子育て医療助成については、ご案内のように他市町村もやっておられますし、ただこれはまさに市町村間が競争してやっているというふうな、財源競争というふうな部分になっております。その範囲で、精いっぱい部分を拡大をさせていただ

たと。それから、子育て支援センターの土曜日開所というのは、ちょっと仙台市あたりは指定管理制度を使って土曜・日曜あけているというふうなこともありますので、ここについてもほかもやっていると。空き家・空き地対策事業については、ほかの市町村でも同じような問題点を持って始まっている部分があります。都市マスタープラン、それから都市再生整備計画事業、これらにつきましても都市部の将来計画を策定する基礎的な計画になりますので、あると思います。割増商品券については、今のところの情報では県内で塩竈市のほかに4市が取り組むだろうというふうな情報を得ておるところです。事業用遊休地調査事業については、ちょっとほかの市の状況は調べてございません。それから、景観計画策定事業については、景観計画条例を持っているところは県内3市、松島・塩竈・多賀城というふうになっておりますので、こちら県内ではそんなにやっている事業ではないのかなというふうに考えております。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

他市町村と比較をして、ほぼ同等のものはもちろん項目的にも必要だと思うんですが、やはりそれを飛び越して塩竈独自のものが何個かないと、やっぱり塩竈に人を集めるという、そういった力にはなり得ないんじゃないかというふうに思うんですね。そんなわけで、本来ですともう「他市町村ではこんなのやっていないよ」というやつを、ポンポンポンと二つ三つくらいポンと出てくるような、「ほかでは絶対やっていないよ」というような項目もあれば、えらいアピール性はあるのかなというふうに思います。今年度はこういうことですがけれども、次年度以降何かそういった事業も考えていただければいいんじゃないかと。やはり、人口が減るということはいろいろな面で影響が出るわけですから、微増であってもコンスタントにふえるということがあれば全く違ってきますよね。そんな意味で、これはかなり力を入れるべき私は事業だと思いますので、増加策は。よろしくお願ひしたいと思います。

では、次はこの資料17を使って質問をさせていただきます。

まず、1ページになりますけれども、この表先ほどもらったばかりで、急いでパッパッと目を通したんですが、去年も聞いているわけですがけれども、この非正規労働者といいますか非常勤職員の数、ここが平成26年度のこれ予定になるのでしょうかね、多分ね。ぐんとここが百六十何人できているやつが211人にポンと、市長部局ですかね、ここが上がっていますよね。それから教育委員会なんかもぐんと上がっています。この辺の考え方、どういうことでここが上がるのか。今まで大体コンスタントにきているのが、ここでポンと上がっちゃうのはどうし

てなのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 23年、4年、5年というのは4月1日現在の実績値になりますけれども、26年度は募集の人員といたしますか、各課の要望の人員をこのまま載せておりますので、4月1日時点で26年度考えますと、やはり例年どおりくらいの数になるのではないかと。応募者が各課要望どおり必ずしも集まるということではございませんので、4月1日を見てみないとわかりませんが、大体例年どおりの数になるのではないかと考えております。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 一応まあ、そうすると希望数として捉えていいのかなと思うんですが。そうすると、今までの平成23年から25年度の実績を見ますと、上の段が4月1日現在と。そうするとこれが希望数なのかなと、実際の数が下段なのかなというふうに思うんですが、ほかのあれはそう違いはないと、平成23、24、25年度ね。この今までの実績を見ると、そうがぐんと減っているわけではないですよ。これが211人と、今までの中の4月1日現在の希望数とすれば、それを比較してもぐんとふえているわけですが、今の答弁がこれに該当するのかなと。当てはまらないように感じるんですが、その辺もう一度お願いします。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 大変ちょっと見づらい表で申しわけないんですけども、上段のほうは4月1日の実績の数字となります。あと、23年、4年、5年に関しましては、下段の数字は毎月の平均ですね。平均として、その月あたり毎月大体23年度であれば166名、24年度であれば186名、年間を通しますと毎月このくらいの実績値がありましたと。といいますのは、1人当たりの年間の収入を出す場合になるべく正確な数字で出したいということで、年間として平均何人くらいお勤めになって、それに対する支出の総額がありますので、それで割りますと1人あたり幾らくらいの収入になるのかということで、上段・下段で表記させていただいております。26年度に関しましてはまだ実績値がありませんので、あくまでも予算上の措置をしている数ということになりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。いわゆる上段は希望数ではなくて、実績数だと。そして、平成26年度については希望数だということで、このくらいの差があるということですね。理解をさせて

いただきました。

次に、7ページをちょっと質問したいと思います。これは公立保育所、それから私立保育園の定員及び年齢別の入所状況という一覧表なんですけど、平成25年度2月1日現在の市内の公立の保育所、それから私立の保育所というふうに列記されているんですけど、これを全体的に見ると大体100%近いと、みんな。100%を超えているところも結構あるということになるんですけど、この中で1番の東部保育所と3番の新浜町の保育所、これが入所率が73%、それから75%なんです。なぜここだけこんなに低いのか。どういう理由なのか。不人気なのか、どういうふうにかこの数値を捉えているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 お答えいたします。

基本は、保護者からの申請に基づいて保育所の入所を決めさせていただいております。ただ、定員を上回る施設とかそういった部分については若干の調整をさせていただいて、第2希望とかに回っていただいている部分もございます。東部保育所、新浜町保育所、人数が少ないんじゃないかというような部分でございまして、これは大きな理由としてはほかの施設ではゼロ歳児保育を行っていますが、ここの施設につきましては施設が老朽化しているというようなことで、ゼロ歳児保育を行っておりません。そういった部分も若干影響しているのかなというふうに捉えております。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。要素としては、ゼロ歳児を扱っていないところかなということですが。そうするとその部分を、まあここを見ますと藤倉保育所が111%、それから清水沢保育所も111%と。この10%ちょっとのオーバー分を何とか、地理的には問題もあるんでしょうけれども、割り振りをすればある程度パーセンテージは上がるのかなというふうに思いますが。まあ、住んでいる地域によっての子供たちのバランスもありますので、仕方ないのかなと思っております。

もう一つ、私が考えるのはこの111%ですね。それから10番の項目ですか、私立の部分でも114%ってありますが、この100%を超えて110%以上超えたところについては問題はないのか、保育の部分でですね。ちょっとそういったところを心配してしまうわけですが、そういったことはないのでしょうか。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 施設の設置・建設に当たりましては、このような認可定員よりも多めの受け入れをできるようなハード的な整備をしております。それで、国のほうの一応通知でも、年度末やはり途中入所も含めて入所児童数多くなってくるというようなことで、20%、25%まで入所しても構わないというような通知もございます。そういったことで、我々としましてはそれぞれの保育環境を見ながら、あと特に保育士としての手だての状況、そういったところを勘案しながら保育所の入所措置を行っているというような状況でございます。

大きな施設については、10%をちょっと超えるような状況も出ておるといような状況でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。そうすると、ハード的な面で、いわゆる部屋の広さやら何やらの面でそういった余裕があるのか。私が心配するのは、実際子供たちを面倒見る保育士さんの負担なんですが、その点では問題ないのか。いわゆるそれが子供たちの場合は、先ほどゼロ歳児という話もありましたし、事故に遭った場合は大変なことになりますし、そういうことは問題ないかどうか、それをちょっとお聞きして、次に移りたいと思います。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 保育士の配置につきましては、国で定める基準を多少上回るような配置を行っております。そういった部分では、保育の安全については万全を期している状況でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

次は、13ページになります。救急の概要という一覧表なんですけど、ここの中の1番の市・町別の救急発生状況をちょっと見ているんですが、ここの中でパッと見て目に入ってくるのは、多賀城と松島が減っていると。そして、ほかの部分として塩竈、七ヶ浜、利府町がふえているという一目瞭然、パッと見ただけの判断でそういうふうになるわけですけども、この中でこの多賀城・松島が減って、それから塩竈、七ヶ浜、利府町が若干ふえていると。これは、たまたまなのかよくわかりませんが、どういうふうに分析されているのか、ちょっとここをお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 これは、消防のほうからの救急概要ということで

いただいた資料の中でございまして、その中で見て増減の部分なんですけれども、塩竈等につきましてはやっぱり高齢者の方々の搬送が多いという部分がございます。多賀城さんなんかは、逆に高齢者が少ないという部分がございます。松島さんにつきましては、ちょっと私のほうでも把握し切れていない部分がございます。塩竈市の部分は、そういう状況でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。そういった高齢化率が影響するのかなということで、若干は納得しました。でも松島はわからないということですが、松島は結構な高齢化率なんですよね。そんなわけで、そんな中減っているの、何か特別な町での施策があるのかなと思ったりもするわけなんですけれども、調査していただいて、何か次に反映していただくと助かると思います。

じゃあ、次は17ページですか、国保税の滞納世帯の所得層の分布ですね。

○伊勢委員長 済みません鎌田委員、これ区分は別なほうになりますので、特別会計のほうで。

○鎌田委員 そうですね、これは違いますね。あさってですね。

○伊勢委員長 よろしくお願ひします。

○鎌田委員 そうすると、あとどこだっけ。ここですね、これは一般会計になりますね。

21ページ、技能労務職の配置数。これは用務員さんの関係なんです、第一小学校から玉川中学校まで塩竈市内ずっと書いていますが、月見ヶ丘小学校だけ2人なんです。ほか全部1名なのに、なぜ月見ヶ丘小学校だけ2人なのか。これはどういうことなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 桜井教育委員会教育部長。

○桜井教育委員会教育部長 お手元の資料21ページ、技能労務職の配置数ということで、学校用務員についてのご質問をいただきました。各小中学校1名ですが、月見ヶ丘小学校だけ2名ということでございます。教育委員会の現在の方針では、各小中学校男性職員1名、女性職員1名という配置を進めているところでございます。1名の小中学校については、全て男性職員ということでございますが、月見ヶ丘小学校については女性の用務員1名でございますので、現在ここ2名ということになってございます。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 何かちょっと説明がよくわからなかったんですが、ほかは1名で2名なんです。

じゃあ、男性と女性が両方いると。ここは、そうすると男性だけということなんですか。ちょ

っと今の、よく聞き取れなかったんですが。

○伊勢委員長 桜井教育委員会教育部長。

○桜井教育委員会教育部長 済みませんでした。月見ヶ丘小学校以外の学校については、女性職員は既に非常勤化しているということでございます。ですから、男性1名・女性1名配置をしているうち、あらかたの学校というのは男性職員が正職員化、女性職員が非常勤化ということでございますが、月見ヶ丘小学校については女性職員もこれまでの経過の中で正職員として配置しているという経過がございます。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。そうすると、男性1名、女性1名を配置していると。月見ヶ丘小学校については正規職員だと。ほかの小学校・中学校については臨時職員を1名使っているということなんですね、わかりました。

それから次の23ページ、学校図書に関する一覧表です。この中の一番下の行の部分で、小中学校の合計の1人当たりのいわゆる保有数といいますが、本のね、それが31.5ということになっています、25年度見込みですね。これは若干ずつ、平成21年度が21.3ですから、それからずっと徐々に上がってきて、25年度は31.5になる予定ということで、上がってはきているわけですが。これがどういった位置にあるのか、ちょっとお聞きしたいんですね。いわゆる他市町村ないしは県平均といえますかね、そういったものをつかんでいらっしゃるのかどうか。やはり、教育に私は力を入れるべきだと思うので、この1人頭の保有数が多いのか少ないのか、その辺の情報がありましたらお聞かせください。

○伊勢委員長 桜井教育委員会教育部長。

○桜井教育委員会教育部長 ただいまお手元の資料23ページ、小中学校の学校図書の内容についてご質問いただきました。ほかの自治体との比較ということでございますが、小中学校全体の比較というのは非常に難しく、宮城県の学校図書の現状に関する調査というのが2年に1回行われております。そこで小中学校別には県内の小中学校の1人当たりの平均冊数というものが出ておまして、表の中にはその数字を記載させていただいております。

例えば上段の小学校の数でございます。平成21年度、小学校の合計、塩竈市の1人当たりの平均冊数でございますが19.2冊と。それに比べて、宮城県の小学校の平均冊数が26.5冊ということで、21年当時は県の平均を大体7.3冊くらい下回る状況でございました。それが、ずっと右のほうに推移しまして、23年度は塩竈市内の小学校が26.5冊、宮城県内の平均が27.5冊とい

うことでその差が1.0と、1冊に縮まっております。25年度の調査結果については現在まだ公表されておりませんので、このような推移を見ますと25年度の調査結果ということでは県平均を上回るのではないかとというふうに、希望的な観測を行っているところでございます。

あわせて中学校でございますが、中学校も同じように平成21年度当時は大きな差がございましたけれども、平成23年度には県平均を上回っておりまして、塩竈市が33.4冊、宮城県平均が32.8冊ということございまして、0.6冊ほど上回っているということでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございました。

先ほど資料もらったばかりで、トップバッターなのでそこまでちょっと見ていなかったんですが、1番肩に宮城県1人あたりの平均冊数というのがあったんですね、それぞれのね。この推移を見ると、先ほど部長さんが説明していただいたように、若干県平均を上回るかもしれないなというところは納得いたしました。

そして次のページ、24ページになりますが、今回の予算関係、いわゆるここを見ますと各学校、ほぼ浦戸以外は100冊をふやしていくんだという、そういう計画表だと思うんですが、本によってはこれを割れば、例えば1校当たりが1,000円ですから18万円ですか、それを100冊で割れば千七、八百円になるんですかね、1冊当たりね。計算違う、180円ということはないよね。そういうふうになると思うんですが、本によっては、専門書によっては結構高いものもありますし、特に中学校の関係では専門書やら何やらになると結構な金額しますけれども、こんな予算でいいのかなど。実際、購入予定数が100冊になっていますけれども、大体ね。これでいけるのかなという、特に中学校に関してはそういった心配が出てくるわけですが、そういったことで問題はありますか。

○伊勢委員長 桜井教育委員会教育部長。

○桜井教育委員会教育部長 お手元の資料24ページ、市内の小中学校別の図書予算、それから図書の購入予定冊数についてご質問いただきました。各学校予算を積み上げる際に、目安として100冊程度の購入をということで積み上げております。1冊当たり1,800円ということになりますが、これは国が示している基準単価ということでございまして、選書に当たっては、購入に当たっては各学校でこの予算の範囲内で、委員さんご質問の高価な図書もございまして、そうじゃない図書もございまして、学校のほうで必要に応じて必要な図書を選んで購入するという

ことをごさいますて、購入予定冊数というのはあくまで目安ということで記載をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。時間も大分なくなってきたので、次に移らせていただきます。

39ページのいじめの数といじめに関するアンケート調査について。これ、25年4月から毎月の部分ずっと載っかってきていまして、26年1月というふう整理をしてあります。これ、毎月アンケートをとられているんでしょうか。そして、このアンケートの方法はどういったことなのか。こんなにこんなに毎月アンケートをとられるんじや、生徒のほうも困ると思うんですが、どういった手法でとられているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○伊勢委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいま、いじめのアンケート調査についての実施の仕方についてご質問を受けました。このアンケート調査については、市内の全ての小中学校において毎月実施しております。調査の仕方としましては、無記名でプリントに、質問の数は4種類程度なんですけど、無記名で子供たちに書いてもらってそれを回収すると。そして集約して、教育委員会のほうに報告してもらっているところでございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 確かに「今月何ともないの、来月どうのこうの」、1カ月ごとにやっぱり、そのときごとに多分変わってくるのかなというふう思うので、そういう方法であればなというふう先ほどの話を聞いて納得しました。

次に45ページ、これは一般会計でいいんですかね、公共駐車場は。だめなんです。いいんですか。ここの中の稼働率がみんな20%、10%台、多くても26%くらい、こういった状況であるわけですけども。これ稼働率が20%の駐車場なんて、どこかの管理が悪いか何かあるんじゃないのかなという、しろうと考へですけども、そういう問題はこの表を見て何も感じないでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○伊勢委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 稼働率の考へ方でございますが、やはり立地条件や台数等、その駐車場の状況に応じて稼働率というのはやっぱり大きく変わってまいります。ここで大切な部分は、要はそこに係るランニングコストを収入でペイしているかどうかというところが一番

大切なところだと考えております。それで、例えばの話でございますが、海岸通の駐車場についてご説明いたしますと、ランニングコスト等が例えば26年度でいいますと260万円くらい。それに対して、ここで上がる売り上げが390万円を計上しておりますので、基本的には稼働率の面では20%となっておりますが、売り上げ面では十分ランニングコストをペイさせていただいているという点が一つ。

あともう一つとしましては、その売り上げの部分で当然初期投資部分がございますので、そちらの部分でそちらの返済に充てているということで、この20という数字が高い・低いとは別にいたしまして、それ相当の収支を保っているという考えをいたしているところでございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、私は売り上げとあれがあれば問題ないのかという、いやもっとじゃあほかの要因をつぶしていけば、この稼働率が上がって先ほどのもうけが倍くらいになるかもしれないじゃないですか。もうちょっと攻めの精神で、僕は経営していただきたいなという。普通の民間であれば、そういうことくらい考えますよ。そこまで踏み込んでやってほしいなというふうに思います。

時間もないので、ちょっと最後に1点だけになっちゃうかと思うんですが、53ページ。ここで工事請負契約に係る増額工事の一覧表というのがあるんですが、この中の指名競争入札部分ですか、表の3番目。ここのNo.1・2・3が落札率が結構高いと。95%から99.4%、もう100%に近いと。そんな中で、この3件が10%以上の変更率が発生しているんですね。多いのは、2番目について29.4%も変更率が出ていると。いわゆる落札率が低い中での変更率が若干出たのはあり得る話と、いわゆる工事に関しては余り詳しいことではないんですが、そういうふうに考えたりもするわけですけども、落札率が高い金額で契約しておいて、また変更率が出ている、高いというのはどういうことなのか、この3件について説明をお願いします。これで終わるのかなと思いますが。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 落札率は、申し上げればいわゆる結果としてという形になるかと思いますが。入札回数が多くなれば多くなるほど、当然ながら落札率は高くなってしまおうという傾向にございます。今回こういった指名競争入札の中では、結果として落札率がまず高かったという状況であったということ。

それから、今変更の点で非常に高かったという中で、特に2番目にあります下水道の災害復

旧工事、これは中の島ポンプ場の下水道の災害復旧工事ということです。ご承知のとおり、災害復旧工事というのは現状復帰というのが原則となっております。実はこの被災したポンプ場、この中の吐出ベントについては、一旦外して工場に持ち込んでそれを原状に回復するというもとの工事の内容でありましたが、実際には新たな被災という箇所がさらに見つかり、それが新しくもう一度作り直さなければいけないような被災状況であったというふうな、いわゆる実態がかなりもっとひどかったというのが判明したことによって、今回この工事請負費が変更率が高くなってしまったというものでございます。

ほかにつきましても、例えば1番ですとこれは既存のボックスカルバート、こちらのほうに土盛りが浅かったということで、コンクリート打ちをもう少し深くしなければいけなくなったという点でございまして、そういった現場の中で実際の被災状況が変わっていたということが判明したということが大きな要因となっております。以上です。

○伊勢委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 では私のほうからも、26年度予算一般会計の分につきましても質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく願いいたします。

まず初めに、資料No.8の施政方針及び予算案説明要旨ということで、34ページからの主要事業の中から、ちょっと全部かかっておりますので、この中からちょっとお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

まず初めに、第5次塩竈市長期総合計画、1番で「だれもが安心して暮らせるまち」の中から、今回子ども医療費助成事業ということで7,489万3,000円、そして拡大分といたしまして5,954万7,000円ということでありまして、この医療費に関しては我々の先輩議員でOB議員の方たちから始まりまして、私も議員になりたての平成19年に一般質問等で拡大を求めてきた経緯もございまして、そのときは乳幼児医療ということで行っておりましたけれども。24年12月に議会のほうに、入院が中学3年生まで、通院が小学校3年生までということで上がってまいりまして、そして今回通院の部分で小学校6年生まで拡大されるということで、大変喜んでいられる次第でございまして。

それで、この子ども医療費の部分では所得制限があると思うんですけども、これどれくらいだったのでしょうか。この点、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 子ども医療費助成の所得制限の限度額でございまして。扶養人数

が1人の場合ですが、保護者の方の所得金額が378万1,000円、給与収入等に直しますと約540万円程度ということになるかと思っております。以上です。

○伊勢委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました、ありがとうございます。扶養親族によって違うということでありまして、4人以上になると1人につき38万円の加算でもっていかれるという状況になっていると思うんですが、この拡大されて本当に充実させていただいて本当に感謝しているところではあるんですけれども、中にはやっぱり所得制限をなくしていただきたいというような、そういう声もあることは事実なんです。

それで、この所得でいいますと今おっしゃったように総収入540万円、控除後の所得だと378万円ということになると思うんですが、児童手当とかのそういった部分ですともうちょっと所得制限が上がってくると思うんですけれども、この所得制限をなくした場合どれくらいの増になるのかなというところで思っているところあるんですが。この点教えていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 粗い試算ではあるんですが、所得制限を撤廃した場合ですと、今回小学6年生まで拡大ということだったんですが、それを所得制限をしないで拡大前の状態で考えますと、通院拡大前ですと約3,700万円ほどの通院の部分で、小学生の通院部分で3,700万円ほどの予算が必要だったというふうに考えております。

今年齢を拡大するに当たりまして、その所得を撤廃した場合と年齢拡大した場合とで、それほど大きな差がなかったというのがありましたので、今回選択として年齢の拡大というほうを選ばせていただいたという経緯がございます。以上です。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ぎりぎりの線まで頑張っていたということには理解しておりますけれども、できれば今後その所得制限で全部撤廃はできないにしても、その所得の金額の幅をちょっと変えてみて、それに伴って対象となる方がふえるというか、そういったこともちょっと考えていただきながら、この点も今後検討していただければなと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

では、続きまして同じ資料の同じページですけれども、各種がん検診事業ということで8,582万4,000円ということでありまして。それで、第2期の「健康しおがま21プラン」では、受

診率の目標として、平成34年受診率の目標ですけれども、目標値として70%以上ということであるわけですが、ことしの目標というかどの辺まで考えていただけるのか。また、胃がん・大腸がんも行っていると思いますけれども、これは男性・女性と受診されると思うんですが、この辺男性と女性とで受診率はどういうふうになっているのか、その違いについてちょっとお聞きしたいなと思います。

○伊勢委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 各種がん検診事業に関しましては、委員から今お話ございましたとおり、最終年度10年間の期間の中で70%を目指すというような目標を設定してございます。26年度の目標といたしましては、まず各種がん検診事業につきましては50%を上回るというところを基準に置きながら、なお受診率上がるような取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えております。また、25年度では胃がん検診、受診率の向上ということで2月に入りましてから、追加検診ということで2日間の日程を実施させていただきまして、270名ほどの受診をいただいたというような状況もございます。こういった取り組みを26年度も継続させていただきながら、なお申し込みがありながらも受診されていない方もいらっしゃいますので、そういう状況を把握しながら勸奨等を行って、受診率の向上に結びつけていきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、男女の受診率の別ということでございますが、例えばでございますけれども、共通している肺がん検診の関係でまいりますと、男性の受診率が54.1%、女性の方で54.9%、これ24年度の実績でございますが、余り大きな開きはないというような状況になってございます。また、大腸がん検診も男女共通ということでございますが、男性が42.2%、女性については44.3%ということで、大きな開きはないという形になってございます。以上でございます。

○伊勢委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。男性のほうが低いのかなと思っていたんですけれども、そんな変わらないということで。申し込まれても受診されない方がいるということで今も話されたんですが、どういった理由なのかとか、その辺把握しているのかと思っていたんですが。一応予約も、前々からもうこの日ということで予約して、その日だけに限定されてくるわけで、そういったこともあるのかなと思ったんですけれども。女性の乳がん検診なんかですと、最初病院に行ってレントゲンを撮られて、それをお持ちいただいてまた別な病院に行って、そのレントゲンをもとに異常とかの診断をされるという、そういったところがあるんですが、胃がん

とかだとバスか何かだと思うんですが、そういった病院とか自由にある程度行ける、または予約してバスなんかでその指定の日に受ける、そういったところの絡みなんかも関係するということはどう見ているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○伊勢委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 乳がん検診のお話ありがとうございましたけれども、乳がん検診についてはマンモグラフィーの受診機関が限られておりますので、また1日にできる人数というところも限られているものですから、医療機関を指定して受診していただいているような状況にございます。また、各種検診で検診バスとか利用される際には、その期間の中で一応人数割のような形で、地区別に指定させていただいているような状況もございますけれども、それはあくまでも人数的な目安でございまして、その期間内に都合の悪い場合には、別な日程というような対応もさせていただいているところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。いろいろ追加検診の案内とか、いろいろな努力わかっておりますので、受診率50%を上回るということで、それに向けてよろしくお願ひしたいなと思っております。

また、この部分に関連して検診なんですけれども、これまで脳疾患の早期発見・早期治療に大変有効だということで、私も脳ドック検診について何回か取り上げてきた経緯があるんですが、そのときの答弁では「研究する」とか「今後考えていく」というような感じの部分だったんですが、これも議員になって初めてですので、6年、7年もうたつわけですけれども、依然としてこの部分は入ってきていないんですが、脳ドック検診については脳卒中、脳梗塞、また認知症ですよね、その早期発見・早期治療に大変有効であるということでありまして、今認知症対策も言われているところでもありますので、取り入れてはと思うんですが、この点どうお考えなのかお聞きいたします。

○伊勢委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 脳ドック検診、助成事業ということかと思えます。現在2市3町塩釜地区におきましては、多賀城市のほうで国保事業の中で助成を実施されているというふうに把握してございます。助成対象につきましては40歳から70歳までの5歳刻みの方で、年間で約400名の方が受診されていると。利用率は大体20%くらいだというような状況だと伺っております。また、助成金額につきましては1万円を上限としながら、大体脳ドックの検診費用

は平均で2万円くらいかかるので、1万円くらいの自己負担で受けられているというような状況かというふうに思っております。

本市におきましては、脳ドックの助成事業は実施はしてございませんが、そのかわりということではございませんが、国保事業の中で人間ドックの助成事業、これは2市3町の中では本市のみが行っているというような状況になってございます。助成対象は40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方で、大体約1,000名の方が対象になってまいります。利用状況ですけれども、大体平均で約300名の方にご利用いただいております。検診費用につきましては全額助成という形でやらせていただいております。検診費用は大体3万7,000円くらいかかる人間ドックということで実施をさせていただいております。

今後の方向性ということでございますが、脳血管などの循環器系疾患につきましては、ご案内のとおり生活習慣病の3大疾病と言われているような状況もございます。その予防につきましては、やはり高血圧症とか脂質異常などの生活習慣の改善がまずその予防策だというふうに捉えてございまして、引き続き人間ドックの助成をさせていただきながら、特定検診等の受診率にも合算されますので、その取り組みを引き続き推進させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。人間ドックとか脳ドックとかいうと、受診率は上がってくるのかなという考えもありまして、第2期の「健康しおがま21プラン」にも、「本市の疾病による死因の主なもののがん、そして心筋梗塞、脳卒中などとなっている」と書かれているんですね。この3大死因が、約60%を本市では占めているということでもありますので、自分の健康は自分の手で守る意識が大切であります。また、脳の萎縮度合いなどから脳の状態を評価して、認知症診断の支援ともなるということですよ。こういったことを早くわかって、本人も病気を早く自覚して治療できますし、そして家族も認知症なんかは早く病気を理解できるというような利点もあると思うんですよ。急に「なんか、おかしい」というのを、前もって脳の萎縮とかそういったところを発見して、家族も理解して本人も理解していくというようなこともありますので、こういった点は今認知症、認知症と言われている部分もありますので、生かされていくのではないかな、有効なのではないかなと思っているわけですけれども。市長は、この辺どういうふうにこの世の中の状況を見て考えてられるか、ちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今小野委員から、脳ドック助成事業についてご質問いただきました。大変申しわけございません。私自身も、多賀城市で助成しているということを承知いたしておりませんでした。本市の場合におきましても、職員が人間ドックを受診する際にでき得る限りMRIの撮影も一緒に実施をしていただいて、やはり常日ごろから自分の健康管理に努めるようにというようなことは、私の名前をお願いをさせていただいているところであります。ただ、若干費用がかさむということで、職員の中でもなかなか受診率が低いという状況であります。今ご指摘いただきましたように5大疾病というのが死亡率のかなり大きい部分を占めておりますので、今後どのような対策を講じるべきか、26年度の課題とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 そうですね、金額がかさむというのがありまして、本市では一番安いところでいきますと1万3,000円くらいで受けられるところもあるということで、多賀城の方もこちらに来て3,000円負担して受けているという、そういった声も聞いております。脳血管疾患の治療費、また退院後のリハビリですよね、経済負担が大きいというわけでありまして、脳ドック検診への助成もということで考えておりますので、今後の検討課題としてよろしくお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

それで、次は同じ資料の35ページの中に新規事業ということで、防災ラジオ整備事業ということで1,000万円ということで上がっております。これは、本当に防災無線が聞こえにくいということで、また全く聞こえないというところで、有効かなと思っているわけですがけれども。これ、地元FM局を活用されてやっていくと思うんですけれども、これは受信調査とかそういったところの実施、またはやられるのかやられているのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 受信調査といいますが、地元のFM放送局のほうでは以前に浦戸まで拡大したということもございますので、それらも踏まえながらの部分でうちのほうでは防災ラジオという形の調整なんかをしていくということになります。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。なかなかビルとかそういった機器とか、そのはざままで受信で

きないところも、導入しているところの話ですけれども、そういった話も聞かれるので、この辺いかかなと思って聞いてみました。また配付世帯で、災害要援護者がいる世帯ということで無料配付、この辺と。あと、ほかに集会所等配置されるというような話も聞いたんですが、この辺ちょっと確認をしたいと思います。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 26年度につきましては、まず要援護者の方々を対象として配付していきたいと考えてございますし、今後病院とかあと介護施設等も考えなくてはいけないのかなとは思っておりますが、これにつきましては今後の検討課題とさせていただきます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 今後広げていくかどうかは、この今回のことを見て考えられていくんだとは思いますが、導入している地域での話ですけれども、防災ラジオ利用者の声として、やっぱり「放送内容がよくわかり、安心感が増した」ということで語られています。地域で防災ラジオ購入アンケートということでとって、回答者の9割が購入したいと答えられたというような状況あるみたいなんです。

本市におきましても、現在「防災無線が聞き取れない」、また「聞き取れなくて、かえって不安になる」ということで言われておりますので、防災無線の聞こえにくい地域の補完対策として効果が期待できると、この辺思っております。実態をやっぱり詳しく調査していただきながら、整備拡大に向けての努力のほうをお願いしたいと思っておりますので、この点よろしくをお願いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、次にいかせていただきますけれども、同じ資料の同じページで市内循環バス補助事業、またNEWしおナビ100円バス運行事業ということで、この事業はもうNEWしおナビのほうは乗り切れないほどの状況が起きているというふうで、きのう、おとといあたりも市民の方から便をふやしてほしいような、そういう声もお聞きいたしました。それで、このNEWしおナビ100円バス、南・北の循環バスでもいいんですけれども、乗車率・利用状況など、ちょっと現在の利用状況などをお聞きしたいと思っております。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 平成25年度の4月から12月までで、今3万2,488人の方に乗っていただいております。年間の利用客数を4万人というふうに想定しておりますので、大体4分の

3で3万2,000人になっておりますので、相当の利用率になっているのかなというふうに感じております。以上です。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。NEWしおナビのほうを見ますと、現在でも先ほども言いましたが、便をふやしてほしいということの話はございます。ただ、これ1台で走っているわけなので、便をふやすといっても限界があるのかなと思っていますけれども。今後、災害公営住宅の建設が進む中で、施政方針にも盛り込まれておりましたけれども、今マイクロバス1台ということでありますから、増車というところもどう考えていられるのかなと思うんですが、その辺お聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 現在NEWしおナビですね、29人乗りのバスを運行しております。乗り残しが、残念ながらやはり大日向、そういったところで発生しております。もうちょっと人を乗せられるタイプのバスがあると乗り残しもなく運行できるのかなということで、車種もいろいろ調査しておるんですけれども、34人乗りというのが国内にあるんです、同じようなタイプのバスで。ただ、その34人乗りになりますと、座席数を減らして立ち席が多い形になります。そして、あと立ち席になるものですから背も高くなってしまいうということで、権現堂のところのトンネルがくぐれないというふうな状況になっております。

ですから、今申しあげました乗り残しの部分については、このNEWしおナビ100円バスのほかに何か補助的な交通を入れるとか、そういった対策が必要なのではないかなというふうに、今いろいろなさまざまな調査をしている中で空白地帯であるとか、空白地帯だけじゃなくて地域の高低差ですね、バス停からどのくらいの高さがあるってどうなるんだとか、そういったことも加味しながら今ちょっと全体的な検討を進めておりました。その中で、選択肢の一つとして今申しあげたように補助交通などというのも浮上ってきておりますので、総合的にちょっと検討してまいりたいというふう考えております。以上です。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。車をふやすという増便になりますと、増車になりますと、タクシー関係の方とか財源の部分も大きいのかなと思っているわけですがけれども。ただ、市民の方は望んでいるわけなんですね。それで、今いろいろな部分を考えて検討して、調査しているということで話ありましたけれども、高齢化とともにやっぱり移動困難な市民の方も今後ふえ

てくると思いますけれども、そこでデマンド交通システムなども以前検討されたというお話も聞いておりますけれども、こういったものをやっぱりタクシー会社の協力も得ながら、高齢者などの通院、また買い物足の確保するというので、NEWしおナビとかとまた目的が違う部分が出てくると思うんですが、このデマンドタクシーですとやっぱり金額も200円、300円、高いところだと400円というところも出ていますけれども、この辺だと利用があるんじゃないかなということで私は考えるんですけれども、本市としてはこの点どう考えるかちょっとお聞きしておきたいと思います。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 ご案内のように昨今タクシー運賃について、一度小泉政権のときに台数、それから料金についてある程度自由化された部分ございましたけれども、また昨今初乗り運賃、それからタクシーの台数についても一定の規制が強化されております。そういう意味で、公共交通の一翼をタクシーが担っているんだというのが国策としてははっきりしてきておりまして、そういう意味で私どもタクシー会社のほうとさまざまな政策、今おっしゃられたデマンド交通についてお話をしようとするときに、「国が決めた料金だからこの料金がスタートで、そこから計算していくところなる」というふうなことで、なかなかタクシー会社のほうでも自由度が少ないような規制に今のところなっております、デマンド交通についてはやはりかなり多額の経費が必要になると。ほかの町の導入実績等を見ますと、非常に広域な行政区域がある中でバスなんかでサポートしきれないというふうな集落に対して、デマンド交通というふうな施策で取り組んでおられるようでございますので、我々としては全体的な運営経費の中でバスで何とか対応していきながら、どうしてもできない部分についてはまたタクシー会社との協議の中で、乗り残しとかそれから遅滞とかそういったものがありますので、そこも視野に検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。高齢化が進む中では、やっぱりデマンドのニーズは高くなってくるのではないかなと思っておりますし、地域包括ケアシステムなんかを見ますと会員と協力会員を交えながらガソリン代だけで運行させていくというような、そういった中身のところも出てきていますので、この辺はニーズが今後高くなるのかなと思いますので、検討されていかれて、いい方向にいったって実現されればいいなと思っております。

また、これは市民の方から1点、バス停についてちょっと質問がありまして、路線の表示が

ないということで声がありまして、私も現場何カ所か確認しましたがけれども、路線図というか表示は下のほうに小さくあって、ちょっと気づかなかったのかなと思う点もありますけれども。これも見たら、やっぱり地名で表示が多くありまして、いつも利用している方はいいんですけども、ほかから来た人、または新しく引っ越してこられた方なんかはとてもバスに乗ってどこかに行けないという声があったわけですから。この部分、お店とか建物名とか目標物の表示なんかに改善できないものか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 利便の面で、目標物等の名前にバス停を変えるというふうな視点も確かにあると思いますし、我々としてはバス停にネーミングライツを導入できないかというふうに考えております。そういうことで、少し独自財源を確保して交通体制の拡充財源を確保しながら、バスそれからデマンドタクシーといった施策を総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。その中で、バス停の名前とかそういったものについては、今委員おっしゃられた意見を取り入れながら検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、資料No.10の中から139ページ、第9款の3目で消防費1億2,207万7,000円ということでありまして、この中に市の防災訓練等の……。

○伊勢委員長 済みません、小野委員。17といたのでちょっと混乱したんですけども……。

○小野（幸）委員 資料No.10です。

○伊勢委員長 10ですね。済みません、何ページですか。

○小野（幸）委員 資料No.10の139ページですね。第9款の3目消防費1億2,207万7,000円ということで、この中に市の防災訓練等のそういった予算も入っていると思うんですが、この辺新たな取り組みと、また総額にもなっているわけですけども、防災強化というところでその新たな取り組みについてちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 この3目につきましては防災訓練だけではございませんで、追加指定避難所への備蓄品の配備とか、あと食料品関係の拡充の部分とか入ってございまして、特に防災訓練という形での項目立てはしておりません。ただ、防災の啓蒙活動として、今回イベントということでそういうものも考えてございますので、そういうものも含め

まして増額予算になっているというのが現状でございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 防災訓練等でいろいろ訓練やられるわけですが、中心になっているところはいいんですけれども、サブ的になっているところはなかなか集まってくるというだけの現状もあるんですが、以前避難所の運営訓練として模擬体験をするHUGという、避難所運営ゲームということで、こういったことも取り入れてはということをご提案していたんですけれども、この件はどうなっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 たしかHUGということで、避難所運営ゲームと申しますか、カードゲーム的なものをうちのほうでも25年度に購入いたしまして、3月にまず市職員のほうにその避難所運営のカードを使った模擬訓練、そういうものを3月下旬にちょっと計画しております。それを踏まえまして、各施設に実施訓練するときにそれを踏まえた中で訓練をやっていただきたいということで、まず職員からそういう形の研修をやっていきたいというふうに考えております。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。中心になった会場はいいんですけれども、そうでないところも短時間でもいいので何か取り入れていただきたいなと思って。だから、サブのところでも市民の方と歩いていきますと、「サブ会場だから、こういうことなんだ」ということで、そういった声もあるのは事実なので、やっぱり集まってくる段階でそういうことをお願いしたいなと思います。

また、防災グッズ等いろいろあるわけですが、なかなか買って使うということを市民の方もできないところもあるんですが、こういった防災訓練とかに参加されたときにそういったちょっとしたいろいろな、家具の倒れるの防止のグッズとかいろいろあると思うんですが、そういったものをプレゼントとかやるとかという考えも、防災対策としていいのかなと思っているんですけれども。その辺どうなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 その辺につきましては、参加していただいた方にそういう啓蒙品というんですかね、そういうものについては今後の課題とさせていただきます。逆に、町内会さんのほうには支援事業ということで、それぞれの自主防災組織と

して活動していただくための補助金という形のものを出していますので、そういうものも活用しながら各地区での防災訓練にも活用していただくような啓蒙品なんかも、そういう部分で購入していただきながら参加を促していただければなと思っております。以上でございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

じゃあ最後に、資料No.10の3ページですか、市民税・固定資産税というところでありまして、施政方針のNo.8のほうに被災した方々の経済的支援として、本市では23年度から被害状況に応じて市民税・固定資産税と都市計画税減免に取り組んで、3年間の継続した減免措置は県内唯一であるということ述べておられるわけですけれども。私も、被災者の支援ということで引越し費用とかの質問をしてきたわけですけれども、そういったときに自由に使えるお金が13億7,000万円あって、もう五千数百万円しか残っていないというところの話もありましたし、塩竈市の場合もう被災者支援としてほかよりも真っ先に先行していろいろなことに取り組んできたという、そういった部分すごいところがあると思うんですね。ですので、この3年間市民税とかの減額をされてきたわけですけれども、これ一般個人に換算しますとどれくらいの金額というか、一般の普通の世帯でいいんですけれども、どれくらいなのかなと思っているわけですけれども。この辺、お聞きしたいんですが。

○伊勢委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま市税の減免についてご質問いただきました。先ほど委員おっしゃるとおり、本市では平成23年度から市税の減免を3年間ほど行ってまいりました。21億円ほどの減免ということです。中身につきましては、個人市民税につきましては所得金額、あるいは損害状況に応じた減免、あと固定資産税等につきましても損害に応じた減免ということで行っております。金額という中身なんですけれども、3年間で個人市民税につきましては合わせまして6億4,700万円、法人市民税につきましては2,200万円、固定資産税につきましては11億8,900万円、都市計画税につきましては2億6,700万円ということになっております。合わせまして21億2,700万円なんです、1人頭の金額あるんですが、その中でちょっと今手元にある資料につきましては固定資産税だけ持っていますので、それだけちょっとご報告させていただきますと、1人当たり23年度では12万2,000円、24年度では8万3,000円、25年度では5万9,000円というような形になっています。これ、年々減少しているのは、例えば家屋等を解体したりとかそういった、あと土地の評価下がったとか、そういった理由で年々減少はしており

ますけれども、合わせまして23億1,000万円の減免を行ってまいりました。以上です。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 そうすると、引っ越し費用とかほかでどんな、多賀城でも石巻でもやっていますけれども、県内唯一ということでそれをカバーしている部分もあるのかなということで、私理解をいたしました。この辺、もっと市長もアピールとか、言っていただければいいのかなと思うんですが、市長の考えを最後に聞いて、終わらせていただきます。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私の努力が足らなかった部分については、今後もしっかりと「塩竈市として、このような取り組みをさせていただいております」ということをPRさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○伊勢委員長 西村勝男委員。

○西村委員 続きまして、26年度の一般会計について質問させていただきます。

割増商品券事業についてお伺いします。

○伊勢委員長 資料番号とページ数、明示してください。

○西村委員 実施計画のほうで、一番見やすいのでそちらのほうでやらさせていただきます。実施計画の中の45ページ、割増商品券事業ということで出されております。4,500万円、「4月からの消費税の引き上げに伴い、消費者の購買力の低下が懸念されることから、2割増商品券を発行することによりまず市民の購買力を喚起し、次に市内商店の売上増を通じて地域経済の活性化を図る」ということで載っております。趣旨としてはわかりますが、施政方針演説で市長は「消費税が上がることによって再建途上にある商業者の方々の経営への影響が懸念される」と、まず最初にそちらのほうをお話しになっています。2割増商品券を発行し、商業振興、次に市民の暮らしの支援、どちらに重点として盛っておられるのか。重みを持っているのか、ちょっとお話を聞かせてください。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 重みということではなくて、こういった施策をぜひ塩竈市として取り組んでまいりたいという思いで申し上げておりますので、どちらも大切なことではないかというふうに考えているところでございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。どうしてもこういう事業をやりますと、大型店に一点集中するよう

な事業になってくる可能性もありますので、それでお聞きしました。

次に、事業概要についてどういう対象の事業者を集め、使用期間なり、その辺概要についてもし予定していることがありましたら、お知らせください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、私のほうから商品券事業の概要についてご説明をさせていただきたいと思うんですが、市長が施政方針に対する質問の答弁の中でもお答えしている部分ともちょっと重なる部分があるかとは思いますが、まず1セット1万2,000円を1万円で販売するというので、2割増しの2万セットの販売を予定してございます。発行につきましては、市が直接発行するというのではなくて、現在商工会議所のほうに発行主体になっていただくということで協議を進めさせていただいておりまして、それに当たってもあと商業協同組合さんのほうからもご協力をいただきたいというふうに考えてございます。

まず、実施の時期でございますが、三つの観点を踏まえて現在制度設計をしながら時期を検討してございます。まず、「ふるさとしおがま復興基金」を活用した事業でございまして、2割増商品券とすることで市民生活の支援をしながら、また事業者に対する支援ということになりますので、実施について十分な周知期間を設けまして、市民の皆様が知らなかったために買えなかったといったことがないように、1人でも多くの方に利用していただけるように、十分な周知期間を取りたいと。それからまた、参加店の募集に当たりまして十分な応募期間を設けまして、これも1店でも多くの店舗に登録をしていただいて、この割増商品券の使用による売上増の効果が広く波及するようになるとともに、参加店を多くするというように利用する市民の利便性も高めたいというふうに考えてございます。

それから、消費税の引き上げに伴って臨時福祉給付金、また子育て世帯臨時特例給付金の支給開始が7月に予定されてございますので、この割増商品券事業が消費税率引き上げの影響緩和という趣旨でも実施されますことから、これらの給付金を商品券の購入にも充てていただけるようにしたいといったようなことで、時期については考えてございます。

また先ほど委員は、大型店を参加させた場合に、地元商店への効果が薄れるのではないかとといったようなことをおっしゃっておられたかと思いますが、これまで商品券事業を実施してまいりましたのは21年に1割増で「どっと商品券」というのを実施しましたし、23年度から24年度にかけて震災見舞商品券というのを発行いたしました。1割増どっと商品券の販売の際、1割増で1万セットということではございましたが、大規模小売店舗を対象外にしたというこ

とも要因としてあったかなと思うんですが、完売までにちょっと2カ月を要すると、苦戦した経過がございました。今回は2割増しで2万セットの販売を予定してございますが、24年の宮城県の消費購買動向調査の結果でも食料品、それから日用雑貨品などの最寄り品の主な買い物先ということで地元購買率が72.8%、また総合スーパー・食品スーパーで買い物される割合が58.2%となっておりますので、商品券の利便性を高めて市民の購入を促進するには一定割合は大規模小売店でも使用できるようにしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 震災見舞商品券事業も行われまして、大型店も入られたと思いますが、そのときの回収率はどの程度になっているか教えてください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 震災見舞商品券のときの換金率ということであります、97.6%でございました。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 大型店の回収率は、どのくらいになっていますか。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 震災見舞商品券のときも、店舗面積が1,000平方メートルを超える大型店舗については対象外としてございました。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 どうしても大型店に偏ってしまうという、大体6割5分から7割が大型店に行くのではないかということが懸念されております。そうしますと、一般商業者に対する波及効果が少なくなるのではないかということも懸念されます。

あと、もう一つ聞きます。これ販売対象は市外・市内問わず販売するという事でよろしいのでしょうか。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 この制度の趣旨から、できれば市民の皆様にご利用いただきたいというふうには考えてございますが、販売に当たってなかなか身分証明書等で市民かどうかの確認をするというのは非常にちょっと難しいということもございまして、市民の方がお買いになられてほかの方にお渡しになって利用されるというようなこともあるとは思いますが、極力私どもとしましては市民の方に利用をお願いしたいというふうに考えてございます。

が、その制限になりますとちょっと難しい部分はあるのかなというふうに認識しております。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 商品券事業は一時的なもので、自主的に事業を再建していくのが本来の筋だということはわかっているんですけども、できればこういう事業をやられる場合にどうしても大型店、今回今お話ししたのは市以外の方々が商品券を求められて、そのまま大型店に行かれて買い物されて帰っていかれると、大型店自体は1日、15日、火曜日とかいろいろなイベントをされて、それなりの営業能力があらわれて活動されています。一般個人零細企業の場合は、消費税を取り込むこと自体が大変苦勞されていますので、その辺も踏まえて商品券発行の趣旨とか目的については考えていただきたいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 先ほども申し上げましたように、一定割合については市民の利便性という観点からも大型小売店も参入ということで今検討中ではございますが、ひとつ券の構成としまして、大型小売店舗以外の小規模店舗でのみ使える専用券と、あと大型小売店舗と小規模の店舗のどちらでも使える共通券ということで、組み合わせで発行できればなというふうに思っております。あくまでも大型小売店舗でしか使えない券ということではなくて、その共通券のほうについてはどちらでも使えるようにしたいというふうに思っておりますし、またこれも市長が答弁の中で申し上げましたが、商店街の皆様にも独自のセール展開などをお願いして、今回の事業が波及効果・相乗効果を発揮できるような形でぜひ盛り上げていただいて、消費者のほうにもアピールしていただければなというふうに考えてございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。どうぞ地域商店街、また点在しています各商店の方々のための、中心市街地だけではない各点在する商店のための、零細企業のための施策として頑張っていただきたいと思います。

また、事業費として4,500万円ですが、4,000万円は割増分、500万円のその予算の内容についてちょっとお知らせください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 先ほども申し上げました今回の商品券の発行に当たっては、商工会議所さんのほうに発行の主体となっていただきたいということで、予算組も19節の補助金でさせていただきます。この4,500万円のうち4,000万円につきましては割増商品

券のほうに充てまして、残りの500万円についてはさまざまな例えば印刷費ですとか、あとパートの方を雇っていただいて、この事業の実施に当たってそういった経費も発生しますことから、事務費ということで500万円をあわせて予算措置させていただいているところでございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 震災見舞商品券の場合は660万円、66万円か。ああ、そうですか、わかりました。ちょっと勘違いしました。

これを運営していく中で、やはりいろいろな部分で地域消費者に対するPRも含めて、販売所はどう考えているのかお知らせください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 会議所さんのほうに発行主体になっていただいた場合には当然商工会議所、それからあと塩釜商業協同組合さんのほうにもご協力をいただきたいと先ほど申し上げましたが、この部分では「まちの駅」なんかについても販売箇所となっていたかと思えますし、またあわせてぜひ販売箇所になりたいといったようなところがあれば、極力市民の皆様がいろいろなところで買えるように考えていきたいというふうに思います。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。この4,500万円が有効に使われて、地域商業の活性化につながるように、どうぞご努力のほどよろしくお願いします。

次に、商店街活性化促進事業のシャッターオープン事業についてちょっとお伺いします。平成16年度から継続事業でやられております。資料No.同じ実施計画の45ページの割増商品券の下の部分でございます。昨年の実績として、新しくオープンした店が二つ、2店舗ということだったんですが、参加申し込みはどの程度あったのか2店舗だったのかお知らせください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今西村委員おっしゃっておられるのは、昨年度というのは25年度ということで理解してよろしいでしょうか。今年度ですね、募集を2回にわたっていたしました。まず1回目の募集で2店舗の応募がございまして、その2店舗が採択されてございます。また、その後二次募集ということで募集を行いました。それに対しては残念ながら応募はなかったような状況でございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 2店舗しか申し込みがないと、やっぱりそれをPRする効果が何もなかったのではないかというような気がします。一般質問でもお話ししたように、まちの中に出て商店、今度空き地・空き店舗の調査をされて、これを活性化されるということは聞きましたけれども、やはり商工観光課の中にお出でくださいというんじゃなくて、まちの中に出ていただいてアピールしている、サポートセンターという形で全国で何カ所か、もう数十カ所やっていると思いますが、そういう形のネーミングの中ですぐわかるような、店を出したい方、出店したい方のための、長期総合計画も来年度折り返し点です。ちょっと見直すことは考えていらっしゃるのか、お話を聞かせてください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まず応募状況としましては、応募に結びつきましたのは2店舗ではございましたが、それ以外に募集期間も含めてご相談をいただいた件数が3店舗、3人の方からいろいろご相談をいただいたところではございましたが、結果的にはその2件ということになったわけでございます。これまで、シャッターオープン事業から通算しまして15店舗採択されておりますが、いわゆる相談件数ということに関してはかなりの件数になって、それが応募に結びついたかどうかといったようなところがあるかと思えます。

こちらとしましても、今問題点として認識してございますのが、1つにはやはり商店街のほうで危険建物ということで、この間かなり空き店舗の物件が減少してしまったということと、それに伴って商店街の連たん性といいますか、それがだんだんなくなってきて、出店に当たってのちょっと魅力もうせつつあるのかなといったところもございまして、そちらの面からも何とか新たな出店をしていただけるような商店街としての魅力づくり、そちらも必要であるとは認識してございます。今西村委員おっしゃっておられたネーミングも含めて、こちらで相談に対応してより新規の出店をしていただけるような体制整備ということでございますので、ほかのご紹介いただいた先進の事例なんかも検討しながら、今後対応については研究させていただきたいというふうに思います。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 10年たちました。平成16年からの事業計画の中でやられて、残念ながらそう大きな成果といわれるまでにいかないまでも継続されているということで、ぜひとも見直しされて今後ともふえていただけるような工夫をしていただければ幸いですので、よろしく願います。

また、「商人塾」についてお伺いします。現在の状況をちょっとお知らせください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 「商人塾」のほうでございますが、この「商人塾」の目的としましては、個々の商店の魅力度と経営力を高めまして消費者に支持される繁盛店づくりを行い、その効果を周辺の商店にも波及させて、商店街の活性化を図ることを目的としてございます。内容としては、専門家によるセミナーの開催、あるいはコンサルティングなどの支援を行ってございまして、参加を希望する商店主が塾生として他の商店主と交流をしながら、講座での学習あるいはコンサルティングを通じて、他店の事例などから自分の店舗の強み・弱みなどの課題を認識しまして店舗の改善策を探ったり、あるいは情報発信力の強化を図るといったようなことをしてございます。

今年度でございますが、既存店舗向けの応用講座のほうでは個店力を強化するということで、自分のお店のアピールポイントを再発見しまして、SNSを活用した「塩竈商人ストリートチャンネル～魅惑の個店再発見」というタイトルで、個店の魅力をネットで積極的に情報発信する仕組みを構築いたしました。また、企業者や経営初心者向けの基礎講座のほうでございますが、こちらはアンケートによるお客様のニーズ把握により、リピートづくりにつなげる個店販売の草の根マーケティングの実践術に取り組んでございます。以上です。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 「商人塾」に加盟している店舗数といえますか、何人くらいいらっしゃるのか教えてください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 前年度は45名でございましたが、今回新たにその応用講座、それから基礎講座のほうで7名の方に加盟をいただきまして、現在52名ということになってございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 全てが参加するというわけにはいかないんでしょうけれども、52店舗、もっとボリューム上げてましてソーシャルネットワークサービスの中でも販売促進に向けて、結果を出していただきたいと思っています。結局「やっている」というだけではなくて、そのやった結果として「あきない」がどの程度ふえたのかとか、実数を出していただければその「商人塾」、シャッターオープン事業を含めて評価ができるような気がしますので、どうぞよろしくお願いま

す。

次に中小企業振興資金、同じページです。中小企業振興資金預託事業、これは毎年出てくる数字なんですけれども、利用状況についてちょっとお知らせください。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、信用保証料の補給事業ということでございましたが、塩竈市の融資制度のほうの利用状況ということによろしいでしょうか。それでは、資金として2つございまして、中小企業振興資金、こちらにつきましてはこれは12月末の状況になりますが、252件で約10億9,400万円ほどの利用状況となっております。それから、あと小口資金というほうがございまして、こちらにつきましては1件で150万円ほどの利用状況でございます。以上です。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 毎年4億3,000万円ほど預託しているということになっておりますが、トータルで今どのくらいあるのかお知らせください。毎年このままですか。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 これ預託事業でございますので、毎年市内の金融機関のほうにこの金額で預託をさせていただいております。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。ありがとうございます。毎年これだけ積んでいくのかなという勘違いしまして、お聞きしました。

次に、この実施計画の54ページ、産業交流の振興ということで、女性による浦戸の食振興プロジェクトということで、今年度で終わる事業なんです、1,170万4,000円。この内容についてちょっとお知らせください。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創造促進事業によりまして、浦戸特産ののり、カキ、地域資源などを活用して調理加工、それから販売宣伝を行っていただくというふうなことで考えております。そのほかに、特産物の生産体験などを、浦戸諸島の島々におきまして子供たちを呼んで生産体験などをさせていただくということで、浅海漁業への理解を深めていただくということを委託内容としております。以上です。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 今年度で終わるということなんですけれども、なぜ終わるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創造事業というのの国による制度が、平成26年度で終了するというところでございます。ただ、それは終了しますけれども、委託している先がもうこれをもって活動をやめるかというところではなくて、それから先も人をそのまま、そのとおりの人数をそのまま維持できるかどうかは別にしましても、事業としてはこういったことを継続してやっていただくということを前提に、こういった委託を行う予定でおります。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 3年間で3,500万円の投資をされて、ここで終わるんではもったいないので、やはり継続され、島の振興に寄与する部分があればその辺も含めて考えていただければありがたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

次に実施計画の21ページ、ファミリーサポート運営事業なんですけれども、サポート運営事業今年度95万5,000円となっております、26年度。次に、27年度から482万円という形でふえているんですが、今回なぜこの数字なのか。また、今後どうなるのかちょっとお知らせください。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 申しわけございませんでした。26年度につきましては、これ物件費だけの一応計上で、27年度の数字がこれが物件費と人件費を合わせた数字となっております。26年度も482万8,000円となっております。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。

では、次に実施計画の25ページ、包括支援センター運営事業、これも同じなんですけれども、3,024万円が今年度の予算額となっておりますが、27年度、28年度6,168万円ほど取っておられますが、この辺の変化についてどうなのか教えてください。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 この地域包括支援センターなんですけれども、平成18年4月から始まったセンターでございます。19年の9月に民間委託、2事業者増設いたしまして、北部地区と西部地区、そちらのほうに増設しまして、現在3施設のほうで運営しております。27年

度地域包括センター1つを増設するという事で、このような委託費の増額となってございます。以上でございます。

○伊勢委員長 済みません、西村委員、介護保険のほうの保険の特別会計のほうですので、それはあと物事はその時点で議論してください。

西村委員。

○西村委員 大変申しわけありませんでした。

それでは質問、最後になります。資料No.17の38ページ。住民基本台帳、人口の推移ですが、平成26年1月現在本庁で5万5,798人、浦戸で433人となっています。これは、住民票をもとにした人口だと思うんですが、現人数といいますか今お住まいになっている人数はどうか、ちょっと教えてください。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 浦戸諸島については、実人数というのはなかなかちょっと把握するのが難しいんですけれども、昨年末に区長さん方に私どものほうでちょっとお尋ねをしたところ、トータルをいたしまして300人ちょっとというふうなことでなっております。以上です。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 本庁のほうではどうなっているか、お知らせください。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 あくまでもこれは住基台帳での整理という形で数字を出させていただいてまして、国勢調査が行われる段階で現人数把握という形になりますので、震災後現状の人数というのは把握はしておりません。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 みなし仮設ということで、今回震災によってほかのところに移住といいますか、お住まいになられている数についてはおわかりでしょうか。つまり実数といいますか、塩竈市内に住んでいる5万5,798人といいますけれども、避難を余儀なくされて移住している方が何人くらいいらっしゃるのか。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。後で教えていただければ結構です。結局人口減、定住人口をふやそうという場合に、今住んでいる方々がどのくらいいるかがわかれば、それが基本の数値になると思います。その数値から数値目標を設定されて、これからの定住人口のプランも含めて頑張

っていただければ。戻ってくる方というのは、だんだん年がたつにつれて戻られない可能性もあります。ですから、実数の現人数というのをちゃんと把握されて、これからの計画に向けて頑張っていただければ幸いです。

以上で質問を終わります。

○伊勢委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 今西村委員おっしゃったことで、お答えになるかどうかあれなんですけれども、市外に住所を移さないまでも引っ越しをされている方というのを市民安全課のほうにご連絡をいただきまして、市内の例えば仮設住宅の申し込みが始まったとか何とかという、いろいろなさまざまな被災者に対する情報提供というのを、私どものほうで広報紙を送るということにつながせていただいております。そういった方々、対象数としては現在150世帯ほど送付をしております。以上でございます。

○伊勢委員長 よろしいですか。

それでは、暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

小野委員。

○小野（絹）委員 じゃあ、私からも何点か質問させていただきます。

最初に消費税関係でお聞きしたいものですので、議案23号にかかわってお聞きします。No.2の8ページ、それから13の10ページ、それからNo.10の8ページを見ながらやりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

今回、消費税及び地方消費税の引き上げに伴って、市のほうの条例も改定すると。要するに4月1日から5%の消費税が8%に、3%増税するということで、塩竈市では消費税を転嫁する分と転嫁しない部分があるということでございます。その中で、特にNo.13の10ページには改定範囲の考え方の中で、「消費税が課税される料金については本来全て改定すべきであるが、

震災からの復旧・復興期間であることから、市民生活や地域生活の負担軽減に配慮することを基本にして、下記のとおり改定範囲を定めた」ということで、1つは市営汽船やそれから魚市場の分野については改定は行わない。

それから、改定しようとする条例の中に塩竈市漁業集落排水事業条例、浦戸の下水関係ですね。それから、塩竈市水道事業給水条例。そして、塩竈市下水道条例。あと、市立病院の使用料・手数料が入っているわけですが、直接毎日の市民の生活の中でなくてはならない水ですね。この水の行く先が、体内に入ったりいろいろなものになっていくのがありますけれども、しかし下水に反映されていくのは水道のメーターで反映されていくということになるわけですね。

ですから、そういう点では今回水道事業や下水道事業に3%の転嫁をするということになっているわけですが、そういう点で浦戸も含めて市民生活や地域生活への影響について、この分野については考えられなかったのか。どのように考えたのか、お聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、先ほど資料No.の13の10ページというお話をいただきましたので、実はその裏の11ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

この11ページの資料のちょうど中段になりますが、今回改定を行おうとするいわゆる公営企業の4改定の具体的な中身をちょっと挙げさせていただいております。今お話にありました2番目にあります下水道条例の改定、それから3番目にあります水道事業給水条例ということで、右側のほうの太枠のほうをごらんいただきたいと思います。それぞれ下水道事業であれば3,500万円ほどの影響額、それから水道でありますと4,600万円という形になります。この2会計は、両方とも納税義務が発生する会計となっております。したがって、つまりこの3,500万円、あるいはこの4,600万円、この中に消費税を転嫁した分、さらにそこから納税として払う消費税というのが発生してくるという形になります。その差額は何かといいますと、当然ながらいわゆる課税仕入れと、支出のほうで消費税を払うという形になりますので、その支払った消費税を除きますと納税額が発生するという理屈になるわけです。したがって、両会計ともこれがプラスに働くとかいうものではなくて、全て納税に回るというまずお金になります。

したがって、仮にこれを改定しなかった場合の両会計の影響額は、ここを合算いたしますと8,100万円ほどになるというふうな大きな影響になります。今回、できるだけ市の負担を軽減したいというお話の中で、やはりなかなかこういう大きな金額を全て飲み込むというのは

非常に困難であったというのが実態でございましたので、プラス市民の影響というお話もございましたけれども、一方では公営企業という独立採算の会計を行うところでのこの分を吸収するというのが非常に困難だということで、まず上げさせていただいたという経緯のものであります。そのほかの一般会計につきましては、当然ながら市民負担の軽減ということで一般会計のほうですと一部今回の地方消費税の交付金の増でありますとか、あるいは今回は市税のプラスに働いている分、それから歳出の面では我々財政側のほうで極力歳出の抑制をかけるという中で、何とか吸収する方向ではとれましたので、そこは何とか市民負担にならないような配慮をさせていただいたという経緯のものであります。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 水道や下水道は、そういう意味では毎日の生活の中で使われるものです。それだけに強調したいわけですが、消費税の今回の、しかも消費税が上がりますといっても、実際市民にしてみたら増税になるわけですね。3%の増税になるという痛みが伴っていくわけです。それで、今回10ページには消費税と地方消費税を示したものがあります。消費税が5%時代は、消費税が国に上がるのが4%で、地方消費税が1%、それが8%になることによって国のほうには6.3%で、地方には1.7%の割合で来るということですね。その金額が1億6,630万円というのが、No.10の7ページに出ております。この金額は、消費税が上がったことによる塩竈市に入ってくる、消費税の交付金として入る分がこれだけふえますよということですね。

それで、No.10の8ページには消費税の引き上げ分についての充当事業が3つほど書かれております。非常に要求されておりました子ども医療費の助成を含めて3つほど上がっているわけでありまして、こうした福祉関係のほうに使うというのももちろんあると思います。同時に引き上げをするに当たって、消費税の引き上げに伴って市民生活あるいは地域経済に混乱をもたらすという場合に、こういった地方消費税の分を幾らかでも充てるというふうなことはお考えになったのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 実は、このように今回予算説明書のほうで表記をさせていただいたという経緯のお話になりますが、実は去る1月24日付の国から来ている文書がございます。ちょうど国会のほうに予算案が提出されたという同日になります。この中には、地方消費税交付金の上昇分の使途を明確にするというふうな通知が来てございます。その手法として、今回本市では予算説明書のほうに、こういった事業にどれくらい充てているかというのをお示し

するというふうにさせていただいたというものであります。

したがいまして、もともと国のほうでもご承知かと思えますけれども、今回の消費税の3%アップは全て社会保障関係に使うと、社会保障4経費に使うというふうな国のもとの考え方がありますので、その考え方に基づいた通知が各市町村に送られてきて、それに基づいてこういった事業に塩竈市は充当しているんだということを明らかにさせていただいていると。したがいまして、ほかの料金のほうに使うとか、そういったことはできないお金だということでご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 消費税の引き上げに伴って、痛手をこうむるところに使うということもできないというような状況だったということだと思うんですが、社会保障関係に使うというのは国のほうで言っているということは十分承知しておるわけです。

それでちょっとお聞きしたいのは、一方では地方消費税の交付金が1億6,630万円ほどふえますよというふうに言いながら、実際引き上げ分として出されているのが1億1,970万円と、4,000万円ちょっとだけの数字の違いが出てくるわけですが、これは地方消費税を当初5億800万円と見ていたのが、5億5,460万円ほど入ったことによる差額なんだということなんだろうと思うんですが、それでいいんですか。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、今回の当初予算で計上いたしました地方消費税交付金、基本的にこれは県から通知がございます数字、これに基づきまして試算をし、予算計上させていただいたという経緯のものです。一定程度3%分は加えて入ってくると、おおむねそれが5兆円というふうに言われておりますが、そのうち地方に回ってくるのは7,000億円というふうになっております。その配分に基づきまして県のほうで試算した数字、これが今回6億7,430万円というふうな数字になっております。さらに、その中のいわゆる従来分と引き上げ分、これも内訳としてお示しいただいておりますので、今回はそのとおり予算のほうに計上させていただいているというふうな状況でございます。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 単純なことで、従来分が5億5,400万円ね。それで、充当事業が1億1,970万円、これで6億7,430万円になるというふうにはなるんですが、私が聞いたかったのは充当事業として1.7%地方に還元されるということであれば、さっき言われた1億6,630万円が来るの

ではないかというふうに思うんですが、その違いはどういうことですか。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 予定としまして、予算のとおりに来るとすれば、お話のとおり1億6,630万円前年度へ上積みして入ってくるという予算に、まずさせていただいております。ただ従来分の5億5,460万円、これを前年度と比較しても約4,600万円ほどふえているというお話になろうかと思えます。これについては、あくまでもちょっと推定という形になると思えますが、これまで国が行っております経済対策、こういった中身で来年度はGDPを1%程度上げるという国の方針に基づきました、そういった経済の回復が見込まれるという分での消費税、経済活動の活発化によってこういった消費税・地方消費税もふえてくるというふうな試算になっているのではないかというふうに思っております。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 いずれにしろ、そういう点では先ほども申し上げました水道とか下水道に直接8%って、まあ増税3%の分ですね、それをもろに上げなければならないという、むしろ市民生活、被災地としての生活やなりわいが幾らかでも進むように、そういうふうにする上でも3%全てでなくても、幾らかでも軽減できるような考えはできなかったのでしょうか。これ、市長にお聞きしたいと思えます。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これは、塩竈に限ったことではなくて、今回の消費税の上昇部分が3%ということでございますので、我々もそのとおり取り組みをさせていただきたいということでご提案させていただきます。よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 消費税に関しては、私どもは市民負担を避けるべきだというふうなことだけ申し上げておきたいというふうに思えます。

その次に、No.10の7款の商工費関係のところでご質問させていただきます。

○鎌田副委員長 何ページになりますか。

○小野（絹）委員 今言います。116ページです。

ここでまず最初にお聞きしたいのは、商工振興対策費というのが事業内容のところに出ているわけでありましたが、33万4,000円と出ていますが、これはどういった趣旨で組まれたものでしょうか。

○鎌田副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 商工振興対策費の33万4,000円というところでございますが、これにつきましてはこの中で主には8節の報償費、この表彰記念品、それからその他謝礼ということになっておりますけれども、商工会議所のほうで市内の優良事業所を表彰しておりますが、それに対する記念品ですとか、あと宮城県の溶接協会の技術大会にも市長が記念品を提供してございます。それですとか、あと仙台で会議があつたりする際の旅費、それからあと消耗品、また融資制度に関する損失補償の科目設定、これらが合わせて33万4,000円という内容となっております。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう趣旨だということですね。

それで、2項商工振興費の中の15節の工事請負費5,400万円、施設解体工事、きのうの説明では仮設店舗云々というふうに関こえたんですけれども、この内容についてお聞かせください。

○鎌田副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今委員がおっしゃっていた15節の工事請負費5,400万円、これについては施設解体工事ということで、右側の事業内訳のほうで申しますと災害対策支援事業、こちらの5,420万8,000円の中に含まれてございます。これについては、昨年も一般質問の中でご質問いただいたことがあったかと思うんですけれども、市内に現在2カ所の仮設店舗がございまして、そちらについては当初2年間ということで使用期間を設定して募集、それから入居をいただいております。ただ実態としまして、利用者の方々にアンケートをとったりそれから個別の面談をしましたところ、まだ仮設店舗を退去して再開できるような実態にはないということで、その後期間の延長をしてございます。震災復興推進計画のほうに計上して、現在のところは27年3月31日までという期限で国のほうの認定を受けているところでございます。

ただ「しおがま・みなと復興市場」のほうになりますが、ご存じかと思っておりますけれども、例えば市の津波復興拠点整備事業、あるいは県の防潮堤の災害復旧工事などが26年度から本格的に着手されるということになりますので、それにあわせて工事の支障にならないようにこの仮設店舗については復興推進計画に計上した活用期間内でご退去いただいて、あと仮設店舗を解体するといったような必要が生じておりますので、その工事費を計上させていただいたものでございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 これは、一般質問の中で何度か取り上げられていました。港湾整備でじゃまにならないかという、じゃまにといたらおかしいですが、障害にならないかとか。あるいは、拠点整備のときにもその仮設が、今仮設店舗でやっとな生活をしている、復興してきているという状況の中に、冷や水をかけるようなことをしてはならないということで取り上げてきた経過があるわけですが、はっきりしているのは27年3月31日までは解体しないというふうを受けとめていいんでしょうか。26年度の予算だから、それは年度内でやるつもりでいるのかどうかわかりませんが、やっぱり復興工事とあわせて、復興工事もしなくちゃいけないというのがありますが、仮設店舗にいる人たちが行く先がきちんと決まるような段取りとか、そういう援助とか支援とか、そういうことをきちんと丁寧にやるべきだと思うんですが、そのことについていかがでしょうか。

○鎌田副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 確かに退去をしていただくまでには、入居されている方々がその後どちらで営業再開されるかというのはかなり大きな問題であると思いますし、我々もそこに一番関心を持っているところなんです。先ほども申しました個別のアンケート、それからヒヤリングの際にその辺十分お聞きしているところなんです。やはり元いたところで再開したいといったところが、ほとんどの方々の意向のようでございます。当然「しおがま・みなと復興市場」ですと16店舗、それから「本町・くるくる広場」のほうですと4店舗が入居してございまして、元営業していた場所というのがそれぞれ違う状況ではございますが、それぞれにやはり復興事業が進められたりしているようではございます。ただ、そちらの復興事業のほうの実施期間ということもございまして、なかなか今の時点で見通しが立てられないといったような状況はあるかと思っております。ですので、今後ともそういった元営業していた場所での復興事業の進行状況のほうもこちらとしても把握しながら、なおかつご利用いただけるような支援制度、これについてはご紹介をして支援はしていきたいというふうに思っております。

なお、当初19店舗入居してございまして、「みなと復興市場」のほうですが、16店舗ということで3店舗の方々についてはご退去いただいたんですが、その際も例えばシャッターオープンプラス事業のほうを活用できないかとか、あるいはグループ補助金の対象にはならないかとか、結果的にはそちらは使うことはなかったんですが、いろいろ相談に応じた結果として、3店舗

の方については別なところで再開されたといったような状況がございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ぜひ、そういう点では被災者の仮店舗に入っている、そして営業している皆さんが、安心できるような状況をつくってほしいということを要望しておきたいというふうに思います。

その次に下のほうに、同じ116ページですが、塩釜商工会議所活性化事業補助金として500万円計上されております。資料のNo.17の35ページから37ページ、資料請求したわけでございますけれども、そこに東日本大震災商工業者営業状況調査というのが出ております。これは3年間の、被災を受けた23年の11月30日から24年3月31日、25年3月31日と3回に分けて調査をした結果が、詳しく出ているわけです。これを見ますと、被災後3回目の状況ですと被災会員数は5.2%の割合で、うち営業している方が74.7%だと。復旧済みが62.6%、仮復旧が12.1%ですね。廃業している方が23.1%もいると。未定が2.2%ということで、前回の場合はそうだと。半壊・損壊などもあって、トータル的に言えば被災会員数は749件で43.2%、うち営業継続が686件で91.6%、そのうち復旧済みが634件で84.6%、仮復旧中が52件で6.9%。廃業している方が58件もあるということですね、7.7%。未定が5件で0.7%というような状況です。

施政方針に対する質問の中でも、我が党の高橋議員がこの商工業の関係で詳しくこういった資料の数字を述べながら、商工関係の救援をどうするかということで市政をただしたわけがありますが。私は、そういう点で、こういう状況の中で商工会議所が果たしている役割、これは非常に大きいわけですね。そういう点で、この500万円の支援というのは、補助金500万円というのはいつくらいからこうなっているのか、何で500万円なのか、その根拠についてお聞かせください。

○鎌田副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 この商工会議所への商業活性化事業補助金ということでの500万円でございますが、これは内訳としまして商工会議所の中小企業相談所の運営費補助金として450万円、そしてまた市民まつりの実行委員会助成金として50万円、合わせて500万円ということで予算措置をさせていただいております。この500万円という予算措置につきましては、平成20年に市の行財政改革ということで補助金を一律10%カットした経過がございましたが、それ以降それまでは例えば法人会員数、あるいは個人会員数に応じた補助金としてございましたが、この補助金の一律カットに伴ってその方式ではなくて、450万円という定額で補助

をしてきた経過がございます。なお、商工会議所運営費補助金につきましては、この運営自体に県の補助金も当たってございまして、あと市のほうからも補助金を出して中小企業の運営に対する支援を行っていただいているといったような状況でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう意味で、商工会議所との実は懇談会をやったときも、非常に塩竈のこの助成が少なすぎるというお話を私どもは、産業建設常任委員会の議員の人たちはお聞きしているわけです。私の記憶でも、中小企業の相談員というのは前からずっとあって、その当時は600万円以上の予算がついていたはずですよ。ですから、地元の商工会議所が中小企業の振興のためにいろいろな相談活動を行うという点では、やっぱり拠点となっているわけですので、そういった点でもう少し増額する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、そういった点について担当課長さんというよりも、これはそういうことで考えられる、課長さんでいいですか、課長さん、増額するように答弁できますか。

○鎌田副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 先ほども申しましたが、この500万円のうち450万円については中小企業相談所の運営費に対する補助金ということなんですが、県のほうからも補助金が出ておりますし、この運営にかかる経費、そして県の補助金、市の補助金ということを考えますと、一定程度市のほうでは必要な額については支援しているのかなというふうに思いますし、会議所のほうから特にこれまでこの運営費の補助金について増額のご要望というのは、いただいてもいなかったのかなというふうに考えてございます。また、必ずしも中小企業の支援といったときには、この商工会議所を通しての支援ということではなくて、さまざまな補助金ですとか融資制度とか、そういった制度もございまして、市のほうでも例えば今回の震災に伴う融資制度、あるいは債務保証制度、これらを紹介したりしていますので、全部が商工会議所のほうで中小企業の振興支援についてはなされているのではないと、市も一定の役割は果たしているというふうに考えてございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 この震災を受けてから特に、商工会議所の果たしている役割は大きいのではないかというふうに思うわけです。もちろん、市のそういう行政指導なり援助なりというのは、当然あるというのはわかります。それで、実はなかなか当局には言えなくて、懇談の席なので言えたというのがあるのかもしれませんが。ぜひ、増額は検討していただきたいということを申

上げたいというふうに思っております。

それでは、次に土木関係のほうにいきたいと思います。No.10の126ページ、128ページのところです。

私たち議員は、特に地域住民の方々から本当にいろいろな要求を受けますね。道路問題にしてもそうですし、そういう意味で一番土木関係のほうに足を向けるのが多いのではないかというふうに思うんです。担当者の人にしてみれば、予算があればできるというふうなことは当然頭にあるだろうと思います。

そこでお聞きしたいのは、今回126ページのところには、道路の維持管理費のところでは今回6,700万円ほど組まれておりますが、その中でこれは除融雪も入っていますから、道路維持費そのものと2,648万4,000円ですね。それから、道路の新規の改良工事関係で、市道整備事業が8,970万円、ざっと言えば1億600万円程度組まれていると、これ当初ですけれどもね。補正だの組まれていくこともあると思いますが、そういう点で実際この土木の予算の関係で市民の要望の関係とかそういうのを踏まえて、この予算で十分だとは思っていないかもしれませんが、この予算にした背景といいますか、それをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 126ページの道路維持費の関係でお話しさせていただきます。

今、我々のほうで道路維持費のほうとして26年度で予定しておりますのは、今具体的な市民の皆様方のほうからご要望がある、そういう補修工事に使用する事業費としまして1,700万円弱を予定して、その中で路面の補修等を行っていくということで予定しております。一方、128ページのほうの市道整備事業につきましては、今回予定しております箇所としましては、本塩釜駅前の駅前広場と、あとは新浜町3丁目6号線ほか2路線の道路のほうの改良工事を、今のところ予定して予算を計上させていただいております。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 一番心配するのは、そういう点でいろいろ地域要望が非常に多い状況の中で、予算をぜひ増額するのにこれでいいのかということが、一番心配になるわけです。そういう点では、始まったばかりですから、これからやる中で必要な分は予算を組んでいただくということに当然だろうと思いますので、そのことだけ要望しておきたいと思います。

それで、132ページの公園整備のところでは公園費のところでは、公園等法面整備費4,300万円がつけられました。これはお聞きしましたら、楓町の公園の下のところの擁壁が崩れてきている

ので、やっと予算がついたということだと思うんです。私は、前にその公園のほうに向かっていく階段が、百何段かの階段があるわけですが、その階段の手すりが、一番端についている手すりといいますか、そこが非常に茶色でとても醜い状態だったですね。それを言いましたら、市の職員の方々がさっそくそれは白いペンキで塗ってくださいました。以来四、五年になるかなというふうに思います。そのときにも、真ん中辺に手すりをつけてということとあわせて「擁壁もこれ、大変だよ。風化してきているよ」というお話をした経過がございますが、今回この公園のり面の整備をどのようにやろうとしているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○鎌田副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 今お話が出ました楓町のり面の部分の修繕ということになります、具体的に松陽台の交差点になりまして、市道の新浜町泉沢線と藤倉庚塚線が交差する交差点になります。それで、対象とする範囲につきましては、その交差点の楓町側の団地側のほうの北側のり面の部分の対策工事になります。今お話として出ました階段の箇所につきましては、その対象範囲の中の区域の中に含まれる箇所になりますので、今回この対策工事にあわせてその箇所の修繕も含めた中で、今後検討していきたいということで考えております。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。のり面とあわせて、ぜひ要望のありました真ん中に手すりをつけるということをおわせてやっていただくということのようでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、実はそこは小学校の通学路、中学生や小学生の通学路にもなっているところであり、そこに来る前のところ越の浦、要するに今住所でいえば松陽台1丁目の地域になって、町内でいえば越の浦町内会、要するにダブル踏切から今言われた松陽台の信号機のところまでの区間が通学路になっているわけですが、その間の実は今回工事しようとする部分のり面の境のところと、それから民有地とがあるわけですね、続きが。続きが民有地があつて、よく崩れてくるという問題がありました。それで、この機会にぜひ、その現場をよく見てくださっているとは思ひますけれども、見ていただきながら適切なお指導をしていただきたい。必要なときは網かけをして、安心して子供たちが通学できるような状況をぜひお願ひしたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○鎌田副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 今の質問にお答えいたします。

まず現地のほうを確認させていただいた中で、今おっしゃられたような民有地ということのお話ですので、底地の部分の権利関係を確認しまして、その方とどのような対策ができるか協議してまいりたいと思います。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 残り時間が少なくなりました。No.17の資料でちょっとお聞きしたいんですが、1ページの職員室の出納・報酬等についてというところと、それから職員の年齢構成別、6ページを使ってちょっと質問したいんですけれども、行革を始めてから、震災後は行革を一時ストップしているという状態がありますけれども、相変わらず一般職員もそうですけれども、要するに職員数と非常勤と臨時の職員の方、あるいは再任用も含まれていますが、あわせて緊急雇用も含めてこの正職員の割合がだんだん少なくなって、比率が大体半分近くになってくるんじゃないかと。80%にはなっていますね、非常勤職員、それから任用職員数、それと緊急雇用職員数を入れるとそれくらいになっているということです。

時間の関係で、そういう意味では行革をやってきた結果がこういうことになったんでないかと。再三私どもは、職員を採用しなさいということを申し上げてきました。その結果、6ページごらんになっていただければわかるわけですが、年齢的に採用はされてきました、わずかですが。しかし見ますと、二十歳から21、22、23、24と、こういうような状況で、やはり若い人がまだまだ採用される分が少ないということが、この中でも見られると思います。これは、塩竈の市役所、それこそ市民の生活を守っていく上でいろいろな防波堤になる市役所が、やっぱりしっかりとした取り組みになっていなければいけないというふうに思うんですね。そういう意味では、こういうふうな棒グラフに出ていますようにでこぼこの状態じゃなくて、早くやっぱり一定のめどがつけられるような、10年後、20年後安心してやっぱり市政が運営できるような状態にもっていくべきではないかというふうに思うんですが、この問題についてどういうふうにお考えになっているかお聞きしたいと思います。最後ですので、そしてぜひ必要な体制をとれるような状況をつくっていただきたい。ご答弁お願いします。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 職員定数については、議会のほうにも今まで説明をさせていただきながら、職員定数の適正化ということに取り組んでまいりました。今現在は、震災前はほぼ計画どおりに推移してきたと思っておりますが、東日本大震災以降についてはこの職員定数の適正化については

少しお休みをさせていただき、震災復興・復旧に当たるためには現有の職員は維持をさせていただきたいというお話をいたしてまいりました。

やはり職員数というものは、本市の財政に直接大きな影響を持つものであります。一方では、全国的に同規模の地方自治体としての職員数というものが、ガイドラインとして出ているわけでありまして。そういったものを、適切に本市の行政に今後も反映してまいりたいと考えているところでございます。

○鎌田副委員長　じゃあ、ほか発言。志子田委員。

○志子田委員　市民クラブの志子田です。私からも、何点かお尋ねします。

資料No.10の1ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括ということで、全体の26年度の予算の区割りがされております。

そこで、この1ページの表を見まして、前年度と比較して大きく差があるようなところをちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、6番の地方消費税交付金が26年度は前年度と比べて1億6,600万円、これは制度が変わるとのことね。それから、8番の自動車取得税交付金は、これは半分以下になるんですね。制度が変わったのかどうか。それから、18番目の繰入金のところなんですけれども、昨年度よりも21億円ふえて102億8,400万円と、多分これ過去最大の繰入金の額でないかというふうに思うんですけれども、この3点がことしというか26年度の予算組むに当たって特色のある、前年度と比べて出入りのあるところじゃないかと思うんですけれども、その辺のところ、この6番と8番と18番の昨年度と比較してこういうふうに違ったという理由を、最初にお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○鎌田副委員長　荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長　先ほども、説明がちょっと重複するかと思われる部分がありますが、まず第6款の地方消費税交付金、先ほどもご説明させていただきました。来年度といいますか今度の4月1日から消費税率が8%へ上がるということに伴います地方消費税、これが1%から1.7%になると、これに伴う交付金という中身になります。先ほどもちょっとご説明させていただきました、国においても8%に伴いまして6.3%、そして地方が1.7%という割合で上がるわけです。これに伴いまして全体が5兆円規模上がって、市町村レベル、地方については7,000億円と。それを、県のほうで試算した結果としまして、今回ご通知いただきましたのが総額で6億7,430万円というふうな数字になっているということです。そのさらに内訳としましていわゆる従来分、これが用途が限定されない一般財源分としての従来分が5億5,460万円、

そして引き上げ分、今回の1.7%引き上がった分の金額として1億1,970万円、これが使途の明確化ということで充当事業が下の、ごらんとおり充当させていただいているというふうな内容でございます。いずれにしましても、景気の回復動向もそういったところも踏まえまして従来分、それから引き上げ分ともに上がっているというふうな見方になろうかと思っています。

続きまして、同じ資料No.10の7ページの第8款自動車取得税交付金ということになるわけですが、実はこれも県の通知といいますか県の試算によって予算化のほうをさせていただいているという実態がございます。これまでの自動車のいわゆる売買ですね、軽自動車以外の普通乗用車関係、いわゆる県税として入る分、これの市町村への交付金というふうな内容になるわけなんです、恐らくですがここで考えられるものとしては、来年度から8%に消費税が引き上げられるということに伴って、恐らく需要動向が落ちるんじゃないかというふうな中身ではないかというふうに、こちらで想定しております。

続きまして、お話受けました今度繰入金になります。資料No.10の25ページ、26ページをお開きいただきたいと思えます。25ページの上のほうに18款繰入金、本年度ですと102億8,433万4,000円、前年度に比較しますと21億6,889万9,000円の増というふうになります。

この比較のほうの増を、ずっと下のほうに目を追っていただきますと、まず4目、ここでミナト塩竈まちづくり基金繰入金というのが出てきます。これが1億6,998万1,000円の増というものです。これも、昨日ご説明させていただいたかと思うんですが、これは平成24年度の国の補正予算でつきました元気臨時交付金、これの充当残分を基金に積み増ししておきまして、それが26年度まで使えるという内容でございました。したがって、この財源を確保させていただきまして、本市の例えば道路事業でありますとか、そういったハード面に活用させていただくというふうな基金の活用でございます。右側のほうにはその使途といたしまして、例えばですが壺番館のスロープが150万円、清掃工場の改修関係で4,800万円など、こういった事業に活用させていただいているということでございます。

それから、7目になります。ふるさとしおがま復興基金繰入金としまして、前年度比5億2,298万円の増ということで、非常に大きな数字になっております。ここで一番大きなものとして、説明欄にあります説明欄の3番目です、津波被災住宅再建支援事業、実はこれは昨年度25年度は補正予算で計上したという経緯がありましたので、当初予算ではベースで考えます、これが新規扱いになってくるということでこの4億4,100万円、これが一番大きいものとしての増分になっているという見方になります。

続きまして、下段にあります8目の東日本大震災復興交付金基金繰入金、こちらが15億5,142万2,000円ということで、こちらは本当にご承知のとおり復興事業の本格化、つまりハード整備、そういったものの事業の進捗に伴いまして今回このような繰入金の大幅な増というふうになっているものであります。

以上でございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。小野議員に引き続いて同じようなことを聞いたから、2回市民の方が説明聞いたので十分わかったんじゃないかなと。

それでこの繰入金、21億円ふえたというのは、やっぱり市長さん所信表明で言われたような「復興実感の年」にするための、ことし目に見えて塩竈のまちが復興したというような事業に使われる、そういうものが東日本大震災復興交付金基金繰入金という形で15億円ふえているということですから、これすごくいいことかなと思います。それと、そのほかの地方消費税の件と自動車取得税ね、これやっぱり消費税の絡みで4月から5%から8%に消費税上がると、やっぱり景気が悪くなるんじゃないかという予想なんですね、予算上も。国のほうも結局8%に上げるけれども、片方ではその影響力を少なくするためのことをするということは、やっぱり国のほうだって8%になったら景気は悪くなりますよと、これは見え見えのそういう考えじゃないかと思います。

そうすると、ここは市議会ですから国の消費税の問題言ってもしょうがないですけども、消費税上げて景気悪くなりますよということだろうと思うんですね。ですから、それは国の方策ですから、この塩竈の市議会ですら言っても仕方がないことでございますので。塩竈市としては、国のほうはそうだけれども塩竈としては余り市民生活上に影響がかからないようにということでいろいろ考えられて、予算措置上はそれなりに市民の生活防衛のためのいろいろなものに配慮されているという今年度の組み方ではないかなと、こういうふうに私は考えております。

それで、小野委員も聞きましたけれども、私はまた違う意味で消費税の市の考え方ね、なるべく市民生活に影響ならないようにということで、なるべくということで考えているというふうには思うんですね。この消費税のことについては、先ほどの小野委員も言いましたけれども、資料No.13の10ページでございます。それで、この消費税の根本的な考え方なんですけれども、やっぱり市民生活に影響するということはある程度考えていると。だけれども、なるべく影響

しないようにというその辺のジレンマのところは、市の政策にもあらわれているんじゃないかなと思うんですけども、その辺の消費税の4月から上がることによって塩竈市の市民の方に、あるいは商売やっている方、いろいろな意味での消費活動に影響されると思うんですけども、その辺のところ根本的にどのような塩竈市にも影響されるのか、その辺のところざっくりとでもいいんですけども、大ざっぱで。その辺教えていただきたいんですけども、よろしく願いします。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 やっぱりお話のとおり、消費税率が上がるということは少なからず市民生活にも影響というものが出てくるものということは、これは思うところでございます。したがってまして本市としましては、まずどうしても先ほどの説明の中でお話ししましたように、公営企業の中でもなかなか収入減の中で対応が困難だという下水道や水道というものは、ぜひお認めいただきたいという一方で、当然ながら一般会計で努力できる分は消費税は転嫁しないような今回の条例改正にさせていただいていると。

さらには、今度長期総合計画だったりそういった本市の各予算のほうの配慮としまして、例えば割増商品券の事業でありますとか、あるいは子ども医療費助成を拡大するとか、あるいは浦戸の方ですと自動車車検時の運搬助成を行うとか、こういった配慮をさせていただく中で、トータル的に何とか市民の皆様の負担を軽減するというふうな予算を、今回計上させていただいているという状況でございます。以上です。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 志子田委員から今回の消費税のアップ、引き上げについて、全般的な我々の思いをお話をさせていただければと思っておりますが、今日本の社会保障制度というのが大分厳しいというのは、恐らくきょう議場におられる皆様方の感想ではないかなと思っております。例えば国民健康保険税、塩竈が高いって言われます。本当に、我々も大変心苦しく思っておりますが、一方ではそういった負担をいただかなければこの制度が成り立たないということでもあります。同じように介護、後期高齢者医療、さまざまな課題があります。

また、先ほど来ご議論いただいておりますとおり、子育て支援等についてももっと国の手厚い支援があってもいいのではないかと。例えば本市におきましても保育所、大分古い建物に子供さんたち本当に肩を寄せ合って、そこに保育を受けておられるということについては、我々は本当に申しわけなく思っています。ただ一方で、そういったことを建てかえするとなつたと

きに、実は大変な市の負担になってきてしまうというような、そういった社会福祉の向上という部分については、大きな課題があるわけであります。

今回の正式な法律の名称であります、「社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律」というような名称であります。したがって我々が、恐らく全ての市民の皆様方が、こういった負担が大変であります。ただ、そういった負担をすることによって、社会保障制度が変わってくるのではないかと期待されているんだと思います。我々もご負担をいただくということでもありますので、国に対しましてはぜひそういったものが社会福祉の向上に必ずつながるようにということを、声を上げてまいりたいというふうを考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。市長さんからも答弁いただいて、ありがとうございます。

やっぱり国の制度だから、塩竈市としては、決まったものには「塩竈でどうするか」ということしかこの予算組みはできないという、これ前提がありますので。ですから、下水道・水道料金ももし取らなかった場合、「いや、なるべく取らないで別なほうから」っていつても、取らなければ、確認でちょっと聞きますけれども、結局取らないにしても消費税は8%払わなきゃいけないということはありますよね。ちょっと確認ですが、よろしく願いします。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 おっしゃるとおりでございます。消費税を転嫁しなくてもその消費税は納税しろという形になりますので、その辺は確実に負担という形になります。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そのことがわかっているならば、あと塩竈としてはやれるところはやるけれども、やれない分はやれないということになるので、国の制度が悪いから塩竈のこの「消費税及び何とか条例」となるんですけれども、この議案23号に反対だという論点はちょっと成り立たないなど、私は考えております。

では、この消費税のところは終わりました、それで1ページの先ほどの10の1ページのほうに……、ああ25ページがいいですね。繰入金全体のことで課長からミナト塩竈まちづくり基金繰入金、それからふるさと塩竈復興基金繰入金、それから東日本大震災復興基金繰入金と、この大きな3つのご説明聞きましたけれども。きょう、たまたま10年前の平成17年度の予算のところをちょっと持ってきたんですけれども、今から17年前は繰入金は、たったのというと変で

すけれども4億7,600万円しかなかったんですよね。今回は、10年後はもう100億円以上でございまして、いかにこういう3つの基金を使っているいろいろな目に見える復興実感の年になさろうとしているかという予算組みは、非常にわかると思います。

それで、そのこともいいんですけれども、一つ心配なのは25ページでいうと4番の「ミナト塩竈」と7番の「ふるさとしおがま」と8番の東日本、この3つことしの予算こういうふうにくみくと、「決算委員会でないから、こんなこと聞くな」と言われるかもしれませんが、残りとしては幾らあとこの3つはどのように残るのでしょうか。それと、もしそういう基金の残高表、資料をお持ちでしたら、ついでに6番目に庁舎建設基金のほうの残高もどういうふうになるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今回の繰入金、特に第1項基金からの繰入金ということで総額102億8,000万円ほど計上させていただいております。このことによりまして、26年度末の見込みという形になりますが、大きなところでやはり財政調整基金、こちらが大体おおむね5億6,900万円ほどになるのではないかという見通しにしております。それから、今お話にございました庁舎建設基金、こちらのほうは実は一般会計で借り受けしている部分がございますので、現金ベースとしては3億3,100万円ほどになるのではないか。それから、今回4目の取り崩しを行っております「ミナト塩竈まちづくり基金」のほうですと、4億700万円ほどの現金という形になるのではないか。それから「ふるさとしおがま復興基金」、こちらのほうにつきましては今回6億9,000万円の取り崩しということになりますので、26年度末では33億円ほどの残高の見込み。最後に東日本大震災復興交付金基金、こちらのほうはかなり大幅に今回取り崩すということになりますので、これまで25年度ですと180億円ありましたが、これが86億円程度に基金が減るといふような見込みになってございます。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

うちのほうの会派からも繰出金の表は資料要求したんですけれども、このことも資料出しているとよかったかなと思ったんですけれども。残りもついでですから、こういう基金の残高ということの表で出せばもっとわかりやすい、全部の基金の関係がわかったかなと思うんですけれども。今課長から教えていただきましたので、全部すっかりなくなるわけではないというので、少しは安心しますが。

また26ページのほうに戻りまして、このミナト塩竈まちづくり基金繰入金の中の今回の事業1億9,600万円の中に、大事なこの基金を使って復興実感の年になるようなそういう事業をいっぱいつくっていただいていますので、その具体的な項目をお聞きします。それで、この26ページの右側ですけれども、この中から市民交流センター管理運営費として4,100万円あるんですけれども、これはたしか遊ホールの照明設備器具の改修工事かなと思うんですけれども、そういう認識でよいのか、まず最初にお聞きします。

○鎌田副委員長 本田教育委員会教育部市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部市民交流センター館長 それでは、ご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、設備としまして舞台照明の設備でございまして、ご承知のとおり舞台照明、光と闇で演出するために調光器盤というものを整備してございます。こちらの耐用年数が15年ということで、かなり過ぎてございまして、今回は数多くの電気回路を効率的に制御しまして、明るさを変えるための調光器盤を操作卓からの信号により道具を調光するための電源供給、それから電流の制御の機能の強化のために、心臓部としての役割を担うために更新するというものでございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。私も、いろいろ壺番館は利用する機会が多いんですけれども、やっぱり施政方針のときの質問でも聞いたんですけれども高齢者の社会参加ということでは、そういう事業とかもなかなかいい事業、商売上考える場合いろいろな事業あるんでしょうけれども、観光産業だってこれは産業になるという、そういう事業です。ですから、文化産業というのもあり得るんじゃないかと。教育産業だって産業です。そういう意味では、これからのそういう文化産業に対する投資ということでは、この大事な大事なミナト塩竈まちづくり基金を使って改修していただくわけですので、最高に活用してもらいたいと思います。

そこで、せっかくおつくりになるので、工事期間とかそういうことをちょっと具体的に、申しわけありませんがどういふふうにお考えでしょうか。

○鎌田副委員長 本田市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部市民交流センター館長 工期につきましては、手前どもおかげさまで遊ホール大変稼働率が高うございますので、期間としましては大体2週間見ているんですが、時期的には一番使用頻度の少ない年明け、1月のお正月お休みの後の2週間というふう具体的に考えてございます。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 予算委員会で余り細かいこと聞いてもあれなんですけれども、せっかくこういう4,100万円も、言ってみればなけなしの基金からやるんですから、なるべく影響力のないようにと言われたら、やっぱりもっと、そうすると今の工事期間中でいうと正月休みにするでしょう、使えないでしょう、そのほかにこの工事があってまた使えないんですよ。せっかく4,100万円も投資して、壺番館の業務申し込むときに大体土曜・日曜・祝日はみんなこの文化事業にはいろいろな方、塩竈以外の方も塩竈の遊ホール使いたいからいっぱい申し込みあるんですけれども、これが工事期間中で来年の正月明けのところは、たしか1月15日が成人の日で16日の旗日まで、そこまでは使えないと。これは、この4,100万円の工事があるから、その日までは使えませんよ、それ以降ですよ」ということだったら、せっかくこれだけのお金を使って改修するときにもったいないんじゃないでしょうか。

ですから、もう旗日の前に終わると、平日に工事が終わるというふうにして、もう土曜日と日曜日と次の祝日はこの新しい調光器、いい舞台をつくってくださいと、さっそく私は有効活用すべきだと思うんですけれども。今、遊ホールの休館日というのは図書館と連動して月曜日と、図書館は月曜日が休みなのはわかるんですけれども、そういう図書館でないほうの文化事業、そういうものについては利用者は土・日・祝日です。そうすると、1年間の中の祝日の中に月曜日が結構多いんですよ、振替休日というか。そうすると、そこは遊ホール休みなんですよ。だから、「1月の第2月曜は振替休日ですから、ここは月曜日ですから使えません」「日曜日は工事中です」、そういうことではせっかくこれだけの投資をしてもったいないと。ですから、その図書館の業務とこの遊ホールの文化事業というものは切りかえて、やっぱり遊ホールは祝日の振替休日は、ちゃんとそこは市民の方いっぱい利用したいんだというところで、開館日にできないでしょうか。その辺のお考えがあるかどうか、よろしくお願いします。

○鎌田副委員長 本田市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部市民交流センター館長 いつもご利用いただきまして、まことにありがとうございます。

ご指摘のとおり図書館月曜日休館という形で、連動というお話もあったんですが、ただホールの場合ですと委員おっしゃるように、月曜日と祝日が重なっていますいわゆるハッピーマンデーのみのお休みという形になっておりまして、来年確認したところざっくり、来年かぶっているところ3日間くらいというふうにとちょっと記憶しているんですけれども。ですので、祝日

であっても月曜日以外は開館という形にさせていただいておりますので、使い勝手的には悪くはない状況というふうに考えてございます。

まあ、いろいろとその調光器盤の関係もございますんですが、なるだけ委員おっしゃるように市民の皆さんの使い勝手がいいように、なるだけ工期もある程度考えながら、曜日の配列も考えながら、ただし1年前からの予約がもう入ってきているものですので、一番その中でも稼働率の低い期間ということで、目指して工事をやらせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。こればかり聞いても、予算委員会余り細かいということと言われるんで。でも1月16日は、私は申し込みにいったら「この日はだめですよ」と言われたので、使えないんですよ。稼働率が悪いというのは、結局はそこまでいつも休みにするからです。ですから、もっと利用できるようにすれば、そういう稼働率、1月の稼働率は下がらないで済むはずなんです。ですから、そういうふうにしていただければ皆さん喜んで、誰も損しないですから、しっかりせつかく4,100万円も投資するんですから、ちょっと前向きに検討してもらいたいと思ひます。

それから、別なことも聞きたいんで、この資料No.10の98ページの関係で、ちょっと清掃費ということで聞きたいんですけれども。

この清掃費の中に、ここには廃棄物適正処理推進費とか生活ごみ収集運搬業務委託費とか書いてあるんで、ちょっと2つのことを聞きたいんですけれども、この清掃費の関係でごみ袋、私ごみ袋のことで何回か質問しているんですけれども、担当の課のほうでもすごく前向きに検討していただいて、そして塩竈のごみ袋高いですから、なるべく安くなるように頑張つて働きかけてもらっているはずなんです。それで、市場調査なんかなされているとは思ひますけれども、その辺のところをお聞かせください。

それからもう1点、廃棄物減量化推進事業になるんでしょうかね、食品リサイクル法絡みで食べ物の残り、これは商売でやっている大量に出る方しか該当しないと思ひますけれどもね、その辺のところも今年度の予算に反映されているのか。2つの項目を同時に聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○鎌田副委員長 菊池環境部課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。

たしか志子田委員さんにおかれまして、平成24年の2月議会と9月議会ですかね、それでごみ袋の値下げの取り組みについてご質問をいただいていたというふうに認識しております。その後、我々ごみ収集袋につきましては代理店制度をとっているということで、市内の卸業者さん、いわゆる代理店ですけれども、そちらのほうにいろいろそういった取り組みをお願いいたしまして、よく言われる宮城東部というか、1市3町のごみ袋の値段に近づけるようお願いをさせていただきました。

それで、そちらのほうからはそういった取り組みで、若干ですけれども値段のそういったことでは取り組みさせていただきましたというような報告もいただいております、それを受けて我々のほうでも昨年の6月にちょっと実態調査ということで行わせていただきました。本市内のほか、一部多賀城、利府さんを含めたスーパーなどの販売店20店舗に行きまして、その調査をいたしました。まず、本市のごみ袋につきましてですけれども、赤い字で書いてある「燃やせるごみ」は大・中・小の3種類、「燃やせないごみ」は緑色ですか、中・小の2種類、プラスチック製容器包装、透明でダイダイ色で文字が書かれているのは大・中の2種類ということで、全部で7種類ございます。

1つ例に取り上げますと、その「燃やせるごみ」の一番大きい20枚入りということで申し上げますと、前回の調査、これ平成24年の7月に行っておりましたけれども、そのときでその20店舗で一番高い値段をつけていたところがあったんですが、それは457円でした。最安値で387円、平均で414円でした。このたびの調査では、その最高値では418円、最安値で365円、平均では397円をございまして、その最高値の部分では前回の調査から比べまして39円ほど値段が下がっているというのを確認させていただきました。

ちなみにその1市3町、宮城東部構成団体のほうの同じごみ袋につきましては、一番高い最高値は396円でありまして、前回調査時のときには価格差が61円ありましたけれども、今回の調査ではその差は22円というふうに縮まってきているということがわかりました。ただ平均で見ますと、平均額では宮城東部さんの構成市町のほうのごみ袋は295円なんですけれども、本市は平均しても先ほど言った397円ということで、多少価格差は縮まりましたけれども、まだ依然開きがございまして、機会を見てまたいろいろ代理店さんのほうに働きかけながら、協議を行ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

食品リサイクルについてなんですけれども、これも昨年の6月議会で一般質問でお話をいただいたかなというふうに思っております。食品リサイクルにつきましては、産業廃棄物という

ことで本市が直接かかわる部分ではないんですけれども、当然事業者の責務、あとは市民の責務、行政の責務というのがございますので、当面そういった形で市民の方々に協力をお願いする意味では昨年の9月の広報紙に、必ず毎月1回その広報紙に「ワンポイント通信」ということで載せているんですけれども、そちらのほうで例えばですけれども家庭でできる食品リサイクル3つの「ない」ということで、1つは「買い過ぎない」、買って余らせて捨ててしまったりしてはごみがたまってしまうということ。あとは、料理においてでも「つくり過ぎない」とつくって残してしまっ、それもごみに出してしまうということがございます。また、外に出ていっても「頼み過ぎない」ということ、頼んでたくさん残して、それがお店のほうでそれも食品廃棄物として出してしまうということでのご協力を呼びかけてまいったところではありますが、なおこちらにも機会を見ているいろいろ働きかけを行っていきたいと思います。以上でございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろどうもありがとうございます。うんと頑張ってるので、前向きに進めていられるので、少しはごみ袋も安くなっているかなと思います。最終的には、これ調査業務に入っているのかどうか、袋の調査まで入っているのかどうか分かりませんが調査業務をやられて、最終的には東部衛生組合さんと合併させていただければね、同じになりますからね。先日の答弁では10年くらいかかるかもしれないと言われたけれども、それを急いでもらって早くほかの町よりも塩竈が「ごみ袋まで高い」と、こういうふうには言われたいようにしていただきたいと思います。頑張っていられるから、その調子でお願いします。

それと、前に戻って悪いんですけれどもね、No.10の26ページにこの辺のところは今年度の大体の、今年度というか26年度の目玉賞品がいっぱいズラッと並んでいるところの企画事業だと思います。この中の市道整備事業、金額は少ないんですけれども、640万円というのはほかのところと比べて、これは640万円ですから何に使うのかなと思ひまして、市道整備事業全体の8,970万円でもないし、本塩釜駅とか新浜町杉の下やるという、そこのところでもないだろうし、これはどこのところの予算項目なのか教えてほしいんですけれども、よろしく願ひします。

○鎌田副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 お答えいたします。

ここで掲載しています市道整備事業の640万円というものは、先ほど小野委員のほうにもご説明させていただきました市道整備事業の中の本塩釜駅前広場整備と、あと新浜町3丁目ほか

2路線の改良工事に伴います工事費の中の一部になります。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。工事費の中の一部だからね、そうするとあとそのほかのものも足して690万円で、その3路線ということですか。じゃあ、同じところの場所に使うのに、そのうちの基金から繰り入れる分の金額だけが640万円ということで、こちらのほうに別な分類になったと、そういう理解ですね。どうもありがとうございます。

それで、そういうものも含めまして、このNo.10の128ページには全体的な市道整備事業の8,970万円載っていますので、その全体的に市道整備、先ほども小野委員も聞かれて、私も消費税に続いてこの市道も同じこと聞くのかと思われるかもしれませんが、その辺のところはきめ細かに一般の事業のほうもしっかりとやっていただきたいなど。そうでないと、やっぱり道路とか直ると、「ああ、まちきれいになったな」「いなくなったな」「生活しやすくなったな」と、市長さんがことしの施政方針で言われている復興実感の年になるんですよね。そこがでこぼこしていると、いつまでも実感なかなかできないというところがあるので、その辺のところは平常業務なんだろうが、しっかり市民からの情報、いろいろ言われているところいっぱいあるでしょうけれども、それもしっかりやっていただきたいと思ひまして。その辺のところ見落とし、「いや、こういうところやりたいんだけど、予算これしかつかないから、これ以上できません」とかあるかもしれませんが、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますので。ご意見ありましたらお願いします。課長さん言われたので、部長さん。

○鎌田副委員長 鈴木建設部長。

○鈴木建設部長 今回新年度予算で八、九百何がし、今年度予算より大分多くつけていただいております。先ほどの基金のほうも財源として使わせていただひいて、今回計上してあります。今委員おっしゃるように「実感のある」というのは、はっきり申し上げましてやっぱり建設部の仕事がやはり形として見えるものですから、市長からも「早く終わるように」というふうな、毎回指示は出てあります。そういった意味でも、今委員のほうからお話ありましたけれども、やはり整備計画をつくって、もうのべつまくなしやるとまた見えないと言われますので、ですから計画をつくってお示して、それで実感の湧く工事を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

○鎌田副委員長 じゃあ、次に移ります。菊地委員。

○菊地委員 志子田委員に続いて、市民クラブの菊地でございます。

まず、今年度の予算が362億4,000万円ということでございます。それで、私が心配するのはその362億4,000万円のうち震災復旧・復興関係で157億円だと、そうするとあとその残りでいろいろな事業をしていくんだよと、長期総合計画関係になるのかなと思うんですが。でもその中身を見ていっても、例えば扶助費が40億円とか人件費が42億円、そして市で借りている借金返済が42億円があるとか、あと他会計への繰り出しが93億5,000万円くらいあると。そうするとね、やっぱり復興実感の年にするんだよというのは、災害復旧関係で157億円もあるんですけども、実際問題普通一般生活をしていく上でのその予算的なもので、本当に実感が湧くのかなと。復興は実感、道路がきれいになった、港湾が整備されたで見えるんですが、普通一般我々が生活している中で本当に生活していて、塩竈市に住んでいてよかったなという実感ができるのが何かというのが、私自問自答自分でしているんですが、そこが皆さん知りたいところでないかと思うんで、簡単に説明願えればよろしいかなと思います。

○鎌田副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 復興実感の年ということで、平成26年度はさまざまな工夫の中で予算編成をさせていただきました。大きい部分としては、やはり定住促進枠等ございますけれども、特徴といたしましてはやはり消費税の増税のタイミング等ありまして、生活支援を何とかしていきたいという部分がございますして、歳出予算だけではなくて、主に税の減免とかいうのはなかなか、これ歳出予算ということにはなりませんのでなかなかお示ししづらい部分ではございますけれども、昨年度と同じような取り組みができれば約5億円近い減税が、市民生活の負担軽減の部分で実行できるのかなというのが1つ。

それから、国民健康保険税も3.22%引き下げます。そのことによりまして、平成26年度として約5,000万円の負担軽減につながるのかなと。それから、国民健康保険の医療費の窓口負担の免除ということで1億5,800万円。それから消費税、市として納税せざるを得ない企業会計等については転嫁をいたしますけれども、なるべく抑えるところは抑えるということで、本来であればほかの市町村であれば増税等にしております部分を、塩竈市は今回据え置いたという部分で私どものほうで試算しておりますのは約580万円くらい、消費税を単純に転嫁しないで工夫して抑えた部分としては580万円くらい抑えているのかなというふうに思っております。

それから、子ども医療費の助成の拡大分として約6,000万円、それから割増商品券の事業といたしまして4,500万円、平成26年度はそういう歳出だけではなくて歳入等の予算、それから

減税等の効果を踏まえまして、8億1,000万円くらいの市民の生活を支える予算ということで捉えておるところでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 なる説明いただきまして、ありがとうございます。ただ、今の消費税絡みの云々だの子育てだのなんだのというのも、確かに市民生活の一翼を担っていると思うんだけど、ただ5万6,000市民がこぞって「ああ、塩竈に住んでいてよかったな」と言えるような実感というのが、やっぱりそれもひとつの方策でないかなという考えがありますので、それが徐々につながっていくというのはわかるんだけど、もっと画期的なのがどれかなと心配しますんで、例えばそういった先ほど言った支出関係の中で、行政が使える経費というのは全体的に言うところの予算書、例えば10ページを拝見させてもらって61億何がしが災害以外だ何だ、支払いだ何だの事業に当たるんだろうと思うのね。それが例えば昨年から見ると19%も減になっているから、大丈夫なんですかという意味で聞いたんだけど、そういった意味で厳しい予算の中で市民生活向上、そして実感のできるような施策運営を今後とも推進していただくよう、これは強く要望していきたいと思っています。

それで、ちょっと具体的な内容に入っていきたいと思うんですが、まず資料No.10の50ページ関係で、防犯関係で1,284万5,000円とかとなっているんですが、先日東部防犯協会の懇親会にお呼ばれして行ったときにちょっと研修がありまして、そしてあとそのときに警察の方が防犯カメラというふうな話をされていまして、全国的に犯罪件数は減るものの、ただ特異性のある犯罪があって、それが一応犯人検挙にはやっぱり防犯カメラ等の役割が非常に重い位置を占めているというふうに警察の方も言われているんですが、塩竈ではたしかアクアゲート側、本塩釜のところにあるんだというんですが、それ以外に設置とかそういうものが防犯的に、市民が安心して安全なまちで暮らせるための大きな施策になるんでないかなと思っていますので、そういった考えがことしはあるのかどうか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○鎌田副委員長 赤間危機管理監。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 防犯カメラの設置につきましては、今委員さんおっしゃったようにアクアゲートに2カ所あります。あと、東塩釜の駐輪場施設整備管理という部分での防犯カメラがあります。あと、施政方針の中で市長が答弁で申し上げましたが、今度JRの塩釜駅前の駅前広場における防犯カメラの検討、設置まではまだ決まっておきませんが、今後検討するという形で防犯カメラのほうの設置等について検討しているところでございます。

ます。ただ、プライバシーとかあと肖像権等の関係がありまして、その辺の部分については警察等のほうと協議をしながら、設置箇所についても今後とも協議を進めていきたいなと思っております。以上です。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。私は、そのプライバシー云々よりもやっぱり市民がこの地域で安心して生活できて、「ああ、防犯カメラ等あるんだな」って安心して生活できるのを優先してほしい。ですから、駅とかそういうのはわかるんですけども、本町とかあと海岸通とか、そういったところにもある程度交通量の激しい、そして今暗くちょっとなっていますので、そういった意味でも通学路やそういうところにもできる限り、市の予算というわけにいかないのかどうかかわからないんですが、ぜひともそういった設置の方向で進んでもらって、市民が安心して安全にこの地域で暮らせるように、今後とも努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、そこに携わっているいわゆる防犯協会の方、本当にご苦労さんだなというふうな感謝の念を申し上げたいと思ひています。よろしくどうぞ今後とも、防犯協会の皆さんに活躍をお願ひしたいなと思ひています。しかし、ある防犯協会の方々から、いわゆる数年前も交通指導隊さんの出席簿どうのこうので金銭問題ちょっとあったんですけども、何かそういったいわゆる実費弁償の支払い云々が一部の協会でそういった話が出ているというんですが、そういうのは承知していますか。

○鎌田副委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 防犯協会の方々活動につきまして、市のほうではそういうふうなボランティア活動という感じになっていまして、報酬とかそういう費用弁償的なものはお支払いをしておりませんが、協会自体での中身につきましてはうちのほうではちょっと聞いてはいないです。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ある程度そういった活動費云々かどうかわからないんですが、その辺もちゃんと問題が起こらないように、ちゃんと指導監督するも市の役割かなと思ひていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。あと、それも市からの助成金が出ているということなんで、その使われ方。ちゃんと指導をしていただくなり管理をしていただくということで、お願ひしておきたいと思ひます。何かそういうので、ある地域の防犯協会の会員の方々悩んでいるというの

も聞こえましたので、あと詳しく聞いてなり何なりしていただければと思います。

あと次に、教育関係でいきたいと思いますので、資料No.10の152ページ。要保護・準要保護関係なんですけど、いつも私は質問しているんですけど、やっぱり塩竈の経済というか活気・元気がないというのは、こういうところにもあらわれているのかなと思っています。要保護は生活保護関係でちゃんと守られているんですけど、そこまでいなくて準要保護っていうのもふえていくんですよ。そういった意味で、教育委員会としてもなかなか子供の学力向上を進めなさい、推進しなさいと我々に言われても、実際問題の家庭環境やら、そういうものでなかなかし得ない面があるんでないかというふうなことがあります。

前に、生活保護関係でチャレンジ塾みたいなものしたらどうですかというふうなご提案、うちらほうの市民クラブでさせてもらっていましたが、そういった意味でこの準要保護関係の対策というか、これは制度的に生活が苦しいから教育委員会として子供の教育環境上「ただ出すだけです」というのか、何か歯どめをかけるようなそういったお考え等があるのかないのか、それをちょっとお知らせしていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいま、要保護・準要保護生徒の学習支援というふうなことでのご質問をいただきました。資料の153ページにある要保護及び準要保護生徒の援助費につきましては、経済的支援ということでご理解いただければというふうに思います。ただ、このような生徒の学習支援についてはどうかというご質問だったというふうに思うんですが、以前の議会におきましてうちの教育長のほうから答弁であったかと思うんですが、そういった子供たち、経済的に支援の必要な子供たちに対して特別な学習支援ということにつきましては、学校教育の中でその特定の子供たちだけを集めて特別な場所で指導したりということは、なかなか難しいというところもございます。

したがいまして、別な形で何らかの方策があるかないかについては、今後検討していかなければいけないところがございますが、今考えられますのが放課後もしくは土曜日の授業等の中で、特定の子供だけではなくて呼びかけなどを行いながら、希望を募りながらそういった全体的な底上げを図ると、そういったことについて考えているところでございます

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 そういった教育方針で、いわゆる負の連鎖というなかなか学力も追いつかなくなってどうのこうのって、そういうふうになっていかないように学校として最大限の児童生徒の

教育について、ご尽力を賜ればよろしいかなと思っています。

それで、あとけやき教室のことでちょっとお聞きしたいんですが、ページは144ページに戻るんですが、そのけやき教室今2市1町での子供たちをやっているというんですが、その割合、例えば塩竈が何人で他市が何人か、ちょっとお知らせください。

○鎌田副委員長 どなたか。高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 それでは、今年度のけやき教室の運営にかかわる負担金の割合についてであります……。 （「人数、通所している」の声あり）通所している児童・生徒の割合ということでございますか。 （「そうですね」の声あり）今内訳については手元に資料ないもんですから……。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 2市1町から来られてやっているという、それで基本的なことをお伺いしますが、けやき教室っていうのはやっぱり学校になかなか来れない人のための、私は教室かなと、こう設置から思っているんです。だけれども、今回「杉村 惇美術館」の関係で教室を一小にもっていったはずですよ。というので、私はそこが問題でないかなって思うんですよ。というのは、子供たちは学校に行けないのに、市の行政の都合で学校に来なさいというのは、私はちょっとその来ている子供たちの心を感じれば「ええ、いやなところに行きたくないのに、何で」という思いがあるんでないかなという心配をするんですよ、子供のことを考えれば。

ですから例えば学校に行けないから、何とか自分の心をちょっとでも開いて、優しい先生がいるから、こういうふうな仲間もいるからということで本町分室のけやき教室に通った子供が大半だと思うのね。学校に行くんだったら、何もけやき教室に行かないで、自分の学校に行くというふうな考え方にもなるんでないかなと思うんで。そういったどうせ事業するんだったら、子供の気持ちを考えての事業をしてほしいなというところが、私の言いたいところなんですよ。けやき教室という立派な事業があるんだけど、何か親の、行政の、教育委員会の都合で、子供が行きにくいような場所を選ぶというのは私はちょっと違うんでないかなという。場所がないから仕方ないんでないかなという、そういう発想の教育委員会だったらそれでいいんだけど、私は違うと思うんで。その辺の考え方というか、子供のことをどう思うかというのをお知らせ願いたいと思います。

○鎌田副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 けやき教室の一時移転についての、子供の状況を踏まえ

た移転ではないんじゃないかというようなことでのご質問だと思うんですが、本町分室の改修工事に伴いまして、あのときには青少年相談センターの移転、それからそれに伴いましてけやき教室については一時移転ということで、どこの場所にしたらいいかということでかなり時間をかけて教育委員会の中でも議論を重ねてまいりました。確かに委員おっしゃいますとおり、子供たちがなかなか学校に行けない不登校である状況、不適應である子供たちの復帰のための段階的な教室でございます。それを踏まえまして、どこがいいだろうかということでエस्प、あるいは公民館等を考えたわけでございますが、とりあえず青少年相談センターのほうは公民館に、ここは一時移転ではなくて、恒久的にはあそこに移転しよう。

ところがけやき教室に関しましては、基本的には「杉村 惇美術館」がオープンしたら元の位置に戻すという前提で、一時的にではどこに移そうかということがございまして、かなり検討は重ねたんですが適切な場所がなかなかないというようなことで、であれば元の本町分室と地理的にもそれほど変わらないで、そしてどういったところがあるかということで第一小学校の敷地内ではありますが、普通の校舎と離れた特別教室棟の中で、普段の通常の授業が行われないような場所がどうかということで候補地に挙げられました。

といったことで、同じ敷地内にはあるんですが、本町分室からは歩いて数分のところ、元の場所から歩いて数分のところ、そして2市3町から何人かの子供たちが集まってきておりますので、駅からの距離とかそういった公共機関のことも含めて、前と余り違う場所ではないところでということで、今現在の場所に仮移転しているというところでご理解いただければというふうに思います。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 仮移転はわかるんだけど、そういった学校に行けない子供の気持ちを考えて、学校以外のところをできなかつたんですかって聞いているんで、そういったいろいろな事情があつて第一小学校のちょっと一部分のところになったというのは、わかっています。ただ、そういった学校に行けない子供の心をうんと考えたんですかということを知りたかつたんで、その事情だの何だのよりも、私はだから心を大事にする教育というのをお願いしたいというのが私の考えなんで、今後とも児童生徒の一人一人の心を大事にする教育というのをして、塩竈で立派な大人になってもらうようちゃんとした教育を指導していただきたいと思います。これは、言うておきます。

あと、続いていじめ。いじめも件数あるんですが、継続中というのがちょっと気になってあ

るんですが、アンケートを月に1回とられているということで、先ほど質問にもあったんですけども、そのいじめというのを件数的に見させてもらいますと、17の39ページにあります、資料要求してあるんですが、数的には少なくなっているなと思うんですが。1回でも本人が、先ほど「4項目くらいのアンケートです」というふうな内容を説明されたんですが、例えば児童生徒が1回でも苦痛を感じたといったら、それがいじめの1回分になるんだよということ、児童生徒にもそういう教えをしてのアンケートなのか。それとも、ただ「どうですか。学校生活で何かつらいこととか、友達関係で何か悩みありませんか」とか何かでなく、本人、1人の個人としての、人間としての苦痛が1回でもあれば、それがいじめになるんだよと、そういった感じの教育。「だから、皆さんも仲良くして、人に苦しみや苦痛を与えるようなことをしてはだめなんですよ」と、それが私は本来の教育でないかなと思っていますので、そういった感じで健やかに子供を育ててほしいなと思いますので、そういったアンケートの中身は詳しく聞きませんが、そういった考え方で子供たちにアンケートをお願いしているのか、その辺だけちょっと確認させてください。

○鎌田副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 委員おっしゃるとおり、基本的には教育委員会としましてはいじめについて、どこの学校でも、そしてどの児童生徒にも起こり得る問題、そして人間として決して許されない行為であるというふうな、まず基本的な捉えで考えております。そして大事なのが、いじめの兆候をいち早く把握するという事。そして、迅速に組織的に取り組むということを基本として学校のほうにもお願いしておりますので。

いじめのアンケート調査につきましても、委員がおっしゃるとおり全ての児童生徒に対して毎月行っている調査でございますので、その内容についても今お話あったとおり、まず本人がいじめの認識があるかないかについての質問。それからもう1つの質問は、いじめを見たことがあるかないかについての質問。それから、人間関係の悩みがあるかないかの質問。そして、その他ということで大きく分けて4つくらいの質問について質問し、調査として行っているものでございます。それで一人一人の子供たちが、なかなか教師側の観察だけでは見えないところもございまして、そして無記名にしているのは本当の子供たちの本心をつかみたいところもございまして、無記名にして実施して報告をいただいていると、そういう内容でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。この表から見ると、全般的にいじめというのが1月現在で、小学校が今のところ継続中が2件ですね。そしてあと、中学校で解決済みと継続中で1件ということだと思いますので、これがゼロになって本当にみんなが仲良く、そして思いやりの気持ちを持って学校生活が送れるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

あと、資料No.10番の128ページ、私道整備についてちょっとお伺いしたいと存じます。毎年のおり予算が100万円だということなんですが、この100万円が多いか少ないかはいろいろ議論の分かれるところと思うんですが、さっき言った「道路がちゃんと整備になれば、生活していてよかったなという実感が湧くんだよ」と、建設部長さんも「目に見えるのが一番だ」と言っておりましたので、この私道整備についても今、今というか26年度の予算100万円ですが、もう既に何件か市内から相談があるのかどうか、お願いしたいと思います。

○鎌田副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 お答えいたします。

私道整備の26年度の整備箇所の前定につきましては、今相談されている件数が1件ございます。以上です。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 その中で、いわゆる補助金として出すわけなんですけど、いろいろ制約ありますよね。3分の2補助、2分の1補助とあってあるんですけど、簡単にその割合の説明をお願いしますか。

○鎌田副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 整備の区分なんですけど、3つの区分に分かれております。1つ目は、道路として4メートルの道路幅員がありまして、行きどまりでない道路。要は、幹線から幹線まで通じる道路を指しておりまして、その補助率が3分の2です。次に、2つ目が行きどまりの道路といいますか、その部分につきましては整備水準につきましては排水施設が2分の1、道路の舗装につきましては3分の1です。3つ目につきましては、これも一定の幅員、4メートルに満たない道路の幅員になるんですけど、その部分につきましては排水施設・舗装の整備も含めまして3分の1というような補助率の交付区分があります。以上です。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろな、やっぱり自分たちの住んでいる生活の場だね、目の前が舗装されているかされていないかというのは、その地域の価値にもつながると思うので、何とか整備関係を

促進してほしいなというのが私の思いでございます。そして、いい環境で塩竈市民として生活してもらうのが一番かなという思いがありますので、今後ともぜひ市民の相談に乗っていただきたいと思っておりますので、これは強く要望しておきます。

それで、ある住民の方から「うちらほうの地域、何か格安でやってもらった」というか、「負担金がなしでやってもらったんで」というふうな風評があるんですが、その辺の実態というのは何か川名課長さん、ご存じですか。そういう、「ある地域で」というふうな話があるんですが、そうすると塩竈市民とすれば「何で、うちらほうで負担金3分の何ぼ出したんだよ、ここだよ」ってやっているんだけど、「うちらほうで、ただでやってもらったんだよ」というようなところがあるんですが、そうすると「ええ。何で私たちのできないの」となりやしないのかなというふうな思いがありますので、そういったうわさなど立たないようにしていただきたいなと思っています。

というのは、本当に市民の方は率直だから、もうばあつと広がっていくんだよね。「何でうちらほうただなのに、あっちお金かかるんだべね」なんていう、そういう意味で優越感を持っているんだかどうかわかんないんですけども、そういうのがあるとやっぱり行政運営上ちょっとまずいんでないかなというふうな思いがありますので、あとこれはその言われた方、その地域の方の調査して、あと川名課長のほうに相談しにいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、もうちょっと。全然変わるんですが、94ページの墓地管理費なんですが、ページで言うとうと94ページ、資料の。317万8,000円というような予算取っているんですが、これは月見ヶ丘の墓地だと思うんですが、今あいている墓地、応募する墓地はあるんですか。

○鎌田副委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 今現在あいているのは、3区画、4区画あるはず。それで、今度公募をかけようということで、今進めているところです。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。3から4区画あると。前にもこの予算委員会なんかで聞くと、いわゆるある程度数がまとまってからやるんだよというふうに聞いていますので、ただニーズというものはあるんですよね、常にね。「どうしよう」というふうな、そういう相談がありますので、私はそういうときには「ある程度、5区画くらいにとか10くらいにまとまったら公募するはずなんで、塩竈広報ちゃんと見ていてください」というふうな言い方していますので、

それでいいかなと思っています。

あともう1点、今度墓地の前の斎場に入ります。斎場の計画はその後どうなっているのか、ざっぱくでいいんですが流れ的なものをお知らせ願いたいと思います。

○鎌田副委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 新しい斎場の建設につきましては、今環境組合のほうで基礎調査の部分を実施しているということで検討しておりますし、新年度には県のほうとの折衝で特別名勝の関係がございますけれども、それらの関係につきましてもあと一定程度整理できておりますので、着手に向けた準備を進めているところでございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ難しい問題があると思うんですが、ぜひともやがては皆さんご利用になる施設だと思うんで、ちゃんと計画的に、そして市民からの協力を得ながら、スムーズに事業が展開されますよう今年度も頑張ってくださいと思います。

あと、済みません、飛び飛びで。さっき学校関係で忘れたんですが、56ページの学校給食…。ごめんなさい、資料No.17の56ページですね。学校給食関係なんですが、それでいろいろ栄養士さんなり皆さんが、調理員さんなりが頑張っておいしい給食の提供に尽力されているというのは、本当に感謝申し上げたいと思います。それで、1人当たりの給食単価って出ているんですが、1つ今アレルギー問題というのが大変になっていて、その個人個人に対応した給食づくりというのがどこでもなされていると思うんですね。それで、そんな意味でそのアレルギーの子供が、大体各学校でどのくらいいるのか。おわかりであれば、お知らせください。

○鎌田副委員長 桜井教育部長。

○桜井教育委員会教育部長 給食のアレルギーということでご質問いただきました。ちょっと今具体的な数持っておりませんが、割合といたしまして大体小中学校とも3%弱ということで認識しておるところでございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 3%といっても、その3%の子供のために、やっぱりすごい問題、命にかかわる問題となるんで、十二分に注意をされておいしい給食の提供に努めていただきたいと思います。

あと、最後に済みません、1点。ページ数ちょっと忘れたんですが、こっちの17ので市の駐車場関係なんですが、本塩釜と海岸通の駐車場、あれは普通財産なんですよ。そして普通財産で、それで我々の考えでいうとそこになぜ投資をして、毎年お金をかけて、それで先ほど答

弁でいわゆる「稼働率が低くてもこうですよ」というんだけれども、実際問題もっと利用価値のある、そしてもし何だったらそういうところを民間に売って、民間の人に経営してもらえば固定資産税だって民間の人が払うわけですから、そういった感じの普通財産の利用というのを考えないのか。ただ、つくりました。あとは、普通財産で目に見えないお金が200万円だ、300万円だって年間出すというのも、私は違うんじゃないのかなというふうに思うんですよ。その分、「震災絡みでどうしても人を雇うから、そのお金なんですよ」というんだったらいいんだけれども。そうじゃなく、やっぱりそういうのは民間に売って、そして健全運営・健全財政に向けていくというのが、私は行政がすべき仕事じゃないかなと思っているんですよ。なぜ民間で抱えて、そして稼働率が20%前後だというふうになっていて、ちょっと情けないなと思うんで、本当にこれで住みよいまち、日本一の塩竈がなり得るのかという、そういう心配しますの

で。

やっぱり、皆さんの大切な財産を有効に使って、そして税金を上げてもらって、それで市民生活の福祉向上に役立ててもらおうよう強く要望して、私の質問を終わります。

○鎌田副委員長 回答はいいんですか。荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 先ほど、財産のことで普通財産というお話ですが、ここは行政財産ということですので、そこはまずお間違いのないようにいただければと思います。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま菊地委員より、「市有地の有効利用すべきじゃないか」ということでご要望ございました。まさにおっしゃるとおりでございます。しかし、まずその土地利用について、一定の経過がございます。まず、本塩釜駅前の駐車場で活用している用地でございますが、あの用地につきましては将来的にはあそこで事業共同化されている施設がございます。それらについての有効利用を図るために、市で今押さえている用地でございます。今暫定利用をしているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

また、一方海岸通の市有地の駐車場の利用でございますが、あそこについては顧客利便施設という施設が併設されてございます。これは観光客のためのトイレとか、そういったものの用地になっておりますし、オープンスペースといたしましては壺番館に来る市民の方々の車でいらっしゃる方々の利便性を確保するための駐車場ということで利用させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○鎌田副委員長 ほか、これからの質問者はおられますか。おられなければ、終わりにしたいと

と思いますが。

では、お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、3月3日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田副委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議は、これで終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時03分　終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成26年2月28日

平成26年度予算特別委員会委員長　伊　勢　由　典

平成26年度予算特別委員会副委員長　鎌　田　礼　二

平成26年3月3日（月曜日）

平成26年度予算特別委員会

（第3日目）

平成26年度予算特別委員会第3日目

平成26年3月3日（月曜日）午前10時開議

出席委員（17名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君

市民総務部 税務課長	小林正人君	健康福祉部 子育て支援課長	渡辺常幸君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	川村淳君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
産業環境部 観光交流課長	本多裕之君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君	建設部 都市計画課長	佐藤寛之君
建設部 定住促進課長	阿部光浩君	建設部 土木課長	川名信昭君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
庶務係長	佐藤志津子君		

午前10時00分 開議

○伊勢委員長 おはようございます。

ただいまから平成26年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、前回の会議に引き続き審査区分1一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。

田中徳寿委員。

○田中委員 おはようございます、皆さん。きょう2日目で、私1番バッターで質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

資料17の2ページをお開きいただきたいと思うんですけれども、この資料は、塩竈市の起債残高、要するに塩竈市の借入金がどのくらいあるかということの推移表を書いてあるわけなんですけれども、これを見ますと、25年度で618億円、要するに今年度3月末で618億円になるという話なんですけれども、市長が就任する前が15年3月末なんですけれども、そのころの起債残高と銀行借入金がどのくらいになっているかというのを教えていただきたいんですけれども。

○伊勢委員長 佐藤総務部長。

○佐藤市民総務部長 本来であれば財政課長のほうから詳しくお答え申し上げるところでございますが、先週田中委員のほうから総務部長が答えろというふうな声もございましたので、私のほうから概略をお答え申し上げたいと思います。

今お話がございましたように、この資料、2ページを参照いただきますと、平成25年度末での全会計の起債残高が618億円、23年度末が649億円となっておりまして、比較いたしますとこの3年間で31億円ほどの圧縮を図っております。これは行財政改革の推進、事業の厳選、そして地方債の徹底した管理などに取り組んだ結果によるものと考えてございます。

また、今お話がございましたように、市長就任以前の平成14年度末の起債残高と比較いたしますと、14年度末は668億円という起債残高がございまして、25年度末の起債残高と比較いたしますと実に50億円ほど減少しているというような状況でございます。

一方、先ほど銀行の一借というお話がございましたが、この間、私ども市立病院事業や土地開発公社の不良債務、それから魚市場、公共駐車場事業の赤字解消という大きな課題に取り組んでまいりました。土地開発公社の負債は約31億円、市立病院は24億円、魚市場が約4億、公共駐車場が3億円、合計いたしますと総額で約63億円の負債、赤字を抱えておりまして、これ

らの負債等の一時借入金利子の負担額は年間9,000万円ほどに上っていたという状況でございます。

なお、市場、公共駐車場、土地開発公社の負債赤字につきましては、平成22年度までに市議会の皆様のご理解をいただきながら解消を図り、そして市立病院につきましては平成25年度で何とか不良債務の解消が見込めるという状況に至っておりますので、ひとつご理解いただければと思います。以上です。

○伊勢委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 ただ、結局、聞くと113億ほどの借り入れ、あるいは起債残高を減らしてきたということで、ただ単純に減らせるのかということなので、ちょっと中身について触れていきたいと思うんですけれども、どのような対策を打たれてきたのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、起債の残高を減らしてきたということになりますが、今先ほど部長からもご説明ありましたように、1つはできるだけ発行を抑えるということに努めてまいりました。つまりは起債を発行するのではなくて、できるだけ一般財源を投入するとか、あるいは事業をできるだけ厳選を行った中で発行額を抑えるというふうな努力を積み重ねてきました。さらに、本市が非常に財政状況が厳しい中であつたときに、平成18年度以降、制度上退職手当債の借り入れということもできるようになりましたが、実際には大体年間当初予算では3億ほどの予算計上ということではあつたんですが、できるだけその発行を抑えるというふうな形での取り組み、そういったことに努めてきたということになります。

なお、先ほどお話ありましたけれども、起債の残高の中には実は臨時財政対策債も含まれてございます。これは普通交付税の振りかわりということになりますので、本市が発行したくて発行している中身ではなくて国の制度上どうしても交付税の振りかわりということで発行せざるを得なかったということがあります。こういったものが実は現在25年度末で約85億円ほどありますので、実際の残高として比較しますと、無用に大きな数字の起債残高は減少しているというふうな内容だとして理解しております。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 それでなんですけれども、26年本年度予算で利息を見ますと、全会計ベースで10億4,000万円くらいの利息額なんです。そうすると、その当時はどのくらいの利息額があつたの

かちょっと教えていただきたいと思ひまして、質問します。よろしくお願ひします。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 ちょっと今手元にその当時の利息についてのデータは持ち合わせて
ございませんけれども、一つ言えますことは、特に縁故債と言われるいわゆる市中銀行からの
借り入れ、これにつきましては、相当利息を軽減する取り組みを行ってまいりました。ここ3
年か4年ぐらい前に本市としましても市債の管理というのはどうあるべきかという考え方は一
定程度整理をしてきたという経過があります。その中で通常縁故債となりますと、10年を最長
として金融機関から借り入れすることができます。ただ、そうしますと、実は10年間の長期
となりますと、各金融機関さんが入札になかなか応じられないという実態があります。つまり
何かと申しますと、変動金利であれば参加できるというようなことがありました。ただ、我々
その変動金利となりますと、計画的な起債の償還というのがなかなか計算しづらくなってま
います。そのために借り入れの工夫といたしまして、10年間ではなくて例えば5年間に縮める
と。変動金利にできるだけ近いような、そういった借り入れの期間を短くしまして、それで競
争性を高めるという工夫を行ってまいりました。その結果といたしましてですが、過去5年以
上前ですと恐らく1%から2%のいわゆる利率というものが、現在では0.2%から大体0.3%と
いうふうに利息、いわゆる金利のほうの軽減を図ってきたという努力はしてございます。以上
です。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 そういう努力が徐々に数字としてあらわれてきたんだろうと思っております。なぜ
かと申しますと、この26年度の要するに借入残高に対して利息の利回りというのは本当である
ならば、平均残高、要するに1日当たり何ぼ借りたと365日足してその残高を365で割り返して、
それを全利息額で割ると本当の利回りが出るんですけども、期首残高で、期末残高でやっ
ても構わないと思つたら約2%切つていると。前はそのような起債残高の利回りではな
かったなど。何年か前までは7%以上の金利のものがあつて、それをいろんな努力をして変
えてきたんだろうと思ひます。これからも、そういう形のを積み重ねていくことによって市民
の税金から支払われるものがきちんとして少なくなっていくことが政策手段の道具に変わ
っていくわけなんです。ただ、ここで思つていくことなんですけれども、市というものは公
共的な団体なものだから、信用が物すごいありますから、ただやみくもに借りるだけ
ではなくて資金をため込んでいざというときの備え、じゃどのくらいの備えがこの町に
必要なのかと。今の財政

規模、要するに一般会計三百何十億、あるいは200億、もしもとに戻って180億、そのぐらいのとき、大体財政課長としてどのぐらいの財政運営するための必要な資金があると円滑に物事を運んでいけるのかという、まあ夢の話でもいいんですけども、今から見ると、そういうものを念頭に置いて財政運営されたらよろしいんじゃないかと思うものですから、ちょっとお聞きしたいんです。心の内だけちょっと聞かせていただきたいんです。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 心の内というのはなかなか難しいところがありますけれども、今本市の標準財政規模、いわゆる基準財政収入額から計算されます本市の収入の規模というのが大体120億という数字になっております。これが通常いわゆる市町村課、県のほうからいろいろ指導を受けるという1つの目安がありまして、それが5%を切るという形になりますと財政状況のヒアリングということを受けるという状況になります。最低ラインとして、まず5%、つまりは120億ですので、大体6億というのが財政調整基金には必要な金額かというふうになります。ただ、24年度の決算状況、県内の各市の状況を確認いたしますと、実は財政調整基金の標準財政規模に占める割合が一番低いのは実は本市塩竈市となっております。大体5.6%だったと思います。平均的には大体十四、五%というのが現状でありますので、少なくとも10%程度、おおむね12億円ほどになりますか、そのぐらいの財政調整基金の蓄えは本来は必要ではないかというふうに思っております。以上です。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。多分そのぐらいないと安定的な運営ができないんだろうと思います。なぜかという、仮に360億ことしやりますよね、一般会計で。そうすると、1日1億なんですよ。税金入ってくるのいつからなのやということなんですよ。そうすると2か月かかるわけですよ、発行して市民税であれ何であれと、普通に考えてね。前の分が入ってくるからいいだろうではなくて、そうすると2か月分ぐらいの留保資金がないと楽な運営はできないだろうと。そうすると、常にお金借りるというそろばん勘定をはじかなければ回っていけないんじゃないかというのが私を感じる試算なんですよ。だから、逆に言うと、町によっていろんなことがあるでしょうけれども、逆に言うと360億ぐらいの一般会計の規模であればお金を回すのは60億ぐらいが多分必要なんだろうというのが私の私見なんですよ。そこまで行けるとは思わないんですけども、やはりそういう考えで少しずつ節減しながらお金を留保していくことが市民に無駄な冗費、要するにその金があることによって払うことのない資金を予算計

上しなくても済むという概念が生まれてくるわけです。お金を借りられるからできるのではなくて、お金を借りることによって払う利息は税金なんだという意識を感じたときから物事が始まっていくのではないかと思っているものですから、こういう質問をさせていただきました。

それから、No.10の34ページなんですけれども、ここに市債勘定の6目ですかね。借換債17億850万円というのがありますけれども、これのちょっと中身等、どういうことなのか教えていただきたいんですけれども。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 平成26年度の借りかえ総額が17億850万円というふうになっております。主なるものとしたしましては、実は土地開発公社、一般会計で土地開発公社から土地の買い上げをしているというのが平成19年から22年度で行いました。その際に発行した金額、一般会計分としても結構な数字になっておりまして、その金額が約19億円ほど実は一般会計で発行していると。

そのほか用地、国有地先行取得時が特別会計、こちらで8億4,270万円ほどを発行しているというふうになります。その一般会計19億円のうち、今回いわゆる償還の満了を迎える起債というものが8億6,550万円。これが一般会計で公社から買い取りしたときの起債というものが大きなものになります。そのほか一般単独事業のほかにいわゆる行政改革推進債、これも土地開発公社の充当残の裏分にまた借り入れした分が2億2,860万円ほどとなりますので、この2つを合わせただけでもう11億ほどの起債の借りかえというものが大きなものになります。

そのほか、先ほどもちょっとご説明しましたが、国からの普通交付税の振りかわりの臨時財政対策債、これが平成16年度借り入れ分として3億660万、これが借りかえの時期を迎えるというものが大きなものになります。

そのほか21年度のこれは退職手当債の借りかえ、これが1億6,000万円というようところで、重立ったところとしましては土地開発公社の借りかえ、臨時財政対策債、それから退職手当債というものが大きな中身になっております。以上です。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。いろんな期間のやつがあって、その期間が来たということなんでしょうけれども、その借りかえをされる際に毎年均等払いなさっていただくのか、あるいは資金を留保するために1年ぐらい、何年の期間でやるのか。それでもう一つ言うと、資金を留保するために支払いを1年間しないようなことができるのか、そういう発想がかかるわけができる

のかということなんです。急激に起債を減らすことばかりがいいわけではなくて、財政に何かあってこちらのバランスが低くなったらこちらのほうにお金が留保されていくという仕組みを同時に達成していかないと、いつ何どきいろんなことが起きたときに対応できない財政になっていくんじゃないかなと。資金を仮に払うばかりが能ではないということも企業経営はあるものですから、公共団体としてはどういう概念をお持ちなのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 通常、地方債というのは制度上の仕組みがしっかりしているものがあります。その中で、一般的には据え置き期間という設定も可能となっております。この据え置きにつきましては、ただ借りかえのときに据え置きするというのはなかなか制度上難しいという点がございますので、当初借り入れの時点での据え置きという手法はとれます。一般的にいきますと、20年の償還であれば3年ぐらいの据え置き、30年償還であれば5年ぐらいの据え置きというものが一般的でございます。ですので、今回の借りかえに当たって据え置きを行うというのは、制度上難しいのかなというふうに思っております。あと、お話にありました据え置きをすることによっていわゆる調達する資金をきちんと確保するというお考えも確かにあるかと思いますが、実際に元金を償還しないとなればその分の利息というものは払い続けなければいけなくなるというデメリットも一方ではあるのかなというふうに思います。つまり資金をため込んでそれを運用するという方法、それから元金を償還しないで利息の支払いがどうなるかというバランスの見きわめがちょっと必要ではないかなというふうに思いますので、その辺はちょっとシミュレーションが必要かなというふうに考えております。以上です。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。そのシミュレーションが大切だと思います。結局何か非常時が起きたときにお金がなければ市民生活を守っていくことができないわけですよ。その非常時の資金をプールするという概念が出てくるとそういうことを論破できるのかなと。今回みたいな非常時に起きた東日本大震災のときに、市長がそういうときに何もなくきちんと使える金が自分の頭の中にあるということは非常に心強いお金なんです。そういうときのための多分貯金なんだと思うんです。それをどのようにつくっていくかという概念を防災上の備品であったり、仕組みであったり、いろんなものをつくと同時に財政の防災資金の確保も重要な課題だと思うんです。そういうことを考えていただきたくきょうは議論させていただきました。

ありがとうございます。

次、No.10の82ページになります。

そこに放課後児童クラブ運営事業費4,577万8,000円と記載されているんですけども、中身と事業内容をちょっと教えていただきたく、それとこれに参加する子供の親御さんがどのぐらいの費用を払っていらっしゃるのかもちょっと教えていただきたいんですけども。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブですが、これは児童福祉法に基づきまして、保護者が就労などによって昼間家庭にいないお子さん、小学1年から3年生までの児童を対象に、放課後保護者のかわりに生活の場を提供しながら遊びを通して児童の健全育成を図っているというような事業でございます。放課後児童クラブ運営事業費4,577万8,000円のうち、4,200万ちょっとが放課後児童クラブの指導員の賃金になっております。残りはクラブを運営する際の運営費、物件費となっております。

あと、保護者からの負担というお話でした。保護者からは、保育料として月3,000円をいただいております。また、毎日毎日お子さんにおやつを提供しております。そのおやつ代として月1,400円を預かっております。

以上でございます。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。そうすると、保護者は4,400円の支払いをしているということなんですね。わかりました。何か聞くとところによると6年生まで拡大していくという話になってくるようなものですから、それはいつごろから始まるのかちょっとお伺いしたいんですけども。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブについては、今回の児童福祉法の改正によりまして、今まで小学校の1年から3年生までだったのを6年生まで一応開放するというような形になっております。それにつきましては、地域の実情を見ながらそれぞれ自治体で判断しながら実施していくことという形になっておりますので、これにつきましては、今動かしております子ども・子育て会議の中でも今回のアンケート調査をもとにいろいろ議論させていただくという形になっております。以上でございます。

○伊勢委員長 田中委員。

- 田中委員 もう法律的にはいつでもできるような状況なんではないですか。
- 伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。
- 渡辺健康福祉部子育て支援課長 これについては、国のほう、厚生労働省からの通知もございまして、その通知の中ではできれば小学校6年まで受け入れるようにというような、地域の実情を見ながらですけども、そういった通知もございます。法律の施行については、27年の4月からというような形になってございます。
- 伊勢委員長 田中委員。
- 田中委員 ありがとうございます。結局そういうことができる地域に若い親御さんが入ってくるんだろうと思っているわけです。要するに、生まれてくる、今回我が市でやった小学6年生までの乳幼児無料化、外来のですね、それから入院中学3年まで無料化ということも、そういう施策と一体化なわけです。もう1つの課でそれを決めてそういうことをやる時代から、複数の課にまたがって子育てというものをどのような捉え方でやっていくかという時代に入ったんだろうと思います。保育を含め、あるいは何年か前にお産の際のお金を保険で見るような、そういうのも全て子育て世代に対する支援だと思うんです。そういう複合的なものの中で総額予算どのぐらいでやるかという、1つの課の縦割りの中で物事を判断する時代から複合したマルチの課の中で考える時代に入ったんだろうと思います。あるいは、そういう考え方をしていくことによって塩竈市に若い世代が入ってき、そして入ってきたら今度教育をどうするのか、そしてどのように若い共働き、昔は旦那さんの所得で家庭を維持してきましたけれども、今はお父さんもお母さんも働きに行き、そういう中で家庭の維持の時代が来たと思います。それが昔はおじいちゃん、おばあちゃんに見てもらっていた時代がかなりあったと思うんですけども、今はそういう時代から社会資本の充実したまちで、そういうことをされるまちに移動するというのをテレビで拝見していたりするものですから、仕事まで選んでしまうという時代が来たと聞いております。そういう時代の中でまちの特徴を維持してこれから人を育てていくということは、そういう発想を取り入れていかないとできないだろうと。法律的な壁で今までできないものが法律の壁が抜けていくときはそういう発想に変わると思うので、ひとつ検討をよろしく願いいたします。

次に、戻りまして済みませんが、78ページの延長保育事業があるんですけども、この延長保育事業、3,436万4,000円の費用がかかっているんですけども、この中身と、また延長保育した場合の父兄負担額があるのかどうかをお伺いしたいんですけども。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 延長保育事業費、3,436万4,000円のまず中身でございますが、通常の保育は午前8時半から午後5時までというような形になっておりますので、そこを超えての延長保育を今実際しております。朝については、午前7時半から、あと夕方については午後7時15分までの延長保育をやっておりますので、朝夕の延長保育担当の保育士さんの賃金としてそこに書かれております3,436万4,000円を充てております。あと、保護者からの負担というような形でしたが、特に午後6時を過ぎて子供を預けている保護者の方には、全体の2割ほどなんですけれども、おやつ代として月額1,500円をいただいております。以上でございます。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。何でこのようなことを聞いていくかといいますと、何か事業をすると親の負担がどのぐらいになるのか、役所がどのぐらい支払いしていくのかということのバランスをとっていかないと物が見えないだろうと。結局は、これからサービスを受けるほう、サービスを提供するほう、全額公費負担なのか、健康保険は3割、あるいは介護保険は1割の自己負担があるものですから、制度を拡張していくときにはそういう精査が少しずつ必要になってくるんだと思います。それで、延長保育を拡充していかれるときにそういう発想を捉えていかないと、費用ばかり過度にかかっていく、そのかかっていくものを親が負担していくベースを議論していただきたいと思うんです。おやつ代じゃなくて、これから先そういう自治体間の中でも競争の時代に入っていくと思うので、いち早くそういう我が市なりの理論構成をしていただきたいと思いますので、質問させていただきました。よろしく願いいたします。

あと次に、74ページの自殺対策緊急強化事業費200万円とあるんですけれども、これはどのようなものなのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○伊勢委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 自殺対策緊急強化事業でございますが、これは、国が全国的に自殺者が3万人を超えるような状況ということ踏まえまして、自殺対策の強化を図るために平成21年度から平成23年度までの3カ年の補助事業として創設された事業でございます。東日本大震災を踏まえまして、今現在、平成26年度も含めまして延長されているというような状況で交付されているものでございます。金額としましては、補助金は200万円の限度額、補助率は10分の10ということでございます。

本市におきましては、この補助金を活用しながら、例えば被災者の方の健康支援事業として精神保健福祉士、あるいは臨床心理士等の訪問相談事業にも一部活用しながら、また一般的なメンタルヘルスの講演会の開催、あとストレスチェック表の全戸配布、あとメンタルヘルスの啓発パンフレット等の作成、あと市民の方を対象としました傾聴講座、あるいは心の健康づくりのサポーター養成講座、あと地域の中で開催しております「ほっとサロン」というような会を開催しながら、地域の中にメンタルヘルス、心のケアというものの普及を図っているところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。やはりストレスを多く抱え、長時間労働であったり、過酷な状況に置かれると人間はパニックを起こします。そのパニックを抜く方法を個人が学び取らなきゃならない時代が来たのかなと思っているんです。個人にそういう思想を覚え込ませるといふには、やはり行政がある程度の汗をかいていただいて、それを市民が受け取って、あるいは職員の方々もですけども、やはりあれだけ電気がこうこうとついていくと人間必ずぐあいが悪くなるものですから、いつの日かそういうことを自分で脱いでいくことを覚えていくとうまくいくので、そういうことを考えてやってください。よろしくお願いします。

次に、No.10の84ページ、生活扶助費の医療扶助についてお伺いします。

医療扶助の中身とあるいはカルテの分析であったり、診察時間にどのようなことが起きているのか。正常時間で診察されているのかということ。あるいは、この間から西村委員も言っていましたけれども、薬はジェネリックを使っていらっしゃるのか、そういうことを分析したデータがあるのかということをお伺いしたいんです。

○伊勢委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護におけます医療扶助でございますが、受給者の方が疾病等の場合に病院、診療所に行かれて診療されたり、あるいは調剤を受けた場合の医療費を支給する事業でございます。

それからあと、流れとしましては、私どものほうでまずご相談を受けて、医療が必要であれば医療券というものを発行しまして、それを受給者の方は医療機関の窓口で提示して診療いただくこととなります。それで、診療終わった後は自己負担はありませんので、そのレセプトがまず社会保障診療報酬支払基金というところに参りまして、そこでまず資格の点検をしていただきます。その後レセプトのデータが県に参りまして、県を通じまして私どものほう、市町村

のほうに来ることになります。私どものほうでは、それをレセプトの点検を定期的に行いまして、適正かどうかを判断するというような形でやらせていただいております。

それからあと、一般的には、私ども、受給者の方が65歳以上の方が半数以上でございます。52%ぐらいじゃないかと思えますけれども、半数以上の方が65歳以上の方ということで、当然継続的に医療機関に通院なされるというケースが多い状況でございます。生活保護費の中のやっぱり50%強をこの医療扶助費が占めているような状況でございますが、一般的にはやっぱり通常の通院でございますので、夜間とかあるいは休日の突発的な診療というのは年間でも数件だと考えております。私どもでは、そういった場合は、後日その方が自宅に戻られてからケースワーカーのほうに、こうこうこういうことで緊急に病院に行きましたよとかということでご相談を受けまして、またそれは後日回付されますレセプトでも私のほうで把握させていただいて、適正であると認めているところでございます。

それから、ジェネリック医薬品の関係、前回ございましたけれども、私どものシステム的には検証していないところでございます。ただ、全国的な傾向としましては、やはり他の国保を初めとした医療保険と比べますと、そのジェネリック医薬品の使用頻度は低いというような状況になってございます。以上です。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 震災が終わり、3年たってきていろんなことが起きてくるといつも感じるのは、生活保護費が一応震災で一時金が入って減ったと。そうすると、その一時金がなくなった後どうなるのかということ、またそういう状況が加味されてくるわけです。そうすると、同じ資金でも、扱われる人たちが低減していけばもっとやれるんだろうとっております。ただふえるからいいんではなくて、その中身をチェックしていくことによって、仮に100円の薬代が50円になったら、50円分をほかに同じ人数、別に回せるようになるんだと思うんです。それがジェネリックのすごさだと思います。もしこれが全額国費、あるいは市税が4分の1くらい入っているのかなと思うんですけれども、そういう物の考え方をしたときに節減という形であるならば、その啓蒙思想がもしできるのであれば、していただきたいと思っけきょう質問させていただきました。こういうことをして、もしこれからふえるであろう人に対する1つの単価を下げる、あるいはこの間から勉強の話も出ていますし、あるいは就労支援の話も出ています。それは全て何かといいますと、セーフティーネットとして持っている仕組みを何か困った方がいらっしやるときに活用できる仕組みのためには、常に余裕を持っていかなければできないんだろうと思

っております。その余裕をつくるためには、今の制度の中で工夫が必要で、その工夫の中にどういうものを入れていくかということは、行政に任されているものだと思います。そういう視点で物を運営していくために今質問させていただいておりますので、よろしくお願いします。

次に、98ページ、ここに生活ごみ運搬業務委託料5,602万1,000円と資源物収集及び選別回収等業務委託1億3,083万2,000円と書いてあるんですけども、この入札はどのようなになっているのか。そして、このお金はどのような形になっているのか、一つルールがあるのか、そういうのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○伊勢委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 98ページの生活ごみ収集運搬業務委託料、あとその3つ下の資源物収集運搬及び選別回収等業務委託ということでございました。

まず、上の生活ごみ収集運搬業務委託料につきましては、これは本土の生活ごみ、いわゆる燃やせるごみ、燃やせないごみ、そちらのほうの収集運搬の業務を委託しているものでございます。これは、今までの経緯からし尿業者の救済ということで、その後、収集業者ということでやっておりますけれども、そちらのほうの随意契約ということでこちらのほう、業務のほうを行っているところでございます。

その下の資源物収集及び選別回収等業務委託につきましては、こちらはいわゆる資源に回収される新聞紙等紙類、あと缶、瓶、ペットボトル、そういったもの、あとプラスチック製容器包装、こちらのほうの収集と並びに選別回収ということで、工場のほうにあります新浜リサイクルセンター、こちらのほうでプラスチック製容器包装の選別回収を行っております。その他のものにつきましては、伊保石のリサイクルセンターのほうで選別回収を行っております。最終的には、それをリサイクル業者のほう、あとリサイクル工場のほうに引き渡しを行うまでが業務の中身になっております。こちらにつきましても、そのような経緯から、収集業者、許可業者と、あと資源の回収業者というところの宮城リサイクルセンターというところがございしますが、そちらのほうの随意契約で行っているところでございます。以上です。

○伊勢委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

次に、No.10の106ページ、13節の委託料の2億819万4,000円の重点分野雇用創造事業委託料と19節の負担補助金及び交付金の3,100万円、その他団体等事業補助金となっているんですけども、この中身をちょっと教えていただきたいんですけども。

○伊勢委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、今委員ごらんいただいております資料No.10の106ページですが、事業内訳欄の右側の2行目に重点分野雇用創造事業として3億7,950万1,000円を計上させていただいております。この事業でございますが、3つの事業から構成されておりまして、1つが震災等緊急雇用対応事業2億9,733万円でございます。また、2つ目としまして、生涯現役・全員参加・世代継承型の雇用創出事業、こちらは4,760万1,000円、3つ目としまして事業復興型の雇用創出事業3,457万円となっております。

次に、資料No.13の定例会議案資料、その2、こちらの30ページから33ページをごらんいただきたいと思っております。こちらに今申し上げました震災等緊急雇用対応事業、それから生涯現役のほうの雇用創出事業の内訳をお示しさせていただいておりますが、震災等緊急雇用対応事業につきましては、当初25年度までの事業とされておりましたが、災害救助法の適用地域である宮城県を含む被災5県につきましては、26年度末までの延長ということで拡充されてございます。5番の実施事業のところは28事業ということで掲載をしておりますが、事業区分のところをごらんいただきますと、直接とそれから委託という区分がございます。直接の事業というのは、市が直接非常勤、嘱託などを雇用しまして実施する事業で、震災対応等臨時職員など5事業を実施いたします。予算説明書のほうでは1節の報酬、4節共済費、7節賃金、11節需用費など1億4,030万7,000円を計上しておりまして、残りの23事業になりますが、こちらについては民間事業者、あるいはNPO等への委託ということで、13節委託料の中で1億5,720万3,000円を計上しております。

また、同じ資料の33ページのほうに生涯現役全員参加世代継承型の雇用創出事業の内訳を示しておりますが、こちらは4事業全てが委託事業になっておりまして、NPO等への委託ということで、委託料4,760万1,000円を計上しているところでございます。

また、3つ目の事業ですが、事業復興型雇用創出事業、こちらについてはちょっと資料はご用意しておりませんが、震災後の補助金、あるいは復興特区などの産業立地支援策の採択事業所を対象といたしまして、新規で被災求職者を雇用した場合に、その賃金等の経費の一部を最大で3年間、1人当たり225万円まで助成するという制度でございまして、今年度補正予算措置で実施をさせていただいております。例えば市で実施をいたしました水産業共同利用施設復興整備事業8分の7の補助事業、それから罹災商店再生支援事業、千賀の浦観光推進特区などの支援策が対象となります。

また、県で制度創設をいたしております中小企業のグループ補助金、それから地域商業活性化支援事業補助金、民間投資促進特区などにつきましては、県のほうの事業復興型雇用創出事業の助成対象となっております、予算計上しております19節の負担金補助及び交付金の3,100万円につきましては、市で対象としております事業のほうで採択となった事業者への補助金ということになっております。

また、県が事業促進のために委託して設置されました塩竈サポートセンターのほうにこの促進業務のほうを市でも委託してございますので、その活用促進ということで同じく13節委託料のほうに357万円ほど措置させていただいているという内容でございます。以上です。

○伊勢委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。

それでは、私のほうからも26年度の予算についてお伺いいたします。

まず初めに、実施計画の資料を使ってご質問したいと思います。

21ページ、一番下段にあります高度計画推進事業、子ども・子育て会議運営事業と出ておりますが、いよいよ平成27年からの実施に向かって26年度は大詰めの時期に入ったと思います。予算のほうも259万6,000円ほど計上されておりますので、この中身ですが、今現在この子育て支援に関する会議等も開かれ、それからホームページのほうにもアップされて、ちょっと見させていただきましても、その本市の抱える調査の結果、塩竈市のニーズをどのような状況と把握されているのか、まずお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 まず、平成26年度高度計画推進事業として259万6,000円予算化しておりますが、これにつきましては26年度も計画づくり続きますので、そのための計画策定費として200万円、あと会議の運営費としまして残りの事業費というような形になっております。

全体の流れと現在の進捗状況ですが、計画策定に当たって平成25年度につきましてはアンケート調査をまず昨年の暮れに行いまして、今その集計結果を分析しながら、先月の末に1回子ども・子育て会議を行っていますので、そこで粗い集計結果を出しましていろいろ意見をいただいております。

あと、そのニーズ調査をもとに、今度は国のほうから推定に当たってのマニュアルというのが示されてきますので、それをもとに今後の需要量、あとそれに対する市としての供給サービ

ス量というのを、これを25年度中に一応把握していこうかなというのが流れでございます。26年度については、そういったニーズ調査結果をもとにしまして、今度は全体の事業計画案づくりを一応進めてまいるといような形でございます。

問題点とかそういった部分については、今やっと一次集計が出てきておる時点ですので、これからいろいろ精査をした上で市内部でもちょっとオーソライズしながら議会のほうにも報告させていただきたいと思っております。

○伊勢委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今回のこの会議においては、ご父兄の皆さんも、直接現場で子供を育てる今の現代のお母さんたちも参加していただいていると思います。特に、塩竈市のほうでは、さまざまな市長の施政方針にもありますように、本当に長いステージにわたって子供を育てていく中で、今いろんな問題が見え隠れしてきている状況かなと思っております。単にアンケート調査だけではその中身というものはなかなか吸い上がってこない部分もあるかと思いますが、今現場で、保育所で、また幼稚園で、また各ご家庭から上がってくる声、それからお母さんたちの日ごろ子育てについてのご相談、悩み、そういったことは随所で捉えられると思いますので、ぜひそういった部分も吸い上げて、塩竈市が今本当にやらなければならない子育て支援は何なのかという、その核をつかんでいただきたいと思います。

今回のこの子ども・子育て計画におきましては、本当に国も5兆5,000億円でしたかね、物すごい金額、消費税もこの中にしっかりと組み込まれているので、国全体として子ども子育てについて本格的に取り組んできていると思います。そういった中で、単に待機児童をゼロにすればいいという中身ではなく、本当の意味での子供が健全に育っていくための施策がいよいよ国を挙げて取り組んだと思っておりますので、ぜひそういった意味では深い中身をお読み取りいただきたいと思っております。

それに関しましてもう一点お聞きしたいのは、国は今回のこの制度におきまして、幼保連携型の認定こども園、これを一段と推進していこうとしております。その中で、塩竈市が今保育所と幼稚園とございますが、本当に保育所に対するニーズは年々高まっております。子供の数は減っているけれども、必要が伸びているというのは塩竈市のデータにも出ております。こういった中身で今現在、塩竈市、確定ではなくても、国全体が、先ほどの田中さんの質問ではないんですが、国のほうの法律がどんどん変わっていくわけです。その中で地方は地方の問題をしっかりと取り上げなさいと。国はそれに対する法的な手続きも予算をしっかりとつけますよと、

国のほうが出てきている部分ですので、それに対しての市の考え、早目に考えを持っていかなくやないと思いますが、この幼保連携認定こども園に対するおおよその考え方は今どのようになっていますか、お聞きいたします。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 認定こども園、幼保連携に関する質問でございました。

本市では、6カ所のまず幼稚園がございまして、その幼稚園、ほとんどの幼稚園で今預かり保育といひまして平日夕方、あとは夏休み等を含めまして子供さんをお預かりしていると。特に内容的には保育に欠けるような児童も一応対応していただいているというような状況でございまして。こういった部分、我々もいろいろ状況をつかみながら、今回認定こども園につきましては、実施に当たっては利用者の負担軽減、あるいは経営者の安定のための支援というような部分も出されておるようですので、そういった具体的な数字が出された時点で再度幼稚園等にいろいろご説明しまして、こういった判断をされるのか、いろいろ確認をしていきたいというような形でございます。

○伊勢委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 浅野委員から、いわゆる子育て支援ということで、本市のほうでの今一番の課題というご質問をいただきました。例えば、今ご案内のとおり、保育所は厚生労働省、それから幼稚園は文部科学省であります。幼稚園の場合は教諭、それから保育所については保育士というような、全く違う法律体系になっております。先ほど来ご質問いただいております、例えば放課後児童クラブでありますと厚生労働省という所管になります。一方、学校教育ですと文部科学省。我々からすると、同じ学校で例えば3時だったら3時までは文部科学省の中での勉強、それから3時を過ぎてしまいますと厚生労働省と、大きな壁があるわけでありまして。同じように、今認定こども園についてのご質問でありましたが、認定こども園制度に移行することによって、我々の最大の関心事は、地域の乳幼児、あるいはお子さんたちをどういうふうにして、本当に喜んでいただけるような環境がつかれるかということでありまして、残念ながらそういった制度の狭間の中でお互いキャッチボールされていて、方向性というのが全く見えてこない。何のための制度創設なのかということが率直な気持ちであります。もっともっと地域に根差して、本当に地域のお父さん、お母さん方から、こういう制度だといひよねと言っただけのようなものを提案をさせていただいておりますが、なかなかそういったものが残念ながら受け入れられていなくて、ただ単に省庁間のキャッチボールになっていないかということが

我々の大きな不満であります。ぜひ国におかれましても、もっと胸襟を開いて、地域が子育てのために何を苦勞しているのかと、こういったところを国が本気になって応援しようというようなことに、ぜひ内容は我々もしっかりと深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。答えになりませんで恐縮であります。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 市長、ありがとうございます。今まさに市長がおっしゃるところの壁が一番これまでの幼稚園、保育所、そして子供たちの教育の現場の中で大きな壁になっておりました。今回の、私は別に国の代弁するわけではございませんけれども、その壁を取っ払って一本化で行こうというのもこの流れの中にあるというふうに私も伺っておりますので、恐らく市長のそのご心配も間もなく今国のほうで解消されていくのかなというふうに思っております。

その中で、今この認定こども園、先ほど課長のほうからお話ありましたけれども、幼稚園のほうがだんだんと応募する子供の数が減ってきているという死活問題もございますので、やはり延長保育をしようとか、預かり保育をしようというふうに、幼稚園が保育所のほうの流れに沿ってきています。一方、親のほうからすれば、小学校に上がる前の幼児教育、うちの子供は小学校に入るときお預かりはしてもらっていたけれども、数字も文字も読めないという子はいないと思いますけれども、やはりどうしても幼稚園のほうでのさまざまな教育を受けてきた子供とおやつをいただいてみんなと元気に遊んで泥んこにはなってきたけれども、いざ学校に行ったときにつまずいてしまうと。ここの壁が親にとっては大変悩ましいところであります。仕事はしたい、でも子供の教育もしっかりとしてあげたいというのが、恐らくどこのお母さん、お父さんたちの気持ちの中にもあるので、今幼児教育が大変過熱しております。そういったものを解消していくのも今回の流れの中にあるのかなと思いますので、そういった意味で私、今回の幼保連携の認定こども園ということについて、市の取り組みについてお伺いいたしました。ぜひこのことは、国でもまだまだ生の状態が続いております、先ほど市長のお話がありましたように。私たちも、説明受けても何が何だかわからないことがたくさんあります。ぜひそういった情報がいっぱい入ってきますので、精査をしていただきながら、市長がおっしゃるとおり、本当に根幹に関する子育て支援でございますので、塩竈市の将来、未来がかかっている施策だと思いますので、よろしく願いいたします。

このページだけやっているわけにはいかないんですけれども、もう一点だけお聞きします。

病児・病後児保育事業の取り組みについては、国では今回52億円という予算をつけています

が、本市のほうでの取り組みはどのようになっていますか、お聞きいたします。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 ニーズ調査を受けて、子ども子育て会議の中でもその話が出されました。のびのび塩竈っ子プランの協議会時代からの委員もいまして、以前本市では派遣型として病後児保育の事業を行っていた経過があったんですけれども、結果的に利用実績がほとんどないというようなことでした。ニーズの中では出ているかもわからないが、これがどう行動に結びつくのか、そしてまた利用者にとって利用しやすい病後児保育とはどういうふうなものなのかというのをちょっとこれから検討して、そういった部分でもっと意見交換をしていこうというような状況になっております。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これは本当に働くお母さんにとっては、病み上がりの子供だったり、また本当に病気の子供を置いて仕事に行かなきゃならないというのは、大変後ろ髪を引かれる思いでございます。ある町では、保育所で病院と連携いたしまして、委託しているんです。それで、子供が例えば熱を出したりなんかした場合、母親、親の、父兄の判断ではありませんけれども、子供を迎えにきて自宅に連れていくか、それともまだ仕事しなきゃならない場合は父兄がその子を連れて自分でみずから病院に行って預けてくる、そして職場に戻るといったようなことを取り組んでいるところもあるようです。ぜひそのような、派遣型という病後児のことというのは、やっぱり家庭に子供とまた全然知らない方が一緒にいるということに対する、やっぱり大人の目がいないところでの子供の保育ということに対してかなり抵抗感があると思いますので、やはりこれはちょっとニーズが厳しいかなと思います。やはり公の施設のほうで、幼稚園とか保育所の中にスペースをつくって、そこに看護師を常任させるというのはこれはちょっと無理な部分がございますので、やはり病院との連携を図って、親がそこに子供を連れて行って預ける、そして親が帰ってくるまでしっかりと看護師さん、お医者さんがいるところで子供を預けていけば、親も安心して仕事ができると思いますので、ぜひそのような取り組みをお考えいただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

この子育て支援について最後にもう一点だけ。待機児童、確かに子供の数は減っていますけれども、若干伸びているようでもあります。今後の見通しをどのように推計されているのか、最後にお聞きします。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長　まず待機児童なんですけれども、今まで4年連続一応待機児童を実施してきております。新年度に向けても、ぜひ待機児童で一応やっつけようということで、今必要保育士の確保に当たっておるところでございます。状況的には、年間通じての一応待機児童というようなことで対応しておりますので、できるだけそれに沿うような形での保育士の確保を行っておる状況でございます。ただし、年度途中で保育士を採用する、その関係もでございますので、タイミング的なことからどうしても1カ月程度入所をお待ちいただくというようなケースは個々に発生しております。子ども・子育て会議の中では、今人口が減少していく中で、保育所の入所児童数、若干右上がりになっております。これがいつまでちょっと続いていくのかというようなことで、そういった今後の需要についてどうなっていくのかというようなことを国のモデル試算なりそういったところでこれから推計していく、今後どうなっていくのかというようなことについていろいろ議論をしていきたいと考えております。

○伊勢委員長　浅野委員。

○浅野委員　済みません。あと2点ありました。

保育の、これも先ほどちょっと課長のほうにも資料お渡ししたんですが、国のほうでの今回の子ども・子育て支援の中で、新設の部分で保育緊急確保事業というのが国にあるわけです。これは今回創設されたものでありますけれども、1,043億3,200万円ぐらいの予算ですけれども、これは地域の子ども・子育て事業の中で乳幼児の全戸訪問事業、それは本市でもやっていたらいるんですが、その結果、保護者の、子供のほうより養育している親ですね、親の支援が特に必要だと判断される家庭に対しての相談、または育児、家事支援について要する費用だそうなんです。こういった部分については、うちのほうも全戸訪問していただいておりますけれども、特にそういったことを必要とするような懸案事項はこれまであったのか、それともそれに対応する対象はどのようにお考えなのかお聞きいたしたいと思います。

○伊勢委員長　川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長　当市では、現在乳児全戸訪問事業ということで、平成19年からは「こんにちは赤ちゃん事業」というような形で新生児と乳児の訪問を行ってございます。その実績といたしましては、350前後ということで毎年新生児・乳児訪問を行っているような形でございます。乳児全戸訪問を通しまして、いろいろ子育てに悩んでいるお母さん方等々いらっしゃるのが現状でございます。そういったケースのフォローにつきましては、毎月定例的に育児支援会議というものを行ってございまして、訪問された助産師さんと、あと地区担当の保

健師等が一堂に会しまして、継続したフォローが必要かどうかというような評価を行ってございます。

その育児支援会議の中でフォローが必要だとなった場合ですけれども、まず1つといたしましては、育児支援家庭訪問というものを実施してございます。これは、専門の資格を持った助産師、保育士、あるいは保健師という者が、定期的にフォローが必要な家庭を回って育児の相談等に乗っているという事業を行ってございます。

また、もう一つといたしましては、育児支援ヘルパー派遣事業というものを行ってございます。これは、本当に特に育児、家事について支援が必要だというような方については、家事等のお手伝いをするというような方を委託しまして、訪問しながら支援を行っているという事業の二本立てでフォローを行っている形でございます。

お話にございました国の新たな補助関係、勉強させていただきながら、こういった事業の拡充につなげていけるものかどうか検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。本当に今核家族がふえておりまして、お母さんが本当に子供の育て方、本当にわからず一人悩んで、それが虐待や悲惨な事件につながっていかないように、水面下で、本当にそういったところが、フォローが大切かと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、資料の10からお聞きいたします。78ページです。

3款民生費の母子福祉費ですが、この事業内容に施設入所措置事業費についての状況をお聞かせください。

○伊勢委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 施設入所措置事業費でございます。これにつきましては、特にDVとかでどうしても施設で母子ともに更生を受けなくちゃいけないというような部分での一応措置事業費として見ておるものと、あとは生活がどうしても困窮していて子供を出産される方に助産費として一応支給する事業費、その2つが主なものでございます。昨年度、2件ほど実績がございます。以上でございます。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。私も仙台にある乳児院、大分前に見てまいりました。本当に生まれたばかりの赤ちゃんから幼児に近い子、そして年齢が上になると今度

はまた別の施設というふうには、1カ所で決してその子が安住できる場所ではないなというような思いで見えてまいりました。ぜひ先ほどの訪問、全戸訪問の部分にも関連してまいりますけれども、こういったような状況を1件でもなくしていけるような対応が本当に求められる時代になったのかなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、もう一度実施計画のほうに戻っていただきまして、32ページ、お願いいたします。

32ページの「だれもが安心して暮らせるまち」の第2節の生活安全の推進からLEDの防犯灯整備事業についてお聞きいたします。

26年度の予定、300万円となっていますが、この中身についてお聞きいたします。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 LED防犯灯の整備につきまして300万円ということで、全体では50灯計画しておりまして、これらにつきましては各防犯協会さんのほうから設置箇所等について要望等をいただきまして、それで調整して最終的に全体的なバランスをとっていきたいという形で計画しております。以上でございます。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。

それで、もう一点お聞きしたいんですが、この防犯事業ですけれども、市営住宅もかなり古くなってまいりまして、周辺環境整備とか、それからこのLEDを住宅の中の共同の階段とかの設置とかには今後、これとは関連する中身でありますけれども、お考えがあるのか、その辺をお聞きいたします。

○伊勢委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 今のところ、LEDの導入というのは検討していないんですけれども、行く行くはそういった電球の交換とかそういう時期が来ればそういったもの、効率のいいものに交換してまいりたいと考えております。以上です。

○伊勢委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。せっかく定住促進課長にお答えいただきましたので、続きまして35ページ、市営住宅の改修事業についてお聞きいたします。

今回は、一番下段でありますけれども、新浜の住宅地盤の沈下対策工事460万円となっておりますが、ここについて中身を詳しくお聞かせください。

○伊勢委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 新浜町の住宅につきましては、震災以前から長い時間をかけてまして地盤沈下が続いているんですけれども、今回の震災でまた沈下が進行したということで、実際杭基礎を打ってありますので構造への影響はないんですけれども、汚水管が外れるなど入居者の方々にご迷惑をかけております。今回、地盤沈下について調査費を計上させていただきまして、専門の調査会社に委託して改善のための施工方法を綿密に検討した上で改めて工事費を計上させていただきたいと考えております。以上です。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、次のページ、また同じく市営住宅の改修事業なんですが、この給水方式変更、これも中身的に1,300万円の予算がついておりますので、本年はまたまた新浜の住宅の1号棟を整備するというふうになっていますから、この中身をまたお聞かせください。

○伊勢委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 新浜町の住宅につきましては、今年度で3棟全ての給水方式が完了いたします。それで、この事業をもちまして、市営住宅の直結方式の全ての切りかえが終わるということで、玉川住宅とかはちょっと高層なんで難しいですけれども、そのほかの住宅については全て完了するという状況になっております。以上です。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

続きまして、85ページ、これは先ほど課長からご説明があったように、資料13の雇用のほうでまとめてお聞きしたいと思います。資料13の30ページですかね。済みません、32ページの災害廃棄物保安パトロール業務委託ということで、この事業の概要がここに書かれておりますけれども、今、震災後、さまざまなそういった廃棄物の部分ということで放置されている車もありまして、この間もちょっと課長にお願いした部分があったんですが、今現在どういった状況なのか、それでもってこの5人の雇用を考えているというんですが、このことは継続でこれまでと同じようなこともされているような気がしますけれども、新規なのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○伊勢委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 この事業につきましては、震災後、緊急雇用、同じこの枠の中で、当時はいわゆる震災でたくさん、そのころ当時建物が解体が進んでいる時期ということで、非

常に危険な建物が多くあったということで、そういったパトロールをまず行っていたのが現状でありました。災害廃棄物の処理事業で危険建物解体が終了しておりまして、そういった建物はなくなったんですけれども、今度はそういった空き地のほうにやはり不法投棄とか、やっぱり市民のほうからの通報とかもたくさんございまして、そういったことで対応を今しているところです。そういった形で少し中身を切りかえておりますけれども、来年度も引き続き実施していきたいというふうに考えております。

あと、引き続き、いろいろなパトロールの中で、例えばダブル踏切を行ったところの吉津のトンネルの清掃とか、やはりああいったところにもいろいろごみが投げられていたりとか、あと中倉埋立処分場まで行く間の道路でありますとか、そういったところも適宜清掃して環境の向上に努めているところでございます。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。本当にパトロールも大変ですが、市民からのさまざまな情報も対応していただきたいと思っております。

次に、また実施計画のほうに戻らせていただきまして、86ページ、震災復興のほうからお聞きしたいと思います。86ページの親子の心のケア推進事業、ここについてもちょっとお聞きしたいと思います。28年度まで引き続き概算の事業費として計上されておりますけれども、1,175万5,000円、人件費だと思っておりますが、この中では具体的にどのようなことをされていくのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 親子の心のケア推進事業でございますが、これは震災に関係しまして、地域支え合い事業の補助金、あと健康支援事業ということで10分の10の補助がございます。それを活用しながら親子の心のケアを推進しているところでございます。

具体的な内容といたしましては、まず臨床心理士、あるいは心理療法士の方の相談事業、こちらを実施をさせていただいております。週3回の相談ということで、来所相談、電話相談、あるいは訪問しての相談という活動を行っているところでございます。

あと、もう一つとしましては、保健師1名の確保の人件費ということで活用をさせていただいております。以上でございます。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。心のケア、本当に今3年たとうとして、ますます当時のそ

の心象風景というんですかね、あのときはこんなに頑張っていたのに、何でもよく明るくみんなと振る舞っていたのに、きずなができてよかったねと言っていたのにという気持ちが何か最近映像を見るだけでなく、この時期になっただけでもちょっとこう心の中ですごく悲しいことがよみがえってくるというか、親子だけでなく私たちも本当にこの3年間走りに走ってきたと思いますので、やはりそういった意味では心がようやく疲れたよと言ってくれる時期になってきたのかなと思っています。その中で、特に親子の心のケアの推進事業なんですけど、先ほども課長からもお話がありましたけれども、来所、電話、また訪問。具体的にどこに行けばいいのか、またどこに電話すればいいのか、それからどういった方に訪問しているのか、その辺を詳しくお聞かせください。

○伊勢委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 具体的にどこにということでございますけれども、北浜にございます保健センターに週3回専門職の方に来ていただいて、一室を設けながらそこで相談を行っているということでございます。ご相談等につきましては、保健センターへの電話、あるいは来所という形でご相談いただければ、その内容に応じまして訪問であったり電話での相談、あるいは面談でというような対応をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません。せっかくの事業ですので、本当に生かしていただきたいという思いでお聞きいたします。やはりこういった思いをしている親子の方がいらっしゃっても、今課長が週3回とおっしゃいましたけれども、何曜日と何曜日で何時からやっているのか。一体こういった情報はどこからこういった親子のところに、耳に、目に、入ってくるのか。そこがつながらなければ、週3回、せっかく雇用した方が誰も来ないできょう終わりましたとなってしまうんでは本当にもったいないと思うので、お聞きします。本当に電話番号にしても、どういうふうにしたらこの情報が、こういったケアの事業をやっているんだということを、その悩んでいらっしゃる方、誰に相談していいかわからない方に届くのか、ここまでお考えいただけますか。お聞かせください。

○伊勢委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 具体的に相談が必要な方をどのように捉えるかということですが、例えば乳幼児健診、あるいは先ほどの乳児全戸訪問等々をベースにしながら、そ

の中で相談が必要だ、悩んでいらっしゃるというようなお母様がいらしゃった場合、こちらのほうから電話等でまずはご相談をするような形でアプローチを行っている現状でございます。これまでの実績といたしましては、まず件数といたしましては506人の方にいろいろな相談対応を行っているような実績がございまして、延べの相談件数にしますと約1,200件というような訪問、電話、来所相談というような対応を行ってございます。

また、広くお知らせするという意味におきましては、広報等を活用しながら、相談のご案内を申し上げたり、また少し不足している部分があるかもわかりませんが、市内の子育て支援施設、そういったところでの情報提供をさせていただきながら、気軽に相談、あとどこでやっているというようなことがわかる情報を発信させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ広くこういった方々の声を拾い上げていただきたいと思います。思っております。

それで、時間も余りありませんので、少し気分を変えまして、88ページの埋蔵文化財発掘調査事業についてお聞きいたします。この中身をお聞かせください。

○伊勢委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 市内には82カ所の埋蔵文化財があります。市内と申しますか本土側には館跡、また集落跡などの遺跡が31カ所、そして浦戸には製塩跡地とか貝塚、そういったものを中心に52カ所、市内合わせまして83カ所の埋蔵文化財があります。

この事業なんですけれども、復興交付金基幹40事業の一つに位置づけられている事業でありまして、個人住宅、店舗等の新築、改築、そういったものがあつた場合に震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するための費用ということでございます。そして、この事業に関しまして、埋蔵文化財の所在の有無、範囲、そういったものにつきましては試掘調査ということで県が担当することになっています。そして、埋蔵文化財の記録の作成、保存に必要な資料を得るために行う本調査については市が行うということで、その費用としてこちらにあります1,000万円というようなものが今回計上されているというようなものでございます。

この事業に関しては、24年、25年、そして26年というような形で引き続き予算化されているわけなんですけれども、本市においては、これまで発掘に至ったケースはないというようなことでございます。

○伊勢委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。この3年間、そういったことがなかったと。ただ、塩竈は本当に歴史と文化のまちでございますので、これまでもたくさんのさまざまな貴重な資料なんかあったと思います。そういったものについて、市民の目に本当に触れる機会がちょっと少ないのではないかと。逆に私たちが、今も83カ所とお聞きしてびっくりしたんですけれども、本当にそういった貴重な財産がまだまだ市民には知られていないのではないかと。私たちがこのまちを誇りにするために、こういったものをもっともっと市民にアピールする必要があるのではないかなと思いますが、その辺の取り組みについてはいかがお考えでしょうか。

○伊勢委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 これまで発掘調査されているところにつきましては、桂島貝塚、そういったものについては、調査をいたしまして、報告書にもまとめられておいて広く市民の方にも公開しておりますし、また大型ショッピングセンター内のあそこのスペースなんかでも、発掘を担当された後藤先生によります講演会なども行っているところでありまして。また、市内の杉の入の製塩跡、そういったものについても、ジオラマというんですか、そういったものを作成しながら公開をしているというところなんです。ただ、まだまだ今言った遺跡以外というものにつきましては、調査が進んでいないというようなところでありまして、そういった中では公開はできていないというところが実情でございます。

○伊勢委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 私からも、4点について、平成26年度の一般会計について質疑をしたいというふうに思います。

まず、質疑に入る前に、本当にこれまで間もなく3年目を迎えるわけですがけれども、市の職員を初め、派遣職員で他自治体から来ている職員、そして臨時職員を含めて、改めて心から感謝と御礼をしたいと思います。それと同時に、平成26年度の一般会計は昨年度の予算より10億6,000万円も多い予算だと。25年度のやれなかった事業を盛り込んでおりますけれども、それだけの予算をこなすというのは、それだけまた市の職員が大変な負担と労力を注ぐことになるのではないかとというふうに考えるわけです。

それで、資料の17の1ページ、ここで我がほうで求めた、毎年決算でも求めていることですがけれども、前段でも審議されましたけれども、一般会計ですから市長部局と教育委員会が入るのかなと思っております。平成26年度は25年度よりも6名多くなるのかなというふうに思って

おりますが、これだけで先ほど申し上げました10億円を超える予算、前年度より多い予算、これ本当にこなしていける体制なのか、それについてまずお伺いします。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 予算を組む際に各課で、震災復興局とか建設部、特にそういうところの直接災害の復旧・復興を行っている課を中心にどのぐらいの人員が必要かという要望はとっております。その結果、派遣職員としては44名程度が必要だということで要望いただいております。それで、他の自治体にそういう44名分、応援をお願いはしております。そのほかに関しまして、一般職が自前の職員なんですけれども、それに関しましては、今現有戦力を維持すれば、あとは派遣の方を派遣していただければやれるということで、総務部門としてはそういうふうに考えております。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 他自治体から44名をお願いしているという状況だというふうに伺いました。この間、こういうチラシが回ってきて、ここでは8名の方が3月末で地元に戻られるということがあります。もっというんだらうと思いますが、本当にこういう方々の支えがあって塩竈の復興が少しずつ進んでいるんだなというふうに改めて思います。同時に、この自治体からの応援はそれはそれとしても、やはり毎晩、先ほども田中委員も言いましたように、総務部を初め、建設部も、毎晩のようですよ。それから、きのうもありましたけれども、復興が進めば、あるいはいろんなことの、イベントといったら失礼なのかな、そういったことも本当に休みなくますます入ってくると思うんです。そういう点で、やっぱり職員の健康管理、もちろん44名はお願いしているというものの、やっぱり最後まで頑張らなきゃならない市の職員の皆さんの体制は、いろんな例えば類似都市の問題だとか行って行財政改革で計画したのはストップしてきているとはいうものの、これはいつまでもそういうことを続けなければならないものなのかどうか、その辺について伺います。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 26年度の一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、遅滞なく推進する体制として、このような人員で十分なのかというご質問でございました。先日同様のご質問をいただいた際にも比較としてご説明させていただきました。我々の一般会計、概略で申し上げれば200億円前後であります。その中で投資的な経費というのは40億円ぐらいでありました。その事務を遂行するために技術系職員というのを配置をいたしております。今震災復旧・復興関係の予

算というのが160億ないし170億、中身を見れば、半分以上が今申し上げました建設関係の予算であります。したがって、技術系職員の絶対数が足りないということについては、私もこの場でも申し上げさせていただきました。ただ、宮城県のみならず、東北3県全体がそういう状況でありまして、派遣先の市町村ももう限界に近づいているのかなと思っております。そういった中で、我々もさまざまな知恵と工夫の中で少しでも事務が前進できればということで今取り組ませていただいております。担当の次長からは、26年度も40名を超える職員数が必要であるというようなことをございます。手分けしてそういった地域をご訪問し、26年度もぜひというお願いをさせていただいておりますが、何とか必要数は確保できるという状況でありますので、しっかりとこのような事務が遂行できますように頑張ってもらいたいと思っております。

また、本市の職員についての健康管理についても、本当に議員の皆様からご心配をいただいております、感謝を申し上げます。ただ、我々は前に進むしかないということでありますので、引き続き26年度も私も含め職員がしっかりとこのような事務を遂行できますように、なお頑張ってもらいたいと考えております。

以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 そこでもう一つ伺いたいのは、この非常勤職員等ということで出ているわけですが、こういった非常勤の方々が、平成26年度もそうですが、こういった職員を確保しなければならない理由は何なんですか。改めて伺います。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 現在、正職員に関しましては、市が行うべき基本事項、あと政策の決定等、そういう部分を中心に正職員は仕事をしております。その事務遂行をするに当たって補助的な方というのは必ず必要となりますので、そういう補助の業務、正職員の指示監督のもとに行っていただくような事務に関しましては、臨時職員または非常勤職員の方をお願いしているという状況でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 市職員の、正職員の補助的な仕事でこれは確保しなきゃならないことだと。この人数を確保しなければむしろ全体の行政の仕事が難しくなるというか大変になるということなんです、伺います。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 市が行うべき業務というのはさまざまございますけれども、その中で正職員が行う業務と、あと先ほどのと重複しますけれども、正職員の指示・命令のもとでやる仕事というのがまた別にあると思いますので、非常勤、臨時の方も同じ職員でもありますけれども、その辺の仕事の内容を区分けした上で市全体として業務を行っているということをごさいますして、以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 私たちは、23年度の決算のときに30日以上休んでいる職員の方の人数を聞いて、23年度までの数字は聞いておりますが、24年度、25年度は30日以上休んでいる職員の方はどれぐらいいるのかお伺いします。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 ちょっと今資料を見ますので、ちょっとお待ちください。

25年度に関しましては、30日以上の方が2月15日現在で24名でございます。24年度は17名、23年度は26名ということでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 20年度が20名、21年度が22名、22年度が25名、23年度が26名だったんです。だから、今先ほど言いましたように、本当に25年度もこれからも大変忙しくなる中で、職員の方が病気などで倒れていないかなということでも聞いたわけですが、24年度は17名、25年度は24名です。そういうことを伺ったわけですが、いずれにしても、私市長に申し上げたいのですが、やっぱり被災地ではもう本当に今職員が大変な状況だと。そして、一方では国は雇用雇用というふうに声を上げて所得をふやすんだということも言っているわけですが、やっぱりこの被災地から市の職員を、今までの類似都市とかいろいろなことがありましたけれども、一定やっぱりふやしてほしいという声を上げるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 現在の事務量がどれぐらい継続するかということも、我々としては一定程度把握させていただいているつもりであります。繰り返し申し上げますが、10年間の震災復興期間の中で、まずは前期の5カ年間で相当量の、具体的に申し上げれば、私の思いとしては80%ぐらいは前期の5カ年間に集中するのではないかなと。具体的に申し上げれば、平成27年度までについては震災復旧・復興関係の予算が相当大幅に増加するであろう。ただ、28年度以降になってきますと、事務量というのは相当数減っていくであろう。具体的に申し上げれば、災害公営住

宅の建設を初め、復興交付金事業等々についてはご案内のとおりであります。したがって、我々が今直面いたしておりますのは、27年度までの事務量をどのように消化していくかということであり、これらについては、議会等でも既にご報告をさせていただいておりますが、任期つき職員の採用といったような形にさせていただいております。平均3年、最長で5年までの職員を任期つき職員。大半が技術系職員であります。一部用地関係の事務系の職員もおりますが、やはり先ほど来申し上げておりますように、技術系職員の絶対数が足りない。実は、今年度も、26年度も技術系職員の新規採用を募集をいたしました。ただ残念ながら3人とか2人というような応募状況でありまして、もう定数ぎりぎりというような中で推移をしている。これは、先ほど来ご説明させていただいておりますように、東北3県がこのような状況でありますので、奪い合いといったいいような状況でありますので、その部分を他県にお願いせざるを得ないということでもあります。

塩竈市については、先ほど申し上げましたとおり、26年度もかなりの市からご支援をいただけるというような今見通しであります。こういった職員の方々の力もかりながら、当然のことではありますが、まずは本市の職員が必死の思いで頑張るとのことだと思っております。一方では、やはり3年がたっておりまして、本当に精神的な疲労というものが職員に蓄積をいたしております。私も、話をしながら本当に大変なんだなということを実感をいたしておりますが、しかしながら、我々は前に進まざるを得ないと、進まなければならないというのが我々の立場でありますことをぜひご理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 6ページなんです、職員の年齢のグラフがございすけれども、これ相当でこぼがあります。60歳で定年なのかわかりませんが、例えば今年度の60歳で定年される方は14名いるということになります、こうした退職された方々の補充というのは新年度は見通しはちゃんと確保されるのでしょうか。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 一般会計になりますけれども、新規採用職員は一応16名は確保できるという見通しで今動いております。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 もう一つ、先ほどの話に戻りますが、非常勤職員との関係なんです、補助的なことでこういう人たちも雇わなければ仕事が回っていかないということはそのとおりだと思うん

です。それで、こういう投書があります。「塩竈市非常勤職員として働いてきましたが、低賃金という扱いの悪さの中で今までは我慢してきました。もう耐えられなくなり、お手紙を書きます。まず、自給720円は低すぎると思いませんか。月に20日間仕事をして、社会保険料を引くと7万428円にしかならないのです。正職員の方と同じようなお仕事をしながらの差が余りにもあり過ぎ、つらくなります。やりがいのある仕事、塩竈のためと思って頑張っていました。非常勤・パートの皆さんの気持ちをもっと考えてください。憲法の基本的人権の尊重第25条で、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると生存権について規定しています。全く健康で文化的な最低限度の生活ではありません。月手取り10万円は欲しいです。また、非常勤の方の不満を述べる機会を設けていません。年に1度は話し合いの時間をつくってほしいです。頑張ってやっていたのですが、仕事をやりながら情けなくなるのです。仕事を頑張っている人よりも、生活保護を受けるほうが幸せなのではないでしょうかとも思ってしまいます。時間が定時に終わるのはいいんですが、ただそれだけです。市長さんの考え方はいかがなのでしょう。非常勤の方々はみんな我慢しています」というような投書があります。この非常勤職員が全体で314名にも上るわけですが、やっぱりこうした方々に光を当てていくことが必要ではないかというふうに考えます。

例えば保育所のほうのちょっと資料ですが……（「ページ数言ってください」の声あり）ページ数では、保育所は9ページにあります。ここも臨時的任用職員、基本保育士で正規職員は32名、臨時的任用職員は24名。ここから所長さんを1名ずつ5カ所を引きますと、もう本当に50%ぐらいになるのではないかと。それで、先ほどのグラフのところを見ますと、20代、30代が非常に穴があいて、何というんですか、要するに低いんですね、グラフの。やっぱり塩竈をこれから支えたとすれば、20代、30代のところで補充をしていく必要があるのではないかと。例えば保育士のことですが、この臨時的任用職員のところを、20代は19名、30代では1名おりますが、こういったところにもう少し希望が持てるような状況をつくるべきだと考えるものがあります。国のほうでは、こういった新しいいろんな事業メニューをばあっと書いていまして、例えばこの待機児童解消の関連の予算だとか、保育士の処遇改善とかいろいろ書いてありますが、こういったことを、例えばこの保育所の関係では処遇改善が臨時的任用職員の中に盛り込まれる予算になっているのかどうか、その辺について伺います。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 資料17の6ページの職員の年齢構成についてご質問いただきました。

前段申し上げたいんですが、私は塩竈市長に就任させていただきましたのが平成15年でありました。846名の職員がおりました。類似都市ということだけにこだわるだけじゃなくて、一方では職員の人件費が総支出のどれぐらいの割合になっているかということについて、私も県内全ての市の状況もつぶさに調査をさせていただきました。塩竈市の抱える課題として、やはり職員の定数適正化ということは、これは絶対必要ではないかなということを議会の皆様方にもつぶさにご説明をさせていただきました。定員適正化計画というのを直ちに作成をいたしまして、議会のほうにもその内容についてお諮りをさせていただいたはずであります。それらについて議員の皆様方からご賛同をいただきまして、今日まで職員の定員適正化ということに取り組んでまいりました。あわせまして、財政の健全化ということにも取り組んでまいりました。この間、議員の皆様方からも、さまざまなご質問・ご指摘をいただいております。本来、民間の場合はこういったことは許されないのではないかと。あるいは、民間であればもっとよりよいサービスを提供できるのではないかと。さまざまなご意見等も頂戴をいたしております。1つは、地方公務員という立場でやるべき仕事の中身についても、その際、つぶさにご説明をさせていただきながら、一方、やはり民間の方々に委ねたほうがよりよいサービスが提供できるのではないかと。具体的に申し上げれば、指定管理者制度の導入等々でありますし、あるいは民間委託といったようなことについても、その都度議会のほうにご説明をさせていただきながら、今日までこのような取り組みをさせていただいております。

平成16年度ぐらいから新規職員の採用というものを見送りましたのは事実であります。したがって、そういった部分に穴があいてきているということについては、重々承知をいたしております。一方では、そういった取り組みを行ってきたからこその今日、先ほど田中徳寿議員からご質問いただきましたが、財政について何とか持ちこたえられている部分があるということもぜひご理解をいただきたいと思っております。

そういった中で、本来職員がやるべき部分に配置すべき職員数、それから一部委託、あるいは非常勤、あるいは臨時という形をお願いする部分等々であります。先ほど来、非常勤職員ということでもいろいろご質問いただいております。例えば、このことに限らず、給食、あるいは病院事業、さまざまな分野で臨時職員、あるいは非常勤職員の方々を活用させていただいております。ご質問の公立保育所につきましても、臨時職員、あるいは非常勤職員の配置で円滑な事業が実施できているというのも事実であります。ただ、今ご質問の中で1点理解ができないのは、なぜ所長の人数を引かなければならないのか。所長だって保育に当たるべき職員ではな

いんでしょうかというふうにならざるを得ないわけでありまして、そのような1カ所で長いこと仕事をしていただく中でさまざまな環境の変化を求められる職員がおられるのも事実であります。ジョブローテーションとして、例えば保育士の資格を持つ職員をエスプ等に配置をしていただきながら、また戻って保育業務に従事をしていただくというようなジョブローテーションをやらせていただいていることについても、曾我議員は十分ご存じかと思っております。そういった職員数も、実は保育業務の職員として本市では配置をいたしておりますので、このような形で取り組みをさせていただいているということについては、ぜひご理解をいただければと思います。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 所長を引かなきゃないかということではなくて、所長は全体のことを見ながら、やっぱり直接クラスを担当するというにはならないだろうというふうに思っています、そういう点では全体の管理をしていくということで、その部分を引いてというふうに私は言いました。子供を見ないということで申したわけではないのです。そのことは理解願いたいと思います。

いずれにせよ、本当に全体がもう財政が厳しいという中で、全体がお互いに切り詰め合ってきている状況なんだろうと思います。それはそういう状況に置かれているということはわからないわけではないのですが、ずっとこういう事態を続けて本当に地域がよくなるのかというふうに考えますと、やっぱりこういうふうな切り縮め、それから残業しても残業代も支払わないとか、こういった低賃金で働かせているという状況をどこかで変えていかなければならないのではないかと私はずっと思っております。そういう点で、一つの、今の被災地からの今の職員の頑張りのありますけれども、そういったことをぜひ声を上げていくべきではないかなというふうに考えて、いろいろな角度から今の置かれている実態を申し上げたわけでありまして。

（「残業代はちゃんと払うよ」の声あり）残業代というか、要するに、ごめんなさい。残業代というか、ある部分ではもう夜中までずっと働いてもそれは換算されないということは、じゃないのですか。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 時間外、5時15分以降の勤務に関しましては、時間外はお支払いしております。ただし、休日勤務の場合は、可能であれば振替休日をとっていただいて、プラス25%分は振替休日をとってもお支払いしているという状況でございますので、払わない

ということはありません。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうすると、部長さんたちも含めて、残業をずっとやっている方はみんな支払われているということでもいいわけですか。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。静粛にしてください。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 管理職に関しましては、時間外ということではなくて、一般的に言われる管理職手当という部分で通常の間外は措置されているという考えでございますので、管理職に関しましては時間外、休日勤務手当は出しておりません。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちょっと私誤解を与える言い方をしたけれども、本当にその管理職の方々はどう毎日ですよ。そういう点で、改めて最初のお話に戻りますけれども、本当に大変なご苦勞をされているなというふうに思うわけです。ですから、そういう点で、残業代というのは全部ばらっと言ったような聞こえ方になってしまいましたけれども、そういったこともやっぱり私たちはちゃんと受けとめていく必要があるのかなというふうに思っております。こればかりやってられません。

続けて、住宅再建について伺います。

それで、捉え方としてももう少し整理したいと思うのですが……（「資料ナンバーを示して、ページ数」の声あり）資料ナンバーは、住宅再建はNo.10でもいいですけれども、これは資料No.10の122ページとか、それからこれは13というのがありました。これは最初の補正のときに使った資料だと思います。

それで、まず最初に聞きたいのは、被災者の住宅再建を1日でも早く進めることがやっぱり重要なことではないかと考えております。それで、この新年度の13というところ、津波被害住宅再建、26ページです。塩竈市津波被災住宅再建支援事業、これらも活用しながら……。

○伊勢委員長 曾我委員、もう一度資料ナンバーとページ数を示して質疑をしてください。

○曾我委員 No.13の26ページです。それで、まず整理するために、塩竈市の被災者の住宅再建というのは、どういうものがあるのか改めて伺います。

○伊勢委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 資料No.13の26ページのほうの概要でございますけれども、東日本大震災により被災した世帯のうち、津波被災地域、被災地域で被

災された方が市内で住宅を建設・購入、または補修した場合にその取得経費、補修経費、それから資金を借り入れている場合にその資金借り入れに伴う利子相当額を補助する事業でございます。以上です。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 実際に住宅が被災した方々の人数は、前の塩竈だと1万500件を超える被災住宅だったと思うんです。1万500を超える世帯が被災をして、そして災害公営住宅が420戸。そこを引きますと、やっぱり600戸ぐらいが何かの形での住宅再建がなしには住宅再建ができないだろうと考えております。それで、住宅再建の中で塩竈市としては宅地のかさ上げの支援制度が1つあるのかなと。それから、もう一つは、この津波被害地域で被害を受けた、先ほど言われた津波住宅再建があるのではないかというふうに考えております。それで、実際には平成25年度の実績を見ますと、これは民生の1月のときの資料でしたけれども、1月27日で253件になっていると思います。そうすると、当初は当局が見込んだ747件に対して34.9%になるのかなというふうに考えますが、これらの状況や実態をどう考えているのかお伺いします。

○伊勢委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 この津波被災住宅再建支援事業につきましては、昨年の6月で補正予算をお認めいただきました。そのときの件数から見まして、今委員おっしゃるとおり32%ぐらいの状況だったかと思います。私どもで、このもと数字をはじく、推計する前段としまして、国のほうで行っています被災者生活再建支援事業の加算支援金の対象者から数字を推計させていただきました。その方々を母数としまして、実際にこの事業を開始した、制度設計しまして件数の見込みを立てたところでございますけれども、私もやっぱり実際にその方々、皆さんがすぐ再建されるわけじゃなくて、今後のまちづくりの動向等を含めて再建されるという方もいらっしゃるというような形でこういった申請数になっているのかなと判断しておりますが、この事業は32年度までの長い事業でございますので、今後のまちづくりの動向に従いまして、再建が進むことを、定住促進策でございますので、私ども進めてまいりたいと考えております。以上です。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、1つ住宅再建でもう少し直接というか、この津波被害も直接の支援であります。例えば隣の多賀城市さんでは、東日本大震災で受けた被災者に対して直接30億円のお金を使って地震被害、津波被害を含めて具体的な直接的な支援をする制度をつくりました。塩竈

市では、例えばふるさと復興基金というものがございますけれども、しおがま復興基金、これらについて活用できないかというふうに考えておりましたけれども、実際前段で市長が残りわずかしかなくなったというふうな話もございました。それで、例えば今回の国のいろんな制度がございますけれども、塩竈でふるさと復興基金を活用したメニューがございます。例えば浦戸の自動車だとかいろいろメニューがございましたけれども、もう少し国の例えば過疎地域、あるいは地域の元気創造事業、こういった、子ども・子育てもありますけれども、地域の元気創造プラン、こういうものを洗いざらい活用して、なおかつふるさと復興基金を活用しなければいけないというふうに判断されたことについて、もう少しちょっとお伺いしたいと思います。

○伊勢委員長 質問は明確にしてください。荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 ちょっとうまく説明できるか自信がありませんが、今回26年度でまず予算化させていただきましたふるさとしおがま復興基金のほうの活用状況ということで、こちらのほうは資料No.10の25、26ページのほうでその詳細を掲載させていただいております。実は、ふるさとしおがま復興基金の中身というものは大きく3種類に分かれておりまして、ご承知のとおり、平成23年のときの宮城県からいただきました13億6,980万円の使い道、これは主に今お話にありました宅地防災対策支援事業であります。これはかさ上げ関係の補助というものと、津波被災住宅再建支援事業分として、これは昨年度14億7,750万円県からいただいております。ただ、こちらの津波再建支援のほうにつきましては、総額20億円を活用しなければいけないということがありましたものですから、この14億7,700万円プラス約6億円、こちらのほうは宮城県からいただきました13億6,000万円のほうで活用させていただくというお話にさせていただいております。そのほか、もともと東日本大震災の復興基金交付金13億6,900万円の中身としまして、今回26年度では割増しの商品券でありますとか、それから例えば先ほどお話ありました浦戸の車検運搬費用の助成でありますとか、それから防災ラジオの整備、こういったものに、被災者の方に直接支援をするというふうな内容、もしくは産業振興、そういったところに活用ということで用途が限定されておりましたので、そういったものに活用させていただいております。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 時間がなくなってしまいました。ちょっと私のほうの整理も悪かったというふうに思いますが、いずれにせよ、住宅再建をできるだけやっぱりスピーディーに行うことが町の活性化につながるんだろうと思っておりますので、また引き続きいろいろ勉強していきたいと思

います。

もう2つ、ちょっと時間がないのですが、公営住宅の改修についてです。No.17の12ページに今回予算載っております。それで、私提案なんですけれども、今回こういった公共の施設の改修について大幅に国も予算をつけているというふうに思うんですけれども、貞山通の住宅、桜ヶ丘の住宅を見ますと、大変今回は外側なんかもきれいにさせていただいて、外側的にはきれいになったんですが、私は今高齢者にとってトイレとお風呂、これが非常に古いもので、古い形のまなものですから、できればユニット式とかそういったことの改修ができないのか、これは提案でございますので、今後検討していただきたいということが1点です。

○伊勢委員長 質問ではないんですか。

○曾我委員 それは提案しながら、しておきます。

それから、学校図書の関係ですが、今回各学校ごと100冊ずつ増刷していただくことになりましたが、考え方として児童生徒1人当たりに換算して普通は予算を、冊数を決めるべきではないかということと、それから現場からの声ですが、全部ある図書が全部並んでいるわけではないと。やっぱり古くなったものがしまっていて置かれているということと、それから西日が当たるようなところの学校の図書室はやっぱり日焼けが早いということで、カーテンというものをちゃんと設置してほしいということを言われておりますので、ぜひ検討してやっていただければと思います。答えがあればお願いします。

○伊勢委員長 時間ですので、終了しましたので。

暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部委員 午前に引き続きまして、一般会計予算ということで質疑をさせていただきます。

平成26年度一般会計予算、ふるさと塩竈再生を実感できる年として塩竈市が掲げております。

1つには、第5次塩竈市長期総合計画において、定住につながる取り組み、これは市民の暮らしを守る事業に重点配分ということでございます。2つ目には、塩竈市震災復興計画においては、一日も早い復興の実現に向けて生活の再建と産業の復興に関する取り組みということで、復興の形を具現化する予算、この2つに重点的に予算を置いて進めていくということが掲げられております。今年度予算は、4月から導入となります消費税率の引き上げなどを踏まえた国の施策の経済的な負担軽減策に沿って塩竈市においても独自の軽減策を盛り込まれた、私としては市民生活への思いやり予算となっているのではないかというふうに実感しております。

それでは、質問をさせていただきます。資料No.10、3ページから4ページ、歳入の主な状況についてお尋ねをいたします。

ここに市税ということで出ております。23年から3年間、減免措置がございました。今年度は市民税の増ということで、前年度比市税収入が2億1,330万8,000円の増、4.0%ということになっております。どのような要因か教えてください。

○鎌田副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 私のほうから、市民税の増の要因ということでご質問ありました。

昨年度、市民税につきましては、個人市民税、法人市民税、それぞれありまして、前年比、比較しますと、個人市民税5,390万円、法人市民税4,250万円という増なんですけど、その内訳といたしましては、基本的に平成25年度の今の現状を把握しながら、その中で来年度の予算要求を計上しているような状況ですが、その中で、まず復興財源確保を、こちらのほうが平成26年度から35年度まで1人頭500円増になるといった部分で、課税人員が2万4,000人ということで約1,200万円の増を考えております。

あともう一つといたしましては、課税人員そのものが昨年度2万2,000人を見込んでいたところなんですけど、さらに増を見込みまして、約2,000人を見込みまして、600万円の増を見込んでおります。

あとは、これまで震災、雇用に与えた影響が改善されまして、所得割という部分で個人の所得が増加、あるいは雑損控除が減額になっているという部分で所得が増ということで、合わせまして個人市民税につきましては、5,039万円ほどの増を見込んでおります。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。この中で、課税人口の増ということで、何人ぐらいの課税人口増と見ているんでしょうか。市の人口動向の様子をちょっと教えていただきたいんですが。

○鎌田副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 課税人員の変化ということだと思うのですが、平成25年度の状況といたしましては2万2,000人前後を見ております。ただ、来年度につきましては、2万4,000人ということで2,000人ほどの増を見込んでおります。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。どちらにしても、こういった市民税、自主財源が大変増とってきていることは、塩竈市にとっては大変うれしいことだろうというふうに思っております。

それでは、収入に対してのことで資料No.17、2ページ、これは起債残高の推移ということで出ております。午前中に田中委員のほうから起債残高の推移に対しては細かくご質問があったようですので、私としてはこういった平成25年、26年、そして27年度には大幅に減ということで、大変皆様本当に確実に減っているということを感じております。そして、有利な借換債などを利用した各種の交付金等の活用によって少しでも市債を減じていくという、大変な努力を積み重ねていただいたことに対しまして本当に理解をしております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料No.13、10ページです。消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてお尋ねをいたします。この中で、これまで消費税は5%、これは消費税が4%で地方消費税が1%、それが8%になるために、消費税が6.3%、地方消費税が1.7%になるというようなこと出ておりますけれども、この地方消費税というのはどのような位置づけになっているのでしょうか。教えてください。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 消費税といっても、国に入る分、それから地方に入る分と大きく2つに分かれております。現行税率5%でいきますと、国に入る消費税が4%、それから一度国には入るんですけども、そこから各都道府県に配分されて、都道府県とそれから市町村がいわゆる2分の1ずつというふうに分けられて交付されるのがこの地方消費税となります。地方消費税交付金というものになりますと、今お話ししましたように、一括して国に入った消費税が各都道府県、これは人口、それから事業所数、従業員数でもって、その比率でもって交付されるという中身になります。もちろん経済活動によってより多くの消費税が入ってくるという見方が必要ではございますけれども、実際なかなかそういった詳しいところが難しいものです。

から、人口割と従業員数割でということで交付されるもの、これが地方消費税交付金というものになります。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。そうすると、やっぱり地元に戻元される部分というふうに、100%でなくてもそのように受け取ってよろしいのでしょうか。はい。

それで、改定範囲の考え方というところなんです、消費税が課税される料金等について、本来全て改正すべきであるが、震災からの復旧・復興期間であることから、市民生活や地域経済への負担軽減に配慮することを基本方針として下記のとおり改定範囲を定めたというふうに位置づけられております。1番の公営企業会計についてはまず別にいたしまして、一般会計について、納税義務を有する指定管理者が管理するマリゲート塩釜及び塩釜ガス体育館、体育館についてはアマチュアスポーツ以外の利用で入場料を徴収する場合や営利を目的とする場合に限るといった改正がなされております。

そこでお尋ねしたいんですが、消費税率引き上げでも、この地方自治体の裁量が認められる部分というのは、これから推しはかりますとあるという、範囲が、受け取ってよろしいのでしょうか。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 いわゆる消費税の引き上げ分というのは、これは国の法律によって引き上げられるということですので、当然ながらその法律に基づいた改正というものになるかと思うんですが、一方では市町村でもって条例という形になります。市町村によってその条例をどう定めるべきかという一定の判断ができるものだというふうに理解されます。そういった意味で、先ほど委員さんからもご説明ありましたように、あるいは資料のほうでもご説明させていただいておりますけれども、今回の8%に上がっての消費税率、これの市民負担のできるだけ軽減を図るといような意味で一般会計については原則行わないこととした。ただし、納税義務が発生しております指定管理、こういったものについては先方のほうで納税義務が発生しますので、こういったものには消費税を転嫁しなければ逆に経営のほうの負担になるということを考慮いたしまして、指定管理料のみ消費税の引き上げに伴う改正を行うというふうにしたものでございます。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。それで、今の資料の8ページをお開きをいただきたいと思

います。塩竈市のスポーツ施設条例一部改正新旧対照表というのがあるんですが、ここに数字がちよっと出ておまして、下のほうに現行と改正案というふうに出ておりますが、この中でその他の料金等については改定を行わないという部分で、ちよっと内容的にもしおわかりになれば、わかりやすく一つ二つ教えていただければというふうに思います。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 8ページにございますこの数字が入っているところがあくまでも改正という形になりますので、8ページのほうが第1競技場、続く9ページのほうが第2競技場の内容を示しております。この8ページの数字が入っているところは、例えば料金を徴収するもの、あるいは営利を目的とするもののみということの改正の分野になりますので、ほかの部分でありますと、例えば個人でご利用されます一般のいわゆる入場料100円、そういった個人利用の部分については転嫁していないという内容になります。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当に塩竈市の体育館は立派な体育館でございますので、市民の皆さんにたくさんご利用していただけるような方向であればよろしいかというふうに思います。

それでは資料No.13の26ページをお願いいたします。

塩竈市の津波被災住宅再建支援事業について、先ほども質問が出ましたので、1点だけお知らせください。ここに26年度予算額というところで表が出ておまして、上限額、それから1世帯当たりの所要額というのが出ているのですが、この所要額というのはどういう意味を持つのか教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま資料No.13の26ページの表の2でございますけれども、住宅取得①でございますけれども、これ取得費補助としまして上限額が250万円でございますが、皆さんが上限額に達するわけではないので、個人の方の取得価格に応じまして補助させていただくものでございますので、予算上は今年度の実績をもとに1世帯当たりは大体おおむね200万円ぐらいの補助になるのではないかということで、予算上の積算額でございます。当然のことながら上限額に達する方もいらっしゃいます。250万円の方もいらっしゃるという状況でございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。積算ということで理解をいたします。

それで、これまで、昨年からなんですけれども、現在の状況としては支援状況はどのぐらいのあれになっていますでしょうか。

○鎌田副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 昨年は合計件数で260件の方に支給させていただいております、金額としましては3億1,300万円ぐらいの見込みでございます。進捗率としましては、金額ベースで見ますと、当初で考えていましたものと比べますと39%ぐらいの進捗でございます。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 道路のかさ上げ等工事が進んでまいりますと、恐らく再建しようかという方たちもたくさんこれから出ていらっしゃるかと思います。この制度は、これから家を建てよう、どうしようかと悩んでいる方にとっては、大変ありがたい制度であるというふうには思います。ぜひどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、No.13の29ページをお願いいたします。

地域少子化対策強化交付金事業について、ちょっとお尋ねしたいと思います。この中では新しい少子化対策ということで国が大きな柱として出してきておりますけれども、本市提案事業を拝見いたしました。私は、子育てのライフステージ、目的として、妊娠、出産、乳幼児期、小学生、思春期を通してというところで、大変私ずっと頭の中に塩竈市のいろんな事業を思い浮かべました。そうしますと、本当によくこういった福祉関係、あるいは手当てについては頑張ってきてくださっているなというふうに思うんです。妊産婦健診、あるいは出産時の費用の立てかえ、あるいは乳幼児の医療、予防、保育、それから小学生においては医療費の拡大というか無料の拡大、それから授業料とか、児童手当、そして思春期なんです。思春期の部分が少し足りないのかなというふうに思っておりましたけれども、心のケア事業とか、早速そういったことにも塩竈市では取り組むということでいろいろと事業を考えていただいております。私は、子育てをこれからするお母さん、結婚し、出産しという方たちへの施策というものがまずちょっと足りないのかなというふうに考えてみました。前に塩竈市でも、若い方たちの出会いの場をということで何か事業を行ったこともございました。こういった交流の場の設定というのは非常に難しいということもお話を伺いましたけれども、私いろんな方とこれまでもお会いしたり、お話を聞いたりしていますと、まず子供ということ、乳幼児という兼ね合いで

すと、高齢者の方と乳幼児の触れ合いの場、あるいは高齢者と若い方たち、つまり私たち世代がもうちょっとおせっかいをしないといけないんじゃないかという部分を非常に感じました。それから、若い方同士、でも若い方同士はもちろんいろんな出会いの場があるかと思うんですけれども、その点のこれからの市の方策といたしまして、何かこの事業の中で、これまでにない事業をというふうなハード整備とか、あるいは既存事業以外ということで大変難しい部分もあるかと思いますが、事業概要の中で塩竈市が取り組もうとしていることがあればお知らせいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 少子化対策の交付金事業についてのお尋ねでございます。

今回、提案させていただきましたのは母子保健を中心とした啓発事業ということで構成をしておりますが、その中で将来的には地域で子育てを支える、あるいは子育てをしている方々の仲間づくりというようなところに発展をさせていきたいということで、単年度事業ではございますが、そういう手法も取り入れながら啓発事業を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

まず、交流の中での子育ての支援という形では、今現在行っております中学生と赤ちゃんふれあい交流事業、こちらについては、例えば民生児童委員さん、主任児童委員の皆さん、健康推進員の皆さん、学校の協力によりますPTAの皆さん、その他数多くのボランティアの皆様のご協力により事業を実施させていただいているところでございます。

また、お年寄りというようなお話もございましたけれども、地域の方には毎月行っております乳幼児健診関係、こちらのほうにも健診のお手伝いというような形でボランティアで参加をいただきながら、若いお母さんとの交流も含めて実施をさせていただいておるところでございます。こうした地域のボランティアの皆さんのご協力をさらにこの交付金事業の啓発事業を通して発信をさせていただきながら、将来的には地域の子育てボランティアというような形のものに結びつけられればというふうに思っているところでございます。

ただ、単年度という補助事業でございますので、経費的な部分は難しい部分がございますが、この考え方を継続してこれからも事業を行ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。少子化対策、どこの町でも大変頭の痛いところですが、若

い方たちに出会いの場をつくって差し上げる、もう一度私たちが努力をしてまいらなければならないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、No.13、35ページ、割増商品券事業についてお尋ねをしたいと思ひます。

この件はいろいろな質問が出ましたので内容的には理解をしているものですが、前にも割増商品券事業というのがありました。それで、実施した商品券事業の終了後、この費用対効果といいますかいろいろな課題とかそういったものが出ているかと思うんですが、その点はいかがでしょう、お聞かせください。

○鎌田副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、これまでに実施をいたしました割増商品券事業の効果と課題ということですので、お答えをさせていただきたいと思ひます。

割増商品券事業といたしましては、平成21年4月から8月にかけて「どっと塩竈商品券」事業ということで1割増の商品券事業を実施させていただきました。このときに終わりましたから320件を対象としましてアンケートをいたしましたところ、約34%に当たる108店舗ほどから回答がございました。それによりますと、売り上げがその商品券事業でふえたといったところが5%、ややふえたが31%、どちらとも言えないといったところが63%といったような結果でございました。

それから、ちょっと割増商品券とは違いますが、平成24年の3月から6月にかけて震災見舞い商品券事業、こちらを実施したときも同じように登録いただいた560店舗の中から200店舗を抽出しまして162店ほどから回答をいただいたところだったんですが、このときは売り上げがふえたが22%、ややふえたが46%、どちらとも言えないということが21%ということで、ちょっとどっと商品券事業のときの成果とは違った結果になっているのかなというふうには思ひます。

今回実施するに当たりまして、広く登録店を募集しまして、できるだけ波及効果というのが多くの店舗に及ぶように実施したいというふうには考えてはございますが、どっと商品券事業のときに大型小売店舗ではなかったんですけれども市内のスーパーが入ってございまして、そちらにちょっと集中してしまったといったようなところは課題なのかなというふうには考えてはございますが、今回市長も申しあげましたように、商店街への効果ということとあわせて消費税の影響を市民生活の上でもできるだけ負担を緩和するといったような側面も同様に重視して実施しますので、やはり市民の方の利便性ということも考えたときには、ある程度店舗

面積が1,000平方メートルを超える大型小売店舗も対象にしていかなければならないのかなというふうには思っています。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。今お聞きしますと、1割増しのときは大分成果が出ているような気はいたします。一番の課題というのは、やっぱり大型店の参加をどうするのかということだろうというふうに思います。少なくとも、海岸通とか、あるいは本町とか、南町の店舗にしますと、大型店が入ると恐らく皆そっちのほうに行ってしまうんじゃないだろうかと。地域に根差したお店はそれなりの成果が出るだろうというふうには見ているわけですが、またお店だけではなくて、やっぱりいろんな製品をつくっていらっしゃる事業所さんなんかの部分はどのように考えていらっしゃいますでしょうか、よろしくお願いします。

○鎌田副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 これまで主には小売店舗ということで想定してご説明してきた部分もありますけれども、前の震災見舞い商品券事業のときにも例えばサービス業なども対象にはしてございますので、今回も同様に、決して小売店の商業ということに限らず、市民の皆様が利用できる範囲については極力対象にしてみたいというふうに考えてございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。地元の商店の方たち、消費税の面、あるいは売り上げ減ということで震災後の低迷がありますので、ぜひこれが起爆剤になるような方向で十分に検討していただきまして、店舗の状況を踏まえてやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今度は資料No.10からまいります。154ページをお願いいたします。済みません、その前に122ページです。No.10の122、木造住宅耐震診断委託料というところでお尋ねをしたいと思います。これは、自己負担8,000円というところで、3・11以降の状況はどうなんでしょうか、実績といたしまして、お知らせ願ひたいと思います。

○鎌田副委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 震災以降の実績ですけれども、平成23年度は診断のほうは86、改修のほうは21、24年度は診断が38、改修が22、25年度は診断が12、改修が17と今年度になりました、今年度の実績は……、申しわけありません。（「今年度は12、17」の声あり）済みません。

そうですね。23年度の年に耐震改修は受けられたんですけども、業者のほうがなかなか見つからないとかそういうことがあって、後の年度に受けられているということがあります。改修のほう、アンケート調査なんかをとっているんですけども、やはり高齢の方が多いため、後のことを考えるとなかなか改修まではという方が多いようです。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。実は、震災から3年たちまして、市民の皆さんからちょっとご相談とかお話をされまして、市の資料を持って行って差し上げたりもしたんですが、やはり余震で家がやっぱり少し傾いたところとその次の余震で戻ったと、戻ったというのはどういうことかわからないんですが、まあちょっとそういった事例もありまして、非常に不安だということ、心配をなさっている方が結構出てまいりまして、ああそうかなと、震災のときにどれだけ家がダメージを受けたかわからない。それで、また余震が、また余震がということで、大変不安な状況になってきている方がいらっしゃるということで、お聞きしましたら、今年度、25年度分は1月いっぱい締め切りましたということで、6月から再開されるということです。それでよろしいでしょうか。はい、よろしく申し上げます。

○鎌田副委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 耐震改修のほうは、年度で1月までに申し込んでいただいて年度中に改修工事のほうを終わらせていただきますので締め切っておりますけれども、来年度も6月にまた申し込みのほうを受け付けますので、よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 大変私もこの耐震診断というのがとても大事なんだというのを、安心、本当に安全という部分でこの事業というのは大事だということを再認識いたしました。ぜひ市民の皆さんにも、もし心配なときは受けていただくようなやはりPRも大切かと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

それでは、同じく154ページをお願いいたします。

昨年の予算委員会で中学生の入学時、大変な費用がかかるということで、せめてその準教科書、あるいは副読本の予算を少し何とかありませんかというお話をいたしました。今年度、そういった部分の予算化はいかがだったのでしょうか、お聞きしたいと思っております。

○鎌田副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいま中学校における副読本等の予算についていかが

かというようなご質問を承りました。

資料の10の154ページには中学校の社会科副読本関係事業費ということで87万6,000円というふうにとっております。また、関連しまして、150ページのほうでは小学校の社会科副読本関係事業費ということで188万5,000円をとっております。

この2つについて簡単にご紹介申し上げたいというふうに思いますが、皆さんご存じのとおり、教科書は無償でございます。ただ、今委員お話しのとおり、教育活動を進めるに当たりまして教科書だけではなかなか指導ができないため、各教科ごとに1冊から数冊ほどドリル等を準備したり、また資料集を準備したり、そのほか例えば理科の場合ですと実験、技術家庭科のような実技を伴うような教科ですとそれに類する教材なんかの制作するキットなどのようなものを購入するに当たりまして、そういったものが必要であれば保護者に負担していただいているというような現状でございます。確かに中学校に入学する時点では部活動に入部するというのもあって結構なお金がかかるというふうには聞いております。まあ2万円から4万円の間くらいというふうに抑えてはおりますが、そこで市のほうでは中学校に関しましては154ページにありますとおり、この内訳になりますが、本当に保護者の負担の1割分くらいにしかならないだろうというふうには思うんですが、1人当たり600円で中学校全生徒分ということで市のほうで負担しているところでございます。

また、先ほど小学校のほうも関連でというふうにお話ししましたが、小学校のほうがなぜちょっと多いのかと申しますと、小学校3年生になりますと小学校3年生全員に塩竈の歴史・地理等についての副読本を市で制作してございまして、1人当たり1,200円、これを小学校3年生の人数分配付しているところでございまして、それより上の学年の子供たちは全員これを持っているわけなんです。そしてまた、小学校は、それ以外に1人当たり500円ずつ、これは3年生に限定せず、1年生から6年生まで1人当たり500円ということで市費で負担しているというところでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 補完して申し上げますと、教材費という形で支出しているのは、近隣一市三町の中で本市だけと。これ2年前の資料でございますが、ほかの市町村では部活動の補助費という形で部活動のほうには出しているんですが、教材という形で出しているのは本市だけというところでございます。

また、中学校なんかにおきましては、小学校もだと思っておりますが、補助教材の検討委員会と

いうのを学校内の組織として置きまして、次年度使う物について各教科から出していただいて、それを検討して、できるだけ最低必要なものを購入するようにして、金額をできるだけ、こういう時期でもありますので低く抑えようとことで検討していただいているところでございます。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。実は中学校になりますと高校に入学するぐらいのお金がかかりまして、私もびっくりしたんですが、1年生の金額で学校集金と副読本、補助教材全部で2万8,000円ぐらいかかっているんです。それで子供たち、ちょうど中学校時代というのは、本当にお母さん、お父さんも大変な時期でございますので、何かその辺に対する手当がちよっと薄いのかなというふうに思っております。ぜひ塩竈市の財政の中で少し補填できる部分があれば、ぜひこの子供たちへの補助というものも考えていただければ大変保護者の方たちも助かるかというふうに思いますので、ぜひその辺ご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、168ページ、埋蔵文化財発掘調査事業です。

これ先ほどもお話が出まして、塩竈市内で83カ所もあるということを大変驚きました。実は誰もわかっていないんでないかというふうな本当にうれしい思いもございます。これだけ文化財が眠っている、あるいはそういったところがあるということで、大変うれしく思います。こういった事業のやっぱりPRといいますか、今回は県との連携で観光事業などもこれから大々的に復興にかけて進んでいくかと思っております。ぜひ塩竈の文化財というものをもう一度掘り起こしてこういった観光につなげていかれたらというふうに思うんですが、その辺のご見解をお聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 先ほど浅野委員からご質問いただきまして、答弁いたしました。市内に83カ所というような埋蔵文化財があるというようなことでございます。その中で、本市の場合、他市の場合と言ったほうがいいのでしょうか、歴史をひもとくような遺跡とか、あと規模が非常に大きい、そういった遺跡については積極的な発掘というものがなされて、それに関する調査・公開というようなものに結びついているんだろうと思うんですけども、本市にあります83カ所の埋蔵文化財に関しましては、例えば桂島ということであれば、旧浦戸二小の建設というようなことでの開発に伴う発掘調査、また野田遺跡というようなことでありますと法務局関係、そういったのでの発掘というようなことで、一般的な遺跡という中

では開発絡みでの調査に基づいて、壊される心配があるというようなときに発掘するというようなそういった状況のものでありまして、本市の83カ所ある中ではまだまだそういった意味では手つかずのところ、そのままにしておけばいつでも発掘ができるというようなそういったところがございます。そういった中で観光とのお話ございました。桂島貝塚、そういったものにつきましても、もう調査等が既に終わりました、壺番館にあります4階の「タイムシップ塩竈」、そういったところに一部ありますし、さまざまな機会を設けて、講演会とか、あるいは塩竈学の中でもやったり、そういった形で市民の方に広く知っていただくようなそういった活動をしているところでございます。

○鎌田副委員長 次に、高橋卓也委員。

○高橋委員 何点かお伺いします。資料として活用させていただくのは、資料No.10と17の2つになります。

まず、資料No.10の26ページについて伺います。

時間節約のためにまた自問自答してしまうわけですけれども、先ほど財政課長から触れられましたけれども、ふるさとしおがま復興基金の内訳といいますか内容についてなんです、大きく3つの内容から成っています。1つは、寄付金・支援金、いわゆる一般分です。2つ目に東日本大震災復興交付金、3つ目に津波被災住宅再建支援分と。28日の予算特別委員会で私ではなくてほかの委員の方が質問されて、それに対して当局は26年度末残高見込みを33億円余になるというふうに答弁されましたが、間違いなくお伺いします。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今25ページのほうのふるさとしおがま復興基金繰入金、本年度6億9,000万円と。これを取り崩すというふうな予算になります。これを取り崩した後の平成26年度末の残高の見込みとしまして、今お話がありましたように、3つのそれぞれの合計でいきますと33億1,000万円ほどの見込みというふうになっております。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 このうち被災者支援に充てられる2つ目の東日本大震災復興交付金、これは施政方針に対する質問でも答弁されましたけれども、約13億5,800万円。ここから債務負担行為として大きな事業予算が出られるということもありまして、残額が約5,800万円しか残らないと。それで災害公営住宅に転居される方の転居費用、敷金免除などの財源はないと、こういう答弁だったかと思っておりますけれども、間違いなくどうか確認したいと思っております。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 そのような答弁だったというふうに承っております。以上です。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 敷金免除の部分については、高橋委員からご質問いただいた際に、それぞれの方の個別の事情に応じましてご相談に応じさせていただきますと。時期を延ばす、あるいは免除といったようなことについては、個々にご相談をさせていただきますというご答弁にさせていただいたかと思っております。よろしく申し上げます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 思い出しました。失礼いたしました。

それで、それに関連して資料No.17の43ページをお開きいただければというふうに思います。転居に対する災害公営住宅、自治体の独自支援の一覧表の資料を我が党が求めまして掲載されております。市の名前、事業名、条件、対象者等と。この条件、対象者等で自治体ごとにさまざまであるというけれども、13の市のうち5つの市で独自支援制度が創設されております。これは事業名のところに書いてあるわけですが、これらの自治体と、それぞれこれらの自治体の内容で実施した場合、塩竈市で幾ら必要なのか、特に仙台市、石巻市、多賀城市について伺います。

○鎌田副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの資料17の43ページにありますように、やっぱり各自治体でそれぞれ異なった支援を行っている。この引っ越し支援に限らず、それぞれの地域の実情に応じて支援策をなさっているというように考えております。

また、ご質問でございますけれども、仮に多賀城市さんと同様な支援を行った場合ということでございますと、公営住宅入居世帯420世帯今予定しておりますので、マックスで50万円になった場合ですと2億1,000万円ぐらいになるのかなと。それから、最小の形で30万円の場合ですけれども、その場合だと1億2,600万円ぐらいになるのかなと試算しております。それからあと、仙台市さんの場合ですと、公営住宅入居世帯に対するこれも補助でございますけれども、単身世帯等で異なっているというような状況でございますと、これもマックスで考えますと420世帯掛ける30万円ということで8,400万円、それから少ない形で15万円と見ますと、6,300万円と考えてございます。それから、石巻さんでございますけれども、これは仮設住宅数とそれからあと民間の住宅から災害公営住宅に入居される方も含むという形でございますの

で、ちょっと本市の場合その方が何人なのかというのがわからないというのをお含みおきいただきました上でございますけれども、一応420世帯プラス260世帯ぐらいと見ました場合でございますけれども、680世帯掛ける10万円の6,800万円ぐらいかなというような状況でございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 そして、かつ、この43ページの表の一番右端に全体事業費の財源が書いてあります。上から仙台市震災復興基金、石巻が東日本大震災復興基金、名取が東日本大震災復興基金交付分、多賀城市が東日本大震災復興金交付分と、東松島市が復興基金と。これは、先ほどの厚いほうの資料10の25ページでいいますと、7のふるさとしおがま復興基金、これではなくて、これからの予算ではなくて、こちらの先ほどの資料17のほうの財源を見ますと、その下の一番下8の東日本大震災復興交付基金、こういうところからの予算になっていると。ほかの自治体はそういうふうになっているというふうにわかります。この東日本大震災復興交付基金から転居費用は捻出をできないのかと。残額も含めてですけれども、お伺いいたします。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 非常に紛らわしい表現になっているの確認いたしますが、資料17の43ページ、これは東日本大震災、いわゆる宮城県の復興基金からの交付金というものになります。今No.10の25ページ、下のほうの、これはいわゆる復興交付金です。ハード事業関係の復興交付金。これは、東日本大震災復興交付金基金というものなので、ちょっと名称が非常に紛らわしいんでございますけれども、宮城県から来ているほうが東日本大震災復興基金交付金と、片や復興交付金基金という名称になっているという違いがあります。全く物は違います。ですので、あくまでも8目のほうは、これは復興事業に対する国からの前倒しで、今ですと第8回申請分までいただいているその復興交付金の事業分というものでありますので、この基金は全くこれは使うことができないということでご理解いただければと思います。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、逆に言いますと、この他市の事例での財源というのは、県から来ているお金だということなんでしょうか。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 はい、そのとおりでございます。本市の場合ですとそれが当初13億6,980万円いただいたという、県の基金からいただいた交付金でございます。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 同じ資料No.10の86ページ、災害援護資金貸付金についてお伺いします。上限350万円という額だそうでありますけれども、5,400万円が計上されていますが、この制度の利点、恐らく返済の利点、あるいは利率の利点等々かと思えますけれども、どういう利点があるのか、そしてこれまでの利用額をお伺いいたします。

○鎌田副委員長 どなたでしょう。高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害援護資金貸付金でございますけれども、これは災害の程度に応じまして貸付限度額350万円ということで貸し付けを行う制度でございます。所得制限がございます、それから規模の被害の程度、住宅の半壊ですとか全壊に応じまして金額が異なっているというような状況でございます。利率、それから据え置き期間等で優遇措置がございます、今回の場合ですと東日本大震災ということの被害の甚大性に鑑みまして、通常は年利が3%でございますけれども、今回の場合1.5%に軽減され、さらには保証人を立てた場合には無利子というような利率に設定されてございます。

それから、据え置き期間につきましても、通常ですと3年ですけれども、今回の東日本の場合は6年間の据え置き期間になっているという状況でございます、利率も低いと、それから返還についても7年目以降から開始されるということで、かなり有利な貸付制度でございます。

それから、あと状況でございますけれども、25年度、今25年度でございますけれども、その今年度終わったまでの見込みということで考えますと、貸し付け件数が666件でございます、金額的には9億2,000万円ほどでございます。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 かなり優遇された制度で、本当に多くの件数、多くの金額が活用されているというふうに、大変すぐれた制度だというふうに思うわけですが、例として、伊保石の災害公営住宅入居の際に、例えば税金の滞納で入居申し込みの要件をクリアできなかった方はいたのかどうか。そしてまた、この今の災害援護貸付金、こういう方への貸し付けに使えるのかどうか、2点お伺いします。

○鎌田副委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 ただいまの滞納の件についてお答えさせていただきます。

滞納のあった方につきましては、税務課のほうと相談をさせていただいて、その中で分納とかそういうことで協議がついた方々については入居していただいているという状況です。以上で

す。

○鎌田副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害援護貸付金につきましては、特に滞納の有無とかは問いませんので、貸し付けは可能でございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 定住促進課長に、わかったんですが、これで税の滞納でクリアできなくて入れなかったのは何件いたのかどうか。

○鎌田副委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 税務課のほうと相談、協議していただいて、今回は諦めるという方が2件ほどいらっしゃいました。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、先ほどのご答弁ですと、この災害援護資金貸付金、これをこの入居の際のこういうところにも貸し付け可能だというお答えでしたので、そうしますと今の2件の方、もしこの制度活用ができればはねられることはなく済んだというふうに私理解するわけで、ぜひこの制度を今後災害公営住宅に入居される方、皆さん暮らしも本当に大変な方々が多いと思いますので、こういう制度あるんだよと、もし税の滞納なんかがあった場合に、そういうことも説明した上で申し込まれるのかどうかというような指導というか援助ができるのかどうかお伺いします。

○鎌田副委員長 どなたが。高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらのほうは制度が異なりますので、ちょっと相互のほうの連携というのはございませんけれども、個々の方の今までの貸し付けの状況とかを踏まえてご相談に応じる形になろうかと思えます。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 ぜひそういうふうに連携し合って、本当に生活に困って、家も、それでも災害公営住宅はねつけられるなんてことのないように少しでも支援の方策を連携し合ってとっていただけたらと、この件については思います。

次に、同じ資料No.10の66ページ、事業内訳の下から4行目、緊急通報体制整備事業費、そして1枚めくって68ページ、これは説明の真ん中辺になりますが、13節の下のほうですが、緊急通報システム業務委託料、こういうものがございます。それで、私もこの制度についてはおお

よそは知っていたので、実は去年の9月にある方から、この方は制度を知らなかったんですが、旦那さんに先立たれて、後期高齢者の方なんですけれども、ひとり住まいで、共働きだったこともあって近所に知り合いがいなくて。最近高血圧でめまいがして、万が一のことがあったらこのまま後で発見されるようなことになりかねないと。何かないでしょうかというふうに直接ご相談を受けたものですから、すぐ私長寿社会課のほうに連絡して、この緊急通報システムというのがありますよというお話をしましたら、もうすぐにその方のお宅に足を運んでいただいて、そして制度の説明をして、連絡する支援者3人必要ですよとか、あとは申し込み要綱に沿っていろいろ書いて、1カ月後くらいでしたか、もうこの緊急通報システムが設置されて、私は本当に支援者3人のうちの1人になってあげたり、市役所に書類を届けたりそれくらいしかしていないのですが、涙流して感謝されたんです。これでもしものとき安心ですと。こういう制度があるとは知りませんでしたと。それで、このシステムの、簡略に結構ですけども、目的と概要についてお伺いします。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 緊急通報システムについてお答えします。おおむね65歳以上の方で環境上の問題とか病気等がありまして日常生活に不安のある方ということで予定しております。これ手法は、各家庭にセンサーを取りつけて、そちらのほうから協力員3名ほどいただきまして、万一のことがありましたらボタンを押していただく、それが警備会社のほうにつながると同時に協力者のほうにも通報されるという内容でございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 簡略にわかったんですけども、そのほかに4つくらいいろいろなものをつけていただけるということで、本当に緊急時に即応できる制度だなというふうに思うんですけども、平成25年度の設置目標と実際の設置件数、現状のをお伺いします。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 設置目標と伺いますか、緊急通報システム、平成元年から取りつけておりまして、平成12年ころは100台ありました。そこから介護保険制度とか、通所介護とか、訪問介護のほうに移行したのと、あと施設入所、そちらのほうにも移行されたり、あと亡くなられたりということがありまして、今現在48台になっております。よろしいでしょうか。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 目標については私取り寄せた資料で25年度は65台と。それに対して設置状況は48台

と。それで、これも資料、事前にお伺いしていたわけですがけれども、申請してそれを受理して設置するわけですがけれども、平成21年度から25年度まで、この5年間で20件が申請を却下されているわけですがけれども、この通報システムをつけてほしいという、この主な理由を教えてくださいとだけだと思います。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 実は、ご家庭の方で心配なされて設置したいと、こちらで調査とかに伺った際、本人からは設置しなくてもいいというのも一つの要因になっております。それとあと、訪問介護とか通所介護で頻繁に家庭を訪問するというので設置の必要がないと。それとあと、糖尿病とか高血圧の持病があっても、服薬管理がちゃんとできているということで、あと地域等との交流、そういったものが頻繁に行われているので必要じゃないということでのそういったことでお断りしております。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 先ほど目標が25年度でいうと65で設置件数が48ですから、17件ほどまだ目標に対して余裕があるということですが、確認させていただきました。問題は、私も申請書を読んだんですがけれども、持病のハードルがちょっと高い気がするんです。それがためにより多くの人が受けられないと。かなり血圧も高い、例えば不整脈のある、狭心症がある、そういうばたっといきかねないような持病がないとというくらいハードルが高い気がするんです。それで、問題は、病気はもちろんあるんですが、ひとり暮らしだという精神的な不安ですよ。そういうのをこの件数以上に多くのひとり暮らしの高齢者の方はお持ちだと思えます。そういう点でも、こういう不安を解消するためにも、そしてより安全性を高めるためにも、国の指針があるんだとは思いますが、病気のハードルといいますが要件のハードルをもう少し下げればもっと多くの方が活用できると思えますが、そういう考えはございませんでしょうか。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 この緊急通報システムのことなんですけれども、特に認定を受けているとか受けていないとかにかかわらず、日常生活が不安なおひとり暮らしということで、個々にご相談をさせていただきたいと思えます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 それで、緊急通報システムのパンフレットをいただいて、私常に持って歩いて、おひとり暮らしの方がいるとどうですかとお話を聞きながら説明して歩いているんですが、

うちは毎朝娘が来るからとか結構そういう支援体制があるところは多いわけですがけれども、これ大変わかりやすいパンフレットで、高齢の方もこの中だけ見ればもうこれだけのことをしてもらえるんだなど、これをつければ大変安心して生活を送れると。もちろん倒れないのが一番なわけですがけれども、万が一の場合はということで、簡略で大変わかりやすいパンフですので、これをぜひ周知をもっと多くの方に広げていただいて、安心して生活してもらえるように、しかも現状でもまだ枠は17件あるわけですから、さらなる個別の対応も含めて多くの方に知らせていただきたいと。この知らせる方法について、何か周知についてお考えございますか。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 ひとり暮らしということで日常生活が心配だということで、高齢者の実態把握とかしておりますので、地域包括支援センターの職員が足を運んでおりますので、そちらのほうにご相談されたり、あと市のほうの壺番館の窓口のほうに来るよというところで、ご本人はなかなか周知というのは大変だと思いますけれども、周りのそういった機関を使いまして周知していきたいと思っております。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 ぜひ相手待ちではなく、こちらから行く機会たくさんありますので、そういう方は、そういうところでも説明してあげられるようなやり方をぜひやっていただけたらというふうに思います。

続いて、同じくこの資料No.10の131ページの3項になりますかね、これ、公園費について伺います。あわせて150ページの教育費の13節委託料の樹木剪定伐採委託料、これは小学校費になります。そして、154ページの説明の4行目、これは中学校費の樹木剪定伐採委託料です。それで、担当が公園係ですか、あと教育委員会とそれぞれ違うかとは思いますが、清水沢にお住まいの方から連絡をいただきました。こういう文書でいただいたんですが、桜の花の病気が蔓延していますと。桜てんぐ巢病ですと。桜の木がほうき状になってしまう病気です。白石では千本桜等対策をしております。塩竈は何年もやっていないと思いますと。ぜひ質問で取り上げてくださいという連絡を頂戴いたしました。これについて、実際対策をとっているのか、現状はどうなのか、ちょっと2つの担当にまたがりますけれども、それぞれお答えいただければと思います。

○鎌田副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 私のほうから、132ページのほうの公園の関係についてご説明させてい

たきます。まず、市内の街路樹の病虫害の病気予防のための消毒については、定期的に行っているのが現状であります。まず、街路樹につきましては夜間作業で行っておりまして、公園については昼間の作業でということで行っております。今お話が出ました桜の木のでんぐ巣病につきましては、抜本的な予防ができないということですので、早期発見しましたら枝切りを行っているのが今の現状であります。以上です。

○鎌田副委員長 もう一件ですね。会澤教育委員会総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えします。学校においても、桜の木は教育的な観点からも大変重要な木でございます。各学校、樹齢を重ねた桜の木がたくさんございます。そういった中で、学校現場では校務補助員とか、それから緊急雇用の方たちを活用しての枝おろし、これのでんぐ巣病の対策といったら早期の枝おろしぐらいしかないんですけれども、そういったことに努めてまいります。また、高いところにできたものについてはなかなかできませんので、先ほど委員がおっしゃられた委託業者のほうにそういったところをお願いしながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 今のご答弁で結構だと思うんですが、そうした対策を見つけたらすぐ枝切りというのが最大のポイントだというふうに私も伺っておりますので、そのようにお願いして、そしてまた漏れなく巡回して、そういう病気が桜の木にないかということも漏れなくぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、同じ資料の132ページの事業内容でいうと都市再生整備計画事業について伺います。今本線塩釜駅の斜め向かいの元ファミリーレストランがあった跡地へ銀行建設が進んでおります。ここにいつも私質問する県道泉塩釜線のガードを拡幅して南宮インターが平成二十何年度にできて車両がどどつとふえるというのとあわせてこの銀行がここに開業するということで、車と人の流れが大分新駅周辺については変わってくると。27年度まで待たなくとも、銀行があそこの元ファミリーレストラン跡地にできることによって、大分車の出入りが変わってくるといふように、人の歩きも変わってくるといふように思うわけですがけれども、そうした点であの周辺は宮城県で一番複雑な交差点というふうにタクシーの運転手さんから伺ったことがあるわけですがけれども、車両、人の流れの変化に対応する危険性の対策についてお伺いしたいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 県のほうでは、こちらのほう泉塩釜線ですけれども、そちらの交通量の対策といたしまして、あそこのガード下の部分のほうに人導橋、人専用のトンネルを新しくつくるという形で、仙台土木さんのほうからは26年2月に設計のほうの形でJRさんと協定を結び、新年度早々調査に入りたいという形をお聞きして、さらに26年度は建物調査及び用地買収に入るという形をお聞きしております。また、そちらの前後ですけれども、トンネルの西側については歩道の設置並びに東側については路面等のほうの表示でもって歩行者のほうの誘導を考えたいというふうにお聞きしております。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 それは27年度、早ければ早いほどいいんですけれども、その銀行が建っているところ、あそこについての車や人の横断等の安全対策はどのように考えられているのかということをお伺いしたい。

○鎌田副委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 銀行の部分につきましては、もともと先ほどの食堂ですか、あれの店舗ありましたので、今の交通の流れとはさほど変わらないというような状況で考えております。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 時間もなくなってきたわけで、同じく塩釜駅の駅前広場の建設と駐輪場の建設について、去年は予定では昨年11月着工、ことし3月末竣工ということで、私またもや自分でニュースつくって、地域に来年3月には整備できて駐輪場もできると、石堂の災害公営住宅以来の失敗をまたしてしまったわけですが、この駐輪場、駅前広場の建設のおくれについては、なぜおくれたのかと見通しをお伺いします。

○鎌田副委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 駅前広場につきましては、平成24年度の補正予算ということでお認めいただき、事業のほうを進めてまいりました。こちらのほうですけれども、長年いろいろな懸案事項ということであったんですけれども、やはり今回土地のほうがJR東日本さんの持ち物であるという部分、そちらのほうのやはり協議というのに時間を要したという形になっております。さらに、工事等ですけれども、2月の末に請負業者さんが決定しまして、今業者さんとの打ち合わせをしながら整備のほうのふくそうをしないような形でもって工事ができるような打ち合わせのほうを進めております。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 今度はすぐビラにしてまかないように注意したいというふうに思います。

続いて、資料No.10の65ページですけれども、老人福祉費について、ここに何か書いてあるわけじゃないんですけれども、訪問理美容、床屋さん、美容院、この訪問理美容について伺います。これについては、実態として、卑近な例で恐縮なんですけど、亡くなった私の父と母、一緒にもちろん暮らしていたんですが、2人とも要介護3で訪問して髪を切ってもらっていたんですが、3,000円の理髪料と交通費が1,000円で1人1回4,000円かかると。これはしようがないなと思っていたわけではありますけれども、仙台市ではこういう理髪店や美容院に行けない介護施設や在宅の高齢者、仙台市だけじゃないですね、仙台市など14の自治体でこういう訪問の床屋さん、美容院さん、こういうのを利用する方に助成金を出しているそうです。市によって助成の内容は違いますけれども、仙台市の場合要介護3から5の方を対象に年4回まで、カット代として1回当たり2,000円の補助を出しているそうです。そこで、塩竈市としても、こういうなかなか床屋さんにはとても行けないという方がふえている中で、こういう助成制度をつくるというのは、要介護3に限らずですけれども、特になかなか歩けない人たちにとっては、あとさっぱりするし、気分もすっきりすると、元気が出るという事業だというふうに思いますし、また理美容院さんにとっても、ただ利益になるだけでなくボランティア的な要素もかなり含まれていてお年寄りにうんと喜ばれるという事業でもありますので、こういう助成事業をぜひ始めていただきたいというふうに考えているんですけれども、何か考えはございますでしょうか。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えします。最近、県のほうから、やっぱりこのような理美容関係の通知がまいりました。やはり県内でも十数団体行っているということで、塩竈市はどうなのかというところなんですけれども、今後検討させていただきたいと思っております。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 前向きのご答弁というふうに受けとめさせていただきたいというふうに思います。ぜひこの実現へ向けて力を尽くさせていただきますように、私どもも頑張りますけれども、よろしく願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○鎌田副委員長 次、ございませんか。志賀勝利委員。

○志賀委員 私のほうからは、資料No.10を中心に質問をさせていただきたいと思います。

まず、113ページの7項です。ここに復興交付金事業ということで、前年度19億8,700万円が26年度は11億8,300万円で、約8億円の減額、減っているよという形になっているわけですが、このメニューを見ますと、浦戸各諸島の漁業集落防災機能強化事業という中身になっているわけですが、この金額の減というのは、多分、まあ結構26年度に繰り越しされているわけですが、その繰り越しも含めてこの11億8,300万円でこの集落事業の事業というのが終わるのか、それとも終わらないでまたその先に繰り越すのか、ちょっとそこら辺教えていただきたいと思えます。

○鎌田副委員長 佐藤震災復興推進局次長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 113ページ、復興交付金事業費の農林水産業費の部分については、漁業集落防災機能強化事業でありますとか、あるいはあと野々島と寒風沢の漁港施設の機能強化事業、こういったものがこちらのほうの科目の中には入っております。今委員おっしゃるとおり、2月の補正で一部減額した部分等ございます。それからあと、要するに繰り越し等の予定も事業費としてはしておりますけれども、今回事業費が大きく減少しているポイントとしましては、実はあと昨年度、25年度の事業費につきましては、復興交付金の交付の都合上、過年度分というか将来の事業費についても一括して配分された経過がございます。ですので、26年度とかの事業費についても前倒しで交付された部分について一括して計上した部分がございましたので、2月議会で一部減額して今回26年度で再計上したというふうな事業費等もございます。

もう一つご質問にございましたように、こういった事業費については27年度までどういった見通しでできるかというふうな部分なんですけれども、11億8,300万円と、それから残っておる事業費等もございますので、27年度までについて十分やれるような事業費というふうなことで私どものほうとしては捉えております。今現在、実施設計のほうを取りまとめておりますので、総事業費というのはまだ確定していない部分がございますので、また追加で交付を要望していくというふうな事業費もございますので、その辺はご理解をお願いしたいと思えます。

それで、資料ナンバー17のほうに全体事業費のほうを計上させていただいております。32ページと33ページにちょうど24番以降で、24番でありますとか、27番、それから29番、それから31番、33番、こういった事業費が漁業集落あるいは漁港施設の防災機能強化事業といったものになります。

先ほど申し上げましたように、25年度に交付された事業費、これくらいありますけれども、

これらの事業費については全額をまた予算化しているということではございませんので、残額等を含めてまだ残っているというふうな状況であります。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私が心配しているのは、要はこの金額が減りましたと。ただ、26年度はこれだけでも、27年度もまたありますよと。だったら、同じ金額を26年度で前倒しはできないのかと、それだけ復興がおくれるでしょうというようなことで、そういう可能性があるのかないのかをちょっとお聞きしたかったんです。その点についてはどうですか。

○鎌田副委員長 佐藤震災復興推進局次長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 今現在は26年度の所要枠として、今回それぞれ要望させていただいた金額として積み上げた11億8,300万円が26年度のほうの事業費として見込んでおります。ただ、委員おっしゃるように、事業が進めば当然前倒しできる部分については前倒ししていきたいと思っておりますので、必要な補正というのを今後とも、要するに既に交付決定されている部分がございますので、それらと一緒に追加で補正予算のほうを計上していきたいなというふうに思っております。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 今年度は15億やっているわけですから、19億か。そうすると、今年度も19億の予算を立てても別にいいんじゃないかというふうに思ったものですから、そういったことが、ですから復興のおくれにつながらなければいいなという思いで質問させていただきました。

それで、同じ113ページで高度衛生管理、魚市場関係ですね。これが25年度が16億の予算で、26年度は10億2,300万円ということで、高度衛生管理の荷さばき所の予算しかここに計上されていないんですが、そのほかに岸壁の補修とかというようなところは、これは別枠でまた何か計上されていくのですか。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

ご質問いただきました資料番号10の113、114ページ、高度衛生型荷さばき所の整備事業ということで、関連して今岸壁等の補修ということの整備事業費はというご質問でございました。塩竈市の魚市場につきましては、底地は宮城県の土地になってございます。そちらを占用させていただきまして、塩竈市で魚市場、あるいは荷さばき所を建設しているということになってございまして、現在県のほうでその岸壁、栈橋等の災害復旧工事を進めていただきながら、そ

れとあわせまして市のほうで荷さばき所本体のほうの建築を進めているということになりました。ただ今ご質問ございました岸壁、栈橋等の復旧工事につきましては宮城県の事業という形になりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。以上です。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そうすると、これは建屋は市ですよ、建物については。ですから、その辺の予想、進行管理というのですか、どこまでも26年度はこの荷さばき所だけで終わって、やっぱり建屋の部分までは進めないという現状なんですか。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今のご質問にお答えいたします。高度衛生管理型荷さばき所整備事業、これはいわゆるB棟、B棟と呼ばせていただいている部分であります。B棟の建物本体については、25年度で既に契約済みでありますので、ここで計上させていただいております10億2,300万円につきましては、電気設備、その他魚市場として必要な機械設備等を計上させていただきまして、25年度と26年度のこの予算で、まずはB棟のほうの整備が進められるということでご理解いただければと思います。A棟等の工事については、今後また26年度中に追加発注という形をとらせていただくべく今努力をいたしているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 やっぱり岸壁が使えなくて、水揚げにかなり支障を来しておりますので、そして、ましてや残りの部分を全部1回で取り壊して工事ができないという難しさも抱えている中での工事ではあると思いますけれども、できるだけ早目に早目にめどをつけていただいて、魚市場の関係者の方々と打ち合わせをしながら工事を進めていただければなというふうに思っております。

それとあと、次に同じ資料で112ページ、前のページです。水産振興費というところでちょっとお伺ひしたいと思います。水産振興費の補助金の54万円計上されておりますが、これは表彰費ということでよろしいのか、それとも別の、ほかにも何かあるのか、ちょっと教えていただけます。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 112ページの19節負担金補助金及び交付金の中の水産振興事業費補助金50万円ということによろしゅうございますでしょうか。はい。こちらにつきましては、各水産関係の団体に対しまして補助金を出しながら、ブランド化の事業の推進並びに先ほどの

質問に関連してまいります、新しい魚市場ができた後の衛生管理の部分での検討をしていただくような費用、そういったものを合計54万円ということで計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 今のおっしゃったような事業で54万円だけで何ができるのかなとちょっと思ったんですが、具体的にどういうことをやろうとしているのか、ブランド化というのはどういうことをやろうとしているのか、ちょっと教えてください。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 まず、ブランド化事業につきましては、さきの施政方針に関する質問でもご答弁をさせていただいたところでございますが、今塩竈の市場で一番中心の食材、商材となっております「三陸塩竈ひがしもの」、こういった部分のブランド化事業に要する経費ということで、これまでですと買い受け人組合さんのほうに補助をさせていただきながら、ポスターの作成でありますとか、各地に行つてのPR活動とか、そういったものに活用させていただいているところでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、主にブランド化の事業に使うということでよろしいですか。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 恐縮でございました。ブランド化事業の部分で大体24万円、それから残り30万円という部分につきましては、先ほども申しましたが、高度衛生管理の検討の部分とかそういった部分で、例えば今度新しい市場になりますと、市場そのものにマグロの直置きとかがちょっとできなくなるというようなことになってまいります。そういった際の例えばどのような形での陳列販売を行うかという部分で、例えばすのこですとかそういったものをサンプルとかを購入しながら、こういった形での販売をしていくかというのを今いろいろ業界さんと一緒に検討させていただいておりますので、そういった備品のサンプルの購入費とかそういった部分に充てる費用ということで計上させていただいております。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 よく理解できました。最初からそういうふうに答えていただければ何回も質問しなくて済むわけですけれども、答えをはしよらないで、内容わからないわけですから、それで聞いているんですから、お答えいただきたいと思います。

それと、その下に水産加工業活性化支援事業補助費290万円というふうに書いてあるわけですが、この中には多分シーフード見本市も入っているのかなと思います、そのほかにどうい
うものが入っているのか教えてください。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 水産加工業活性化支援事業補助金290万円計上させていただ
いております。内訳といたしましては、ただいま委員からお話ございましたフード見本市の補助
金としまして100万円、こちら商工会議所さんのほうでやっていただいておりますので、事業
費の補助金という内容となります。それから、開放実験室の検査の助成金として130万円、こ
ちらは開放実験室で水産業界の加工品、あるいはそういったものの成分の検査を行っている
ところでございますが、検査手数料が値上がりになりました部分を業界の負担分を軽減するとい
う意味で一部助成をさせていただいている内容でございます。

それから、魚食普及事業として30万円、こちらは市内、あるいは近隣の小学校・中学校とか
に行きまして、魚について理解を深めていただきながら魚食の普及に役立てるということで、
その面の費用で材料費等の提供で30万円を計上しております。

それから、最後に新商品の開発事業費と30万円、こちらは買い受け人組合さん等を通じまし
て新たな商品の開発に取り組まれる業者さんに対しての補助の分ということで計上させていた
だいております、以上合計で290万円という内容になってございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そうすると、実質的にはその水産加工の活性化というこ
ろでは実質魚食普及と新商品開発の60万円というところで、あとは見本市が100万円と、合計
160万円ということだというふうに思います。それはわかりました。

それで、次に、同じ資料ナンバーで漁船対策費、260ページです。（「特別会計でないの」
の声あり）ああ、これは特別会計か。なるほど。失礼しました。

それでは、あと同じ資料で7款商工費ですね。前年度から約9,300万円ふえているというこ
とで、その主な中身というのは割増商品券事業4,500万円と、あと災害対策支援事業5,424万円
という中身なんです、これについては一応仮設店舗の解体費用でありますよというところで、
先週ですか、お聞きしたわけですが、商工費の活性化の事業として、今まではずっとシャッター
オープン事業、それから商人塾ということが行われてきているわけですが、どうもシャッター
オープン事業をやるのが商工振興のメインになってしまっているというような私気がする

わけです。本来は、シャッターオープン事業というのは暫定的な措置であって、やはりそういう事業に取り組まなくてもいいような商店街をどうやってつくっていくかということが一番大きなテーマではないのかなというふうに常々感じているわけですが、その辺について、市長、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけます。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 商工費、全体の予算でござんいただきますと、6億6,995万8,000円であります。この中身一つ一つ取り上げることはご容赦いただきたいと思いますが、後ほど担当のほうから特にこういった部分ということでご説明をさせていただければと思っております。例えば昨日も市内のホテルをお借りしまして、塩竈市にご支援をいただいております各市のほうから名産品を持ち寄っていただきましてイベントをさせていただきました。本市からも、逆に県内各地から訪れていただいた方々に塩竈市にもこういうすばらしい商品がありますよということで、市内の商店の方々にも七、八店舗ご出店をいただいたと記憶をいたしておりますが、朝からもうお客さんが満杯の状況でありました。2時半までの時間でありましたが、ほとんどの商品が売り切れになったというような状況でありました。実は、こういった取り組みを年間を通じてさまざまな機会にさまざまな場所で展開をさせていただいているところでありまして、そのほかにも「駅長オススの小さな旅」でありますとか、この時期には「ひなめぐり」というイベントも開催させていただきました。これはほんの一端でありまして、そのように切れ目のないさまざまな活動を展開しながら、地域の商業の活性化につながればという思いで取り組みをさせていただいているところでありまして、今委員のほうからお話をいただきました商人塾等についても、そのほんの一部分ではないのかなと思っております。これからも、幅広く多くの市民の方々に「塩竈頑張っているよね」というようなことを言っていただけるような下支えを我々はしっかりとやってまいりたいと思っております。後ほどまた担当のほうから思いを少し触れさせていただければと思います。

○鎌田副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、担当のほうからちょっと思いを述べさせていただければというふうに思いますが、今市長が申しあげました部分、主には117ページから118ページの観光物産費というところに該当してくる中での事業ということになるかと思っております。商工費といいますと、こういった観光物産費以外に商工振興費、それから雇用対策費、それから消費者対策費などでこの費目が構成されている状況にございまして、金額的に大きいものに

つきましては商工振興費といったものが26年度でも5億5,225万5,000円ほど措置されてございます。先ほどから話として出していただいております例えばシャッターオープン・プラス事業、あるいは商人塾以外に市のほうでは中小企業の対策としまして、例えば中小企業に対する融資関係の業務も行っております。金額的にも、例えば116ページの事業内訳のところにも掲載してございますが、中小企業対策融資事業として4億3,000万円ということで、市内の金融機関に預託を行いまして、中小企業の資金確保、これに対する支援措置を行っているところでございますし、また借入れをいただいた場合には信用保証料の2分の1を市のほうが負担したりということで、なかなかこの部分は経常的に毎年やっている事業にはなりませんけれども、このようなことで商店街の活性化とあと中小企業の振興、そういった2つの側面から市内の産業の支援、あと当然この同じ事業内訳のほうにもありますが、企業誘致活動推進事業ということで計上してございますけれども、いきいき企業支援制度を活用した奨励金の交付なども行ってあります。それからあと、商工会議所のほうにも補助金を交付いたしまして、中小企業の相談業務などにも取り組んでいただいているところでございますし、大変地味な事業ではありますがけれども、毎年このような事業を予算措置をしまして、市内の産業の活性化、それから中小企業の育成を行っているところでございますので、よろしくお願いたします。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私も、塩竈に昭和55年に戻ってもう30年以上たっていて、ずっと塩竈というまちを見てきております。残念ながら、活性化とはちょっとほど遠いね。どんどんどんどん衰退していくような感じがしてならないわけです。それで、結局活性化という言葉は、文字であらわしても、実際に現状を見た場合にどこが活性化なのかと、活性化どうなっているんだろうというところに話が行ってしまうわけです。いろんな事業をやっているのはわかります。だけれども、その事業をやっている結果がどうだったのかということだと私は思います。そして、従来どおり、従来こうやっていますよということじゃなくて、従来どおりやってきているのはだめ、活性化になかなかつなげていけないんだから、もっと違った観点からアプローチしていかなくちゃいけないんじゃないのかなというふうに感じるわけです。そこが何なのかということ、やはりちゃんと役所の方々に考えていただく。当然商店街の方々も考えなきゃいけない問題ではあるとは思いますが。商人塾、確かに役所主導でこういった勉強会をやっていただくのも結構だと思います。ただ、商売やってきている私からしたら、税金を使って勉強する場合じゃないだろうと。むしろ自分たちで身銭を切ってやらないと真剣に本当になれないんじゃないのという

思いもいたしております。そして、やはり会社を何とかしたいと思うのであれば、みずからが外に出て勉強すべきだというふうに私は思っております。それがやっていることが悪いというんじゃないで、そのぐらいの気概を持っていかないと今の時代なかなか生き残れませんよということであって、やはりそここのところを何かはき違えてやっていることで安心していると、その先がないのかなというふうにも思いますので、役所でそういうふうには支えてもらうのはいいんだけど、もっとやっぱり自助を促すようなことをやっていかないと、口あいて棚からぼた餅落ちてくるのを待っていたんではいつまでたってもよくなりませんよと思いますので、そういうところをもうちょっと一工夫していただけないかなと、同じお金を使うのであれば。金融事業も大事なことではあると思います。少しでも安い金利を借りれば幾らかでも助かるわけではありますけれども、銀行でも安い金利で貸してもらえるようにやっぱり自分の会社をきちんとしていくということがまず第一義的な問題でありますし、そういうところがもうちょっと何か足りないなという今感じがしてならないわけで、この1年じっくり考えていただいて、来年の予算には、おおやったなと思えるような予算案をご提示いただければ幸いです。よろしくお願ひします。

それと、同じ資料で42ページ、ここの下のほうに総務費の文書広報費の中で下から2行目、地域放送活用事業223万6,000円ということを出ているわけですが、これはどういう中身なのかお知らせください。

○鎌田副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 こちら月1回発行の広報紙では補い切れない、広報紙、毎月末、頭にかけて各世帯配布しておりますけれども、タイムリーな情報であるとか緊急的にお知らせしなければならない情報、それから復興情報、支援情報、災害発生時における緊急速報などの発信をラジオのほうでやっていただくということで、そのラジオ放送番組ということで、委託料という形で放送を確保するというので予算を提案させていただいておるものでございます。内容的には、しおがまタウンメッセージというふうな番組を1日3回、それを毎週やっていただくと。それから、声の広報、これを1日2回、これも毎週やっていただくと。それから、しおがま復興通信という番組をやっていただいておりますが、これも1日2回、これを5日やっていただくと。あと、しおかぜ復興通信、これは休日版ものになります。先ほど申し上げましたしおがま復興通信というのは平日版、今申し上げましたしおかぜ復興通信というのは休日のプログラムでございまして、これを1日2回土日にやっていただくということになっておりま

す。それから、緊急放送等もある程度の枠をとっております。

ちなみに、ただいまも放送していただいておりますけれども、議会中継、こちらは中には計上しておりません。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。それで、いつも私FM放送の件については、どれだけの効果があるんですかと。例えば効果というのは、聴取率だと思うんです。ところが、いつも聴取率は調査していないのでわかりませんということで、これだけの二百何十万円という費用をかける、魚市場の新商品開発は30万円しかない。私からしたらどっちが大事なんだろうな。どちらも大事かもしれませんが、何かお金を使うところが違うんじゃないのというような感じもいたしますし、それと原資がふるさと復興基金ですか、そうすると今回の予算委員会でいろいろな要望が出ています。それが大体ふるさと復興基金から抽出できないのかと。そうすると、13億1,000万円使っちゃって残りが7,000万円しかないよと、だからなかなか難しいですよという、るる何回もそのお話をいただいているわけですが、何となくそんなに聞いている人いないんだろうなと思って、念のために先日インターネットで宮城県内のラジオの視聴率なるものがやっとなってきましたので、ちなみにお話しすると、これはTBSラジオ、東北放送ですね、これが週平均で3.3%だそうです、聴取率が。FM仙台はそれをちょっと下回って2.2%かな、1日の平均です。そうすると、例えばベイウエーブの聴取率というのを考えると、東北放送までのいるのかなと。3%で例えば考えても、2万2,000世帯、3%で660世帯しか聞いていないと。そういう放送に、確かに漏れを防ぐという趣旨はわかりますけれども、じゃどこまで漏れを防げるのという逆に私は疑問を感じるわけです。広報を見ない人がFM放送を聞いているのかどうかわかりません。ですから、そういうところをやはりもうちょっときちんと調査した上でやはりこういう予算をつけていただければなど。というのは、聴取率なんていうのはちょっと1,000軒ぐらい抽サンプルして往復で聞いているか聞いていないかくらいやれば地元のあれでわかるわけですから、調べる気になれば。往復はがき100円です。そうすると、1,000枚配っても10万円で済むわけです。それが、結果が220万円使って大きな結果が得られるんだということがわかればそれにこしたことはないわけですが、やっぱりどうもそのところが何か気になって本当なのかなという思いがずっとしているわけです。それで、例えばこの今回の復興事業において重点雇用促進事業という名目で平成23年は855万円、6人の方を雇用すると。平成24年は1,626万円、6人の方を雇用する。平成25年度、重点雇用促進事業ということで1,463

万円。3年間で3,944万円の税金がここで投入されているわけです。それと、去年ですか、体育館の敷地内にウェーブ放送のアンテナを5,000万円で塩竈市がつくってあげて、FM放送に、何年貸すのかわからないですけども、無償でずっとお貸しするという事になったわけですが、その辺が何かずっといつも釈然としないわけですが、市としては例えば聴取率の調査とかするご意思は全くないんでしょうか、その辺お聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 このラジオのことだけではなくて、長期総合計画全体の進展ぐあい等について、市民満足度調査、そういったところに包括した形でどのくらい聞かれているのかというのはいずれ調査しなければならないだろうなというふうに考えております。あと、視聴率というの、どのくらい聞かれているんだろうということもあると思いますけれども、震災後の議会の特別調査委員会からもご提言いただきましたように、情報提供するという意味でコミュニティFM放送の重要性というのを議会のほうからも提言でしたか、報告書という形でご提言頂戴いたしておまして、現在隣の多賀城、七ヶ浜さんなんかでは、これからそういうコミュニティFMをつくろうというふうな動きが、今まさにそういうふうなことをやっていらっしゃるわけでございます。震災だけではございません。今まできょうのいろいろご質疑の中でもありましたように、市政情報のPRというのは、どれだけ、コストも限られる中で、やはりPRに力をかけなければ情報が必要な方に届かないというふうな部分でございます。そういったことから、我々としては情報提供の機会をなるべく広く持つというふうなことの意味合いで塩竈市の独自性を持っているこの地域放送のラジオというところで情報提供をさせていただいているというふうな政策でございますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 PRということであれば、もうちょっと視聴率の高いほかのメディアだって私はあると思います。そういうところも検討されたいかがかなと。1世帯当たり、さっき言った660世帯ですと、この5年間でやっぱり30万円近いお金がかかっているわけですから、だからそういうところ、費用対効果ということを念頭に置かれるのであれば、そういうこともきっちり調査されてやられたらいいかなと思いますので、ぜひ、先ほど調査についても、ほかのあれと絡めてやっていただけるような前向きなご回答もいただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、次に、先ほどもちょっと質問出ましたけれども、同じ資料No.10で97ページ、このじ

んかい処理のことでちょっとお聞きしたいと思います。先ほど生活ごみと資源回収委託業務のことで説明をお聞きしました。それで随意契約であるというようなこともお聞きしました。たまたまちょっとこの業界の方のお話を聞いたときに、生活ごみの運搬業務委託料がどんどん削られて、資源物収集のほうに予算が回っていつていると、ここ何とかならないんだろかというようなお話を聞いたことがあるんですが、例えばこの生活ごみの運搬収集委託料というのは、10年前と今現在でどのくらい違うものですか。5年前でもいいです。

○鎌田副委員長 どなたか。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 大変申しわけないです。10年前というちょっと資料は、はい。平成20年では、生活ごみの収集運搬業務委託については、1億2,978万円の予算で対応しておりました。ちなみに平成24年、前の年度ですけれども、1億2,967万5,000円と若干ちょっと目減りはしているところでございます。以上です。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私がお聞きしたのは、生活ごみ収集運搬委託料と、それから資源物収集及び選別回収業務委託料、それぞれ今と5年前を教えてくださいませんかということをお話しました。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 生活ごみと資源物回収、ちょっと別々な形での収集運搬になってまして、その資料はちょっと今持っておりませんので、後でお答えしたいと思います。申しわけありません。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ、後で資料として出していただきたいと思います。

その次です。まず、26ページです。ここの部分でまず観光交流推進事業1,000万円というのが、これはふるさと塩竈まちづくり基金の中に入っているんですが、これ何番だろう、1節の7項の横に行って5行目、観光交流推進事業1,000万円……（「志賀委員、マイクをもうちょっと近づけて」の声あり）観光交流事業1,000万円、これのちょっと中身を教えてください。

○鎌田副委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 こちらのの中身でございますが、大きくは地域間交流、いわゆる派遣職員を派遣していただいております自治体へのこちらからのPR事業、あるいは東京とか大都市圏に対するキャラバン事業等の経費が大きいところです。中身を見ますと、約半分が旅費という形になりまして、そのほかキャラバンに行くためのポスター、チラシ、あるいはノベ

ルティール費、そういったものなんかが含まれる内容になっております。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、年間何回ぐらいの予定で、それで実際キャラバンを、今年度はやっているのか、その結果はどうだったのか、それから来年度の予算の中でどの程度やる予定にしているのか教えてください。

○鎌田副委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 25年度のまず実績のほうでございますが、25年度は約18回ぐらいのキャラバンということで、表のほうに出させて、他地域のほうに行つてPR活動をさせていただいております。26年度も同様ぐらいの数、特に職員派遣いただいているところ、1回では行けないので、例えば地域を区切って関西方面、あるいは北陸、今回富山とか行つて満遍なく全地域に私たち回りたいというふうに考えておまして、来年度は回っていない地域を特に中心に回つて、回数的には25年度と同様の約18回から20回程度ということで考えております。

○鎌田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 再開

○伊勢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議において答弁漏れのあった内容について、当局より発言の申し出がありますので、許可いたします。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほどの志賀委員のご質問にちょっとお答えできない部分がありましたので、今お答えさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、ちょっと10年前ということで、平成15年と20年と25年で、この3つで予算額のお話をさせていただきます。平成15年のいわゆる生活ごみ収集運搬業務の委託料の予算は6,576万8,000円でございます。平成20年が5,619万6,000円、昨年度は5,496万8,000円でございます。再資源化、資源物収集及び選別回収業務委託のほうですが、平成15年は1億4,685万7,000円でございます。平成20年、こちらが1億2,870万9,000円でございます。昨年度平成25年度は、1億2,928万7,000円でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。香取嗣雄委員。

○香取委員 それでは、私からも最終……、簡単にお聞きしてまいりたいと思います。

最初に、資料番号の10番の26ページでございます。

ちょうど中段ほどに浦戸軽自動車車検時運搬費助成事業105万円、この件についてちょっとお聞きをいたします。この105万円は、浦戸の軽自動車が期限が参りまして浦戸から本土へと車検を受けに来る移動費だと思いますけれども、1台往復で1万5,000円ほどを上限として片道の7,500円を助成するということでございます。私からお願いしたいのは、今あのように甚大な被害を、市内と比べますと、あの寒風沢であり、野々島であり、桂島であり、朴島であり、大変な被害を受けたわけでございます。その復興に、復旧につけても、島民の方々は一生懸命今努力、頑張っておるところであるわけございまして、やはり一番の機動力を発揮できるのは、あの4島5部落、軽自動車が何よりの手段ではないかなと思っております。ですから、片道だけでなく往復を助成できたらいいのかなとこういった気持ちでおりますので、当局の考えはどのようなのかなと思っておりますので、お聞きをいたします。

○伊勢委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 今回浦戸軽自動車車検時運搬費助成事業ということで、105万円ほど予算を計上させていただきました。今回の助成につきましては、1台当たり片道7,500円を上限としております。往復運搬された場合には1万5,000円が上限というような形になります。ですから、片道分7,500円、帰り分7,500円、合計で1万5,000円までは助成しますということになります。以上でございます。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 それは私質問で言ったとおりでございます。これを片道ではなく往復になんねえのかとこう聞いたわけでございます。

○伊勢委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 そうですね。実は、こちらの助成額につきましては、1台当たり2分の1を助成するというものを想定しております。大体浦戸から塩竈まで車1台軽自動車運ぶ場合、1万5,000円ほどかかるような形になります。ですので、片道浦戸から塩竈まで運ぶのに助成分は7,500円かかります。車検が終わりますと、今度塩竈から浦戸まで運ぶということになりますので、何と申しますか帰路の部分も7,500円補助するということですので、

合計で往復分1万5,000円を上限として補助するというような形になります。それでよろしいでしょうか。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 もう一回ちょっと聞きますけれども、往復助成していただけるんだね。往復ね。そうすると、今あれを塩竈に、そして塩竈から島へというのはどういうフェリーというのかな、どういうのを使っているんですかね。

○伊勢委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 今現在NPO法人で運行しております浦戸フェリーなのはな丸というのがございます。大体そのなのはな丸を利用して運ぶケースがほとんどかと思います。以上でございます。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 ロータリークラブさんから寄贈された船だと思うんですけども、あれはただいまそういった軽自動車の車検云々ですけれども、一般的にはふだんどうの用に利用されておるのでしょうかね。そしてまた、利用頻度というのですか、それをお知らせをお願いいたします。

○伊勢委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 なのはな丸の利用の形態ですけれども、先ほど申しあげました車検のときですとか、あとはよく工事関係車両などが島のほうに入る場合、あるいは建設資材などをトラックごと運びたいというときなど、よくなのはな丸を利用されているようです。ただ、その利用頻度になりますと、ちょっと私のほうでもわからない部分がありますので、ちょっとその辺は答えにくいところがございます。以上でございます。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 どうもありがとうございました。

それから、同じ10番の123ページ、道路橋梁総務費をちょっとお聞きしたいと思います。道路橋梁総務費というのは、いろいろこの中には項目いっぱいあろうかと思えますけれども、こう見てみますと、一番最初に目につくのが道路、いわゆる道路台帳整備事業費、それから次のページの126ページ、ここにも道路台帳整備委託費300万円、こういったものが出てくるんですけども、これはもう、じゃ、これと道路維持費2,648万4,000円、道路維持補修工事費2,495万円、路面補修等委託費1,670万円、そういった道路の維持費、道路維持補修費、それから道

路管理費とかこういったものが出てくるんですけども、おのおのにこの道路はどういったところに予算をつけているとか、これはこの箇所をこうするとかということをちょっと詳しく教えていただきたいなと思うんです。また、道路市内各所の補修工事とかいっぱい出てくるんですけども、これをひとつご説明をお願いをいたします。

○伊勢委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 では私のほうから、まず124ページの道路台帳整備事業費のほうからご説明させていただきます。まず、道路台帳整備事業費につきましては、その内訳は、まず1つは道路管理を行うためのシステムを導入しておりますので、そのシステムの保守管理費の部分が43万円ほど計上しております。また、道路占用に伴いますシステムの業務委託の部分がありますので、それに43万円、あとは道路台帳の整備の委託料としまして300万円ほど予定しております、合わせて395万円を計上させていただいております。

続きまして、126ページの道路維持費の部分についてご説明させていただきます。道路維持費につきましては、これは主な事業費の内訳なんですけど、この部分につきましては、市内各所の道路の路面補修の委託料としまして今1,670万円ほど予定しております。この路面補修等委託料につきましては、要は路面上にポットホールとか穴とかそういうものが確認された部分を緊急的に補修していく、また側溝等の排水不良の部分がありましたら、その部分について対応していくというようなそういう中身の委託料になっております。

続きまして、道路維持補修工事費につきましてご説明させていただきます。この道路維持補修工事費につきましては、市内の各所の補修工事、例えばですが、路面補修で対応し切れない部分、工事量として若干大きくなるようなものについて対応していくというような内容の工事費になっております。以上です。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 どうもありがとうございました。結構この道路整備費というのは、いっぱい出てくるものですから、ちょっとお聞きをしたわけでございます。

それから、同じ128ページの工事請負費、施設設備工事がこれまたここに出てくるんですけども、これは具体的にはどういった施設で設備を工事なさるとか、これもちょっと詳しくお聞きいたします。

○伊勢委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 お答えします。128ページの15節の工事請負費のことでよろしいでしょ

うか。この15節の部分につきましては、まず1つは市道整備事業ということで予定しております。その中で箇所として捉えていますのが、先日もお話しさせていただきましたが、本塩釜駅前前の広場の整備工事と、あとは新浜町3丁目6号線ほか2路線の改良工事等を予定しております。以上でございます。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 ありがとうございます。

次に、橋梁整備工事費、整備事業費2,000万円、同じ128ページですけれども、この中身もちょっと教えていただきたいと思います。

○伊勢委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 お答えします。128ページの橋梁整備事業費2,000万円の内容なんですが、この部分につきましては、具体的に塩釜陸橋の補修に伴う委託費、詳細設計を伴う委託費のほうに26年度考えておまして、事業費をつけさせていただいております。以上です。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 と同時に、171ページ、災害復旧費の中で道路橋梁災害復旧費4億7,670万円と出ておりますけれども、申しわけないんですけれども、これもまた中身をお知らせをしていただきたいと思うんです。

○伊勢委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 172ページの道路橋梁災害復旧費4億7,670万円の内訳につきましては、今道路災の部分で復興交付金事業等との重複の部分がありますので、この部分で路面の復旧ができない箇所、この部分について調整後速やかに道路のほうの復旧作業を行うということで事業費をつけさせていただいております。以上です。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 橋梁、これ橋ね、これ市内のどこどここのこういった橋ですよというところをちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども。

○伊勢委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 災復部分は災害復旧事業の事業費としまして、ここで道路橋梁災害復旧事業費と載せていますが、災害復旧事業の中でここで示していますのは、あくまでも路面災の部分を示しております。以上です。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 ちょっとよくわからないんですけども、わかるように説明してもらえないかな。

○伊勢委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 橋梁の災害復旧事業じゃなくて道路の、災害復旧事業につきましては、事業名としましては道路橋梁災害復旧事業費という名称になるんですが、ここで示しているのは具体的に橋梁の災害復旧じゃなくて道路の部分で、塩竈市として道路の災害復旧、道路の路面災の災害復旧事業費を示しております。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 橋ではないわけですか。（「違います」の声あり）

○伊勢委員長 鈴木建設部長。

○鈴木建設部長 補足でお答えします。香取委員、最初のご質問であった土木費の予算の123ページ、124ページをお開きください。橋梁も含めて道路施設になりますけれども、これは予算のくくりの言い方です。こちら123ページは、道路橋梁費とあります、2款で。1項が道路橋梁総務費、道路関係は道路橋梁費というふうな形で大きくくくって予算の枠組みをつくっていきます。それで、171、172ページ、こちらは大きく、道路だけじゃないんですけども、災害復旧費のいわゆる事業名、言い方は公共土木施設災害復旧費とちょっと長いんですけども、そのほかに農林水産業施設災害復旧費とかとこういう大きく分けていて、道路に関するやつを道路橋梁災害復旧費という表現になっているというのが。ですから、橋梁災が、橋が壊れてそれを直すという橋梁災害復旧があってもなくても、道路橋梁災害復旧費という表現になってくるんです。それで、今川名課長が答えましたように、今回172ページの工事請負費で4億6,900万円何がし計上させてもらっていますけれども、これは中身を全部見ると、いわゆる橋梁とか橋の災害の箇所はございません。一般的に路面災というか、亀裂入ったり、側溝がでこぼこになって壊れたところの、この間の震災の災害復旧費ということで4億6,900万円なんですけれども、純粋に橋の災害の箇所はございません。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 わかりました。私、また市内にも何カ所かいろんな橋ありますので、これを復旧させる、壊れて破損した、それを復旧させるのかなと思って、どの橋かなと。前々からお願いしている橋もあります。それもその中に入っているのかなと思って期待をしてお聞きしたわけでございまして、それはそれで結構でございます。まあいいです。

それから、道路等にかかわりますけれども、136ページ、同じ資料10番の。まず1つは、港

町地区復興道路整備事業 3億6,100万円、それから都市計画道路八幡築港線関連市道整備事業 6,381万5,000円と事業内容に入っておりますけれども、一番最初お聞きしたいのは、今港町地区の復興道路整備はおかげさんで大分やっていただいております。しかしながら、都市計画道路の八幡築港線、これは全然手がつけられていないような感じがしております。昨年度当初におきまして、地域の住民説明会を開いていただきましたときには、26年度での八幡築港線は完成しますよと。と同時に、その八幡築港線との取り付け市道、まさに今港町地区で一生懸命やっていた道路もその取り付け道路となりますし、それから舟入1・2号線とか、牛生7号線、そういったところも取り付け道路となってくるわけでありまして、これが26年度には完成しますよという説明会で受けた期限がもう既に本当の1年間しかなくなったということで、果たして完成見られるのか見られないのか、それともこれが何年くらいにはそうなりますよとか、予定がわかるのであればひとつお聞かせ願いたいと思います。

○伊勢委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 まず最初に県のほうで整備しております都市計画道路八幡築港線につきまして説明したいと思います。まず最初に貞山橋から塩竈に向けての芦畔町地区という震災前から行っているところでありまして、こちらにつきましては、今現在工事箇所を西側と中央部、東側と3段階に断面を切りかえながら施工しているという形になります。そちらのほうの工事につきましては、27年の3月ごろに向けて完成したいというふうに伺っております。

さらに、その次ですけれども、復興事業で行っている牛生町、港町地区でありますけれども、まずこちらの地区につきましては、今年度、補償調査、建物等の調査をしていると。こちらにつきましては、県のほうでは13の業者を使って今一斉に建物調査をかけているというふうに伺っています。来年度、26年度からは一斉に用地交渉に入りたいというふうに伺っています。完成のほうは、最終的には復興事業でありますので27年度を予定しているというふうに伺っております。

続きまして、八幡築港線関連の市道整備事業でありますけれども、こちらにつきましては、県が進めております八幡築港線の整備にあわせて、こちらの道路は4車線化の道路となります。新たに中央分離帯というのが設置されるということになりますので、そちらに接続する市道につきましては、左折で入る、左折で出るとかそういった交通制限が発生してきます。そちらにつきましては、信号処理による交差点化という形になりますけれども、市道につきまし

ても、一定の整備がされるということになっております。ただ、こちらのほうも、県の整備に伴いまして、県のほうのすりつけの範囲である一定程度の範囲しか整備がされないということになります。その先については県のほうではできませんので、今回そちらの部分を一定の整備のほうを市のほうで行いたいということで、今回接続する4路線になりますけれども、そちらのほうの調査並びに整備のほうを計上しているという形になっております。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 どうもありがとうございました。私もちょっと説明会に出たんですけども、あのときの説明会では、もう26年度ですっかり完成しますよというお話だったのね。今聞きますと、26年には用地買収だ何だという、まあ本当に今からあと2年、3年とかかるんじゃないかなと思うんですけども、我々、そのおくれ、どうしているんだかなと、住民の方からいつからっしょと聞かれますけれども、いかんせんこれは県の工事であるということで、市役所の方に聞いてもはっきりした返事は、県に聞いてみなければわからない、そういうことでありますので、やはり計画変更がございましたり、それから計画が延び延びとなるようなときがありましたら、一応最初に約束したのが26年度中ですよという約束もしてありますので、その都度こういうわけでおくれる、こういうわけこうだというところをまた地域の人たちにはいろいろお知らせをしてもらいたいなとお願いをいたします。とにかく約束した説明会には、県もそうですけれども、市の建設、土木、そういった部長さんも出席しての説明会でありまして、文句の一つも言いでなあと思っても、その出席した部長さんはもう定年でいない、新しくなられた部長さんはわからない、県に聞いてみなければわからない。それでは、やっぱり私ら地域の皆さんからいろいろお話を賜っている人間としては答えようがないものですから、ひとつそこら辺を密に、地域の方にもこういうわけでおくれていると、こういうわけで何年何月ころになりますよと。そういったことばかりじゃなく、あの近辺の人たちは、26年度完成だと、できるんだどや、ああいがあったな、んで、おらも協力すっぺということで、用地買収に絡む人たちはもう既にここまでのセットバックしなければならないと、それには塀をつくり直す、それから庭をこうする、ああする、そういった協力する人が計画に基づいて業者に見積もりをもう既にお願ひして、業者と契約している方もございます。しかし、4月からのご存じのとおり消費税の関係とか、そんなの、それからまた建築資材の高騰とかでなかなか今見積もってもらった業者といちゃもちゃになっている方もございます。ですから、そういうところを早くわかり次第、地域の人たちにも教えてもらうのが肝要かなと思ってこういった質問をさせていただきました。

よろしく願いをいたします。

○伊勢委員長 鈴木建設部長。

○鈴木建設部長 私もこちらに来て、去年ですか、用地補償の着手ということで県のほうの説明会に同席しました。今香取委員おっしゃった時期は、多分復興交付金事業で県の八幡築港線がもう港線まで一気に4車線化できるというときだったと思います。復興事業で何年かかるかわからない。県のほうも、なかなか一気に進められなかった県道だったんですけれども、復興交付金事業で一気にいきますということで決まった当時に説明会やったと思います。去年もいよいよ予算どりでその用地補償の補償費関係の調査に入らせてくださいということで、去年の夏ですか、説明会やりました。そのときにも、事業のおくれというと変ですけれども、これから用地補償費関係で十何本かな、委託関係が、それで一気に全部出さざるを得ないということで、県の土木事務所もあんなに用地補償の業務委託を出すのは初めてだとかは言っていたんですけれども、そのときも住民の方々からいろいろ質問があつて、その後で発注したわけです、補償コンサルタント業者に。実際、この間も、都市計画課長と一緒に聞いたんですけれども、大分両側に拡幅ということで、事業所も多いということで、大分用地の調査、やっぱり難航しているようです。香取委員おっしゃったように、もううちのところはいいよと、もうここまで来るんだからということでちゃんと理解されていて、それで跡地利用とかここまで来ますというの大体わかりますから、その後の道路の拡幅になった後の後事業ももうちゃんといわゆる事業計画とか、事業所さんは、それから一個人の方々には生活設計を考えて、もう組まれている実態も聞いております。全体的な流れを見ますと、先ほど都市計画課長が回答しましたけれども、大分おくらしているようです。要は香取委員おっしゃった地域の幹線道路ですので、そこに交差するような市道に信号、我々も計画しております。これ、県と、県道とそこを横断する市道一緒に進めなければいけませんので、今回予算計上して詳細設計と、一部用地の調査員も入るよということでこの金額を計上させてもらっています。県のほうの動きに合わせて市のほうも今みんなやっていますけれども、事業の全体の進捗、そこは県のほうと市の我々建設部のほうとでもう一回調整して、要は全部一堂に会して用地補償の契約とれればいいんですけれども、なかなかここはオーケー、ここはもう少し用地交渉かかるとかというふうな形にやっぱりならざるを得ないので、そのあたりは用地を協力して下さっている方々にいわゆる迷惑にならないように、早目にもう買ってほしいと言ったところはもう早目に進んでもらうとか、そうしないと道路工事がすっかり終わるのは、復興交付金事業ですので、今27年度というふうな形で表

現せざるを得ないものですから、でもやはりもう皆さんご存じのとおり、これから用地の判こをいただいて移転していただいて、そこに道路工事をやって27年度というのは、恐らく想像がつくと思うんですけれども、だからといって延ばせばいいんだろうというんじゃなくて、やはり用地協力あつての工事ですので、ですから要は近隣、沿道の利用者の方々に、それから用地協力くださった方々に影響ないようにだけは、用地の関係がずっと後尾を引きますので、用地交渉だけは何とか協力して下さっている方々とは県と市一緒になっていって、工事に関してはやっぱりまとまった用地がないとどうしてもできませんので、そのあたりの今後の用地補償後の調整はやりませけれども、沿線住民の方々に影響ないようにだけ、県のほうにちょっと申し入れしまして、もう少し強力に調整して進めていきたいと思ひます。以上です。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 よろしくお願ひをいたします。

それから、災害公営住宅整備事業ですけれども、おかげさんで伊保石地区、もう本当に引越しもされまして、すばらしい生活を送っておられる方もございますけれども、一緒に計画立てておりました錦町地区、これがいろいろな理由でおくれているということをお三聞くわけですけれども、その理由としては、造成中に防空壕が出てきたというんだか、あらわれてきたというんだか、そういうことで非常に錦町の場合はおくれているということなんですけれども、その防空壕というのはどの程度の防空壕であつたんだか、それともそれだけであつて、あの界限に何本かの防空壕があつて、今後も多少の障害はある、と同時に、市内にそういった防空壕がこの地域にありました、ここにもありましたというような箇所の把握が市としてはできていないのかどうかとこういふことをお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○伊勢委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤復興推進局次長兼復興推進課長 初めに、錦町の災害住宅に出てきた要するに防空壕の部分なんですけれども、ちょうど計画地の中央部のところに長さ的には10メートルから20メートル程度のものが連続するような格好で出てきました。その対策については全てもう終わりました、要するに何ら支障がないような状況にはなっているんですけれども、ただ同じようなまた防空壕が出てきた場合に工事の支障が出てしまうという部分がありましたので、その辺、あと建設事業者さんのほうで対策、そういったものが生じないかどうかというのを確認をして、支障ないというふうな状況で工事を再開しているというふうなことになります。錦町については

そういった状況になります。

○伊勢委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 市内の特殊壕といいますか防空壕の件数なんですけれども、すっかり把握している部分はないので、これまで工事として聞いている部分は今言った錦町と、あと芦畔町地区で多賀城との境界境で防空壕の箇所が出てきてやったということ。あと、もう一つ、錦町集会所の裏手のほうに1カ所出たというのは確認はさせていただいております。あと、市内に点在しているものに関してはちょっと現況が把握できていないのもあるので、ちょっと申しわけございません。ちょっと答えられません。

○伊勢委員長 香取委員。

○香取委員 わかりました。やっぱり結構私はあると思うんです。私らの子供時代にもいろんな防空壕で遊んだ経験もあるし、それから私らの子供が、いわゆるPTA時代にみんなあの防空壕危険だから埋めっぺとか、埋めっぺというのは出入り口を、そんな経験もあります。ですから、かなりの数があるのかなと思いますので、そういったのもこの地域にはこういった防空壕があったというのを把握していても悪くはないのかなと思うのですけれども、よろしく願いします。

最後にですけれども、ロッカーのほうに、こういった派遣、他県からいろいろ市にお手伝いに来てくれた方々がこの3月でお帰りになるというパンフレットというかこれが入っていました。本当にこれを見ますと、ありとあらゆる県からいろいろな方々にこのように市の復興に対しての応援をいただいたということでございます。本当にこういった方々、長い間本市に、単身赴任で参りまして、いろいろな不自由な不便な生活の中から応援をしてもらったものと思っております。おかげさんでこの人たちの力をかりたゆえに我が市もそれなりの復興に……。

○伊勢委員長 時間も過ぎていきますので、簡略にお願いします。

○香取委員 ああ、そうですか。復興に助けられたなと思っております。ですから、この方々に対しまして、私ばかりではなく、この議会の議員の方々全員が本当に心からの感謝を申し上げておりましたということをこの方々にお伝えを願いたい。そしてまた、何年後かに塩竈にまたお見えになったときには、このように塩竈も復興しましたよという姿を必ず見せられるように我々も頑張りますので、この方々にどうぞ労をねぎらってお送りをしていただきたいと思いますをお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○伊勢委員長 お諮りいたします。

これまで審査を行ってまいりました審査区分1一般会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 ご異議なしと認め、審査区分1一般会計については質疑を一応終了いたしました。

さらに、お諮りいたします。本日は、これで会議を閉じ、3月4日午前10時より再開し、審査区分2特別企業会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日の会議は、これで終了いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時00分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成26年3月3日

平成26年度予算特別委員会委員長 伊 勢 由 典

平成26年度予算特別委員会副委員長 鎌 田 礼 二

平成26年3月4日（火曜日）

平成26年度予算特別委員会

（第4日目）

平成26年度予算特別委員会第4日目

平成26年3月4日（火曜日）午前10時開議

出席委員（17名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員（なし）

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君

市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 保険年金課長	並木新司君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長 兼医事課長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	水道部総務課長	村上昭弘君
水道部営業課長	菅原秀一君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
事務局長	安藤英治君
庶務係長	佐藤志津子君

午前10時00分 開議

○伊勢委員長 ただいまから平成26年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

発言のお一人の持ち時間は、申し合わせにより、答弁を含めおおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いをいたします。

それでは質疑に入ります。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。鎌田委員。

○鎌田委員 おはようございます。

では、特別会計について質問させていただきます。

まず、私は今回、市立病院と、それから魚市場、それから介護保険、それから国民健康保険税、この4点について質問をしたいと思います。

まず市立病院関係ですけれども、資料8の施政方針で、私、施政方針に対する質問の中でも取り上げをしましたが、今回市立病院では機器関係の老朽化に伴った修繕などを行うと、それからここで在宅医療支援病院の認定ということで書いていますが、今回この市立病院で特別な事業といえますか、戦略的な事業があるのかという、この間施政方針でも質問をしましたが、そういった特別なものはないのでしょうか。そこからお聞きをしたいと思います。

○伊勢委員長 鎌田委員、資料のページを示してください。

○鎌田委員 ですから、施政方針の8番。（「ページ数は」の声あり）7ページ。

○伊勢委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 それでは私のほうからお答えいたします。

特別何かこれから新しい事業といえますか、あれはないのかということでございます。そこにも書かれていますけれども、昨年11月に在宅療養支援病院になりました。これは県内でもうちの病院と若柳病院くらいしかありませんが、高齢化の方々に在宅で医療を行ってほしい、それからみとりも含めてほしいということで、非常にこれはかなり力を入れてまして、いろいろ職員全員で取り組んでいるという状況で、昼間も、夜間もそうですけれども、そういう体制をとっております。

今回、国のほうの医療とか社会保障の改革のほうでも、やはり国のほうも在宅に力をかなり入れているというところがございまして、我々はそういうところをあらかじめこれからの重要なところに力点を入れながら診療を行いたいと思っています。

それから、今度病床機能というのが非常に、報告制度がありまして、高度急性期、急性期、それから回復期、慢性期と、こういうものがことしあたりから病院で機能を決めながらやっ
ていかなければいけないというのがあります。うちの病院も急性期病院ということでやって
いますが、高度急性期というのは三次医療になってきますので、我々は急性期、それからあ
と回復期機能、非常に今は在院日数がどこの病院も短くなってきます。そういう患者さんも
うちでは受け入れながらいくと、その辺も病院の働きとして入れていきたいと思っています。

それから、一般に今どこの病院もそうなんです、内科医が不足してうまくいかないとい
うのが多いんですけれども、うちの病院は何とか内科の先生が多く来ていただいているも
のですから、そういう面で一般外来診療、それから救急対応とか、そういうのもできている
のではないかと考えております。

この間もありましたように、人工透析のお話も伺いました。そこのところをもう一回説明さ
せていただきますと、この付近で透析をやっている患者さんが24年度末でたしか450人ぐら
いらっしゃるんです、二市三町で。いらっしゃって、透析機械が153台ぐらあります。大体
1台で4回転できるものですから、600人ぐらいの余裕がある、600人ぐら。そういう感じ
もありまして、そういう意味で賄えるのではないかとということで私もお話し申し上げたこ
ろであります。

いろいろ新しい医療も考えて対策を立てていくということは非常に大事だと私も思ってい
ます。ただ、来年、27年度まで起債の償還の期間もあります。それも踏まえて今後の医療に
関して病院として、我々みたいな中小病院、200床以下は一般的に中小病院と言うんですけ
れども、ここでできるものは何かということをもう一度そこを考えていかなければいけない
と思います。だから、1本の柱は今我々がやっているように内科、外科を中心とした、消化器
を中心としたそういう診療、それからさっきお話し申し上げたような在宅に力を入れてい
くという、ここは変えられないところでありまして、これは非常に重要なものだと私も思
っていますので、そこは発展させていきたいと思っています。

それから、医療機器の整備に関しましては、病院に行かれるとわかると思いますが、先生
方が診察の前にコンピューターの画面に向かってオーダーを入れてらっしゃいますよね。あ
の機器がもう6年というか、18年に入れましたから8年ぐらになりますか、かなり情報量
というか、みんなでいろんな情報を共有するのがちょっと、ちょっと古くなってきました。
それから、あとパソコンもXPが今回で終わりになりますとかあります。そういうことを踏ま

えて、それからあと画像診断、CTとかMRIとかあるんですが、今はフィルムで全部出しているんです。これを今度ボックスといいまして画面で見れるような、ということは先生が1枚こうやらなくても画面の中で患者さんに説明しやすくなる、その方向も今考えていまして、その起債をするためのあれが2億何ぼと出ているというのがあります。

あとはご存じのように建物が非常に老朽化してしまっていて、設備も古くなってしまっていて、手術室の消毒ですね、オートクレーブといいますか、あれがもう故障していて、前から故障していたんですけども、何度も何度も故障しながら、直しながらずっと20何年にもなるんでしょうかね、そういう機械なので、そこもぜひとも今回は直さなければいけないということで、そこも修理しながら。それから、あとは医療機器に関しても、なかなか今まで起債ができなかったというのがございましたので、各科からいろいろ要望も出ていまして、いろいろ新しい機器を導入して医療の質を高めていきたい、そういうふうに思っています。

我々できることを考えながら、今いる先生たち、我々でできることを考えながら実践していきたいと思っています。よろしく申し上げます。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。いろいろと説明いただきました。

施政方針の中で人工透析の話をしましたけれども、今その話が出たのであれですけども、450名ほど二市三町でおられると。そして、今の保有している機器上は600名の能力があるということで、十分間に合っているという回答かなと思うんですが、今の話ですと。私がこの間施政方針で述べさせていただいたのは、仙石線沿線沿いを全部カバーするような形でいけば、この二市三町にこだわらず来ていただけるのではないかという話をしたんですね。

これはこれとして、それから在宅医療関係、それから機器の改修関係、今説明いただきました。最近、テレビでドラマを見ていますと医療関係のやつがいろいろ出てきて、こういうんだ、こういうんだというぐあいで見ているわけですけども、そういったことに近づくといえますか、最先端といえますか、そういった機器を使って診断の能力も上がるのかなと、効率も上がるのかなと思いつつながら今聞かせていただきました。

それで、この在宅支援病院、在宅に力を入れるのはどういう理由なのかなと。いわゆる市民のためといえますか、ほかの病院のすき間を埋めるといえますか、そういった意味があるのか、ないしはあと収益の観点でもそれに合致するのか、その辺2点だけお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 在宅は、もともとうちは以前からずっとやっけていまして、平成になってかなり前、阿部先生がいた時代ですから平成10年前後ぐらいからずっと在宅をやっけています。現在でも80人くらいまで患者さんがふえていまして、今うちは療養病棟を持っていませんので、いろいろな施設に行く方、それから施設には行けないから、いろいろな事情からうちで見たい、いろいろな方がいらっしてやる。やはりそういう利用がふえていることは事実なものですから、そういう要望には応えていかなければいけないと思っています。まだまだここら辺は今後もふえてくる、ふやせる余力はあると思います。

それから、あと経営的にも収益がやはり上がってまいりますので、そこもプラスと考えて、もちろん今いる先生たちの中でやっけているものですから、いつも来てもらっている先生プラス常勤の先生でやっけてもらっている関係、それほど人をふやさなくても今の状況でできる、そういうことがありますので、収益的な面と2つの面を持っていると思います。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。そうすると、これによるダブル効果があるということですね。よろしくお願ひしたいと思います。

そして、この6ページになりますけれども、その中でいわゆる今回進めているのは、もちろん私も理解をしているんですけども、経営改革プランに基づいてということて記入されていますが、この経営改革プラン、今後はどういうふうな形に進んでいくのか、課題は何なのかをちょっとだけお聞ひしたいなと思います。簡単にお願ひします。

○伊勢委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 改革プラン、一応来年度でいろいろ起債のあれが特例債のも終わってまいります。そこで一応は一区切りのあれについてはまいりますけれども、やはり病院が今後とも安定して経営していけるかどうか、そこが大きなところになってきます。ここまで来るまで大変苦勞しながら不良債務を解消してきたというのがありますので、きちっとした安定経営するにはやはり先生たちをしっかりと確保していくということ、それによって救急から一般診療、それから在宅、全てを補っていけるのではないかとということがございますので、今後も改革プラン、現在と同じような計画、やはり毎年つくりながら、予定人数、それから収益とか、それから収入だけじゃなくて支出に関しても今後ともこれをきちっとずっと続けて我々としてやっけてまいりたいと思っています。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。市立病院の将来についてはこの改革プランにかかっているのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今度、資料10のほうから、まずは魚市場関係ですかね、261ページ。この中で、水揚漁船誘致対策事業125万円の予算をとっているわけですがけれども、3月2日の河北新聞で、私は見出しと一部表をちょっとしか見る時間がなかったので、ささっとのぞいたわけですがけれども、今回の震災で被災地3県の港関係の水揚げ量かな、それについてちょこちょこっと表が載っていたんですね。これを見ると何だ随分塩釜は少ないなという思いで、ちょこちょこっと見ながら、ある食堂で御飯を食べながらちょこちょこっと見てぱっと出てきたもんですから、細かなところを見ていませんでした。ただ、その数値だけをさっと見て、何だと、塩釜は少ないんじゃないかということだけは頭に入っているんですが、その後、新聞を確認はまだしてないんですが、するつもりできょう来たんですがけれども、それを忘れてきたので、その新聞を読まれたかどうか、それでどういう感触を持ってらっしゃるのか、減った要因としてどういうふうに考えてらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

河北新報の新聞記事、たしか片面といいますか、大きいところで震災後の水産業の復興の状況というのを記載されておまして、そこに東北沿岸の主要な魚市場の水揚げの数量の推移、3年間ぐらいの推移ということで記載をされたというふうに記憶をしております。

塩釜魚市場につきましてはこれまでもお話しさせていただいているところでございますが、24年次につきましては、23年次の末に地震が起きましたので、23年次、それから24年次につきましては、ほかの市場が復旧するまでの間ということで非常に入ってきてくださった船もあると。それから、24年次につきましては、遠洋底びき網漁業のクサカリツボダイの豊漁に支えられて水揚げが伸びたということでございますが、25年次につきましては漁場の問題ですとか、そういったものがありまして少し減ったというような状況にあったかと思ひます。ただ、数量ベースで見ますとそのような形で若干落ちているような状況とかもありますが、やはり主力としてのマグロ関係ということになりますので、金額的には25年次は約93億円ということでの水揚げということになってはいますが、これまでも示させていただいているように、水揚げ額一応100億円以上目指して今後も頑張っていきたいと考えているところでござ

います。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

ざっとぱぱっと見て私が思ったのは、いわゆる震災で被災地3県の港がほとんどやられていて、塩釜もやられたわけですが、ある程度塩釜は軽いほうで、その時点でやれたと。それで水揚げが上がったと。25年度については他のそういった市場関係ですか、回復しているので、そちらに持っていかれちゃったのかなと、そういう判断で私は思っただけで、見させていたんですが、そういう状況なのかと思います。

それで、誘致対策事業費として125万円とっているわけですが、この間の施政方針の中で、やはり塩釜の市場としてはほかより少しでも高く買ってもらうことが、漁船が入る、水揚げが上がる一つの、一つといいますか、大きな要因になるのではないかという話をしましたが、それはちょっと難しいよという話であったんですが、そうすると誘致ぐらいしかないのかなと思うし、そんな中この125万円というのは随分少ないなと。もっとやはり、去年の予算委員会でも話をしたような気がするんですけども、もっと力を入れてどんどん誘致をしないとイケないんじゃないのというふうに私は思うんですが、この使い道、どういう内容なのか、この125万円ですね、ここをお聞かせ願いたいと思います。

○伊勢委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えさせていただきます。

資料No.10の261ページ、遠洋底曳網漁業漁船誘致促進事業費補助金として125万円、予算を計上させていただいております。

内容につきましては、施政方針に関する質問でもお答えさせていただきましたが、遠洋底びき網漁業、今、塩釜の魚市場の水揚げの中で大きな水揚げを支える魚種となっております。先ほどの質問にもございましたけれども、この遠洋底びき網漁業の水揚げというのも今5隻体制というのが震災後定着をしているところでございますが、実はそのうちの3隻、県外船でございますが、これは震災前までは石巻に水揚げをされていた船でございます。それを震災のときに塩釜に入ってきてくださって、その後、業界の努力もあってということで、塩釜への水揚げ、塩釜魚市場での取り扱いというのが定着をしているという状況でございます。

そういった入ってくださったところをまず定着、安定を図っていくというのがまず一つ大事なポイントになってきているかと思っておりますが、その際、塩釜の魚市場、水深の関係等

もございまして、この遠洋底びき網漁業の船が直接市場に入れられないという状況もございまして、現在は仙台の新港から10トン車をチャーターして塩釜まで運んできてもらっている、水揚げ、選別、販売をしているという状況にございます。その際の送料の一部の補助という考え方で今回予算を計上させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。誘致対策事業、僕は大切だと思うので、力を入れていただいて、少しでも水揚げ量をふやしていただきたいなと思います。

時間ももうなくなってきたので、あと2つあるんですが、今度は345ページ、介護のほう、介護保険関係を質問したいと思います。

ここで在宅改善支援事業、それから地域自立生活支援事業、それから成年後見制度ですか、こういった事業がありますけれども、資料17の25ページ、これを見ると介護保険、要支援、それから要介護認定者数の推移ということで、これを見ますと23年から26年、ことしの1月までのやつを、1年ごとのやつを数値を挙げて整理をさせていただいているわけですが、毎年着々とという表現はいいのか悪いのかあれですが、ふえてきているわけですね。こんな関係上、この3つの予算が、前年やら何やらとは比較はしていませんが、問題ないのか、少ないのか多いのか、足りないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 予算についてのご質問だと思いますけれども、地域支援事業費ですけれども、こちらは元気な方を、元気な方というか、認定を受けていない方を対象とした事業の取り組みでございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 何か3つの式があるんですけれども、これがこの表からいくとふえているんですけども、影響はないのかなと。そんなに年でもないんですけども、老婆心で質問しているんですけども、簡単でいいですから。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 失礼いたしました。

こちらのほうは、できるだけ要支援にならない、要介護にならないということで、そういった枠組みの中で事業を行っておりますけれども、予算的に少ないんですけども、こちらも

意外と人的なところがメインでございまして、例えば大日向のシルバーハウジングとか、それと認定を受けていない方、配食サービスというところを実施してございまして、できるだけ介護にならないように、そういった配慮の事業でございまして。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。時間がなくなつたので、国民健康保険税について最後に聞いて終わりにしたいと思います。

資料17の16ページを見ていただきたいんですが、ここで各市町村の保険税の納入金額がずっと書いてありますね。それで収入別で全部整理してあります。そうすると600万円以上、これを上限としているところが石巻、塩竈、気仙沼、あとそっちに行つて名取とか角田がありますよね。それより低い金額で最高額に達しているところが2つあるんですが、500万円以上ということで、これが栗原とか大崎あるわけです。片や反対に、今度700万円が上限になっているところが、これを見ますと白石、それから多賀城、それから東松島とか松島町とかあるわけです。その上にまた800万円以上という項目も入れると七ヶ浜とか利府町があるわけですね。今回、その右側を見てほしいんですが、17ページのこれは滞納者数ですね。そうするとこれは200万円から300万円未満、それから300万円以上から400万円、400万円以上500万円、この辺に大体30%、20%の滞納者の割合がここに出ているんですね。

これは何を示しているかという、私は高額といいますか、そう高額ではないんですけども、所得の多い人ほど何か負担がかかっているんじゃないかという、そういう数値にならないかなど、私はそういうふうを感じているわけなんです。今回の国民健康保険税の改定がありますよね。その折には、この表を改定するんというんじゃないかと、これもちょっと加味した、収入も加味した、いわゆる低所得者層だけを減らすという考えじゃなくて、もっと上を減らさないと私はいけないんじゃないかと。そうすれば収納率も上がって、本来はいい方向に行くんじゃないかと私は、単純な脳ですけども、シミュレーションするわけですけども、そういう解釈を私はしているんですね。そういう形を変えてやってはいただけないのか。この表を見てどう思われるのかを簡単に、もう一回聞きたいので、簡単をお願いします。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 国保税の税率改定の考え方ということでよろしいでしょうか。

実は、24年度に税率改正をさせていただいたときには、所得割という部分で中程度の所得ですとか、今まさに委員がおっしゃいました400万円以下とかそういうところの所得者層の部分

で減税感が、税額の引き下げ感が大きくなるような形で所得割という部分を中心に下げさせていただきました。その中で、今回26年度からの税制につきましては、実は前回所得割という部分を大きく引き下げたために、今度は均等割、平等割という部分と所得割、資産割という応益分、応能分という負担の割合の部分でかなり差が大きくなってしまったというものがございましたので、今回については応益分と言われる平等割、平等割は今回いじってないんですが、均等割、被保険者1人当たりに課せられる基本料と言ってしまおうとおかしな表現になるんですが、一人一人に定額で課せられる部分、そこを大きく引き下げたために、今回については低所得者層により有利な税制の改正ということになっております。

ただ、こちらのバランスのほうはやはり委員おっしゃいましたとおり重々よく考えてやらなくてはいけないものですので、今後の改正のときにはどの所得者層に対して特に減税の幅が大きくなるかというようなものも十分考慮して決めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私は、収納率を上げるような形でいったほうが、改定はですね、いろいろ説明ありましたが、そうすれば回収もできますし、運営がしやすいんじゃないかと。払ってもらえる金額が、体系が一番いいんじゃないかと、どういう層にとってもですね。それを考えていただきたいなど。この所得層は意外とほかの出費もいろいろあって、結構負担がかかっている域なのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

それから、最後に、次のページの18ページ、ここで毎年聞いているわけですが、資格証明書、それから短期保険証について、これをいろいろ見てみますと、多賀城と比較すると4倍あると、32件ですからね。その中で、右のページを見ますと、不明者数、申告の不明もあると。私はこの不明というのはもっと上のほうの所得層かなと思っているんですね、さっきの絡みもあるんですが。この表を見て思うのは、短期証はほかの市町村ないしはその人数、人口に対する割合で大体合致しているかなと思うんですが、この資格証の観点ではやはり依然として多いなという思いがあるんですけれども。

それから、話が、右のページに行きまして、不明者数があると。それが意外と高い層じゃないかということと、それから5年間の滞納世帯数と納税額の金額を見ますと、平成24年度については約10万円ちょっとぐらいですか、1世帯当たり、割っていくと。減ってはいるんで

すけれども、減ってはきているんですね、平成19年度から見ると。件数、それから金額も減ってはいるんですが、これについて、全体をぱっと見ての感触、資格証、それから所得の関係、それから納税の世帯数、金額について、ざっとこれについてどう思われるかを回答いただいて終わりにしたいと思います。よろしくをお願いします。

○伊勢委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま資格証の件についてご質問いただきました。

資格証、こちらのほうに記載のとおり、25年度の状況としましては32件ほどあります。これは、18ページを見ていただけると年々減少しているような状況となっています。これにつきましては、私たちとしては、本来は未納の方とか、要綱、資格証については国民健康保険税の短期証及び資格証の要綱に基づきまして、滞納1年以上経過している未納者に対してそういった資格証をお渡ししているような形になるんですが、本市としましてはこの資格証につきましてはあくまでも納税指導の一環として考えております。といいますのは、収納率向上に向けてさまざまな取り組みをしていきまして、その中でどうしても納めない方につきましてはやはり資格証という最後の手段をとらざるを得ないのかなということで考えています。

また、年々減少している理由といたしましては、これまで未納者に対しての接触を図りながら資格証あるいは短期証を発行するというところで行っておりましたが、今年度から新たに普通の9月の段階で、保険証というのは年に1回交付するんですが、その直前に資格証の方等につきましては通知等差し上げていたところなんですが、今年度からその前の段階で、8月の段階で第1弾として通知を差し上げまして、その後9月にもう一度差し上げる等積極的に接触を図った結果、納税相談につなげて、その結果納税していただいて、その結果として短期証あるいは一般証に切りかわった方が多かったといった内容となっています。以上です。

○伊勢委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 鎌田委員に引き続きまして、国保の会計について、資料No.17、同じ資料ですが、16ページからまず伺いたいと思います。

一番左の課税総所得区分、区分されている中で、塩竈市の住民がそれぞれ何番目に高いのかと言いますと、一番上のゼロ円から、これは第2位、次が第2位、その次の100万円以上も第2位、200万円以上が第3位、300万円以上が第3位、400万円以上が4番目に高い、500万円以上が4番目に高いと。600万円以上は先ほど鎌田委員から詳しくお話がありましたので申し上げませんが、おおよそ同じということになっておりまして、私の認識としては、低所得者

層ほど他の市との比較では高くなっていると。これは如実に数字としてあらわれているんですが、しかしまた市の努力で24、25年度と3.88%、世帯平均ですね、7,293円引き下げたということもあって、県内一高いという状態は脱したということは私は評価したいと思っているわけですが、この高い状況について、総所得別は別に結構なんです、低いほうが、高いほうがというのは結構なんです、相変わらず高い状況について認識を伺いたいのと、26年度からさらに国保税を引き下げると、これも私どもは評価しているわけですがけれども、この引き下げや免除措置の再開等の状況変化もあるわけで、今後の見通しをどのようにお考えか、簡略にお答えいただければと思います。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 今回お示しいたしました16ページの表、こちらにつきましては委員お察しのとおり25年度の状況ということで、来年度から税率が下がる分というのは塩竈市の分こちら加味しているものではございません。ですから、ここの数字から若干でありますもう少し26年度の数字は引き下げることができるのかなと考えております。それにつきましてもまだ高い状況というのは県内の平均と比べましたらまだ高いという状況にあることは我々としても重々考えております。ですが、保険税の税額につきましては、医療費の動向というのも非常に大きな状況、要因となっておりますので、この医療費の状況、毎年毎年1人当たりの医療費が上がっているという、この状況をいかに打破するかというのもう一つ我々に課された命題なのではないかと考えております。

それとあと今後の見通しということにつきましては、現在、国保制度、来年度に向けて国でも改正の動き等も出ております。また、昨年12月末に特別調整交付金の追加拡充交付というものもありまして、これは国保財政にとってはかなり明るい兆しになってくるのかなと考えておりますけれども、そのあたりの実際どのぐらい交付されるのかというものも今精査している段階でありますので、その交付決定等もまだされていない状況です。そういう交付決定等された段階で改めてその見通しについては考え直さないといけないのかなと。昨年12月に実は見通し、委員の皆様にはお示ししたばかりのものなんですけれども、それから一月もたたないうちに国の追加交付というもので大幅に変わってきているのではないかと考えておりますので、そちらについては改めて詳しい精査をした上でお示ししたいと考えております。

以上です。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 同じ17の18ページですけれども、資格証についても先ほど鎌田委員の質問に詳しく答弁ありましたので、これについては答弁要りませんが、短期保険証のほう、これの対象世帯と窓口受領世帯を差し引きますと246世帯が短期保険証を取りにきていないと。事実上保険証がないわけですから病院にかかれなと。この点について、私は何度も取り上げているんですが、厚生労働省は家庭訪問をするなど緻密に、郵送とか電話だけじゃなくてやりなさいという通知を出しているわけですけれども、この246世帯、保険証のない、これについてはどのように取り組んでいるのか、これも失礼ですが簡略にお答えをお願いします。

○伊勢委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま短期証の件でご質問いただきました。

短期保険証につきましては、先ほどもご説明したとおり、保険税を1年以上経過してもまだ未納の状態の方を対象にして実施しております。これにつきましては、私たちが少しでも対象者の方につきまして納税していただきたいというのがまず基本の考えであります。そのために私たちとしては催告書あるいは納税相談の通知を何度も出しまして、少しでも接触を図って納税相談につなげて、その結果として納税していただいて完納していただくという手段の一つとして考えております。

具体的にどのようなことというご質問なんですけど、先ほども説明しましたけれども、お手紙を何度も何度も差し上げ、あるいは日曜、祝日等に出勤して、受け取ってない方のお宅を訪問する等実施して接触を図っているところなんですけど、ただ私たちが行ってもなかなか会えない方あるいは留守にしている方等多くて、その中でもやはり郵便ポストに入れてきたり、そういった努力はしていますが、それでもなかなか接触を図れないような状況となっております。以上です。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 休日に出勤してまで訪問をされているという努力は評価したいと思いますけど、ぜひさらに、これだけの世帯があるわけですから、人員も少ない中で大変かとは思いますが、密なる接触を図られて解消されるように、引き続き頑張っていただけたらと思います。

続きまして、資料No.10の211ページ以降について、ナンバーとページを必ず示せという委員長のお話ですので言うわけですけれども、以降について伺います。

施政方針に対する質問でも取り上げましたが、国民健康保険加入者の被災者医療費窓口負担の免除について改めて伺います。

今回の制度は、対象となる方が大規模半壊以上で、しかも住民税非課税世帯に限定されると。従前の制度では半壊以上で所得制限がなく、塩竈の場合では平成25年3月までで3,707人が免除制度を受けていたのが今回は2,500人から2,700人に絞られるであろうと。仮に元の基準、半壊以上で所得制限なしにする場合、幾ら予算が必要なのか。今回の国からの交付金でやれないのか、あるいはこの不足分を市独自に支援できないのか、以上お伺いします。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 最初に、免除対象者の人数のところなんですけれども、たしか2,700人ほどというのは半壊以上で非課税の要件を課したときの人数がそのぐらいになると私どものほうでは試算しておりました。実際に今回免除の対象になるであろうと我々で試算しているのは約1,600人程度、1,500人から1,600人ぐらいの間になるのではないかと考えております。

今回、被災者の医療費の免除ということで、この範囲につきましてはほぼ県内で全市町村一律の範囲でやりましょうということの中で実は進めさせていただいております。その中で塩竈の部分で金額的に半壊以上のものができるのかという部分ですけれども、そちらについてはまたそれ相応の市の持ち出し分というのが発生することから、かなり金額的には難しいものがあるのかなと。

金額的には、平成24年度と同等の所得要件を設けなくて国民健康保険のほうの免除をするとなりますと、免除総額でやはり3億6,000万円から7,000万円ぐらい、特別会計として国保で持つ分が1億円ぐらい。というのは前からいろいろな委員会等の中でお示ししてきたとおりになります。これを半壊以上ということで非課税という要件をつけたときですけれども、この場合ですと免除総額で2億7,000万円ぐらい、特別会計の予算としては7,000万円程度の持ち出しになるのかなと考えております。今回の大規模半壊以上で非課税ということで考えますと1億5,000万円から6,000万円ぐらい、特別会計としては4,000万円から4,500万円ぐらいの持ち出しが出てくるものと考えております。以上です。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 わかりました。ぜひ何とかそこまで支援をふやしてほしいと思っているわけなんですけれども、2,500人から2,700人と私が聞き違っていたのかもしれませんが、1,500人から1,600人になると。これもほかの市の状況を聞いたところでは、失礼になるので市の名前は上げませんが、某巨大都市では12%の人しか前に受けていた人数に対して受けられなくなる

と。それと比較すると人数は減るが四十数%ぐらいだということで、その被害状況、半壊だ、大規模だという、そういう被害状況の違いだとは思いますが、そこは幾分救われる思いはするんですが、あくまで従前の制度と同じ制度を私どもとしては求めていきたいと思っています。

続きまして、これもあえて資料ナンバーを言うと10の373ページ以降の後期高齢者医療事業について問います。

これは簡略ですが、被災された方々で高齢者医療の免除措置については、広域連合の議会で論議した上で、再開する方向で取りまとめに入っているという認識でよいのかどうか確認いたします。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 後期高齢者医療制度につきましては、委員おっしゃいましたとおり、後期高齢医療広域連合のほうで最終的に決定をする事項になるかと考えております。

以上です。

○伊勢委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 高橋委員のご質問は、私の答弁に関連する部分だと思います。

アンケート調査をされましたときに、塩竈市としてはぜひ実施をしていきたいというアンケートの報告をさせていただいたということをご答弁申し上げたと思いますので、あくまでも広域連合の意思ではなくて、塩竈市としてそういった希望だということでご理解をいただければと思います。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 具体的にお伺いしたいことがあるんですが、これはここにかかわる問題ですけども、私どもにこういう相談があったんですね。ご夫婦で昨年度までは国保税、高齢のご夫婦ですが、これが8,000円の8回払いだったと。旦那さんがことし1月が誕生日で、所得割の50%軽減とか均等割が幾らかいろいろあるんですが、大ざっぱに言いますと、75歳になられて、旦那さんだけが、旦那さんが後期高齢者のほうに移られるということで、この税の通知、割賦が来まして、それですと国保は奥さんだけになるので、8期目だけですから5,700円の通知が来た。旦那さんは後期高齢者のほうに行ったので、こちらは9回割りですから8期、9期合わせて1万1,000円の通知が来た。全部合わせると1万6,700円と。今までは8期目の最後は8,000円で済んでいたのがこういう1万5,800円になった。そして、今後の見

通しについても担当課のほうに伺ってみましたら、旦那さんが後期高齢者になったことによって2人で来年度以降はおおよそ、8期と9期があるので複雑ですけども、およそ1回1万円を超える金額になるであろうと、今までは8,000円だったのが。こういう事態もあるということについて認識されていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 保険の制度として2つの制度に入った場合に、それぞれに対して均等割等のものがかかってしまうというものがございますので、やはりその部分で負担が少しふえるという場合もあると認識しております。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 こういうふうに後期高齢に移っただけで医療費の負担が、税の負担がふえてしまうという、75になってふえてしまう場合もあるという実態が現実にあるということであります。こうした事例のように、75歳以上の高齢者を国保や健保などと別立てにしている、こういう後期高齢者医療制度がお年寄りの暮らしに、または受診抑制など健康に重大な影響を与えていると私は思います。厚生労働省の集計でも保険料を払えずに滞納している高齢者、平成23年度は全国で20万人以上、滞納のため資産を差し押さえられた人も毎年ふえ続けていると。これは厚労省の発表です。保険証が手元に来ない人も生まれていると。高齢者を年齢で差別して負担等などの痛みを強いる制度の根本的な欠陥は明らかですから、後期高齢者制度は私は、国の施策ではありますが、速やかに廃止するしかないと、これは私の意見を述べるにとどめておきたいと思います。

続いて、介護保険事業について、資料No.10の320ページ。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 申しわけありません。お話の途中で。

国保から後期に移られた場合、世帯の中で特定継続世帯であるとか特定世帯ということで、経過措置が一定程度とられております。特定世帯ですとたしか5年間ですか、その中で平等割の金額が2分の1で済むとか、あとは特定継続世帯、それを超える、5年を超える場合ですと25%ということさらには下がるというような形で、特定継続世帯については期限が今のところ示されておきませんので、そういう形で、この想定としてはご夫婦で例えば旦那さんが今のような、旦那さんが先に後期高齢に移ってしまった、次に奥様が後期高齢医療に移るまでの間、その間平等割を下げましょうというような形の経過措置というのは両制度の間の

ふぐあいを解消する制度としてこれは設けられておる制度でございますので、その辺を加味していただければと存じます。以上です。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 先ほど申し上げたものに帰りますけれども、繰り返してしまいますけれども、最後の支払いについては今まで8,000円だったのが1万5,800円になると、これは事実ですので、そして来年度以降についてはそうした経過措置もとられるということですので、それによってどうなるのかは余りに具体的な例なので後でご相談したいと思っております。

資料No.10の320ページ、介護保険事業について伺います。

歳入で保険料が3,951万6,000円増加します。理由をお知らせください。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 介護保険、65歳以上でありまして、その方々、団塊の世代が、22年から24年の方なんですけれども、その方の増加ということで保険料がふえておることでございます。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 その影響もあるんでしょうけれども、同じく介護給付費のほうも前年度比で5,151万1,000円ふえると。同じ回答かもしれませんが、これについても要因をお答えください。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 確かに高齢者もふえるんですけれども、あと認定者がふえて施設入所者もふえていくということでございます。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 資料17の25ページについて伺います。

先ほど鎌田委員からも質問ありましたが、私ちょっとわからないのは、この小計の2つです。まず要支援者のほう、これは年々増加しております、分けて考えるわけですが。これは高齢化があつて当然ふえていくという状況は理解できます。しかし、要介護者がほぼ横ばいでありまして。これについて常識的に考えて、私の経験でも、時々お話しする父、母の経験でも、だんだんよくなるっていかないんです。だんだん悪くなっていくんです、失礼な話かもしれませんが。そういうことから考えても、制度として認定方法に変化が、変えられたということは私は聞いてはおりませんけれども、国の施策としてはさまざまな部分で要支援1・2を外すというのが画策されているという事態はありますけれども、この現象を理解で

きないんですが、なぜ要支援がふえる、これはわかる、要介護は横ばいなのか、理由をお知らせください。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 こちらについては消防の認定審査会のほうでの結果ですので、それに基づく数値だということで捉えております。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 そちらに対して物を言うのは失礼な話になってしまうので余り言いませんけれども、巷間言われているのは、支援の認定が少し厳しくなりつつあるのではないかというようなお話もままお伺いいたしますので、市民ですので、少しその辺はもう一度ぜひ突きとめるといいますか、追及されていていただきたいと、ちょっと常識的に考えておかしい数字ですので、お願いしたいと思います。

次に、被災された方々が介護保険で利用料を減免されていた制度が、国保の医療費免除、後期高齢者医療の免除、これと同時に昨年3月末で打ち切られたわけです。国保、後期高齢者についてはおおよそ再開されるのではないかと、国保は決まっているわけですがけれども、介護保険の利用料免除については2月25日の私の施政方針に対する質問について市長はこのように答弁しました。「県市長会として各市の判断に委ねる対応です。国・県から特別の財政支援がない中での免除は、財源として介護保険特別会計、一般会計からの持ち出しが生じます。引き続き国・県に対して財政支援を要請しながら実施の可能性について今後も検討したい」と。これも私は介護保険の免除についても近隣の市の議員に聞いたんですけれども、ある市では再開する方向で検討しているというお話でした、巨大都市です。それから、近隣の市では再開はしない方向だというお話も聞いております。これについて、対象となる人数、免除する場合ですね、再開する場合、再開に係る金額、そして先ほど市長の答弁の中で言っていた介護保険特別会計の基金の残額、これが幾らになるのか。それから、国や県に求めるという、これはいろいろなところで市長がみずから行って県にも国にも要請していると。この様子を赤旗だけが佐藤市長が要請をしている写真を載せたわけですがけれども、こういうこともやられて努力されていることは承知しておりますけれども、この点について伺います。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段の部分で私のほうからご答弁申し上げます。

国保、それから後期高齢者医療、介護といったようなことについては、市民の方々の生活に

非常に大きな影響を及ぼす部分でございますので、我々の努力でできる部分についてはできるだけの取り組みをさせていただきたいという思いは変わっておりません。ただ、この議会でもご説明させていただきました。

今、高橋委員からのご質問もそうではありますが、ある市ではやりました、ある市ではやらない、これは地域全体で考えましたときに非常に不公平が生じるわけでありますので、国保の際にもご報告、ご説明させていただきましたが、県内で統一できないかという努力をしてきたつもりであります。その結果、ここについては市長会あるいは町村会でも大筋は足並みをそろえていただけるということになったようであります。

後期高齢者については、当然独立した機関でありますので、そちらのほうでご判断いただくと考えております。

また、介護につきましては、市長会としては統一できなかったということでご報告いたしました。そのとおりであります。ただ、できれば二市三町として、少なくともこの地域にお住まいの皆様方にどのようなサービスが提供できるかということについては、今もって継続して話し合いをさせていただいているところであります。本市だけでこうですということではできませんので、もう少しお時間をかしていただきたいということでございます。

後段の部分については担当課からご説明いたさせます。

○伊勢委員長 神谷健康福祉部長。

○神谷健康福祉部長 対象者、額等のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

国保などと同じように、大規模半壊以上、非課税世帯ということで想定させていただきますと、対象者が170から200人ぐらい、介護保険利用料の減免額として3,700万円ぐらいになるのではないかと想定してございます。

一方、介護財調基金の残でございますが、今のところ我々の見通しとしては平成26年度、新年度末で700万円ぐらいの残の見込みということをご想定してございますので、こら辺のことを想定いたしますと、この分、減免措置をすると財調が全部なくなってしまうのかなという状況でございます。以上です。

○伊勢委員長 高橋委員。

○高橋委員 市長のほうから二市三町としてサービス提供できるか今後とも検討していきたいというお話でしたので、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

質問としては以上なんですけれども、私、きのう8時から大好きな番組で「鶴瓶の家族に乾

杯」という番組を見ていて、いわき市の湯本に来ていたわけですが、鶴瓶さんが通りがかりの年配のご婦人に「どこか被災された方でお話しできる方がいますか」とお話ししたら、「公民館の隣に仮設があるからそこで聞いてみて」とおばさんがお話ししたんです。そうしたら鶴瓶さんが「えっ、仮設まだ建っているんですか」と。要するに、もう3年を迎えようとしていて、鶴瓶さんほど社会に詳しくて知識もある方でさえ仮設がまだ建っているんですかと。全国的には、私も方々に友人とかいますので、本当に風化が3年たつと厳しくなっているなというのをつくづくその言葉で考えました。別に鶴瓶さんをおとしめるつもりは一切ありません、念のため申し上げますが、大好きな方ですので。

それで、施政方針、一般会計等で災害公営住宅の建設であるとか、そこへ入際の転居費用、敷金、こういう支援について伺ったわけです。さらにまた、きょうは被災者の医療費の免除を中心に再度伺ったわけですが、こうした点について、確かに全国的に震災の記憶の風化というのが始まって深刻になってきておりますけれども、市民、被災者の皆さんと力を合わせて私どもも全力を尽くしたいと述べて質問を終わります。ありがとうございます。

○伊勢委員長 西村勝男委員。

○西村委員 どうもおはようございます。どうぞよろしく申し上げます。

1点だけ質問させていただきます。

魚市場事業特別会計、魚市場運営事業について質問させていただきます。

施政方針No.8の11ページ、No.10の258ページの関連で質問させていただきます。

施政方針で、高度衛生管理機能を有し、市民の皆様が親しまれ、利用者が使いやすい施設に改修していくという市場に関する施政方針がなされました。高度衛生管理といひまして、完全閉鎖型の市場、これは安全安心な商材を提供するという部分ではすばらしいんですが、その弊害もあるということです。市場生産性の低下、つまり水揚げ作業の時間がかかるということもあります。あと運営コスト、つまりお金がかかるということがございます。沼津港やほかの漁港でも最先端の市場が形成されていまして、担当の方々は視察研修をされていると思いますが、その辺につきましての感想をお聞かせください。

○伊勢委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 新しい市場の考え方ということでございます。高度衛生管理型の荷さばき所の整備というのは、今話ありました衛生管理の向上ということで、消費者の意向等も踏まえて国の考えとして現在取り組まれているところでございまして、今の段階では

水産物の流通の中で特に重要な拠点となるということで、特三漁港を中心に取り組みが進められております。本市もご案内のとおりその特三漁港の一つということで、その中で高度衛生管理のレベル3というのをしっかりと満たしていかなければならない。確かにそのコスト面とかそういったものというのは上がってくる可能性はあるんですが、しっかりと基準を満たしていかなければ、今度は産地魚市場としての地位といたしますか、そういったところが少し危うくなってくるということで、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、関係の業界の皆様も含めまして、これまで今ご質問に出てまいりました沼津の漁港あるいは銚子、八戸、そういったところを視察をさせていただきながら意見交換等を行って、今後の新しい市場になった後の水揚げから販売、出荷までを効率よく進めるためにはどうしたらいいのかということをいろいろ勉強させていただいているところでございますが、やはりいずれの港にしましても現在のところ大きく様変わりするようなイメージの中では模索をしているような状況が続いていると感じております。

つい先月も水産振興協議会の衛生管理委員会というところを中心としまして気仙沼のほうを訪問いたしまして、市場の関係者の方々と意見交換を行ったところでございますが、その中でもやはり業界の方々は暗中模索といたしますか、手探りの中で、どうやったら効率よく魚を出していけるのかということを探っているというような状況にあると感じておるところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 後発であるがゆえの優位性もありますので、その辺はよく勉強されて、新しい市場がよりよい機能を発揮できるように、どうぞよろしくお願いします。

また、利用者が使いやすい施設ということで、どうしても船主さん、買い受け人、市場関係者、運営する部分で、船主さんの場合は市場の間屋さんの力といたしますか、購買力、またより高い魚価を求めています。また、あと停泊時間の短縮というものが船主さんでは求められると思います。買い受け人ではまた逆により安い魚価ということ、また高品質であって安定した漁獲量を確保してほしいということも望まれております。市場としても、水揚げ作業の効率化や入港漁船の管理、またトラック物流、造船への手配などそれぞれの立場の中で魚市場をうまく運営するということの作業をしていただいていると思いますが、今までその経過の中で三者の中でどういう打ち合わせなり委員会なり開かれて、市場に対して考え方を話し合っているのか、その辺お話しできたらお願いします。

○伊勢委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今回の高度衛生型荷さばき所の建設、以前の平成22年のときから塩釜特三漁港ということで、全国13の中の1つの漁港としてこれまで社会資本を国費としまして十分注いでいただいたわけですが、より付加価値の高い市場としてどういう形の運営なり、あるいはどういった形で変容をしていくべきかということの打ち合わせということでは、その当時から水産業界の方々、今おっしゃられました両卸の方々ですとか問屋、買い受け人の方々といろいろ話をしながら進めてまいったところでございます。

今、委員おっしゃったように、塩釜の市場、やはり入港いただいてから出港していただくまで、いろいろ仕込みですとか、当然船員さん方は休憩いただくですとか、そういったことも当然ありますし、また水揚げをしてそれを高く売れるような体制ということで、やはり買い受け人さんですとか、それを加工する方、冷凍保存される方、輸送される方々、そういった方々の協力、人脈、ネットワーク化があつてこういった産地魚市場として今新しく変容していこうとしておるところでございます。

先ほどの鎌田委員のお話にもございましたとおり、震災前後の水揚げの状況、我々も観察しますと、震災以前の平成20年、21年、22年の3カ年は水揚げが実は100億円を下回っているような状況がございました。それはどういうことかといいますと、やはりはえ縄の漁船が減船の関係で減ってきているような状況もございましたし、まき網もなかなか毎年豊漁というわけにいかなくて、毎年波が、むらがあるというようなこと、あるいは燃油の高騰があつたりしまして、なかなか水揚げが伸び悩んでいた時期がございました。そして、震災の23年以降、水揚げとしては一応104億円ですとか140億円とか、あるいは残念ながら昨年は93億円にとどまりましたけれども、その変化が少し見られております。

その変化の中で私どもがどういったことを考えておりますかという、遠洋トロール、先ほどの補助の関係もございしますが、遠洋トロールについては塩釜にも今2隻、塩釜船籍の船がありますが、それがちょっとふえてきているような状況がございしますし、また沖底、沖合底びき網の漁船、これも塩釜船籍、塩釜関連が5隻ございしますが、震災直後はどこにも水揚げできないということで塩釜に揚げていただいたというようなことがございましたけれども、また石巻のほうに戻っていくような状況がございました。そういったところはいかにしてそれを食い止めるかということで、国のいろいろ8分の7の補助事業を使ってそういった沖底のイカですとかハモを加工原料するような業者さんのほうを採択させていただいて、そういったものが今軌

道に乗りつつありますので、そういった沖底の水揚げも一定程度塩釜のほうに振り向けていただくというような今流れで来ておるところの状況がございます。また、それ以外にも冷凍のカツオ一本釣り船ですとかそういったものを今引っ張っているところがございますけれども、いずれにしてもそういった方々といろいろ水産加工の方も買い受け人の方もそういった方々と今いろいろ話し合いをさせていただきながら、この市場、よりよい市場にする、そして利用される方あるいは訪れていただく方々にどういった形で喜んでいただけるかというような形で今いろいろと話をさせていただいているような状況でございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

私も塩竈市地方卸売市場運営協議会には参加させていただいているわけですが、年に1回か2回、先ほど言いましたように船主さん、買い受け人、市場との三者のいろいろな話し合いがどのように行われて、これから市場ができる、2027年度には完成するというお話でしたが、それまでにどういう市場がということで、利用しやすい市場にしていくのかということも含めてもっとも詰めていただいて、方向性を示していただきたいと思います。

次に、新魚市場といいますか、27年度以降の運営につきましては、卸売の一元化が必ず必要であるということだと思っています。新市場の運営は、中心的存在である2つの卸売機関を一元化し、官民連携資本の導入、PFIによって民間事業者の経営のノウハウを活用し、コスト削減、新たな収入源の確保、そして市の財政負担の縮減をということで、市もお考えになっていると思いますが、それにつきまして27年度という市場の完成時期に合わせてのそういうお考えがあるのかどうかお聞かせください。よろしく申し上げます。

○伊勢委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 今定例会でも卸売機関の一元化というご質問をいただきました。その間の経過についてはその際もご説明をさせていただきましたが、我々といいますか、開設者としての塩竈市は、水揚げが100億円前後の市場で2つの卸売機関ということについてはさまざま経営的な視点から検証した場合にロスが、無駄が多いのではないかと。ぜひ一本化をして、本来、今塩釜の魚市場で一番必要なことは、競争の世界の中でどのように生き残っていけるか、勝ち残っていけるかという大変厳しい熾烈な戦いを行っていると思っております。本定例会でも、例えばこれから先、石巻市場あるいは気仙沼市場といった同じ特三の市場が復旧復興が遂げられたときに大変厳しい環境になるのではないかとというようなご心配をいただいております。

こういったことを踏まえるまでもなく、我々是一元化というのはぜひ達成しなければならない目標だと思っております。関係者の方々にもこのようなお話を継続してお願いをいたしております。今現在は、金融機関等が入りまして一元化に向けた勉強会を設置いただいているということは私も理解いたしているところであります。そういった中で、市場の完成いたします時期にはぜひ卸売機関が一元化を図られまして、塩釜市場のますますの水揚げ、金額両方ともです、そういったものを目指していかなければならないと考えているところでございます。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 市長のご決意を聞きまして安心しました。

ただ、一元化の時期が、市場の完成時期が27年度末とすれば、運営といいますか、それを周知する期間、人材育成を含めてその半年前までには結論を出しておかないと、オープン時期にまとまった形で市場運営といいますか、方向性が見えてこないのではないかと。3カ月、6カ月、人材育成といいますか、高度衛生管理型の市場の中でどういう作業をしていかなければならないのかとか、どういう方向性で市場を考えているのかという部分を含めて職員に対しての周知徹底も図っていく時間も必要ではないかと思っております。塩竈市内の加工、冷蔵庫をやっている、交付金や助成金で建てられた方の中でも50人ぐらい従業員がいる方で、一人一人に今後の加工場、冷蔵庫についてどう考えるの、こういう新しい設備が入るんだけど、どうしていったからいいかわかるということでレクチャーしながらその新しい工場なりいろいろな施設を開設しているという話を聞きました。やはりその準備期間といいますか、27年度末にまとまるんじゃなくて、その前後、3カ月、4カ月前ぐらいには準備期間としてまとめられるように考えてはもらわないのか、またその人材育成の部分はどうか考えているのかお聞かせください。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この卸売機関の一元化につきましては、かなり長い年月、議会でも議論いただきましたし、市民の方々も関心を持っております。何よりも当事者の方々がこれでいいのかというお話し合いをされてきたと私どもは理解をいたしております。旧来は、今あります2つの卸売機関、片方は株式会社であります。片方は水協法に基づく組合であります。それを一本化するということに力を入れてきたわけではありますが、それぞれによって立つ法律が違うということもございまして、なかなか難しいという部分もございました。

ここ3年ぐらいは我々のほうでも議会のほうに一定程度経過をお話しさせていただいたつも

りであります。新たな卸売機関をつくるということではいかがかと。例えば、今ある株式会社、水協法に基づく組合は、卸売以外の機能を残すということもそれはそれでご賢察をいただくとしても、少なくとも卸売の権限は新たな組織をつくってそこに一元化をされてはいかがでしょうかというようなことをご提案をさせていただいております。今申し上げました金融機関等が入った勉強会につきましても、新しい組織を立ち上げるとした場合の問題、課題をそれぞれが出し合って、今後どういった形であればできるのかというようなことについて検討をいただいているという認識であります。今私が申し上げましたのは、我々の希望としては魚市場が、新しい魚市場がオープンをする時期までには少なくともという思いで申し上げさせていただいているつもりでございますことをご理解いただければと思います。

○伊勢委員長 西村委員。

○西村委員 どうしてもいろいろな事業、市長のお話にあるように、私が議会に入らせていただく前からご努力されてここまで来ていると。やはりどうしても、先送りではないですけども、なかなかまとまらないという部分がありまして、ここまで来ています。この機会に、新市場ができるということで年限を決められて、ここまでにするというような意思決定をされてあの業界の方々と臨んだほうがよろしいのではないかなと、私は個人的な思いでお話しさせていただきました。以上で質問を終わります。

○伊勢委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 それでは、私のほうからも特別会計について質問をさせていただきます。

まず、実施計画の中から何点かお聞きをしていきたいと思っております。

実施計画の25ページ、介護支援ボランティア制度についてお聞きをしたいと思います。

これは26年度新規事業といたしまして介護支援ボランティア制度事業ということで、180万円ということでのっております。事業内容といたしまして、介護支援ボランティア登録を行い、介護保険施設での活動や支援を行った際、ポイントを与え、年1回集計し、現金もしくは商品券と交換するとあります。

それで、まずこれらの対象者ですけれども、介護認定を受けていないという方だとは思いますが、この辺何歳ぐらいの方から入ってくるのかお聞きをいたします。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 対象者ですけれども、高齢者の方65歳以上を対象としておりまして、認定された方もできるんだったらやっていただきたいということでございます。よろし

くお願いいたします。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。認定された方も対象となるということで、これは予防にもつながってくるなど本当に思っております。

それで、ポイント制ということでありまして、1時間1ポイントとして幾らぐらい相当のものなのか。また、1日のポイントの制限、1ポイントなのか2ポイントなのか、そういったところがあるのか。また、年間で上限幾らなのか。あと登録、ことしは何人ぐらいを見込んでいらっしゃるのか、その点お聞きをいたします。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 1時間当たり1ポイント予定してございます。その日2時間を限度として2ポイント、年間で50ポイント、100ポイントで1万円ということで、予定としては、今回は初回だということで70人から80人を予定してございます。以上でございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。それで、これはボランティア受け入れ施設の登録ということで募集を行っていくということだと思いますけれども、こういった方法で、いつごろからスタートされるのかお聞きをいたします。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 当然ながら4月にその管理機関と言われている全国的に社会福祉協議会とかシルバー人材センター、その他のボランティアの団体がございますけれども、塩竈市だとシルバー人材センターか社会福祉協議会になっていくのかなと思いますけれども、4月で契約を行いまして、4月、5月あたりから事業者、介護保険事業者なんですけれども、そちらのほうに説明しまして、そちらの趣旨が得られないとなかなか活動できませんので、説明を何回も何回も繰り返して理解を求めていきたいと思っております。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。施設、4月、5月からということで、これで言いますとボランティアの方たちに関しまして、初めてそういったボランティア活動へ参加を希望する方、今までそういった介護関係に携わってきた方はよろしいかと思いますが、こういった方ですけれども、集合研修とか施設、実習とか受けるのか、受けるとすればどういった形になるのか、この点確認をしたいと思っております。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 まず5月、6月に65歳以上の方々を対象とした研修会を実施していきたいと考えております。通年、毎月毎月そういった説明会を開催したり、あと老人クラブとかシルバー人材センターの会員さん、あと高齢者の方の団体、つぶさに説明してまいって参加を募りたいと思っております。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。活動内容としては、掃除など軽作業または配膳とか後片づけ、話し相手もあると思いますけれども、ボランティアの方は施設を自由に選ぶ形になるのか、それともこちらからここということで指定されてボランティアさんがそこにお伺いしてやってくれるのか、その辺どうお考えなのかお聞きをいたします。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 できればなんですけれども、介護保険事業者から何日に参加していただきたいとか、あとこういった話し相手とか不足しているということでの情報を得まして、掲示板とか、そういった感じで、今現在こういったところが募集していますよということで周知していきたいと思っております。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。また、これは施設、在宅の高齢者に対する活動にも制度を取り入れているところがあるわけなんですけれども、本市はこの辺どうされるのかお聞きいたします。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 将来的なんですけれども、まず考えていくのが、まずは介護保険事業者のほうで、それとあと市内の団体の行う事業、健康教室等に参加された場合はボランティアポイントを付与すると。なかなか家庭に入ると、例えばシルバー人材センターが要請があつて植栽をしていますよと、延長でここからボランティアだというなかなか線引きが難しくなってくると思いますので、まずそういった施設関係を重点的に考えてございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。それで、ボランティアに関するこういった予算なんですけれども、今回の予算書のどの辺に入っているのか、事務費等そういったところ、自立生活支援のほうに入っているのか、その辺お聞きをしたいと思います。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 予算なんですけれども、資料10の339ページであります。339ページの下から5行目、消耗品と、下から3番目の印刷製本費、そちらのほうがチラシとかポイントの手帳のほうを予定してございます。それと341ページの一番上段というか、委託料172万円とあるんですけれども、これはいろいろな事業が含まれてはいますが、こちらのほうにその委託費が含まれております。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

この介護支援ボランティア制度ということで、平成19年に東京の稲城市で始まりまして、制度創設から7年ぐらいたってございますけれども、いよいよ本市でも導入ということで、本当にうれしく思っております。上限1万円というのも、大体のところは5,000円かなという感じがして、本市ではプラス5,000円のところで1万円ということで、かなり負担軽減にもなりますし、またはこういった社会貢献される方にとっても大変喜ばれるのではないかなと思っております。また、介護スタッフの負担軽減にも、本当にお風呂上がり、髪の毛を乾かすだけでも本当にスタッフにとっては大変助かっていくという、私も介護を経験しておりますので、この辺は大変うれしい施策だなと思っております。これが充実されることを期待して、今後ともよろしくお聞きをしたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思えます。

同じ資料の実施計画の30ページの中で公共下水道雨水施設整備事業についてお聞きをしたいと思います。

事業内容に、主要な排水区で5年に一度の降雨確率41.2ミリに対応できるようにと、また排水区ごとに雨水幹線ポンプ場に根幹施設の整備を行い、完了後、降雨確率10年に一度、52.1ミリに対応する整備を行うとあります。前にも説明等はされてきてはございますけれども、確認の意味で具体的にお聞きをしたいと思います。

また、宅内地の貯留施設の整備ということで、これは宅内貯留施設の整備だと思いますけれども、これまでの実績と今後の計画についてお聞きをいたします。

○伊勢委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 ただいま公共下水道の雨水施設の整備事業につきましてご質問をいただきました。

まず1点目の幹線施設の整備というような内容でございます。これにつきましては、これま

でもご説明させていただいておりましたが、これまでの下水道の施設につきましては1時間当たり30ミリの降雨強度に対応できるような施設が市域全体を平均いたしますとそういうふうな水準だったということでございます。これを下水道の事業認可でございます10年に1回の降雨強度50ミリまで一気に高めるということは非常に期間と事業費を要するということがございまして、まずは段階的に当面40ミリの降雨強度に対応できるような施設整備を目指そうということでこれまで実施してございます。具体的には、これまで例えば藤倉ポンプ場がありますとか、今現在施工中でございます牛生雨水ポンプ場、これらも40ミリ強度ということで整備をしているところでございます。

26年度事業につきましては、ただいまお話ししました牛生雨水ポンプ場の施設整備もほぼ25年中で終わるという見込みでございますが、若干一部場内の工事が残ることもございますので、そういった部分、それから先ほどお話しいただきました宅内貯留施設、さらには、これはハード部分ではございませんが、施設の長寿命化計画というようなことで、雨水の幹線管渠、こういったものの計画策定ということで26年度は予定をさせていただいております。

続きまして、2点目の宅内貯留の今現在の整備状況というようなお話と将来的な全体計画というような趣旨のお話をいただいたかと思っております。

宅内貯留施設につきましては、1宅地6トン以上の雨水をためていただくということでこれまで整備を図ってございます。平成4年度の国の試行的な補助制度採択を受けまして、これまで約770世帯、貯留量にいたしますと約6,700トンほどの貯留施設が整備をされてございます。今、我々のほうの事業認可計画上でいきますとこういった宅内貯留施設につきましては約2万1,000トンの貯留が必要ではないかという計画にさせていただいております。したがって、今現在の整備率といたしますと約32%ということで捉えているところでございます。

以上でございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。宅内貯留施設の仕組みとして、高台地域に降った雨を一時的にためると、そして下流地帯に少しずつ流していくということで、そういった貯留施設ということでありまして、高台地域、また下流地域にも設置されているわけですが、その高台と低地に設置されて、こういう抑制または機能効果というのは、高台に整備されようが、下流に整備されても効果的な部分は同じと考えているのか、今後どういう地域というのか、そういったところに計画を進めようとしているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

○伊勢委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 宅内貯留施設も含めました貯留施設そのものにつきましては、基本的には高台の上流域で下流側に流れる前にためまして、流出を抑制する、これが原則だと思います。今、宅内貯留の部分につきましては、標高4メートル以上の地区につきまして貯留というような考え方にさせていただいております。ただ、一方、低地といいますか、4メートル以下でも浸透性の対応ができるところについては一部そういうこともこれまでの実績としては施工させていただいていると把握してございます。以上でございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

それで、これは整備されたところにちょっとお伺いしたときに、せっかく整備されたのに前に戻りたいというようなお話ですよ。それはなぜかという、駐車場、余り高し過ぎて車が入れなくなったと。これはそのご自宅の本人のお母さんの意向だったので、こちらの責任はないわけですが、ただ家族がいるわけで、お母さんはよくても息子さんは、若い方の車は車体が低くなってきていますので、そういうところで息子さんにぐずぐずというか、言われて、どうしようもなくってそういった声が出たわけなんですね。これは希望する場合に設置希望願と設置承諾書を取り交わすと思いますけれども、やはりこれは人に、家族のそういった意向というか、承諾という部分で、この辺も書類の部分でもう少し改善するべきところがあるのではないかとということで、私はいろいろ言われて、悩んで相談もいたしましたけれども、この辺、改善はされていくと聞きましたけれども、この辺、今現在どうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○伊勢委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 設置後のいろいろな課題ということでのお話かと思います。

我々お申し出いただくときにはまず設置願というものをいただきます。具体的な設置場所、さらにはどういった施設で貯留をするかということにつきましてはそれぞれの宅地の利用状況が異なりますので、現地の中でどの場所が適切かというようなそういったことをまず最初に確認をさせていただきます。さらには、宅地の将来の利用状況、そういったことも踏まえませんと、設置をいたしましてまたいろいろ支障があるというお話をいただいても困りますので、私どもとすれば将来の利用状況等も踏まえたお話を確認させていただいた中で適切な場所を選定させていただいているつもりでございます。

そういった中で、具体的にその後の宅地への乗り入れ状況等の変化があったということですが、これにつきましては基本的にはそういった環境が発生したということにつきましてはいろいろな宅地の所有者、さらにはご家族の中での問題でございますので、私どものほうとすれば適切な出入りをできるような形で改善していただく分については差し支えないと考えてございますが、一方で貯留施設本体への影響も当然ある場合もございますので、その場合には事前にご相談をいただく中で、私どものほうも現地を確認させていただく中で、そういった対応をしていただくことについては、ぜひそういうふうにしていただいて、日常の宅地への出入りが円滑に進むような形で進めていただければと思っています。

一方、書類的な改善策ということですが、これまで宅内貯留につきましては先ほどお話ししましたように平成4年から事業施行してございますが、なかなか初期の段階では新しい事業ということもございまして、市役所のほうから設置をできるお宅のほう、できるだけ設置していただきたいというような、そういうことでお願いをさせていただいてこれまで来ているということもございます。ただ、一方、先ほどお話ししましたように設置世帯数もふえてまいりまして、先ほどお話しいただきましたように世代交代等もこれから進んでくるということもございますので、数年前に宅内貯留施設の設置の趣旨でありますとかを設置しているお宅に再度ご訪問させていただいてお話をさせていただくのとあわせまして、プレートを設置をさせていただいて、こういう施設ですよということを第三者の方にもおわかりいただくような、そういう対応はさせていただいてございます。

ただ、一方で書類的なものについて、初期の段階のものをまだ使用してございますので、いろいろ現段階の適切な申請のあり方等につきまして今ちょっと検討しているところでございますので、それらができましたら新たな申請のものからそういったものについて順次移行していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、担当からご説明させていただいたとおりであります。基本的に民間の方の所有地に公共施設を整備させていただく場合に、一般的な手法としては地役権というのが必要であります。要するに、その部分にこういったものを認めていただくということで、地役権というのを設定しなければならないということになります。これは公図に載ります。したがって、土地売買をする場合には地役権付きの土地を売買する。我々行政も地役権ということで一定の対価をお払いしなければならないということになりまして、行政側にとりまし

でも使用者にとりまして自由使用という部分では大変制約が出てしまうと。我々もそういった道も模索したんですが、一方ではできる限り総合治水の中で民間の方々にもご協力をいただきたいということから、便法的に今までのような措置をとらせていただきました。事実、今回の大震災で結果として本市が設置したものがその機能を損なうといったようなことも出てきておりますが、今後地役権の設定等についても課題としてなお検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ありがとうございます。

この方は、前に戻すのに自己負担なのか、それとも市で負担してくれるのかというところで、それは自己負担ですよということで、そういうこと言ったら今でもそのままになっているのかなと思いますけれども、そういったところで何か考えられたところがあるみたいですね。これは水害対策として、今もありましたように市民の方の協力が得られ、本当に喜んでいただけるような、今後そういった取り組みになりますよう、今でもなっているんですけども、また充実されますよう、よろしくお願をしたいと思います。

続きまして、資料No.10から何点か質問します。

資料No.10の328ページ、これは1款2項1目でしょうか、介護認定審査会費、329ページの事業内訳の中にも介護認定審査会費ということでもありますけれども、介護認定のところでお聞きをしたいんですが、高齢になってきますと、介護認定に時間がかかるということもあるんだとは思いますが、自立しているような状況でも一応介護申請をしておいたほうが万が一自分が必要となったときに認定とかそういったところが早くなるのではないかとか、そういった認識の方がいまして、まずは申請しておこうという方もいるわけですが、こういったところ、あとは周りの方から「もう高齢なんだから認定受けてたほうがいいよ」と、そういうようなことを言われて考えられる方も中にあるみたいで、私も昔はそう思っておりましたが、内容を見ますとやはりそうではなくて、必要となったときに申請をしても十分間に合うという、そういう認識で私はいるわけですが、この辺そういった関係はどうかお聞きをいたします。

○伊勢委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 ここに書いてあります通り、介護認定審査については塩釜地区消防事務組合でやっております。私が管理者でありますので、管理者の立場としてご答弁をさせていただければ

と思いますが、今、委員おっしゃられましたとおり、介護認定審査件数というのが年々ふえてきております。今もう7,000件を超えまして8,000件に近づいている状況であります。40日以内に結果をご本人に通知をさせていただくということになってきておりますが、内容が難しいものについて残念ながら40日も超える場合もあるようであります。

今ご質問の介護認定審査会に申請する場合は医師の診断書を添付させていただくことになっておりますので、医師の診断書が添付をされれば基本的には介護認定審査会に付するということとなりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。要するにそんな急がなくても大丈夫だということですよ。その辺きちっと周知というか、介護認定申請しなきゃだめなんだというような意識に立っている方もいますので、私のところにも問い合わせとかそういったことがあるので、その辺もしっかりして、年齢が来た、乳児の全戸訪問ではないですけれども、高齢者の方もそういった訪問していただいてお話をされていくのも一つかなと思っているところでありました。

最後に、市立病院のところで、施政方針の7ページの中にも良質な地域医療を提供していくということで、昨年、24時間体制での自宅における医療の提供、在宅療養支援病院の認定も受けているということで、施政方針の中でもうたわれております。

それで、これはある人に聞いたら「本当に非常に助かる」というような、そういう喜びの声がありまして、本当に私もその方のケアに関する情報が書かれている中身とか見させていただきまして、本当にしっかりしたケア体制になっているのかなということを感じました。また、こういったときにはこういうタクシーを呼ぶ、こういう介護タクシーを呼ぶとか、そういった状況に応じての対応などもしっかり張られておりまして、こういった面もしっかりされているんだなということで、大変うれしく思った点でありますけれども、ただその方は、看護師さんとかお医者さんとか結構1日置きとかいろいろな週間、その方のケア状況によってなってきた、医療費というか、治療費どれくらいかかるのかなというような、本当高いのではないかというような、そういう心配をされておきまして、私もどの程度かわかりませんので聞いておきますということで言ってきたわけですがけれども、これはどのような料金体制というか、システムとなるのか、その辺お聞き願えればお願いします。

○伊勢委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 在宅医療につきましての料金体系ですけれども、

今回在宅支援というのをとることによりまして若干診療報酬のアップがございました。今まで、これが今年度の市立病院の収益の増にもつながっているんですけども、月2回、先生方に往診していただきまして、そういった形でいきますと大体在宅の単価というのはお一人当たり6万円前後というのが単価になっておりますので、これは非常に、月2回先生と看護師さんに来てもらって高いか安いかわねるとちょっとあれなんですけれども、病院に来れない方がそういった形でこちらから訪問して介護と医療を提供するということですので、そういった形で今後も続けていければなど。直接に今回の支援病院をとるに当たりまして医療福祉部のほうの看護師が全てのお宅を訪問させていただきまして、料金体系が変わりますというお話をさせていただきました。その中でご納得をいただいて今回の改定に切りかえたということがございますので、その中で特に高いからやめますという話はなかったと聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○伊勢委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 端的にお聞きしますので、よろしくお願ひします。

資料No.12の水道事業についてお願ひいたします。ページ数は22ページでございます。

この中段に水道改良費4,558万5,000円、そのうち明細の部分では大倉ダム堰堤改良工事となっておりますんですけども、これの2,961万8,000円ですか、初めてこの堰堤工事というのが出てきたような感じがするんですけども、これは大震災において下水溝が壊れたのかどうか、その詳しいことを教えてください。

○伊勢委員長 大友水道工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 嶺岸委員にお答えをいたします。

ここの大倉ダム堰堤改良工事につきましては、毎年大倉ダムで機能保持のために建設工事をするための負担金となっております。大震災については、大倉ダムについては被害はございませんでした。以上でございます。

○伊勢委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。ありがとうございます。安心しました。

それで、管水路、大倉ダムから梅の宮までの距離数はどのくらいあるのか教えてください。

○伊勢委員長 大友水道工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 距離でございます。大倉ダムから国見浄水場まで、これは共同導水管で施工しております。この部分の距離が12.8キロになります。あと国見浄水場から梅の

宮浄水場まで、これは単独導水管の距離でございますが、これが21.8キロございます。そういった部分の延長距離となっております。以上です。

○伊勢委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 相当距離数が長いということと、それから断水、大震災のときに破断箇所が、結局山間地域を通ったり、団地の脇を通ったり、造成地域で土を埋め戻されたりして、相当管が動いているように仙台市の担当者はおっしゃっています。そういった感じで、今回大震災で破断した箇所はどういう場所で、何カ所破断したのか、その辺を教えてください。

○伊勢委員長 大友水道工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 震災で被災した箇所は、本震のときに6カ所被害が出てきております。4月7日の余震の際には4カ所ということで、被害が集中してしまったと。合計で余震と本震で10カ所程度の破損がございました。

場所につきましては、被害が集中した箇所については軟弱地盤となっております仙台市の松森の清掃工場から大体2キロ程度のところが軟弱地盤で被害が集中している箇所でございます。あと、ほかにつきましては結構地盤がよかったですでございますが、そういった部分で被害も1カ所ほど出てきているという状況でございます。以上です。

○伊勢委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。

災害復興の交付金を使うと原状復帰で終わるんですね。ところが、今の話を聞きますと破断している箇所については何回もこれが起きている。しかも、2回の地震で同じような場所、ここは昔で言えば、地盤で言えば谷地地帯ですよ。その場合にはいつどれだけ起きるかわからない可能性を秘めている。そうすると耐震性の整備は必然的に必要とされる場所だろうと、こう思うんです。私も議員になりかけのとき、大倉から芋沢、国見、愛子、そしてみやぎ台、そして泉、松森、利府、そして浄水場まで先輩議員と車で通って見てきました。そのときに、これが塩竈に対して命の水だと、先人たちがこの命の水を守るために巨額の私財を払って引いたということなので、そういうものを今ここに来てまた災害に、いつ来るかわからない災害に備えるように耐震化という予算がついてもいいんじゃないかと。予算書を見るとその予算書の中の金額にはもともとありません。これは喫緊の課題としてこれは予算計上して耐震化を図るべきだと思います。

それから、もう1点は造成地域、造成地域で上に宅地がなると。そういうところも圧力

によって動くんだそうですね、地盤が、上から。今までは山であったものが上に重さがかかるもんですから、横滑りするか、縦に落ちるかという、どっちにしても被害はこうむるんだそうです。そういうことで、管理体制はこれからどうされていくのか。もう埋め管だけではないでしょう。多分松森では3メートルから4メートルぐらいの地下に入っているはずですから、そういうことも含めてお願いしたいと。

それから、この管水渠については、管導水については耐用年数がどのくらいあるのか、それまで教えていただければありがたいと思います。

○伊勢委員長 大友水道工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 まず造成地の地盤の関係でございます。ここにつきましては、水道管自体、導水管については耐震管と言われております鋼管を使用しております。震災で破断したのはその鋼管自体の溶接部分がそこに力が加わって破断したという結果が出てきておりますが、管自体は粘りがある耐震管という形になってございます。

また、耐用年数につきましては、導水管については50年となっております。

あとその辺の維持管理ということの管理体制ということですが、職員は当然月に2回程度巡視をしております。そういった中での地盤の変化等の状況、あといろいろなバルブ関係がございますので、そういった分の点検等は実施してございます。そこで変化が見られればすぐ対応するという状況になっております。

また、導水管については、腐食をしないように電気防食工事といってさびないように管に直接微弱な電流を流して腐食をしないような措置を毎年点検で、それも2回程度やってございます。管の状態はかなりいいという状況になっておりますが、そういった中でそういった維持管理をしながらやっているところでございます。

先ほど耐震の計画とありますが、今、施設整備という部分で計画を策定しておりまして、嶺岸委員のご指摘があった導水管の補強関係の整備ならびに施設状況につきまして、そういった部分を盛り込んだ計画を今つくってまいりますので、それが完成すれば年次計画をしながら予算配分をしながらこういった導水管整備なり施設の整備に予算を回して安定給水に努めていきたいと思っております。以上です。

○伊勢委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

災害時には、あの寒い中、3日間も4日間も連日連夜、本当に復旧復興に、本当に温かいも

のもないので、大変な思いをして工事された皆様、また水道局の皆様、市長初め本当に大変ご苦労されたと思っております。そういった感じで、水道が来ない、来ないと騒ぐ市民もおりましたけれども、そういう中に物すごい苦労があったということをここで皆さんにお知らせしていきたいと思います。そして、それに従事した皆様に心より御礼申し上げて、終わります。以上でございます。

○伊勢委員長 ご苦労さまでした。

それでは暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上ご発言くださいますようお願いいたします。

田中徳寿委員。

○田中委員 私のほうから質問させていただきます。

まず病院事業、資料No.11の3ページなんですけれども、11条に棚卸資産の購入限度額は3億6,720万円と定めるとあるんですけれども、この意味を教えてくださいなんですけど。

○鎌田副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 これは前回の予算委員会でもお話ししたと思いますけれども、薬品等の購入限度額をここで3億6,720万円ということで定めているというものでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。どうもありがとうございます。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、市立病院の外来の患者さんあるいは入院の患者さんで塩竈市の国民健康保険に加入されている比率がわかるでしょうか。

○鎌田副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 おおよそですけれども、国保と社保で大体6対4から7対3ぐらいのその辺の中間的な割合だったかと思っております。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 どちらが7で、どちらが6とか、そういうのをお聞きしたいんですけど。

○鎌田副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 国保のほうが多い割合でして、6から7が国保の方で、社保の方が3から4ぐらいかなというふうに見ております。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 そこなんです。市立病院でかかる外来の患者さんであり入院の比率の中で、塩竈市の国保からどのぐらいの売上額を市立病院がいただいているのかと。そういう形の中のその比率を出すことにより、そしてその患者さんたちに使えるものであれば薬品をジェネリックがどのぐらいまで頻度として使われていくのかと。それは裏返しますと、先ほど午前中から国保財政の中でいろいろな補助、援助、免除、そういうことを生み出す財源の一つになり得ると考えるからであります。なぜならば、ジェネリックであれば売上額が同じ効果で6割の売り上げでできると聞いております。残りの4割の薬品費は当然国保に残っていくわけです。そうすると財政力が強まっていくわけです。今までは収納率のアップであったりそういうことで財政を強くしようとしていますけれども、今新しい手段が国保の中にも生まれたんじゃないかと推論するわけであります。そういう連係プレー、科と科を超え、部と部を超えた連係プレーを行うことによりまして国保の財政力をアップしていく仕組みの一つだと思っております。そういうデータがあるのであれば、これからデータを精査していただき、そういうものをもとにして国保税の支払う額はどのぐらいだ、そうするとどのことがどういう形でいけばこの財政がよくなるのかという概念が生まれてくるんだと思います。そういうことを今病院のほうからお聞きしたわけですよ。まず資料がなければそれでよろしいんですけども、そういう精査をして連係プレーの中で一つの財政を強くしていく。

そして、もう一つ聞いておきたかったのは13ページの不良債務の問題なんです。これは27年3月31日の予測であります。あくまでも予測なんですけれども、この不良債務の計算方法が流動負債からマイナス流動資産という概念でずっと来られたわけです。それで、この流動資産の中に、要するに26年度末から次年度の企業債の支払いも流動負債に入るという会計が公会計の中で通達が来たと聞いております。それは民間企業ではとっくに当たり前の話だったんですけども、公会計ではそれが初めて来た。それは不良債務の概念に当たらないと、そういう話で聞いております。それは数字上のロジックではそのようになりますけれども、今までの概念を捉えていくというときにはなるとそのような概念が果たして通用するのかと。

それはプロの間の話であろうと、業務に携わっている人たちの。決算資料から読み取る方式であるならば、それは通用しない、詭弁であろうと考えております。そのためにはどういふふうにすればいいのかということは今から考えていただきたいなと思っております。

今年度末で不良債務が消えたという話を聞き、我々議員一同は大変安堵しております。その次に何が起こるかという決算変更であります。決算変更のときにもやはりクリアしていただきたいと思うことでもあります。言葉で言うのは簡単なんです。ところが、市民にそれを説明するのは大変なんです。せっかく消えたのにまた出たのかと。そのためにはどういう形のもの今から財政当局であり市長でありそういう方々と議論を重ねながらその27年3月31日をどのように乗り切るかという概念をやはり醸成してつくっていくことが大事だと思います。転ばぬ先のつえだと思えますけれども、そういうことを準備していくことによって、今までこの10年間、市立病院の経営改革プランなどで苦勞してきたことの報われたことがたった1年で瓦解しないようにするために、やはり努力と英知を積み上げていただきたいんです。ひとつお言葉がありましたら教えていただきたいと思えます。

○鎌田副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 前段のまずジェネリックの考え方です。当院では入院につきましては自前で行っておりまして、外来につきましては院外処方を行っております。入院のほうの自前につきましては、5階の療養病床についてはほぼ100%ジェネリックを使っております。全体を見ても大体2割ぐらいジェネリックを使っております。また、外来のほうの院外処方なんですけれども、先生方も含めまして今ジェネリックのほうを推進していきまして、調剤薬局に出すときにはジェネリックを使用してもいいよというような印をつけて処方に出しております。あとは調剤薬局のほうと患者さんのほうでお話をして、どの薬を使うかというのは調剤薬局のほうでお決めになっているという状況でございますので、うちのほうとしてはジェネリックのそれがどのぐらいの外来になっているかはちょっとまだその辺は把握をできていない状況なんですけれども、国保とジェネリックの観点から言いますと、医師会のほうでは余りジェネリックの推進には積極的ではないようでございます。それを踏まえますと、病院がジェネリックを一生懸命推進しても、国保会計の全体から言いますと外来の患者さんの薬代というのは開業医さんのほうが多いと思えますので、その辺に協力関係を持たないとなかなか全体の国保のジェネリックの推進というのは難しいのかなと、私ども病院のほうとしてのスタンスとしてはそんな考え方をしております。

あと後段の予定貸借対照表の不良債務の関係でございます。

12ページ、13ページの中で、流動資産のほうは7億1,700万円ほど今回予定貸借表に載せております。これに対して流動負債が8億8,000万円ということで、残念ながらこれだけ見ますとマイナスになったのかなというふうに帳簿上は見えてしまうというのが実際でございます。

ただ、国のほうの指針といたしまして、特例債とか企業債、1年以内に返す部分については不良債務から抜かしてもいいですよという一応ルール決まっておりますので、12ページの注記のほうにこれを記載させていただきまして、そこから流動資産から負債を引きますとひとまずプラスになりますよというような注記にしております。ただ、実際この7億と8億8,000万円の差ですと2億ぐらい実際現金があればこれが逆転しますので、病院として安定的に運営するにはあと2億から3億ぐらいの現金があれば非常にこういったものも帳簿上もプラスになる形になるのかなと思っています。

ただ、この予定貸借表上の26年度の予算がうまく順調に推移しますれば、1億4,000万円ぐらい独自に資金が残ることになっております。今まで病院で黒字を積み重ねましても、不良債務があれば現金がたまりませんので、不良債務を返す方向に行っておりました。それで黒字黒字といいましても現金が残っていなかったということがありますので、今年度末で不良債務が消えましたら初めて黒字になった分が現金で残っていくという多分病院会計始まって以来のことかなと思っています。これで何とか黒字額2億から3億を現金で持ちまして、今水道部さんとか一般会計のほうから短期でもお借りしている部分がございますので、そういったものもお借りしなくても運営できるような病院運営を今後目指して頑張っていければなと思っています。よろしくをお願いします。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 まさに企業というのはお金があれば借金を返してしまうたちなんですよ。そういうことがバランスシート上出てくるとそれを消す方向に動くのが企業を経営している人たちの考え方なんですよ。だから、流動資産と流動負債の問題は不良債務という言葉の中でやりとりされたけれども、普通の感覚ではそれはないわけなんですよ。公会計上の発想だけですから、私から言いますと、この企業は健全であるかどうか、そういうのは支払い準備資金がどのぐらい回るかということなものですから、一つの物差しであるということです。ただ、物差しに今の塩竈市だったら耐えられるだろうと思うから、今から疑問を投げかけているわけですよ。せっかく皆さんが努力し、ここまでしてきたものを次の公会計上の仕組みの変化

によってそのようにあらわされたときの釈然としない気持ちをどこでカバーしていくのかと
いうことの提起をさせていただいただけですから、ただジェネリックの問題はジェネリック
として一つ一つのところが塩竈市の国保を豊かにするために安定的市民に国保財政を維持す
るためにそういう発想であるということだけとどめおいていただければ結構だと思います。

次に、No.10の212ページです。

ここの2款に保険給付費として49億2,846万5,000円が計上されております。この中で、保険
の中で支払われる額の中で薬代は幾らぐらいになるのかをお聞きしたいんですけども。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 保険給付費の中で通常大体約2割が調剤ということで、薬の代
金として支払われるものと考えております。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると仮に2割という概算でいくと約10億、そういうことですよ。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 平成26年度の予算では約10億円と見込んでおります。24年度の
実績で申しますと45億4,500万円の決算に対して8億8,900万円という調剤料となっております
して、パーセンテージでいきますと19.6%というのが調剤料になっておりました。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 大変大きな数字だと思います。この間の質問の中で、たしか15%ぐらいと聞いてい
ました。要するに3割のジェネリック使用料の中で2割を占めると、15%ぐらいということ
は半値だということであります。もし全額、それが可能とは思いませんけれども、5割行っ
ただけで2億5,000万円が浮いてくるわけであります。そういう目標を持ってお互いに連携し
ていくことが塩竈市の保険財政を豊かにしていくことだと思います。この間、西村委員が語
ったことによると7割達成している町もあるそうです。そういう事例の中で、塩竈市はどこ
まで目標にするかということが、いろいろなことで市長が悩むようなこともこういう自助努
力で解決していくことじゃないかと思うんですよ。国の金もいろいろな金も当てにしなくて
も、その財政が豊かになることによって政策的投資ができることが出てくるわけですよ。そ
のために、そういう発想で物を見ていくときにいろいろなことをお願いできるわけですよ。
要するに、はっきり申し上げれば値下げもできますし、皆さん一人一人が協力することによ
っていろいろなことができ上がっていくんだらうと思います。そういう物の考え方を捉えて

いくことによって、税で負担することではなくて、一人一人の市民が対応していればできるということであるならば、皆頑張るしかないんじゃないかと思っているんですけども、一言あったら教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 委員おっしゃるとおり、今、ジェネリック医薬品の薬価で考えますと半額以下ということになりますので、この利用率が伸びれば、西村委員から情報いただきました7割というのはかなり高い水準だとは思っておりますけれども、今は35%ぐらいの使用率になっておりますので、それを40、45と上げることによって確かに全体の医療給付費が下がるということになりますので、それは新たにいろいろな施策を考える要因になると思っております。国保の担当といたしましても、こちらのほうジェネリックの普及というのは今後も力を入れて進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、田中委員からジェネリック医薬品の利用拡大ということでご質問いただいております。我々も市立病院の入院患者の皆様方におかれましてはできる得る限りジェネリック薬品をとということで取り組んでいるということについては先ほど事業管理者のほうからもご報告申し上げたとおりであります。

この問題は、利用する側と提供する側の問題が実はございます。私も宮城県の地域医療審議会の委員の役割も果たさせていただいておりますが、過日の審議会の中で私もこの問題について問題提起をさせていただきました。その際に、薬剤を提供する側からのお話がございまして、実は今、薬品を扱うところではジェネリックのデッドストックが物すごい量なんだそうであります。ぜひ使っていただきたいということで用意はするんですが、一つはいわゆる病院と違う立場、診療所等からの取り扱い量、そういったものを加味しますとデッドストックが大変な量になっていると。逆にその際に私に問題提起をされましたのは、しからば行政でデッドストック分についての補償していただけますかというような、そういう厳しいお話までいただきました。これはなかなか行政でそこまでの補償はできかねるというお話をさせていただいたんですが、やはり医薬を扱う分野では深刻な問題だと。そういった立場もぜひ理解してくれというお話をいただきまして、要するにプラス部分と一方ではマイナス部分というのが出てきているんだということを私も痛切に感じたところではありますが、なおこの辺の取り扱いについてはやはり国で一定のしっかりとした方向性を定めていかないと、ただ単

に利用拡大ということだけでは問題解決にならないということだけきょうはご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 いろいろな問題がはらんでいると思います。新しい仕組みを創設すれば必ず弊害が生まれます。その弊害を乗り越えて少しずつ浸透させていくことが国保の財政であったりいろいろなものの財政を豊かにしていくんであろうと思います。なぜかという、国保は税で支給されているわけですから、その税の軽減措置の一つの一助であるということの認識に立ってそういうことを考えていただきたいと、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、ちょっと視点を変えまして、No.10の276ページ、下水道関係でちょっとお聞きしたいんですけども、6款2項1目かな、資本費平準化債の8億3,200万円と借換債の7億5,640万円の中身の説明と、どのような状況なのかを教えてくださいんですけど。

○鎌田副委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 まず資本費平準化債でございます。26年度につきましては8億3,200万円、25年度に比べまして3,310万円ほど増額という形になってございます。この資本費平準化債でございますが、下水道事業を行うために通常発行しております地方債につきましては元金の償還期間が約30年となっております。一方、下水道施設本体の耐用年数につきましては45年というようなことで、年数に乖離がございます。このために30年の償還期間内におきましては耐用年数45年に対しまして単年度の償還額が多く発生しているという状況になってございます。こういったことの状況の中で、世代間の負担の平準化を図るという趣旨で国のほうから資本費平準化債の発行が認められているという状況でございます。

なお、この資本費平準化債につきましては、公債費のうち元金の償還の財源ということで充てさせていただいているところでございます。

続きまして、借換債でございます。26年度につきましては7億5,640万円、25年度に比べまして2億2,040万円ほど増額という形になってございます。この借換債につきましては、26年度分につきましては16年度に発行してございます先ほどの資本費平準化債、これの10年満期によります借りかえ、その部分が1億9,660万円ほどでございます。残りの5億5,980万円につきましては、同じく21年度に発行してございます資本費平準化債の5年満期の分の借りかえというようなことになってございます。この10年満期、5年満期両方ですが、平準化債を借りた当時は約1.6%前後ぐらいの利率でございましたが、今回の借りかえによりまして、昨

年同様であれば0.2%ぐらいの利率になるのではないかと見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 大変な財政の中で起債の利率の低減を図り、経費の節減を図られているといるんだと思っております。我が塩竈市の起債残高600億円ぐらいの中で、2%を切った利息の利回りになっていると思います、11億円ちょっとぐらいになるものですから。やはりそういうことの努力が一つ一つ身についてきたんだろうと思っております。

それでお聞きしたかったのは、この10年満期のときに据え置きが発生するかどうかなんです。なぜかという、下水道の場合ですと300億円を超える起債残高があるわけですよ。そうすると平準化されている払いに元本がなっているのかということなんです。どこまで借換債と資本費平準化債の併用を認められながら毎年10億円か15億円をそういう形をしていくのであるならば、支払額の利息はわかりません、利回りが違ういろいろなことがあるんですけども、元本を一定数量規制値の中に入れていく考え方が導入されなければ、財政の安定性の寄与に反する状況が生まれてくると思われるわけですよ。毎年度でこぼこの山をそういう仕組みを使って一定額ぐらいの割合の中におさまっていくのであれば、財政を運営するほうは楽になるだろうと。そういう考え方がおありになるかお伺いしたいんですけれども。

○鎌田副委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 長期的な視点での財政運営ということかと思えます。特に下水道事業につきましては、これまで汚水事業に重点を置きまして進めております。その際に借りました地方債の残高が非常に大きいということでございます。私どもといたしましては、今ご質問いただいている26年度の予算でございますが、26年から約30年後ぐらいまでの長期間の部分について一応シミュレーションをさせていただいております。その中で、できるだけ、先ほどお話しいただきました平準化というような視点の中でどういった工夫が現行制度の中でできるのかというようなところをいろいろ研究させていただいているということでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 よろしくお願いたします。

なぜこのような話を言うかといいますと、このごろ4代のお母さん方から塩竈市の下水道料金が安いという話を伺っているわけですよ。それを下げるためにはこういう手法をするしか

手が残ってないんだろうと思っているわけですよ。要するにまちの魅力として、今までは当たり前なんですけれども、ほかと比べられるということです。その比べるためには、どうしても100%やったからいいとか、70%だからまだ楽だとか、そういう話ではなくて、現実にお支払いされる市民の方々の中の気持ちに立つときにそういう発想が生まれてくるんだと思います。ひとつよろしく検討のほうをお願いします。

次に、No.12、5ページです。

ここに支出という形でありますもんですから、この中で今年度の工事代金はいかほどになるのかお伺いしたいんですけど。

○鎌田副委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 田中委員にお答えをいたします。

金額的には5億8,000万円程度になります。以上でございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 今までにないぐらいの額になっていると思うんですけども、これはどのぐらい続くのか、今年度で終わりなのか、将来の先までちょっと教えていただきたいんですけども。

○鎌田副委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 この事業の1ページに業務の予定量という部分に記載をしております。(4)の建設改良事業、ここに記載をしております。

一つは第6次配水管整備事業でございます。これについては25ページに概要と年度を記載をしておりますが、こちらについては平成20年から28年度の事業計画、あともう一つは老朽管更新事業でございます。これは国庫補助4分の1を厚労省からもらって事業を進めている事業でございますが、これは震災の影響で24年、25年と休止をしておりました。厚労省のほうに評価委員会を設けまして評価をして認められたことから、26年度から事業を再開するというので、当初は28年までだったんですが、休止をした2年間を延長いたしまして平成30年まで行う事業となっております。

もう一つは災害復旧事業でございます。27ページに記載をしておりますが、これは東日本大震災で被災をした管路の復旧でございます。一定程度の復旧は災害復旧で受けておりますが、平成24年度に厚労省で災害復旧の特例という部分が新たに制度化されております。その中国庫補助率は塩竈の部分は本管類が85.9%の国庫補助率でございます。給水管については50%、これは2分の1の国庫補助率で、かなりの高額でございます。

そういったことで事業をしておりますが、この災害特例の説明を若干説明させていただきますと、津波浸水区域で水道管が被災したという部分で、24年度の10月にこの被災地域の指定を受けた査定で工事費については15億6,000万円ほど、延長にいたしましては約25.5キロを認められております。それで、この部分の条件といたしましては、塩竈市の災害復旧の事業計画があるもの、あと県等の事業がある部分について、その水道管を原形復旧するという考え方について、そういった条件が付されております。そういった中で、この工事は、災害復旧は今のところ27年度という形になっておりますが、最悪28年度まで災害復旧の工事は続くものと思っております。以上です。

○鎌田副委員長 次に移ります。浅野敏江委員。

○浅野委員 私のほうから質問させていただきます。

まず初めに、資料No.10の国民健康保険事業、225ページからお聞きいたします。

この225ページの第2款保険給付費の中の第2項高額療養費についてお聞きいたします。

昨年から1,687万3,000円増の4億7,316万6,000円が本年度の予算として計上されておりますけれども、現在塩竈市の保険税、先ほども午前中から県内でも高いほうだという声もありますけれども、その要因となるのは一つ高額医療の患者さんが比較的多いということを何か以前聞いた気がするんですが、今の塩竈市の現状についてまずお尋ねいたします。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 高額医療費の今の状況でございます。平成25年の今年度の1月に支払っている分までということで、期間としては8カ月分という計算になるんですが、そちらに関しましては件数で言いますと4,318件、金額で申し上げますと3億467万円ほどの歳出となっております。以上です。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 かなりの金額でもありますし、また件数も大変多いというのはこの状況でも見てとれますが、もちろんがんとかで継続でかかってらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、その中でやはり三大疾病、やはり医療の部分も介護の部分もそうですけれども、まず予防が大事だということを広くうたっていかなければならないと思います。やはりこの給付を抑える意味からも日ごろのそういったものに私たちは予防に努めていかなければならないと思いますけれども、そういった意味で、この高額医療を受けている方たちがどういった疾病があるのかということは調査はされているのでしょうか。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 疾病の内容、給付の内容等の詳細な調査につきましては、現在のところはまだそちらまでは手をつけておりません。ただ、現在、導入の準備をしております国保データベースシステムという、こちらは国保、介護、あと後期とか、そういったさまざまなデータを統合している情報のシステムなんですけど、こちらのほうが最初は4月から本稼働という話だったんですが、ちょっとずれ込みそうな今状況にありますけど、そちらのほうが本稼働になりますと、さまざまなそういう疾病のデータでありますとか、あとは介護の状態でありますとか、そういったデータを統合的に今度分析することが可能になってくると思います。そういった詳細な分析を今後進めて、医療費の給付の部分、こういった形で適正化を図れるかと、そういう部分に生かしてまいりたいと考えております。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひその点、やはり市民の皆様今の状況、正しくまず現状把握することからさまざまな施策も生きてくるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

今、お話にありましたように、高額療養費ですけれども、以前は病院にかかって入院した、手術をした、長期の外来であっても高額の場合は一旦窓口で3割なり2割なりそれぞれ皆さんがお支払いして、申請すると後で戻ってくる。今は高額療養費制度ということで、事前にお話ししていれば窓口のほうで自己払い制度で済むという部分が大変市民の皆様にもこれが浸透してまいりました。ただし所得によって高額というか、収入が高い方、一般の方、低所得というって限度額がそれぞれ違うと思っておりますけれども、その辺のことをちょっとお話しただけですでしょうか。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 自己負担額の上限の区分というお話だったと思います。今現在ですと上限の区分のほうは、自己負担額につきましては、限度額認定という形で事前に手続をしていただいておりますと最初から自己負担をしなくてもそのまま医療を受けていただけるという制度で進めさせていただいております。

医療費の自己負担額、現在ですと70歳未満と70歳以上ということで、少しその負担のあり方が変わっております。70歳未満の部分でお話を申し上げますと、低所得、住民税非課税の方の場合、基本的に3万5,400円が自己負担の上限額ということになりまして、それ以上の部分

につきましては高額医療ということでお返しするということになります。それともう一つ、一般所得者ということになりますと、低所得以外で標準の報酬額として53万円未満の方ということになりまして、この方につきましては8万100円に、あとは医療費の全体額から算出、ちょっと細かい数式になりますけれども、そこから利用料を少し負担いただくものが入って、それを計算した上での負担ということになります。それ以上、標準報酬額で53万円以上という所得がある方は上位所得ということになりまして、こちらの方につきましては上限額が15万円に加えて、使用した医療費からこちらのほうちょっと計算をした割り増しの負担分というのを加えた部分までが月の上限額ということになっております。以上です。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 窓口の支払いについてはよくわかりました。

今、私たちがちょっと問題というか、市民の皆様も国民の皆様もそうでしょうけど、大変だなというのはこの一般の部分ですよね。一般の部分が非課税世帯の方と53万未満というその格差が、広がりかたにも大き過ぎるということで、今国会のほうで来年の1月からこの部分の区分が変わったと聞いていますけれども、どのように変わられたのか、その所得の割合がどのようになったのかということをおそらく市民の皆様にもわかりやすくご説明願いたいと思います。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 来年の27年1月から実施ということで、国からアナウンスされているものになりますが、低所得者、非課税者については変更はなしであります。一般所得という部分で、こちらが細分化されることになりまして、標準報酬月額が26万円以下の方につきましては月の負担の上限額を5万7,600円と。前ですと8万100円プラスアルファというところでしたので、そちらから比べるとさらに引き下げになっているということになります。標準報酬月額50万円までの方、28万円から50万円までの方につきましては従来の一般所得者と同様に月の負担上限額が8万100円プラスアルファということになっております。上位所得者についても今回さらに細分化されておりまして、53万円以上79万円の標準報酬月額の方につきましては、こちらのほうは少し前より負担額が上がっております、16万7,400円プラスアルファ。83万円以上という高所得者に対しましては25万2,600円プラスアルファということで、それぞれの負担上限額の細分化をしております。以上です。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、本当にこのように毎年毎年、医療、介護、さまざまな福祉関係が1兆円ずつ上がっていくと、国のほうでも。塩竈市でももちろんそれが大きいので、今回消費税という形をとりまして全体的にこの福祉を見直そうという、その中で医療の支払いの部分も大変細かく見直しがされてくるかと思えます。今お聞きになっている方々の中には、やはり月額収入が53万円入ってくる方と、それから26万円以下という方たち、この方たちは今まで一般としての扱いとして一括で最高額の8万円と。幾らかかっても限度額はここまでは払わなければならないという金額ですので、それをお支払いするというのはやはりなかなか厳しいものがあったと思えますので、これで2万何がしが下がっただけでも本当に窓口負担の部分で少し安堵されるのではないかなと思っております。まだまだ改良の余地はあろうかと思えます。

しかし、こういったことを市民の皆様が今から耳にするということはある程度希望が持てるのではないかなと思えますし、また高額医療の部分におきましても、先ほど言いましたようにまずは自分の体を自分で守っていく。介護でも医療でもそうですけれども、もちろん病気になったり介護を受けなければならない状況になったときは、皆保険制度ですので安心して医療をいただきたいし、介護も受けていただきたいと思えますが、保険料を払っているんだからとか、そういった発想のもとに私たちが生活しますと本当に皆保険制度が破綻してしまうというのが喫緊の状況ですので、ぜひこういったことを周知の場合は市民の方々にわかりやすく、数字の部分とかというのは本当に何度聞いてもわからない部分があります。申請の方法とか、またどのようにしたらこういった限度額を受けられるのかということやぜひ市の窓口だけではなく、医療関係の方々、それからさまざまな介護施設の方々にも徹底していただいて、どこからでもこういった情報が市民の耳に入るというふうにしていただきたいと思えますが、その思いをお答え願います。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 今、限度額認定を実際に使っていらっしゃる方が大体高額の請求の内訳から見ますと4分の3ほど、7割強ぐらいの方が高額認定を事前に受けて現物で支給されている状況でございます。ただ、こちらまだ3割の方はお使いになっていないということですので、さらにこちらのほう制度の普及ですね、一時的にでもやはり高額医療の負担というのは大きくて、こちらお戻しはしますけれども、お戻しするまでの間にやはり一月、二月と時間が必要になってまいりますので、そういうことで、かえって経済的な負担をかけ

なくて済む制度がございますから、そちらのほうを普及させて、できる限りこちらの現物支給になるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、介護の問題に移らせていただきたいと思います。

同じ資料ナンバーの332ページお願いいたします。

介護給付費の部分でありますけれども、今申し上げましたように、塩竈市も大変高齢者の方々がふえてまいっております。例えば、ご主人が介護を受けている、また奥様もご病気で年間の医療費が大変高くつく。これまでは医療費と介護が別々でしたので、今も別々ですけれども、どこまでお金がかかってもそれは青天井でした。しかし、今は1年間の間で介護と医療費が一家の中で合算した場合受けられるサービスというのがある、このようなことを市民の方々もわかってらっしゃるとは思いますけれども、改めてその部分についてどのような制度なのかお知らせいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 高額医療合算介護サービスということで、タイムリーなんですけれども、この2月の広報のほうに掲載させていただいております。

制度的には平成20年4月から創設されていまして、介護保険と医療サービスの両方に自己負担がある世帯を対象に、合算額が年額で決められた限度額を超えた分を年1回なんですけれども医療費と介護保険それぞれ対象として計算しまして、年1回だけについてはお支払いするというので、今回は平成24年8月から25年7月分までについて掲載させていただいております。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。介護を受けるにしても、それから医療を受けるにしても本当に毎月毎月の支払いの中で何とかならないのかという声は私たちもよくいただくところがありますけれども、このように高額介護の合算療養費というか、治療費、これは本当に多くの皆さんが喜んでいる制度だと思います。

今、課長のお話にありましたように、年1回お支払い、これはどのような方法でお金が戻ってくるのか、そういった仕組み、申請方式なのか、この辺も教えていただければと思います。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 介護保険から直接ご案内は差し上げてはいないんですけれども、国民健康保険、市のほうからとか、あと後期高齢者医療連合、そちらのほうから勧奨案内ということで、該当しますよということで郵送させていただいて、それに基づいて還付いたしております。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 勧奨案内ということは結局レセプトの関係だと思うんですけれども、前にも一回質問したんですが、介護のほうの部分は確かに介護サービスを受けた事業所のほうからは毎月毎月このぐらいですと来て、それを確認するという状況なので、市のほうからとか保険課のほうから今月はこのぐらい使いましたよというのは直接は来ませんけれども、ぜひこの勧奨して、中にはわからないでいる方もいるかもしれませんね、それを見ても。ぜひそういった部分で、その次の段階ですね、まず勧奨が来ました、それを受け取りました、次の手続はどのようにしたらいいんでしょうか。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 そこからなんですけれども、証明書を発行させていただいております。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 「証明書を発行しております」と、それだけではちょっと寂しい回答だったので、証明書を発行、どこで発行しておられるのか、丁寧にご説明願いたいと思います。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 済みませんでした。

正式名称で言いますと支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書をまず提出していただきまして、それに基づいて自己負担額証明書の交付を受けるという制度になってございます。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 おわかりでしょうか、皆さん。

その証明書はどのように。例えば高齢者のご夫婦がいました。ご主人が寝たきりです。奥様は何とか体を動かさせます。この奥様がどのように手続をしたらいいんでしょうか。どこに行って、何をどこからもらって、どうやったらいいか、そこを丁寧にご説明願いたいんです。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 少し説明が足りなくて申しわけございませんでした。

加入する医療保険者のほうへ支給申請をするということでございます。介護ですと塩竈市ということになると思います。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 部長、ちょっと教えていただいていたいいですか。

○伊勢委員長 神谷健康福祉部長。

○神谷健康福祉部長 恐れ入ります。私もこの部分、合算とかの制度、詳しいところは私もよく熟知しておりません。申しわけございません。あと調べてご連絡させていただきます。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはりこの制度、平成20年からということで、既に5年たっております。本当に高齢者もふえておりますので、ぜひこういった点を丁寧にご説明願いたい。私たちもさまざまなご相談いただきます。まず当然介護のほうに相談に行きます。そのとき窓口で、ここをこうやってね、次はここにこうだと丁寧に言っていただければ、本当に安心して次にステップが進めると思うんです。ぜひこの部分を丁寧にご説明願いたいと思います。今、課長のほうから2月の広報のほうにちょうど周知したところだとありましたので、もう一回2月号を見ても、大事なことは、お金の仕組みとかその流れというよりも、どう行動していつこれにたどり着くかと、その手順が市民は知りたいわけでありまして。仕組みよりもその部分を丁寧にご説明願えれば、本当に安心して皆様が元気でというか、安心して暮らしていけるといいますので、お願いいたします。それでは、ここの部分は宿題ということで。

343ページお願いいたします。

ここに包括的継続的ケアマネジメント支援事業費ということでございます。さまざまな包括支援の仕事かと思っております。

あわせて、実施計画のほうの25ページ、地域包括支援センター運営事業とございまして、こちらのほうには26年度3,024万円、27年、28年がその倍の6,160万円となっておりますが、この変化はどういった意味合いがあるのか、まず教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 まず包括的のほうの業務内容でよろしいでしょうか。

今現在、地域包括センターで行っている業務としては、権利擁護とか総合相談とか、あと包括的マネジメントという業務がございまして、こちらのほうのまず実施計画のほうの25ペー

ジのほうをご説明させていただきます。こちらのほう前回西村委員のほうでご質問されたんですけれども、包括支援センター、今現在塩竈市1カ所と北部と西部それぞれ1カ所ございまして、計3カ所でございます。この包括支援センターの人口規模というか、高齢者の人口の標準的な割合なんですけれども、3,000人から6,000人、多分中学校区に、中学校の1校ぐらいに相当する人口だと思いますけれども、実は北部地区、松陽台とか伊保石地区とか、そういったところの高齢者が実は既に7,000人を超えているといった状況がございます。今後5年間でそのほかの市のほうの直営の包括とか西部、そちらのほうも4,500人とか、その辺のそれぞれ持っている高齢者の数が増大しまして、当然北部地区のほうでは7,000人ですので、やり切れないと。私どもとしてはこれまで1名、委託料の中に含めて行っているわけなんですけれども、27年、今度地域包括ケアシステムの構築ということで、介護、医療とか、あと生活支援サービスとか、そういったもろもろの業務が当然地域支援事業で要支援1・2の方がそちらのほうに回るということも、こちらは通所介護とか訪問介護なんですけれども、そういった業務が来ます。それで当然ながら1カ所での包括支援センターの業務はやり切れないということで、北部を何とか分けて、それで4カ所程度にしたいなということでの実施計画でございます。

包括的マネジメントの業務として行っているのが、支援困難者、虐待とか、あとやはり生活が困難な方もいらっしゃるんですけれども、そのほかに権利擁護関係、そういった業務を相談して、今現在約1万件ぐらいの相談に応じてございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 27年、28年度がふえた理由。（「いいです。わかりました」の声あり）浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、課長のほうからお話ありましたように、年々高齢者がふえていく、そして包括支援の部分も来年度から国のほうでも地域包括ケアシステムというふうに総合的に高齢者を見守っていこうと、地元で、生まれたところで、そこで生活を何とか維持していこうという取り組みが大きく動くかと思っております。その中で、今の課長のお話にもありましたように、塩竈市の高齢者の実態は一体どういったものなのかということで、さまざまなご相談の中で、これも恐らくデータベースになっていくと思います。本当に流動的なご相談もたくさんあるとは思いますが、本当に今の実態、塩竈市の高齢者の実態は一体どうなのかということをつぶさに把握していただきたいと思っております。

その中で、資料10のほうに戻るんですが、345ページ、今お話がありましたように、問題の中で高いのがやはり認知症の高齢者の対策だと思っています。さまざまな対策をしていただいているとは思いますが、この認知症の高齢者、特に財産管理だけではなくて、自分が例えば判断できなくなってくる、自分で自分のことが判断できない、介護施設に入らなければならないとか、病院に入らなければならないとか判断できない、そういった場合のための成年後見人制度とあるんですが、市のほうも大分浸透してきたと思いますし、以前質問したおかげでその申請用紙を介護の包括支援センターのほうに置いていただいていると。その後、ご相談件数とか、そういったような類いの相談はございますでしょうか。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えします。

成年後見の関係なんですけれども、確かに本当に虐待がされて家にいられなくなるとか、あと認知症が激しくなって、年金とかはいっぱい持っているんですけれども、それに当て込んで親戚とか兄弟とか、そういったことで……。失礼いたしました。

権利擁護関係は年間250件ほどございます。

○鎌田副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当にこの権利関係、今250件あると。

まず、申し込み用紙を置いていただいたことは大変ありがたいと思います。その手順の順番が皆さんわからない。また、誰を後見人にしていいかわからない。こういったときの相談、前はたしか社会福祉協議会のほうが窓口になっていてとご回答いただいたことが、大分前、約10年近く前にあったんですが、それだけではなくて、やはりそこに寄り添って相談できるという方をぜひお願いしたいと思いますので、今現在そういった手続に対してのご相談、対応はどのようになっていますか、それをお聞きいたします。

○鎌田副委員長 じゃ対応について。遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 市のほうでの当然市町村申し立てということなんですけれども、今現在1件ほどございます。それで、成年後見人制度なんですけれども、四親等までということで、相当数この権利関係が発生するというので、例えば市町村申し立て、当然四親等までです。何十人もいらっしゃるということで、戸籍も調べ、あと追跡調査して、それで了解得るかどうか、そこまで追跡しないとなかなか、これは市町村申し立てなんですけれども、同じようにご家族でもそういった知らない人でも親戚だったという人がいらっしゃるの

かなと思っております。

○鎌田副委員長 次に移ります。阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは質問をさせていただきます。

資料No.10、199ページ、交通事業特別会計についてお尋ねをいたします。

199ページの13節になりますか、委託料のところ、交通事業会計経営健全化計画策定業務委託料となっていますけれども、健全化計画という、どのような課題があつてこういった策定がされるかという内容的なものを教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 経営健全化計画の策定の内容でございます。

まず経営健全化計画、名前のとおり経営をどう改善していくかというような内容になってきます。そのためにはやはり経営診断、それから航路診断に基づく運営課題の整理ですとか、それから今後の経営の改善に向けた支出の抑制策あるいは収入増加策みたいなものをこの計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

離島航路ということで、なかなか経営は厳しいといいますが、収入、そしてまた補助金、そして一般会計繰り入れといった形で運営されているということで、こういった長期の健全化計画は大切かと思えます。島のほうも大変努力をしていただきまして、1便を増便していただきました。島の方にもお伺いしましたけれども、やはり最終便が延びるということは大変生活の面では働いている方あるいは学校に通っている子どもさんたちも大変助かるんだという話をいただきました。今後の見通しといいますが、いかがでしょうか。試しにということで以前お伺いしましたけれども、こういった増便に関してはいかがでしょうか。

○鎌田副委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 昨年の10月18日からウイークエンド特別便としまして毎週金曜日19時30分発の便を社会実験としてこれまで運行してきております。一応3月31日までが期間ということで、今後4月以降の運行につきましては実際に運行の継続が可能かどうか調整を図りながら現在検討しているところでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

島の方たちにとっては航路は本土への道ということで、本当に大切なものであるということ
を私たちも受けとめております。どうかこういったことを利便性の点で十分に考慮して
いただければ大変ありがたいと思います。経営上は黒字になるのが理想でございますけれども、
なかなか公助というやはり意味合いが強い航路でございますので、その辺をどうぞ加味して
いただければと思います。

次に、その下にあります浮標灯の設置委託料、これはまだまだ震災の復旧というものが終わ
っていないのかどうか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

○鎌田副委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 13節のほうにございます浮標灯設置委託料33万5,000円でご
ございますけれども、こちらのほうは市営汽船の航路に設置しております航路浮標灯あるいは浮
きだるを管理するために委託している業務ということで、管理委託料として支払っているも
のでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。やはり夜の航路の安全、命を守るという大変大切なものでござい
ますので、その辺をきちっと管理していただければありがたいと思います。よろしくお願
いいたします。

それでは、次に資料10、261ページ、それからNo.13の37ページ、遠洋底曳網漁業漁船誘致促
進事業についてお尋ねをいたします。

これは仙台港に水揚げされます底びきと申しますか、冷凍魚ですね、陸路で塩釜市場まで持
ってくるということで、確かに輸送量がかかりますので、生産者の方にはこうした手当てが
とても大切かと思っておりますので、これは本当に手当てをしていただけてよかったなと思
います。少しでも水揚げをふやすということでは市場のにぎわいを取り戻す最善の方法かと思
っております。

それで、ここでちょっと気になる部分をお尋ねしたいと思います。対象者が仙台港で水揚げ
した冷凍魚を陸路で塩釜市魚市場に輸送した生産者に対してなんですが、その下に直接塩釜
市魚市場に水揚げした場合は対象者としなないということで、塩釜に船が入ってそして水揚げ
をした場合にはこういった手当ては一切ないということではよろしいでしょうか。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

先ほど委員からもご質問の中にごございましたように、この補助の趣旨といたしましては、水深の関係等で塩釜の港に入ってこられない、それで仙台港のほうに入って陸路で運搬をしてくる際の輸送代に対する一部の補助という考え方をしております。場合によっては積み荷が少ない場合などは塩釜港のほうにも入れると、塩釜の魚市場で若干水揚げをすることも可能ではございますが、その際にはそういった輸送量というのがかかりませんので、そういった面で塩釜の魚市場に水揚げした場合は対象としないということにさせていただいているものでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それで一つお尋ねしたいんですが、このページの4番目に水揚げ高として平成23年から25年の実績というところが出ております。24年、25年、随分差がありまして、下がっているんですね、水揚げ高が。これの要因としてはどういったことかお知らせいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 こちらの部分につきましても、今ご質問ございましたように、平成24年の水揚げ高約141億円のうち遠洋底びきの部分の占める割合というのが47.1%、66億円ほどということで、非常に大きな状況でございました。こちらはクサカリツボダイという主力の魚種が大豊漁でございまして、24年が特に突出して多かった年であったということでございます。その前後、23年、25年をごらんいただきますと、金額としましては22億5,000万円、それから25年度が26億3,000万円ということで、大体こういったところが平均といえますか、そういったところの取り扱いの額になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 実は、平成20年でしたか、魚市場のほうで80億円を切るんじゃないかという大変危機的な状況がございました。まず最低線、魚市場を運営するには100億円が必要だと、水揚げの部分。それで、水揚げ奨励金という形でどうですかということをおこの議場でお願した部分がございました。そして、その次の年、100億円に行ったんですね、下がらないで。よかったなというふうに思いましたけれども、3年ぐらいでこれがなくなりました。たしか理由としてお聞きしたときに燃油高騰の手当てなんだということで、それは納得いたしました。もしこれがまた皆さんのご努力で100億円以上の水揚げがあれば、それはそれでよろしいかな

というふうに私も経緯を見ていたんですが、24年度はツボダイの大変な豊漁で何とか141億円という数字が出ましたけれども、25年度は相当下がっている。

それで、陸路の輸送料をつけて今回はほかとの差別化をして何とかこちらにという本当にこれはありがたい手当でだと思んですが、もう一つ考えていただきたいのは、私は水揚げ奨励金についてお話ししたときに塩釜港をよく皆さんで頭の中に入れてくださいと、非常に馬放のところの水路、狭い水路を通して漁船が入ってくる、この地形の問題ですね。自然の良港で大変すばらしいんですが、魚市場の市場まで持ってくるのに距離があるわけです。そうすると少なくともコストがかかると。石巻や女川あるいは気仙沼は太平洋から直接入れます。これは本当に確実に船主にすれば燃油もかかる、コストもかかるということになるわけですし、その辺塩釜は、燃油高騰だからとか終わったからとかではなくて、少なくともそういった条件をクリアする、他港との差別化をするためにはそこに優遇措置というのが必要ではないだろうかと思はずっと思っております。ぜひこの辺の見解を伺いたいと思います。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいま委員からご質問ございました。

確かに平成20年度でございますけれども、ちょうど平成20年の7月に向けてそれまでA重油の価格というのが40円、50円だったものが一気に120円近くまで上がったということがございまして、全国の漁業者の方がこういった窮状を何とかできないかということがございまして、当時塩竈市と気仙沼あたりがいち早くこういった助成制度というものをつくったということからまず始まってございます。その後、ちょうどその翌年ですけれども、今度は公海上でのマグロの減船ということがございまして、そういったことがあって国のほうあるいは宮城県のほうで1000分の3の水揚げの補助金を出したらいいんじゃないかということで出した経過がございます。それ以降、塩竈市としては、宮城県においては21年度にそういった補助金を21年限りで打ち切ったんですが、塩竈市はその後2年間、当時業界とも3年程度というような話のことがございまして、1000分の2の補助金というものを22、23と続けさせていただいたと。それと並行して、答弁で市長が申し上げたとおり、燃油高騰の国の施策のほうにセーフティネットという制度がございまして、その制度が立ち上げは割と早い時期に20年ごろからもあったんですけれども、それから制度の拡充がされてまいりまして、一定程度燃油高騰に対応するような補助金のほうの充実が見られたということがございまして、23年度で一旦水揚げの状況を拝見しながらお休みさせていただいたということでございます。

震災前後の水揚げについては、先ほどもご答弁申し上げたんですけれども、さまざまな要因でこれから塩釜の水揚げどうするべきかということがございまして、今回はご提案申し上げております125万円の遠洋底曳網の補助金ということで創設させていただいておりますけれども、この後他港の状況なり塩釜の状況等を見据えてそういった対策が必要かということにつきましては引き続き検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

今お話がございましたように、とにかく他港、気仙沼あるいは石巻が完全に復興したときにまたどうなるかというような心配もございまして。それともう一つは、港はやはり船が入ることによってさまざまな経済効果が生まれるわけですね。水を積んだり食料を積んだりさまざまな経済効果は地域の活性化につながります。正直申し上げて、補助金と言いますけれども、これは戻ってくるお金だというふうに私は位置づけたいと思います。地域の皆さんが活気づいて喜んでお商売ができて、そして市のほうにもお金が戻ってくる、これは完全なる地域循環型の経済の中での補助金でございまして。ただ差し上げたものでは決してなくて、こういったお金というものは生きてくるわけですので、ぜひお金を回すことによって地域が活性化されて経済効果がよくなるということにはどうぞ遠慮なく私は投資させていただきたいというふうに、よろしくどうぞ配慮いただきたいと思います。

次に参ります。

実施計画のほうで、26年3月の実施計画で25ページ、先ほど介護支援ボランティア制度事業ということで午前中に質問をいただきましたので、私も理解ができました。まさしく高齢者の方たちがこのポイント制度で元気になってお互いに助け合う共助というところでしょうか、それからお手伝いをすることで自助、自分の健康あるいは世の中に役に立つという大変目的として私はよろしいかというふうに受けとめました。

ただ、この介護施設なんですけれども、今この事業を行うによって介護施設側との協議あるいは市内で何カ所ぐらい想定していらっしゃるのかお知らせください。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 数としてはちょっと捉えていなかったんですけれども、市内事業者、当然デイサービスも含まれております。デイとか、あと地域密着型のグループホーム並びに老人保健施設、特養などなどございまして。

○鎌田副委員長 神谷健康福祉部長。

○神谷健康福祉部長 市のほうでは介護サービス事業者の連絡会議というものを開いておまして、2月にございました連絡会議の中でも市のほうでこういう制度を発足させるという説明をまずさせていただいております。それで、いろいろなボランティアをやっていただけそうな施設は、先ほど課長のほうからもデイサービス等というお話がありましたけれども、例えばデイサービスあるいは特養等該当し得る施設としては市内30カ所ぐらいあるのかなと想定してございます。以上です。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。こういった形で要支援の減といったことで補う支援であろうかというふうにとめました。

ただ、一つ気にかかるのは、先ほどお話しいただきました、要支援が一番軽い認定者ということなんですが、この方たちにも一応そういったボランティアのお役目があればそこにポイントをつけるということでしたけれども、よろしいでしょうか。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 おっしゃるとおりで、65歳以上であれば要支援、要介護問わずということでございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。まだまだこの事業の大方の大枠がちょっと見えないところがありますけれども、高齢化社会、これに向けて対策の一步かなというふうにとめております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、介護保険サービスのほうでちょっとお尋ねいたします、ページ数はないんですが、全体として。

実はこの認定なんですけれども、よくお話が出てまいります。軽度から重度に移行する、これは何の問題もなく家族の方とかいろいろな方が受けとめるんですけれども、重度、介護が3から2になったとか、あるいは2が1になったということになりますと大変不満が出てくるようなことを耳にいたします。よくお話を伺うんですけれども、「うちで何だか軽くなったのよ」「介護の回数が減ったのよ」「デイサービスにも今度2回しか行けない」とか、いろいろなそういったことが非常によく聞こえてまいります。

この介護保険、保険であるという認識がいまいちまだしっかりと定着してないんじゃないか

なという懸念を持ちます。健康保険であれば、病がよくなって本当によかったねと、快方に向かってよかったねということなのですが、どうも介護保険は、おじいちゃんがしばらく、おばあちゃんがしばらく家族の介護を受けて大変よくなって、1人で何かかにか動けるようになった、本当に喜ぶことなのですが、介護保険のヘルパーさんの回数が減ってしまったとか、あるいはちょっといろいろなデイサービスの回数が減ったとかということになると、何となく家族の負担が重くなったような気がいたしまして、どうしても喜んでもらえない部分がちよっとあるような気がいたします。

それで、お願いしたいんですが、認定されるときに、例えば3のところを2になった、あるいは1になったというところであれば、ご説明をととてもよくしていただきたい。状態がよくなって大変喜ばしいんですよということで説明をしていただければと私は思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 主に申請、代理申請もそうなんですけれども、毎月ケアマネジャーさんが要介護1以上であれば伺っていて、そこで状態が悪くなったということで、ケアマネジャーが実は区分変更という形で行う予定になってございます。これは逆で、今回阿部委員が軽くなったのよと。やはり介護予防に努めていて軽くなったということも想定できるんですけれども、それとあと病院に入院されていて、重度のまま退院されて、それで自宅とか施設とかで改善が見られたということの例もございます。そういうことですので、よくなったと、逆に悪くなったという方もいらっしゃるかもわからないんですけど。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 何か保険意識というのが国保とかそういうのとまた全然違った感覚でやはり受けとられている方がいらっしゃいまして、サービスという、手をかけていただけるんだというような、サービスの提供を受けるという感覚が強いものですから、そういったいろいろなことが出てくるんだろうなと思いますので、今お答えいただきました。

それで、もう一つ心配なのは、現在、お年を召した高齢者の方が、高齢者の奥様だったりご主人を介護なさっている方、本当に精いっぱいご夫婦で介護生活をしてらしてというような方で、介護している方が体に異常を起こしたときに実はSOSしてもなかなか収容できる部分がないということで大分困ったことがございましたけれども、そのSOSの部分はいかがなんでしょうか。よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 家族介護サービスとして実はレスパイトというのもございまして、ご家族が状態が悪くなった、そういった場合は一時的にその重度な方というか、その方を施設のほうに入れるという制度もございしますので、よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 その施設あるいは病院とか、病院は問題ないんですが、施設に收容するときに、やはりそういった何ていうんでしょう、保管されている部分のベッドというのはあるものなんですか。ちょっと入れなくて困ったことがありまして、そういったことも非常にこれから重要ななと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鎌田副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 特別養護老人ホームですとそういった重度な方が入る施設以外にショートステイを設けてございます。そういったところ、特養だとショートステイ、あと大和福寿会のほうの関係でもショートステイということで用意しておりますので、そちらのほうをご利用いただきたいと思えます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

なかなかいろいろな事例が想定されます。そして、一番難しいのが介護を受けているご本人が認知症だった場合には非常にやはり難しい、施設にお預けするということが難しい状態が出てきますので、ぜひこれから公助の意味でそういった保護的な部分も考えていただければと思います。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○鎌田副委員長 では次の方、小野委員。

○小野（絹）委員 じゃ私からも質問させていただきます。

先ほど浅野委員の質問の中で、高額医療の関係で3割の方が高額医療の認定を受けていないということで報告がありました。

実は、私のところに相談された方も、2月に、ひとり暮らしの方ですが、救急車で仙台のある病院に運ばれて、それで1月の末あたり近くですけども、2月になって病院のほうで請求書を出すに当たって初めて高額医療の認定書が必要だということがわかって、我が市役所のほうに問い合わせをしたそうです。そうしましたら、2月分は認定書を出せますけれども、

1月はまだ終わりましたので認定書は出せませんというふうになったんですね。要するに、認定書があれば自己負担分だけで済むんだけど、認定書がなければ、かかった医療費を全額一回払わなければならないと。そういう問題があるので、やはりわからない方もおりますし、病院関係とよく連絡が密になっていて、どこでも今認定書を出していると思うんですけども、そういう形でやはり認定書漏れのないような状況あるいはそういう形でちょっとおくりでも対応できないものなのかどうかということをごぜひこの機会に検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌田副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 今回のご相談いただいた件につきましては、1月分の医療費につきましては既に医療機関から支払いの請求等全部手続を済ませてしまっているもので、そちらに対して後から限度額認定の形で高額医療の現物化を図るということはちょっと難しかったというのが実際であります。ですから、そちらの分に関してはどうしても償還払いという従来の方式をとらざるを得なかったというところにあります。

ただ、我々の周知がまだ徹底してないという部分でそういった利用者の方に一時的なご負担をかけてしまっておりますので、そちらのほうはできる限り私どものほうでも限度額認定の制度のほう普及させてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。ただ、病院のほうで患者さんのほうが支払いをしない間に、病院のほうでは1月分の請求という形で出して支払いを待っているという状況だったと思うんですね。それで2月になって気づいて初めて市役所に相談したというときに、それはもう既に払い終わったからというんだったら話はわかるんですけども、その辺のところ、一つその辺も含めて検討していただきたいということだけ述べておきたいと思います、やりとりしていても時間の関係もありますので、ひとつ。

3割の方が償還払いになっているというのは大きいことなんですね。そういう点では、せっかくそういう認定書を持っていくことによって高額医療も自己負担で済むと、その分だけ支払えばいいと、それでも幅はいろいろあるでしょうけれども、そういうことになっていますので、徹底していただきたいということを申し上げたいと思います。

それでは、No.12の水道事業会計でご質問させていただきます。

確認でありますけれども、水道事業の6ページですが、後半に、下のほうに出ています、こ

これは水道事業会計予定のキャッシュフロー計算書の中でありましてけれども、資金増加額が55万7,000円ということで、結局7,000万円からのお金が水道事業としては頑張っただけの収益を上げたということだと思っております。それで、資金期首残高を見ますと13億2,000万円以上ですね。それから資金期末残高が13億9,000円となっておりますけれども、今現在、水道部の持っている分といいますか、余裕のある分といいますか、その分について幾らになっているのか、この資金期末残高でよろしいのかどうかお聞きします。

○鎌田副委員長 村上水道部総務課長。

○村上水道部総務課長 お答えさせていただきます。

資料No.12の11ページをお開き願いたいと思います。

11ページのほうに26年度の水道事業予定貸借対照表がございまして、2の流動資産の中に現金及び預金といたしまして13億9,070万3,000円と計上させていただいております。

以上でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。立派なもんですね。13億9,000万円、約14億円というお金が現在、現金及び預金としてあるということです。

そこでお聞きしたいんですが、4月からの消費税増税で水道にも消費税が5%から8%に増税されることによって転嫁されているというのが出されているわけです。それで、実はこの金額の中から消費税に対応するような考えは水道部ではないでしょうか、お聞きします。

○鎌田副委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 質問の趣旨がいまいち理解できないんですけれども、3%上げないで対応することができるかと。

実は、13番の議案資料にも載せてはありますが、水道事業として3%分で4,500万円の影響額が出るということになってございます。しかし、実際的に消費税は申告納税になりますので、これだけ入ってきてこれだけ出しました、その差額が国のほうに納める形になります。当然のように、我々5%で皆様方に水道料金を納めていただいても、それは8%に計算し直されます。実際4,500万円入ってこないのに4,500万円入るような形で計算されてしまいますので、水道会計に与える影響は2倍の9,000万円ぐらいになるような状況になってしまいます、その分国のほうに納めるという形になってしまいますので。我々として9,000万円はとてかなり厳しい状況でございますので、何とか皆様方に8%で納めていただきたいという

のが我々の基本的な考え方です。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 先ほどの6ページのキャッシュフローを見ますと、水道料金に対しての消費税の関係、16ページの予算実施計画書の中で、水道料金14億1,482万1,000円に対して、消費税、市民の皆さんからいただく分ですが1億986万6,000円というのが出ております。一方、支払いをする分として、また戻っていただきますが、4ページに消費税、平成26年度納税額7,200万円と出ております。これについて説明してください。

○鎌田副委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 先ほども説明しましたが、消費税は申告納税でございます。水道料金で1億900万円入りまして、それから工事費なり備品購入費等で物価に加算される消費税が出てきます。それを差し引きまして、残った7,200万円を国庫に納めるという形になります。つまり水道部としては、この3,000万円ぐらいについては支出のほうで消費税を納めますので、それは割り引きされますけれども、7,200万円は国庫のほうに納めるという形になります。

以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。1億986万6,000円というのはそのまま消費税として出ていくよということですね。

そこで、先ほど言いましたように13億9,000万円からの黒字と言えれば黒字ですね。いろいろご努力なさってここまで来たということです。そういう意味で、今、市民生活が本当に大変だ、あるいは営業も本当に大変と。これは前の総括でも述べましたけれども、やはり市民生活や営業にとってどれほど大変かということで、毎日使う水について、私は当然こういった余剰金といいますか、いろいろ使い道もあるでしょうけれども、蓄えているお金があるわけだから、その分野でできないかと思っているわけですが、再度これについて市長の見解をお伺いしておきます。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 趣旨については担当のほうでご説明させていただいたとおりであります。

なおかつ委員のほうから十数億というお話をいただいておりますが、先ほど来のやりとりの中で、老朽管更新事業でありますとか、耐震補強工事でありますとか、さまざまな支出が考えられるということを説明させていただいております。また、嶺岸委員からは何度も同じ場

所、具体的に申し上げれば松森地区で震災の都度管路が断裂するとかというような重大な事故が発生しているのではないかと、結果として市民の方々に1週間、2週間という期間、水をとめざるを得ない。私も震災が終わった後に、この辺の抜本的な対応策を考えようやということで、今、水道部のほうで例えば地盤改良でありますとか、補強、強化といったようなことができないのかというような話もさせていただいているところであります。

もう一つ申し上げれば、浄水場の問題であります。なかなか浄水場の問題をまとめてご報告させていただく機会がなくて大変恐縮をいたしておりますが、残念ながら本市の浄水場も老朽化の一途であります。これもまた生命線であります。市民の方々に安全な水を安心してお飲みいただけるように提供させていただくということでは、浄水場の改築といったようなものも喫緊の課題になりつつあります。大きな金額ですと100億円を超えるというような試算もされておりますが、そういった際に今申し上げましたストックは当然活用させていただく、それも絶対に、絶対と言うと語弊がありますが、なるべく市民の皆様方に水道料の値上げとかというようなことをお願いしないように、まずは職員で努力をしようということで、ここまで積み上げてきたものであります。今後も市民の皆様方に今言ったような趣旨で給水を続けさせていただくために必要なストックであるというふうにご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 資料の25ページ、26ページにいろいろ老朽管工事や第6次配水管工事あるいは災害復旧工事でのあれが載っていますし、先ほど来質問もありましたけれども、担当のほうからもそういう内容について大倉からの導水管の整備の問題含めてあるいは今市長が述べたことなんかもお話はお聞きしておきました。それはそれとして計画を立てていただいて、しっかりと対応していただきたいと思います。

しかし、今日の時点でこの消費税の転嫁については、私は3%増税を含んだ転嫁についてはすべきじゃないということを強調しておきたいと思います。

その次に移りたいと思います。

それでは、次の分野で下水道事業でお聞きします。

下水道事業、No.10の280ページですが、このところに、280ページに27の公課費として1,258万3,000円、消費税が組まれております。これは出る分として組まれていると思いますが、下水道にも8%の消費税が転嫁されていると思いますけれども、そういう意味で、この

使用料の中にそれが入っているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 4月以降の消費税増加の部分が下水道使用料に入っているかというご質問かと思います。私どものほうといたしましては、同じ資料の274ページの2款使用料及び手数料のところの現年度分の使用料、これにつきましては26年度の見込みの使用料を設定させていただいておりますので、これは8%の消費税を加味した金額で算定をさせていただいているところでございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。

それから、もう一つ確認しておきたいんですが、下水道でまた質問しますけれども、304ページの漁業集落排水事業関係です。

ここで27節のところでは、2,000円の消費税が組まれております。この漁業集落の使用料についても消費税が組まれているのでしょうか、お聞きします。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

資料番号13の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第23号の資料ということで、今回の消費税改正引き上げに伴います関係条例の新旧対照表でございます。この一番上のところに漁業集落排水事業条例の新旧対照表ということで掲載させていただいております。使用料の部分で第18条、現行の100分の5を乗じた部分を100分の8を乗じた額ということで、今回改正をお願いしているものでございます。したがって、使用料につきましては消費税を加算させていただいているという内容となっております。以上でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。どちらもそれぞれに組まれているということですね。私はこれらについても水道料金同様転嫁すべきじゃないという立場で、3%の増税を転嫁すべきじゃないという立場で取り上げさせていただいております。

それでは、下水道の関係でちょっとお聞きしたかったんですが、No.10の288ページと、それから資料No.13の38ページ、この中の26年度の公共下水道について、No.13の38ページのほうです。非常にわかりやすく書いてあります。

特に復興交付金の関係のところでもちょっとお聞きしておきたいんですが、25年から工事が始まっている分あるいは26年度から始まっている分というのがありますけれども、今のところ2カ年の状況で載っているわけですが、実際に3番から9番までの分野でこなし切れるのかと。やってもらわなければならない課題です。実際にやっていただかなければ本当に復興に役立てていくということにはほど遠くなってしまいますので、ぜひやっていただかなければならないわけですが、やる上でどういうふうな手だてを今とろうとしているか。これらのこの項目についてお聞かせいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 今、資料No.13の38ページの下の表の復興交付金事業の③から⑨の具体的な事業の進め方というご質問かと思えます。

③の港町二丁目、これにつきましては中央第二ポンプ場並びに第二貯留管、同じく④の中の島地区につきましては中央放流渠ということで、この③④の箇所につきましては中の島の公園の中での作業というような形になります。これにつきましては、12月議会、さらには1月の臨時議会でそれぞれ請負業者の方を決めていただいておりますので、今具体的な各工事の施工計画をまとめております。当然作業ヤード等の競合する箇所がございますので、それぞれの工事がどういった作業ヤードが必要なのかというそれぞれまず出していただいて、それを調整する作業を今進めているところでございます。いずれの工事につきましても平成27年度末ということでございますので、工期設定も28年3月までの工期といたしてございます。この完成時期に向けまして、お互いどういった調整が必要かというところでの今検討をさせていただいているというところでございます。

続きまして、⑤の新浜町一丁目地区の下水道事業でございますが、これにつきましては藤倉雨水ポンプ場の増設ということでございまして、機械設備、電気設備等の最終的な工事につきましては27年6月末の工期ということで、今現在契約をしているところでございます。先行の土木工事につきましては既に着手をしておりますので、今の工期の中での竣工を目指すということで考えてございます。

それから、⑥、これは北浜地区の区画整理関連下水道事業ということでございまして、これは基幹事業でございます北浜地区の復興土地区画整理事業にあわせた効果促進事業というような……、失礼、基幹というようなことでさせていただいておりますが、今現在、25年度事業として詳細設計のほうを進めてございます。これは仮換地計画等とも整合性をとった上

での詳細設計ということでございますので、年度末をめどに今進めてございます。区画整理事業の進捗に合わせて、並行して工事のほうを進めていくという予定にしております。

それから、⑦の藤倉二丁目地区の下水道事業でございますが、これにつきましては藤倉二号雨水幹線の整備ということで、藤倉の復興土地区画整理事業または新浜町杉の下線の道路拡幅工事にあわせた雨水幹線工事ということで、24年度事業の繰り越しということで、今現在、一番西側の部分の二小の北側の部分のところの工事を施工させていただいているところでございます。この工事につきましても、地下埋設物等の支障のある支障物件の移設等をした上でということで、当初より大分おくらしているような形でございますが、今現在工事を施工しております。また、一方、掘削の結果、一部土中にコンクリート構造物等の確認もされて、若干当初予定していた通常の掘削作業ではなくて、そういった構造物の取り壊しなんかも発生しているという状況もございますので、これはできるだけ現場のほうを急いでいただくようなことで今業者の方と調整をさせていただいていると。これは工事が一定のめどがつけば引き続き東側のほうへ工事区間を延ばしていきたいと考えてございます。

それから、⑧番の藤倉二丁目地区の区画整理事業、これは北浜と同様に区画整理地区内の雨水汚水の整備ということでございまして、これも詳細設計のほうの作業を進めているところでございます。

最後の⑨番の越の浦地区の下水道事業でございますが、これにつきましては今現在詳細設計並びに関係機関との調整をさせていただいてございまして、25年度の補正予算のほうでも事業費をおろさせていただいて、26年度から重点的にということの中で予算計上もさせていただきまして、債務負担のほうの設定もさせていただいてございます。これにつきましてはこれから本格的に設計のほうの作業を進めまして、できるだけ早い時期に契約案件として議会のほうに議案の提出をということで進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。そういう点では、いずれにしても今施工中であったり、あるいは詳細設計中であったり、区画整理とのかかわりだったり、それから改めて越の浦のように時間を要しながらやるようなものもあります。しかし、これらを本当に全力を挙げてとにかく施工できるように頑張っていたいただきたいということを私はこの場で強調しておきたいと思います。

時間の関係で、済みません、魚市場関係で一言。

これは、No.10、254ページ、255ページになりますが、この中で漁船誘致……、259ですね。

要は今の水揚げとの関係ですが、塩釜に入港する船の中でも聞くところによりますと19トンとかあるいは80トンとかいろいろあるようでありますが、その中でも七、八人あるいは11人と乗組員の方が乗っておられるようです。船長さんや機関長さん以外は大体外国の方だというふうにもお聞きしています。そういう中で、今度建てられるところには休憩室など設けられておりますけれども、関係者の方々からもその外国の方々が入浴できるような、シャワーを十分浴びられるような、そういうスペースなどが確保されているんでしょうかということが問われております。その辺のところについてお聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

新しい魚市場の船員休憩室でございますが、さきの全員協議会でご説明をさせていただいたところでございますが、荷さばき所のB棟のほうに休憩室を設けるということで設計を済ませております。内容といたしましては、休憩室が2部屋、18平米の部屋が2つ、それから今質問の出ましたお風呂、これはユニットバスになりますが2つ、それからシャワーとして個室4つ、そのほかに洗濯機置き場、トイレ等を設けるということになってございます。

このあたりにつきましては、今、業界の方からということでしたが、設計を進めるに当たりまして、これまでもご説明をさせていただきましたが、私ども水産振興協議会の中に作業部会というものをつくっていただきまして、そこに卸売機関、買い受け人さん、問屋さん、運送関係、荷役関係、そういった各業種の代表の方にお入りをいただきまして、設計についてのご意見をいただいて進めてまいりました。その中で、船員休憩室の部分につきましては、一番最初は広いお部屋と大き目のお風呂ということで提案をさせていただいたところですが、まさに今委員からご質問にありましたように、外国人の方々が多いよということとかも含めまして、やはりシャワーとかをちょっとふやさないとだめだというご意見をいただきながらこのような設計にまとめさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○鎌田副委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 設計が出てからなおそういう意見が出されたんだというふうに私も思いますので、その辺のところを調整するところがあれば、ぜひ業界の方々とも協議をしていただき

たいということをお願いしたいと思います。

時間がありませんので、本来なら北浜あるいは藤倉の区画整理事業についてお聞きしたかったんですが、一つだけ、藤倉の区画整理事業について、いろいろ担当者の方にはご努力をいただきました、北浜も同様ですが。せっせと説明などもしていただいたんですが、今のところ次のステップに進むに当たってちょっとストップしているような感じがしますので、地元の方々のところに積極的に出向いていろいろ対応していただきたいということを書いて、次長のほうで意見がありましたらご発言願えれば。

○鎌田副委員長 佐藤震災復興推進局次長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 藤倉地区の区画整理のほうにつきまして、地元の皆さんのほうには3月中に何とか仮換地指定を進めていきたいというお話をさせていただきました。若干手続的におくれている部分がございますので、この辺3月の下旬ぐらいに一度、現在の進捗状況をお手紙でお知らせしながら、相談会といったものを設定しながら、またおくれている事情なんかも丁寧にその中で説明していきたいと思っております。

○鎌田副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後2時58分 休憩

午後3時30分 再開

○伊勢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 志子田です。私からも何点か質問させていただきます。

資料番号は13の12ページ、ここに全体的な特別会計の当初予算の総括表が出ています。これを見ると全部の事業、特別会計の全事業が出ていますので、26年度は特別会計全体で236億4,670万円というのがこの表で特別会計の全事業が出ていますので、この表からお尋ねしたいと思います。

それで、この全会計、全体のことを聞きたいんですけども、特別会計の、それで繰出金のことで、一般会計からは繰出金ですけども、その繰出金が特別会計のほうに入れば繰入金ということで、特別会計も関係してくるかなと思います。それで、この議会の始まる前に当

局のほうから予算の考え方の資料をいただきました。26年度繰出金は一般会計から総額で93億4,900万円、いろいろな会計に、いろいろな会計といってもこの特別会計を見ますと全会計に皆出ているわけですね。それで、その辺のところ、多額な繰出金になるので、今年度は特に多いんじゃないかなと。いやそんなことはありませんよと、毎年度そのくらい出ていますよということでしたらそれでもいいんですけれども、その辺の考え方を基本的にお聞かせ願いたいと思います。特別会計全部で236億……、予算はそうかな、そのうち94億円が繰り出しされていますので、その辺の考え方を全般的に、各事業ということでもよろしいですので、予算の出し方の考え方を、基本的な物の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは繰出金のご質問ということでお答えいたします。

26年度当初予算上での一般会計からの繰出金総額、これは資料No.17の50ページにも今回上げさせていただいてございますが、こちらの資料でいきますと93億4,902万5,000円という巨額な繰出金になっております。前年度が71億943万1,000円でございますので、その増減額といたしまして増額分22億3,959万4,000円の増というふうになります。22億4,000万円ほどの増というふうにごらんいただけると思います。

主な増となった会計を申し上げますと、会計は特別会計10会計、それから企業会計が2会計の12会計と非常に多くなっておりますが、一番大きいものは下水道事業特別会計への繰出金、こちらのほうの増額分が16億7,869万1,000円というふうに一番大きいものです。それから、もう一つ多いものとしましては、当初予算上での比較ではあくまでも新規という扱いになりますが、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計への繰出金、これが5億9,500万円、いわゆる皆増という状況になります。この2会計の増額分を合わせますと22億7,369万1,000円の増ということで、この大半を占めるという内容になります。

一方で、下水道のほうの繰出金の増分ということになります。まず復興事業分に対する繰り出しです。復興事業ですので、いわゆる復興基金、東日本大震災復興交付金基金のほうからの繰り入れを行って、それを財源として一般会計が繰り出しをするという分の繰出金が19億6,800万円ほどになります。一方で、下水道のほうの復旧事業のほうはほぼ終了を見るということで、予算額は2,000万円ほどという形しか組んでおりませんので、それに対する繰出金が約2億900万円ほどの減、合わせますと下水道特別会計への復旧復興分として17億5,900万円の増、これが主な要因になります。一方で、藤倉土地区画整理事業、先ほどご説明申し上げ

げましたようにこれはほぼ皆増ということなので、そのまま5億9,500万円、これが増になっている分、これが一番大きい要因になります。

そのほか増となっておりますものとしては、これは国民健康保険事業特別会計、こちらで588万8,000円の増、それから介護保険事業にありましては1,449万円の増、それから後期高齢者医療特別会計、こちらで1,740万2,000円、こういった増がございます。

一方で、減になっておりますのが、これは病院事業に対する繰出金です。こちらは公立病院改革プランに基づきまして出しております繰出金ということになりますが、減額として8,424万7,000円の減、主には企業債の償還分、これの減によるものというふうな主な内容になっております。以上でございます。

○伊勢委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。そういうことで、そうですね、うちの会派から資料を要求したんでしたね、17番の50ページでね。

それで、特別会計の全会計に全部繰り出ししておりますので、そういう繰出金というものは基準内、基準外という繰出金のルールのことがあったと思うんですけども、そういうことで、基本的にここの会計は多いけれども、こういう基準、こういうものから繰り出したからルール以内ですよ。今回そういうことではルール以外というところのものは該当の特別会計の項目の中で出たのかどうか、あと全部そういう基準内という考えで。例えば、介護保険事業なら介護保険事業でも介護保険事業全体の予算48億円に対して6億9,700万円出ているわけですね。そういうものはこういうルール以内ですよという考え方なのか、全体的な繰出金のルール分、ルール以外、その辺の考え方についてご説明をお願いします。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、ルール内よりもルール外で出している会計のご説明をまず申し上げたいと思いますが、一つは交通事業特別会計に対して基準外繰り出しというもので、こちらのほうが26年度3,870万2,000円ほど拠出しております。内容的には、前年度に比較しますと1,090万円ほどの増となっております。主なる内容といたしましては、一つは交通事業特別会計におけます健全化計画の策定分、これで1,029万6,000円、これが一番大きな要因となっております。

そのほか魚市場事業に関しましては、こちらは25年度はなかったんですが、26年度では347万1,000円の基準外の繰り出しというふうになります。一つは、この中に先ほどからご質問に

もありました遠洋底曳網漁業の漁船誘致促進事業の補助金分として125万円、それから今現在B棟を建設してございますけれども、そちらの設備関係、いわゆる建設改良費の中で設備・備品関係の繰り出しとして200万円ほどというものが主なる要因になります。

そのほかに下水道事業、こちらにつきましては2億7,852万1,000円の基準外の繰り出し、こちらの主なる内容といたしましては、汚水経費に係ります元利償還金分、雨水については基準内、汚水につきましては基準外という扱いにしております。本来ならば使用料で充当すべきところになりますので、この使用料以外でも賄い切れない分、これを基準外として拠出しての2億7,800万円。ただ、こちらのほうは前年度に比べますと約1億900万円の減ということで、いわゆる償還費が年々減少しているという要因のものになります。

そのほか漁業集落排水事業特別会計で357万2,000円ということになります。こちらのほうもいわゆる使用料以外で賄い切れない分、これを基準外として拠出しているものであります。主に公債費に充当している繰出金という形になります。

そのほか病院事業、こちらにつきましても基準外が1億5,792万3,000円ということになります。こちらにつきましては、いわゆる総務省から来ます繰り出し基準、企業債の償還にありましては2分の1あるいは3分の2という基準があるんですが、それを超える分、この分が基準外として計上している分があります。ただ、こちらにつきましても前年度に比較いたしますと5,245万円の減ということで、償還費が減少していることに伴います繰り出し基準外の繰出金が減になっているという状況にあります。以上であります。

○伊勢委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。ということで、そういう基準内、基準外の特に基準外の説明をいただいて、全会計を説明していただきました。ありがとうございます。

考え方が全体的に整理できたと思うので、各会計ごとに何点かお聞きします。

最初に国保事業のことからお尋ねしますので、No.10の211ページ、ここには全体的な予算72億円ほど出ています。それで、217ページ、納税対策と、これを見るのは217ページでいいんですか、No.17の16ページ、17ページ、こちらは最初にきょうの朝一番に鎌田委員がお尋ねになりましたけれども、私もあえてこのことについて再質問させていただきたいと思います。

それで、国保の滞納世帯、17ページ、分布表を見ると、所得200万円から300万円あるいは300万円から400万円、400万円から500万円の所得の方のほうが滞納世帯数割合が多いから、中間所得者層の方に負担が偏っている制度になっていないかということで鎌田委員がお聞き

しましたので、私もそういう意味ではその辺のところ中間所得者層の負担増になっていると
なかなか納付率が上がらなくなる原因をつくっているんじゃないかと。納付率が下がると今
度また国保全体の保険料全体も納付率の関係で上げざるを得ないという悪循環になったので
はうまくないから、この辺のところ少し考慮してもらいたいなど。鎌田委員と同じ意見です。

それで、前にも聞いたことあるんですけども、今は国保の納付、納税対策というか、8期
分で納めてもらっている関係があると思うんですけども、ほかの市町村では12カ月払いと
いうことでやられているところもあると思うんですけども、そのように塩竈市で移行した
場合にそういうシステムなんかを変更しなければならないでしょうし、その辺のところを考
えて、何とか納付率を上げるために8回払いから12回均等払いにやる方向でお考えになっ
ているのかどうか、方向性だけひとつお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○伊勢委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま国民健康保険税の納期のことについてご質問いただきまし
た。現在の塩竈市の納期につきましては、確定申告等によりまして前年度の所得が確定する
7月に本賦課いたしまして、7月から翌年2月までの8回に分けて納付していただいている
ところでございます。1年間継続して加入している場合、1年間分の税額を8回に分けるこ
とによって、毎月納めていただく金額と比べますと1.5倍の金額を納めていただいていること
になっていまして、負担感があるということでございます。また、納付しない月も4カ月あ
りまして、国保税の回数をふやすことにつきましては、委員ご指摘のとおり1回当たりの納
付額が減少され、納付しやすいという環境になるのではないかと考えております。

ただ、一方、県内の状況ということでご質問ありましたけれども、今現在調べている内容で
ご報告いたしますと、今委員おっしゃられた12期をやっている市町村は2市町です。あと11
期が隣の多賀城市が11期で行っております。一番多いのが10期ということで、20市町が行っ
ております。あと9期が5市町、あと8期が6市町、8期は塩竈市が該当するところなんです
が、8期が6市町村、あと6期が1市町村ということでございます。

メリットは先ほどお話ししたんですが、前年度が確定する7月前に賦課するため、回数をふ
やすということは暫定賦課ということになりまして、賦課作業が作業としては2倍になると
いう、私たちが2倍の作業量が発生することや送料あるいはコンピューターのプログラム変
更等発生しまして、今のところだと約1,000万円近い金額が発生する見込みであります。そう
いった最終的には納期をふやすことによりまして収納率への影響、あるいは平成29年度に県

が保険者になることから、今後その辺も加味しながら課題を整理して前向きに検討してまいりたいと考えております。

○伊勢委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろありがとうございました。だからそういうふうの前向きに早く検討してもらいたいよね。29年度、どうせ一緒になるから、そのときにはやらなければならないんでしょう。そうするとシステムを変えなければならないんじゃないでしょう。ですから、今あるほかのどこかの共同で同じシステムで使ってもいいですよみたいなところの何かシステムを借りてくると、今、課長は1,000万円ぐらいシステムにかかると言ったけれども、安くなるかもしれないしね。いろいろ検討してもらって、やはり負担増に思われぬように、多賀城が11回払いで塩竈が8回払いだとすると、多賀城から塩竈に引っ越したとき急に保険料が高くなったなんて勘違いしますので、その辺納めやすい制度に早急に検討してもらって、やっていただければいいんじゃないかなと思います。

それと、7月にならないと納付額、所得が確定しないと言われても、ほかのところでは12回払い、11回払いやられているところは、前年度の所得でまずやっておいて、それから直すと思うんですよ。だからそういうことを言わないで、なるべく納めやすいようにしていただければ納付率が確実に上がると思いますので、早急に進めてもらいたいと思います。

それはそれ以上言ってもお答えはないでしょうから、答えがないということは、市長の感想をお聞かせください。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 納期の回数についてのご質問でありました。回数が少なくなれば1回当たりの負担が減るというのはご質問のとおりであります。我々のほうとしてはできる限り正しい数字でという思いで今までこういう取り組みをさせていただいてまいりましたが、今後の課題ということでしっかりと検証させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○伊勢委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。よろしく願います。

では次のことを聞きます。

No.13の23ページ、先ほど共産党の小野委員もお聞きになっていましたが、こちらの23ページのほうがもっと財源的にも詳しく出ている表だと思うので、全体的な下水道関係の事業を見るのにこれがいいんじゃないかと思います。

それで、港町二丁目の下水道整備事業からずっと下のほうまで、藤倉区画整理下水道事業まで下水道事業関係が書いてありますので、先ほども聞かれたと思うんですけども、ここまですんで進んでいるということは。今回、この23ページの表に載っている各事業をやると26年度中に大体そういう下水道とか直すようなところは何%くらいまで直さなければならないところのうちの、27年度までに全部直さなければならないということは説明は聞きましたけれども、今年度中、26年度、この予算を使ったら大体やらなければならないことの6割くらいは進むのかどうか、7割くらい進むのかどうか、その辺のところ、復興実感の年としてことし上げているとすると、その復興実感を何割くらい感じる事業になっているのか、大枠でいいですので、各下水道事業の進捗率について出せたらよろしくお願いします。

○伊勢委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 復興交付金事業で実施してございます下水道事業の26年度の進捗状況というお話でございます。25年度、26年度合わせまして復興交付金事業の予算としまして、主要な部分でいきますと約60億円ぐらいを計上させていただいていると思います。全体のところでいきますと約100億円ちょっとぐらいの事業費を見込んでございますので、そうしますと約6割強ぐらいの進捗ということになろうかと思っております。以上でございます。

○伊勢委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。私みたいな頭には今の課長のように大ざっぱに言ってもらったほうがかえってわかりやすい。100億円ぐらいは全部で直したりやらなければならないんだけれども、25年と26年度で60億円ぐらだから6割だべと。市民の方はかえってそのぐらひのほうが、細かい数字を言ってもどのくらい進んだのかなというのがわかりにくいと思うので。

そうすると、ことしは実感率6割という下水道事業なのかなと。引き続いて大急ぎで27年度まで実感率が10割行くように頑張っていたらいいなと思ひまして進捗率をお尋ねしました。というのは、ここの事業が、下水道事業のところの事業費が26年度総事業費で89億円、そのうちの57億円が繰入金の関係でやられるということですので、大きな項目の予算比率が高いですので、ここがやはり直ると復興してきたなという、道路もそうなんだけれども、下水道も直ると復興を実感されるんじゃないかなということで、頑張ってやっていただきたいと思ひってお尋ねしました。

次に、介護保険事業のことを聞きます。

No.10の324ページ、ここに繰入金という項目の中で書いてあるので、これは一般会計からのルール分の考え方だということと、先ほどの表では、この繰出金一覧表のところには基準内だけだということで、基準外はないという説明でございましたので、このぐらい一般会計から入れても基準内ですよという考え方だと、幾らまで入れて基準内の考え方なのか、その辺のところ、基準内の考え方、もう一度、金額的に、今年度介護に入っている6億9,700万円よりももっと、8億円入れても基準内なのかどうか、その辺のところを説明をお願いします。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 全て基準内というお話でございまして、そのとおりでございます。

一つは何かといいますと、これは介護保険法の中の一般会計のルール、負担率が決まっているというのが大きな理由です。例えば介護給付費でありますと12.5%、給付費のいわゆる9割分、自己負担が1割ですので、9割分の12.5%というルールがありますので、介護給付費の分としてはルールが決まっていると。同様に、地域支援事業費につきましても同じような考え方がありまして、12.5であったりあるいは20.25というルールが決められておりますので、これも基準内と。

もう一つは事務費の繰り入れというのがございます。事務費につきましては、基本的にこれは交付税措置があるという考え方がありますので、これも一定程度の交付税措置があるというルールがあるということでもありますので、こちらも基準内という扱いにさせていただいているという内容でございます。以上です。

○伊勢委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました、基準内だからと。

そうすると今年度の繰入金は、例えばさっきの説明で言うと事業の9割の12.5%、この数値で予算化しているんですか、あるいはそこにまたもう少し枠は残っているんでしょうか、その辺のところ。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 おっしゃるとおり、予算にのっている給付額、これの12.5%という扱いで計上させていただいております。以上です。

○伊勢委員長 志子田委員。

○志子田委員 なぜ私がこういうことを聞いているかということ、いっぱい入れても基準内だったら、繰り入れしたら、介護保険料の財源の捻出のところなんですけれども、今回の被災者の

負担軽減の中でそういうものをルール上いっぱい入れてきたらいろいろもっと負担軽減する方策があるんじゃないかと思って聞いているんです。それで、ことしの介護保険の予算組みでは全部使っているから、ルール内全部使った、これ以上ない、だから財源がないんですということだったらそれはそれでわかるんですよ。けども、もっと入れられるのかどうか。そうしたら、入れられる可能性があるんだったら、じゃこういうところももう少しまけてくださいという話になるから、その辺のところ全部やっているから財源がないと、ほかの援助する財源はありませんということだったらそういうふう一言言っていただけるとわかりやすいんですけども、よろしくをお願いします。

○伊勢委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 介護保険法の給付費に対しての救済措置の話ということで理解してよろしいかと思うんですが、確かに被災された方に対する自己負担分の軽減分という一定の考え方があるかと思います。それについては、通常国から来ます、これは介護保険特別会計に入ってきます特別調整交付金というものが約8割入ってくると。ただ、これはあくまでもいわゆる1号被保険者の保険料に相当する分の給付費、この分が国から入ってくるという考えになります。その際には国から入ってきたお金に対して、あるいは一般会計のほうも先ほどお話ししました12.5というルールが決まっていますので、その給付費の減免分に対して一般会計も12.5%の負担、こういったものが発生すると。これはあくまでもルール分の考え方になりますので、こういったことを減免を実施すれば必ず一般会計はそういった負担をするという内容になります。以上です。

○伊勢委員長 志子田委員。

○志子田委員 時間がないので最後に1問。短く質問しますので短く答えてもらって。

市立病院のことについてお尋ねします。

資料No.11の4ページに、3目経費というところが書かれているんですけども、それで26年度の考え方なんですけれども、消費税の関係とか、それから電気料金、4月に全国的には今まで一番最大の高額料金になったそうです。そういう影響、消費税と電気料金の影響は市立病院にとってどのような影響があって、どうなされるのか、そこだけ聞いて終わりにしますので、お願いします。

○伊勢委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 病院のほうの消費税の影響でございます。直接

部屋の室料の差額ですとか診断書等の病院で取っている部分の影響額が大体220万円ぐらいということで資料に載せております。これについては3%プラスしてお取りして、あと納めるという形にしております。

ただ、大きいのは薬品等医療材料を仕入れる部分の消費税が5%から8%になりますと大体3,000万円弱ぐらいの増になると見込んでおります。これを何とか診療報酬でカバーしなければならぬんですけれども、今わかっている部分の診療報酬の改定の中では再診料、初診料という部分で30円とか120円上がるとなっておりますけれども、それを計算しますとなかなか300万円ぐらいにしかならないということで、その分を何とかほかの部分でカバーしようということで、今、取り組みを進めているところでございます。

また、電気料金につきましては、全体で500万円から、年間で500万円から1,000万円、使う量にもよるんですけれども、夏場の暑さとか冬の寒さであれですけれども、大体500万円から1,000万円ぐらい電気料がふえるのではないかと見ておりますので、その分を何とか節電なりを含めまして院内で取り組みを進めまして、最低限の影響で進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○伊勢委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 私からも質問させていただきます。

この場をちょっとかりまして、一言だけ。

3月31日付で退職される職員の皆様に本当に心より感謝と御礼を申し上げたいと思っております。皆様は本当に、去年もおととしも退職された方は本当に、経験のなかったあの震災を経験して大変な苦勞の多かった行政運営をなされたのではないかなと思っておりますので、皆様におかれましては退職後は健康に留意されまして自分の道を歩んでいただければなと思っております。そして、塩竈市民を忘れることなく、塩竈市勢発展のためにご尽力を賜りたいと希望しております。よろしくをお願いします。

それでは、今、志子田委員が言った病院からお聞きしたいと思えます。

まず、資料No.11なんですけど、全体的な考え方を聞いていきたいと思えます。

まず病院の事業は大体31億円ぐらいだということなんですけど、それで、やはり市民の命と健康を守る上で、今回は質の高い医療環境を目指すということで医療機器の整備で2億8,235万円ほど計上してあります。午前中とかほかの委員の質問でいろいろ聞いたんですが、あとそのほかにリース料というのが医療機器で5,638万円くらいあるんですけど、そういった意味で考

え方として、このリース料の機器と購入する機器、その差というのはどういうふうな差で選んできているのか、わかれば教えてください。

○伊勢委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 一般的には高額なものに関しては起債ができれば起債でいくというのが原則でございます。午前中のご質問でもお答えしました医事システムというのが2億幾らかかると高額なものになっていまして、これは可能ならば起債でいくと。これはいわゆるオーダーリングといいまして、薬とか検査全てオーダーを手元でできて、それから画像も見れるというシステムになっていまして、患者さんへのサービスの点、それから医療安全の面でも非常に役立つものだと思います。それからもう1点はオートクレーブといいまして、手術器具とかを消毒する機械でございます。これは非常に高額な機械で、直し直し使っていたという機械でしたけれども、今回ようやくそういうものも、大きいものも含めて起債でできればと思っています。あといろいろまだほかにも医療機器、患者さんの状態を監視する装置とか医療安全に伴う機械もそろえなければいけません。そういうものに関して、可能なものに関しては起債でいきたいというのが原則でございます、それで、できればそのほうが得なことはわかっていますので、起債できれば。それ以外のものに関しては小さいものはリースで借りる場合もあろうかと思いますが。以上です。

○伊勢委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。

それで、管理者にお伺いしたいんですが、市立病院の将来像を考えるとやはり地域にはなくてはならない病院を目指していくのはもちろんだと思います。その中で、市立病院にかかって外科的手術をしたと、しかしながら放射線科がないのでほかの病院云々という話もあるんですが、そういった意味で、今後市立病院にそういった、せつかく入院された患者さんを完治、治癒させて退院させるような、そういった考えで放射線科とか、もちろんそういうものをすればドクターの配置やらそういったものになると思うんですが、そういったお考えが今後考えているのか、今の現状だけで黒字化だけを目指していくという考えなのか、その辺の方向性だけ、簡単にといいか、やるかやらないかの方向性があるかないかでお答え願えれば。

○伊勢委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 菊地委員おっしゃるとおり、それは確かに自分のところで全てできていければ一番いいと、私もそれは思います。放射線治療、これは非常に高額な機械でござ

いまして、機械だけで、定位放射線療法とか強度変調といまして、コンピューターで画像を描き出してそこに集中的に放射線を当てる、大体数億ぐらいかかる機械でございます。附属の建物をつくと大体10億ぐらになるんだそうです。そういう機械なもんですから、単なるレントゲンを入れるというわけにいかないところがございまして、その辺の考えはいろいろまた。この地域はそんなに確かでないことは、薬科大病院にはございますけれども、あとは仙台市内と、遠くは石巻日赤、なかなか、委員おっしゃるとおり、そういう考えも一つあろうかと思えますけれども、何せやはり医療、効率性も考えなければいけませんので、病院経営上の問題もありまして、今我々ができるところをしっかりとやって、その中でまた今後どういふものを目指していくか、また考えていきたいと思っております。以上です。

○伊勢委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

病院経営上、あと費用対効果云々もあるんですが、やはり病院だけでできないし、そういった考え方で、行政側がいいよと、そのためにお金を出していくよというのであれば可能だと思いますので、そういった意味で、あとやはりマスコミ等なんかでも言われているのが、同じ放射線でも、私は医学的なのはわからないんですけども、マスコミで言うと陽子線というんですか、それだとすごく効くということなんで、そういった特化したような放射線を扱えないものなのかという思いもありますので、それも莫大なお金、例えばこの辺だと郡山にあるとかと聞いていますが、そういうのを塩竈あたりに持ってこれないものかなと思っておりますので、そうすればお客さんというか、患者さんを診て新たな病院の経営というのが成り立つのではないかなと。そういう別な方向から思っておりますので、ぜひともそういったのも、お金がうんとかかるといっても、それは市長は市民のためにお金を使うんだという考えがあると思っておりますので、行政側にばんばん要求して、なってもらえばいいかなと。それが住みよい塩竈につながるのではないかなと思っておりますので、今後よろしく計画なり立てて、我々にも応援団をさせていただければ幸いに存じますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、介護のほうなんですが、資料No.10の333ページあたりで聞きたいんですが、例えば施設介護サービス給付費関係でお伺いしますが、施設に入所する際、保証人を立ててくださいという言い方をされます。では、ひとり暮らしの方、身寄り、頼りない方がもし介護施設関係に入る場合、そういった保証人関係はどうなるのかなというのが一つ心配します。それで、一度施設の方にその保証人って何ですかと言ったら、費用を払えない人がたまにいるので、

その方のための保証人みたいなことを言われたんですけれども、そういった場合、払っていただければその施設の運営というのも大変困るんだという言い方をされていまして、その辺は行政側として施設運営に関してのやりとりというのはどういうふうに見て、どういふふうに指導しているのか、簡単に教えてください。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 施設介護サービスのことでの保証人についてというお話なんですけれども、それぞれの施設ごとで対応が異なっております。施設であれば県とか、あと地域密着型だと市ということで、それぞれ保証人の体制が異なっていて、まちまちだということをご理解いただきたいと思います。

○伊勢委員長 菊地委員。

○菊地委員 まちまちだというお答えなんです、それにしてもやはり施設運営も充足率が大体平均で95%ぐらいないとかなり経営が苦しいんだよというふうな、どこの社会福祉協議会で受けた地域密着型、ここを抜きにしても大体95%ぐらいでならしていけないとかなり運営が厳しいということなので、そういった意味で大変な思いをして経営されているんだよというのは伺ってました。よその施設でもやはり充足率、市立病院で言えばベッドの回転率の問題となるんですが、施設では入所の回転率が大変なんだというふうになってはいますけれども、そういった意味で行政側として、よく3カ月待ちだの、2カ月待ちだのと待機者がいるというんですけれども、そういった意味でのバランスをとってやってらっしゃると思うんですけれども、より効率的に効果的にそういった対応をなされるよう今後とも施設と話し合いをしながら進めていただきたいと希望していますので、そういった意味で何か施策として行政としてしているのかどうか。ここにあるような金額、大変多い金額が14億だの何だのとなっていますけれども、それは施設を使ったやつなんです、それだけお金を出したにもかかわらずそういったことがあるということについて、何か指導的な立場があるのかどうか。

○伊勢委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 介護給付費は、利用されて直接国保連を通じて施設のほうに支払われる金額でございます。実地指導とか行っていますので、その辺の、これが病院であれば連帯保証人とか保証人とかそういった関係で施設ごとで多分結んでいらっしゃるのかなと思いますけれども、こちらとしての権限は地域密着型が権限ですので、指導していきたいと思っております。

○伊勢委員長 菊地委員。

○菊地委員 いわゆる入所する人たちのかかわりは長寿社会課がある程度かかわっていくと。そのほかの施設関係の運営というのはどこが、福祉事務所が持つのか、管理監督するのか、それとも相変わらず県の指導なのか、その辺の役割分担というのが今どうなっているのか確認をさせてください。

○伊勢委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 社会福祉法人等の運営に関しましては社会福祉法という法律に基づいております。それから、介護施設であれば介護保険法という法律になりますけれども、県のほうで権限移譲がありまして、今現在1市町村内だけで運営している社会福祉法人につきましては市の権限になっております。複数の市町村に事業所がまたがっているような法人さんにつきましては、県のほうで社会福祉法人のほうの定款の審査ですとか理事会とか、そういった法人のあり方の運営については私どもの生活福祉課並びに県のほうの担当になります。それから、介護保険施設としての指導監督については県の長寿社会の関係のほうをやっているという状況でございます。

○伊勢委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。要するに、法人格関係だのその組織の運営関係は県と行政側が一緒になってやるということの理解でよろしいんですね。ありがとうございます。

それで、うわさで質問してはだめなので、あとは直接行ってご相談申し上げます。いろいろあるみたいなので、さっきの充足率関係があるので、後で相談しに行きますのでご指導をお願いしたいと思います。

あと国保関係、資料No.10の211ページ関係で、国保関係は72億210万円くらいの予算でことはやると。それで、値下げをするということで、よかったなと思っています。

しかしながら、財政調整基金というか、いわゆる万が一何か起きたときに出すんだよというお金が3,800万円くらいになるのかなと思っていますが、4,800万円だっけかな、3,800万円くらいになるように試算されていましたが、本当に大丈夫なのかなというのが心配であります。値下げをして市民の方にはよかったよと言われても、万が一大きな病気や流行感冒とかそういうのになったときの対応ができるのかどうか、それを心配しますので、前にも聞いたんですけれども、改めて本当に大丈夫なのと、せっかく下げて、あと運営が厳しくて、いや何とか市民の皆さんというか、被保険者の方、値上げ云々とならないのかどうか、その

辺の考え方、お願いします。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 国保の財政の部分でご心配をおかけして大変申しわけございません。

前回12月の定例会のときお示しさせていただきました27年度末でということで、今回国保税を引き下げをさせていただきました時点では27年度末で数千万というようなお話をさせていただいたと思っております。ただ、現在、そのすぐ後だったんですけれども、我々が全く想定しておりませんでした国の特別調整交付金、こちらの追加拡充交付があると。このことで今回これを財源として当て込みまして一部負担金の免除のほうは十分賄えるという見通しを立てております。さらに、こちらのほうの交付も3年間ということで国のほうでは計画をされているということですので、27年度までの間こちらの新たな財源というのも獲得できておりますので、今のところ国保の財政面としましては27年度までにつきましては十分今の税率でやっていけると確信しております。

○伊勢委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。今回の税率改正でも十分やっていけるといってお言葉なので、安心して見守っていきたいと思います。

それで、もっと安心できるというのが、222ページにある収納率向上に1,422万6,000円、そして238ページには医療費適正化対策で1,509万2,000円と。こういう費用をしながら国保会計の安定化を図っていくと思うんですけれども、果たして収納率向上に1,400万円を出してどのくらいの収納率の向上を目指しているのか、あとまた多分医療費適正というのはレセプトの計算、請求漏れの金額だと思うんですが、1,422万6,000円を出すのと医療適正化に1,500万円ぐらい出して、こちらがこのくらい収納が出ますよと、あとレセプト関係の適正化でこのくらいの効果があるという金額がわかればお示してください。

○伊勢委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま収納率向上対策事業の中で2,300万円ほど賦課徴収ということで課税しております。その内訳で、ただいまお話あった1,400万円は収納率向上対策事業ということで行っています。この収納率向上対策事業の内訳といたしましては、勸奨員の方の賃金等あるいは24年度から始めましたコンビニ収納の手数料等が含まれております。

ただいま質問ありました収納率の向上、どのくらい向上できるかというのは、一概に何%向

上できるということはお答えできませんけれども、今現在の収納率、昨年度では85.37%でした。前年度に比べて2.47%増となっておりますが、今年度の今現在1月末の収納率、現年度の収納率ですけれども、若干減少となっております、0.2%の減となっております。ただ、このまま推移した場合、目標としては85%という目標を立てていますので、その85%は何とか確保できるかなと考えています。また、一方、滞納繰り越しの収納率ですが、1月末現在で5.4%の大幅な増となっております。ですので、現年度の滞繰合わせますと1月末現在4.7%の増となっておりますので、金額にしますと全体としましては滞繰含めますと25億円前後ですので、その5%の向上になっているというような状況となっております。

○伊勢委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、医療費適正化対策事業についてご説明申し上げます。

委員おっしゃいましたとおり、一つにはレセプトの再点検ということで、請求のミスであるとか重複であるとか、そういう部分を確認して適正な請求に直していただくというものもございます。

あともう一つは、この中に先ほど来いろいろお話しただいておりましたジェネリック薬品の利用促進ということであるとか、あとは今後本市におけます疾病の動向ですとか、そういったレセプトの詳細な分析による地域の特性等を生かした保健指導というような形に結びつけていくための事業も入っておりますので、レセプトの点検だけでご請求等に関するものだけですと250万円ぐらいしか多分お金としては上がらないと思うんですが、それ以外の効果というところで、なかなか表に計算して出すのは難しい効果ですけれども、そういった全体的な取り組みとしてさせていただいているものでございますので、よろしくをお願いします。

○伊勢委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。国保、大事な事業ですので、安定した経営をなされるよう見守っていきたいと思います。

次に、交通事業関係でお伺いします。資料10の195ページからなっています。

簡単に、今回1,000万円を出して交通事業会計、経営健全化と、たしか前の委員も質問しておりましたが。それで、浦戸の人口が433人、そしてこれはいわゆる住民票を移したか、あるというやつ的人数だと思うんですが、実際はもっと減っているのではないかという話があるんですが、そういった意味での交通事業会計の経営の健全化だと。塩竈市としてはどのような

な浦戸交通の健全化を考えていくのかどうか、基本的にこういうことですよと。まるっきり白紙の状態での健全化の委託をするものなのか、それともある程度行政の考えで委託をするのか、その辺ちょっとわかりやすくもう一度説明願えれば助かります。

○伊勢委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 浦戸地区の人口がここ数年どんどんどん減少しているというような状況がございまして、実際に島民の方々の利用状況というのは恐らくこれから下がっていくのではないかとというような感じでは見ております。ですので、劇的に交通事業会計の事業収入自体がふえるということは恐らく余り期待できないのかなというような感じでは捉えておりますけれども、ただほかに何らかの策を講じることによって事業収入を維持する方策とか、そういった部分は可能なのではないかとということでは考えております。そういったことを複合的に考えながら交通事業経営健全化計画のほうは策定していきたいと考えているところです。以上でございます。

○伊勢委員長 菊地委員。

○菊地委員 経営健全化、そこが問題で、繰出金も出ているわけですよ。そうすると本当に抜本的に……。199ページに、策定の委託をするわけですよ、1,000万円。それは前のときも出てきて債務負担行為でどうのこうのというときに質問させてもらったんですが、基本的にこの委託をして調べてもらうのは、委託をするというのはわかるんだけど、じゃ今の二元代表制の議会として、片一方の議会としてのこういった質疑、意見、この策定委員会なるものに我々のこういう意見が反映するんですかというのが聞きたいんですよ。何年も前から交通事業会計をどうするんだ、大丈夫ですか、こうしたらいいでないですかというような提案もしていたわけなんですけど、そういった我々議員、委員の意見というのが反映されるのかされないのか。新たに真っ白でやっとするんですという1,000万円なのか。その辺が前回も提案された中で我々が一番興味があるというか、二元代表制として片一方の一元のほうとして市民の声、意見、我々の考え、一部かもしれませんが、一応そういった声をどういった意味で反映できるのかなというのが疑問なんです。こういった委員の中に我々の声、意見がどのくらい反映されるものなのか。先ほど志子田委員がパーセントで聞いていましたけれども、我々の声、意見というのが半分以上入るのか、それともゼロに等しいのか、その辺のお考えが何かもしおありでしたらお答え願いたいと思います。

○伊勢委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 昨年度というか、債務負担でこの1,000万円をお願いするときにも私のほうから説明させていただいたかと思えます。現行の交通事業経営健全化計画については、作成した際に議員の方々にもその内容をお示しをさせていただいたということについては委員も記憶にあるかと思えます。今まで中型船3隻で運航してきた体制をまずは中型船2隻、小型船1隻というような形で運航させていただきながら経費の縮減に努めていくというようなことについてはご説明をさせていただいております。

もう一つであります、この浦戸交通船の使命であります、やはり島民の方々の唯一の足であります。そういったものについては、我々は何としても守っていかなければならないという思いであります。そういったことを再三再四ご説明させていただいてきておまして、ただ、一方では23年3月11日の東日本大震災を契機に浦戸の人口が年々減少していくというような新たな要件もございますので、そういったものを組み入れながら、多くの皆様方にご意見をいただこうと。当然のことではありますが、現行の問題、課題についてはしっかりとご説明をさせていただきます。そういった我々の提案に対しまして、委員の方々から今後の浦戸交通のあり方についてさまざまな視点、角度からご議論いただくものと思っております。

まだ委員会は始まっておりませんので、このような形で予算を提案し、お認めいただいた後にしっかりとそのような議論を深めさせていただきますし、これまでもそうであったように折に触れまして議会のほうにはこういった形で議論がされておりますということについてもご報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 多分本日最後になろうかと思えますが。

私のほうからは、まず市立病院関係の資料No.11から二、三お聞きしたいことがあります。

また、資料No.17の50ページに、繰出金ですか、6億3,790万円というものがあるわけですが、26年度の市立病院の予算実施計画の中にそれに該当する金額が見当たらないので、どういう形であらわされているのかお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

資料17の50ページ、病院への繰出金全体で6億3,790万9,000円となっております。病院の予算書11番の中ですと17ページをまずお開きいただきたいと思えます。17ページの1項医業収益3目その他医業収益、これの1番目の他会計負担金、ここに一般会計からの負担金という

ことで9,560万円ございます。これが一つです。あと2項のほうの医業外収益の1目他会計負担金1億2,875万2,000円、これも一般会計からの負担金となっています。2目他会計補助金、ここにも5,973万3,000円ということがございます、これも一般会計からの補助金。あと下のほうに行きまして3項特別利益、1番目の他会計補助金になっています。ここが2億5,672万4,000円、これが3条予算の中の負担金の一般会計繰り出し分です。あと4条の分……。

繰出金という名称でこの予算書の中に入っているということではございませんで、予算書の中ですと一般会計からの負担金または補助金という形で予算書に計上しております。17ページの1項をごらんいただくと医業収益がございまして、この中の中段のほう3目にその他医業収益とございまして、その中の1、2、3、4、5と節があるんですけども、1番目の他会計負担金、ここに9,560万円というのがあります。これが一般会計からの負担金、これが一つです。次の2項のほうの医業外収益とございまして、その中の1目他会計負担金の中の1節他会計負担金、ここに1億2,875万2,000円、これも一般会計からの負担金という形で記載されています。その下の段、2目、ここにも他会計補助金という項目がございまして、これが5,973万3,000円、これが補助金という名目で入ってございます。一番下の段、3項特別利益、この一番下に2目他会計補助金の1節といたしまして他会計補助金ということで2億5,672万4,000円、これが一般会計からの補助金という形で入っております。これが一つです。

また、21ページをごらんいただきたいと思います。

ここは資本的収入のほうの欄でございまして、この中の1款資本的収入の中の1項1目1節他会計出資金、ここに6,710万円、一般会計からの出資金となっております。その次の欄の2項1目他会計補助金1節他会計補助金ということで3,000万円、これが一般会計からの補助金という形で記載しております。

これは分かれていますんですけども、これをトータルいたしますと6億3,700万円になるというような予算計上になっております。なかなかわかりにくくて申しわけないんですけども、こういった形で分かれて計上しているという内容です。よろしく申し上げます。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

とすると、この資料の4ページに書いてある収入の内訳というのは何の参考にもならないような気がするんですが、本来これはみんな収入の分に入るわけですよ。2項1目、2目に他会計負担金と他会計補助金ということで書いてあるんですが、これだけだと6億円にはど

うにも届かないのでお聞きしたわけですが、こういう資料というのはちゃんと一目でわかるような、我々が理解できるような資料として提出されるべきではないのかなと。あちこちのページを拾っていかないと、まるで宝探しでもしているような形では理解できないと思うんですね。そこのところを、何か病院会計は今までずっとやってきたからこうなんだと言われてしまうとそうなのかということになるんですが、やはり誰が見てもわかるような仕組みにしていかないと経理内容というのはわからないわけですよ。その辺は改良の余地があるのかどうかお聞きいたします。

○伊勢委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 4ページ、5ページが予算の実施計画ということで、もう少し大きなくくりになっています。先ほどご説明しましたのがそのさらに詳しい項目ということで記載しております。そちらのほうがわかりやすいかなと思って説明したんですけれども、この4ページ、5ページ分をさらに詳しくしているのが17、18という形になっておりますので、次回からはこの4ページ、5ページの中に全体的に繰り出し、繰り入れの部分がわかるような形で工夫させていただきまして、検討させていただきたいと思いますので、お時間をいただければと思います。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、できるのであればそうしていただきたいと思います。

それで、いろいろ病院会計のほうでご努力されて、経常収支は黒字に転換されたというお話も聞いているわけですが、ただやはり繰出金がないと結局まだ黒字に転換ができていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○伊勢委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 改革プランをつくる際に、市からの繰出金も含めての計画をつくりました。ただ、繰出金が全てではなくて、自分たちの病院で上げた収益もないと達成できないという計画になっております。26年度ですと8,000万円ぐらいの現金収支を上げていくとか、25年度決算見込みですとそういった5,000万円とかなっておりますので、自分たちで市からの繰り入れを除きました黒字分があって初めて今回不良債務を消していくという形になっておりますので、そういった形で今後も黒字を積み重ねていきまして、市からの繰り入れは改革プランが終わりますと終わる部分もありますので、それが終わりましたもずっと継続的に黒字会計になれるように努力していきたいと思っております。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 とすると26年度終了時点では、27年度には繰入金というか、繰入金がなくても単年度決算で黒字転換できるという理解でよろしいんですか。

○伊勢委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 市からの繰入金を除いた黒字転換というものは25年度決算あたりからなっております。なかなかこれは説明しにくいんですけども、病院のほうで考えている黒字といいますのは市からの繰入金を除いて病院独自の現金を積み上げていった黒字ということで努力していますので、それについては一応達成をしているという状況でございます。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうするとその繰入金をしている理由がいまいち理解できないんですが、例えば設備投資のためとかいうようなことなのか、ご説明いただけます。

○伊勢委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 私のほうからお答えします。

改革プランをつくった当時、公立病院改革ガイドラインというのが総務省から出されて、その中で、市からある一定程度の繰り入れを入れて、そして病院独自で黒字を出していく、そういう計画をつくったわけですね。病院を持っていることによってベッド数に応じていろいろ繰入金、正規の繰入金があります、もともとの。病院がなければ入ってこないという繰入金、病院を持っているために繰入金が入ってくる。それプラス採算が合わない部門、救急とかいろいろな小児医療とか在宅とか、そういうものも含めて市から一定の繰入額をその当時決めたわけです。この中で病院経営をあと自分たちで努力してやっていきたいと思いますというのがもともとの趣旨でございまして、ある程度繰り入れをしっかりといただいて、その中で病院で独自黒字を出していくという病院での動きになっております。以上です。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると公立病院であるがゆえにそういった繰入金の制度があって、それが入ってくると。民間の病院とはそこが違うんだよということでもいいわけですね。それはそれでわかりました。

それとあとちょっとお聞きしたいのは、同じ資料で14ページ、一応25年の損益計算書、これは予算とちょっと外れるかと思えますけれども、この下のほうに当年度未処理欠損金40億

4,000万円ということで書いてあるわけですが、不良債務がなくなったということをお聞きしているわけですが、「なくなった」じゃなくて「なくなる」ですか。この40億円の欠損金というのは一応民間企業で言うと累積赤字が40億円あるよという感覚で、例えば病院の売り上げからいって31億円の売り上げで40億円の借金があったらとっくに潰れているわけですね。この40億円という欠損金というのはどういう性格のものかお聞かせください。

○伊勢委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 この欠損金でございます。これは25年度末で大体40億円ぐらいまだ残っているということなんですけれども、これにつきましてはなかなかまたご説明は難しいんですけれども、現金で40億の赤字があるというわけではありませんで、減価償却とかしようとしたときに、手持ちの現金がありませんと帳簿上でマイナス部分が積み上がっていく、見かけ上の赤字というか、欠損金という形になっております。これが40億円あるからといいまして資金繰りに影響を及ぼすわけではないので、当然これが少ないほうがいいわけなんですけれども、毎年毎年今後現金を積み上げていくことによりましてこの未処理欠損金も同時に少なくなっていくという形のものでございまして、この40億円が病院の経営をすぐに圧迫するというものではないという性質のものでございます。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると減価償却した分が、赤字経営だったのでここに欠損金という形で出てきていますよという解釈でいいわけですか。わかりました。ありがとうございます。

あと高度医療に向けて付加価値の高い医療を目指すというお話もいただいていますし、ただそういうことになれば当然ほかの病院にないような医療機器も備えていかないとなかなかそういうこともかなわないのかなと思いますし、先ほどから各委員の方が管理者の伊藤先生にいろいろ新しい機械云々ということをお話しされていますけれども、懐ぐあいもあって、はいわかりましたというわけにはいかないかとは思いますが、やはり病院経営、高度医療を目指す以上はやはりそういうものを備えていかないと目指せないと思いますので、ぜひ頑張ってください、「塩竈に市立病院あり」というくらいの病院になっていただきたいと思えます。地域の二市三町に限らず近隣の方々が「やっぱり市立病院がいいな」と通っていただけるような病院を目指していただければと思います。よろしくお願いします。

それと、今度資料が変わりまして、資料No.9、魚市場会計のことでお聞きしたいと思えます。15ページ、26年度の予算の中でも繰入金3,500万円何がしというものを予定しているとい

うことなのですが、現在の魚市場の体制で幾ら水揚げがあると収支とんとんになっていくのか教えてください。

○伊勢委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

資料番号9の15ページでご質問をいただいたところですが、繰入金ということで、26年度につきましては3,569万7,000円ということで計上しているところですが、この辺の内訳について少しお話をさせていただきたいと思いますが、資料番号17の50ページをお開きいただきたいと思っております。

まずこの繰入金で26年度分ですが、ただいま申しました3,500……、よろしゅうございますでしょうか、資料番号17の50ページでございます。

繰入金、26年度予算として魚市場会計で3,569万7,000円、そのうち基準内の部分が3,222万6,000円でございます。この基準内という部分につきましては営業費用の30%、それから職員の子童手当分全額並びに公債費の50%というのがルール内での基準内での繰入金となっております。

それから、基準外、これは25年度には先ほど財政課長から申しましたようになかったものですが、26年度で出てきております。こちらは今発注しておりますB棟ができた際の施設に係る備品等の購入費の部分、それから今回新たに計上させていただいております遠洋底びき網漁業の補助金の125万円、この合計額が347万1,000円という状況となっております。

基準内の部分というのは通常繰り入れとして認めていただける範囲ということになりまして、基準外の部分を外して考えさせていただきますと、今年度、26年度の予算の根拠となっております水揚げ額というのは103億円で計上させていただいておりますので、おおむねその額であれば現在の予算というのがペイといえますか、プラス・マイナス・ゼロで動いていけるものと考えておるところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。ということは、認められた範囲内の繰入金を入れていくことによって、魚市場の水揚げが103億円あれば一応市場会計としてはとんとんになりますよという考え方でいいわけですね。

今度、高度衛生管理の市場ができる、完成したとすると、これはあと二、三年で当然できて

くると思うんですが、費用の面でかなり費用がかかってくるのではなからうかというところで、そのときに、じゃ幾らまで水揚げがあったら今度新しい市場がペイできるんだろうかというような心配も出てくるわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○伊勢委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今、委員おっしゃるとおり、二、三年後には市場が完成してまいります。その折にということでございますけれども、今回の市場建設に当たりましてはなるべくランニングコストがかからないような建物ということの一つ考えてはおります。例えば太陽光発電を入れるですとか、あるいは空調も自然換気型の空気の入れかえができるようなシステムとか、そういったものを考えております。ただ、確かにご指摘のとおり、例えばハートビル法の関係でエレベーターを必ずつけるとか、そうするとエレベーターの管理費とか当然出てまいりますので、この辺につきましては今からでございますけれども、やはり今の使用料のあり方そのものがどうなのかという部分もございます。

あと、今、担当課長のほうのお話ではなかった分もございますけれども、実は22年、23年、24年度につきましては繰り出しをいただきながらも一方で魚市場会計から一般会計のほうに一応お返しするような形で繰り出しをそれぞれ22年には1,000万円、23年度には1,800万円、24年度には3,000万円ほどできた。それはいろいろ工事費に伴う消費税の還付があったり、そういったいろいろな要因があつてできたことでもあるんですけれども、そういった中で我々としては新しい市場においても何とか収支が整うような形にしたいと思っておりますし、その一つの方策としては、どういった形で、市が直営で運営するのか、あるいは何らかの形で委託あるいは指定管理をお願いするのかということも含めてその辺も、収支が整わないのでは意味がないので、そういったことも含めて業界の方々と打ち合わせしながら進めているところでございます。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

ただ、やはり一つの目標というんですか、当然コストアップはすると思います。あと、それに伴って当然水揚げ数量というものもある程度の目標を持っていかないとペイできないわけで、そういった意味でも、先ほど阿部委員もおっしゃっていましたが、入港船に対する補助というものをもうちょっと考えていただけないかと。

先日も私が施政方針の中で質問させていただいたときに、市長は国が4分の3の補助を出し

ているからいいんだよと、出しているからいいでしょうというお話をされたわけですが、これは国が出しているのは塩釜だけじゃなくて、全国の多分港にみんな出しているわけですね。そうすると同じ条件で、じゃ塩釜に入るメリット何なのと問われたときに、何もないわけですね。以前はその辺燃料費を幾らか出しますよと、気仙沼と塩釜はやっていました。気仙沼はやめた。塩釜はここでやることによって、産地間競争というんですか、市場間の競争、熾烈に今やっている。その中で、今のうちに、ほかの市場が態勢が整う前に塩釜に入っただくという動機づけをまずしていかないと、漁業漁船というのは1回も入ってこない船というのは本当に入っただくはないんですよ。塩釜というのは入りづらい港であるということが頭にありますので、なかなか入っただくはない。多少値段が高くて入っただくはないんです。そういう類いのものなんですよ。私もずっと市場で、昭和50年に戻ってきて問屋をやって、一本釣りの船と駆け引きをしてやってきましたけれども、そういうものなんです。入らない船は全く連絡しても入りません。ただ、何かのきっかけで入ってきたときに、塩釜は売れるんだと。そのいい例が近海トロールですね。今までほとんど入らなかった。ところが、震災で、塩釜しかやってないので入ってきた。あと大目流し網もそうですね。何だ、塩釜は売れるんじゃない。売れるのは当たり前なんですよ、要はずっと売っているんですから。ただ、船の人から見ると大目流し網は塩釜に全然入っただくはない。だから大目は売れないんだろう。近海トロールもほとんど入っただくはない。石巻から高い魚だけが陸送でトラックで運んでくるだけというようなところで、雑魚は塩釜は売れないんだという先入観がある。ところが、入っただくれば結構売れると。そういう動機づけのためにも、他市場でやっていない、今こそそういった補助金を出すとかがやることによって塩釜に目を向けてもらう。これが2年後、3年後、とどまってもらえれば塩釜の水揚げのアップにつながってくるわけですよ。それを何もしないで、ツボダイだけやりました、ほかの船は知りませんということでは、塩釜の市場は本当にどうなっていくのかと私は心配で心配でなりません。ぜひそのところを考えてください。何千万もかかるわけじゃないと思うんですよ。それなくして魚市場ができたって船は入っただくませんよ。今やるべきなんですよ。そこら辺について、市長、お考えをお聞かせください。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、志賀委員の思いはお伺いしました。

我々も、今お話ししております油類のほかに、例えば船舶の給水の話も委員はよくご存じかと思いますが、かなりほかの港に比べて安い費用でというような取り組みもさせていただ

ております。さらには、これは漁港区域ではないんですが、例えば塩釜の港湾のほうであります。岸壁使用料を今ただにしていますよね。ゼロです。そのほかに特別とん譲与税というものを船主の方あるいは荷主の方々に還元をさせていただいている。恐らくこれは全国でもほとんどないぐらいの取り組みをさせていただいております。ご提案いただきましたその他の施策につきましても、我々のほうでもしっかりと勉強させていただきながら、思いは一隻でも多く船に入ってきていただきたいということについては同じ思いでありますので、いろいろ検証させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 船が入って初めて市場ですから、新しい市場ができて船が入ってこなければ何の役にも立ちませんし、やはり従来と同じことをやっても、ほかのいろいろな施策もそうですけれども、同じことをやって何も変化がないんだったら別のことをやっていかないと先に進めないわけです。やはり市場の水産業界の人はこれから10年、20年、30年、ずっと仕事を続けていかなければいけないんです。そこをひとつぜひ考慮していただいてご検討いただきたいと思えます。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今のようなご提案の施策というのは、例えば1年とか2年という限られた期間ではないというご提案だと思います。相当長い期間やっていかなければならない。一方では、我々よくほかの議員の皆様方からもご質問いただくんですが、塩竈の市民の税金を使ってこういうことをやっているわけでありまして、どこまでできるかということについてはいろいろその都度議会のほうにもご説明をさせていただいているわけでありまして。

もう一つ申し上げれば、本来、市場で仕事をされている方々もいっぱいおられますよね。そういった方々にもやはり努力というか、汗を流していただきたいという思いは私たちもあります。もちろん塩竈市はすばらしい市場をつくって、多くの船に入ってきていただきたい。それは行政だけの役割じゃなくて、水産業にかかわる皆様方の役割でもあります。そういったことを今後も業界の関係者の方々としっかりと意見を交換させていただきながら、でき上がったときに、塩釜は本当にいい市場だよねと言ってもらえるようになお努力をいたしてまいります。

○伊勢委員長 志賀委員。

○志賀委員 業界の方にも汗をかいてもらいたいという、その汗をかくということがどうい

となのか具体的に業界の方とお話し合いいただいて、その合意のもとにぜひとも考えていただきたいと思います。

これもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○伊勢委員長 暫時休憩いたします。再開は17時20分といたします。

午後5時00分 休憩

午後5時20分 再開

○伊勢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第20号について採決をいたします。

議案第20号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、第22号、第26号、第30号、第33号ないし第35号、第37号について採決いたします。

議案第21号、第22号、第26号、第30号、第33号ないし第35号、第37号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立全員であります。よって、議案第21号、第22号、第26号、第30号、第33号ないし第35号、第37号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号についてお諮りいたします。

議案第23号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号についてお諮りいたします。

議案第24号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号についてお諮りいたします。

議案第25号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号についてお諮りいたします。

議案第27号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号についてお諮りいたします。

議案第28号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号についてお諮りいたします。

議案第29号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号についてお諮りいたします。

議案第31号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号についてお諮りいたします。

議案第32号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号についてお諮りいたします。

議案第36号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊勢委員長 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審議に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊勢委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成26年度予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時32分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成26年3月4日

平成26年度予算特別委員会委員長 伊勢由典

平成26年度予算特別委員会副委員長 鎌田礼二